

令和6年度 老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

関係省庁の連携による中山間地域等における高齢者等の
移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業

【報告書】

令和7（2025）年3月



三菱UFJリサーチ&コンサルティング

<目次>

序章 事業の概要	1
1.1 事業の目的	1
1.2 事業の内容	1
第 1 章 市町村アンケート調査結果	3
1 概要	3
2 集計結果	4
(1) 総合事業を活用した移動支援の実施状況	4
(2) 総合事業を活用した移動支援の類型	5
(3) 総合事業を活用していない、その他の移動支援の取組	6
(4) 他の省庁の補助事業等の活用の状況	7
第 2 章 伴走支援を行ったモデル市町の取組内容	9
1 広島県三原市	9
1.1 地域の概要	9
1.2 地域の移動支援に係る現状と課題	10
1.3 行動計画書	11
(1) 今年度の地域目標	11
(2) 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針	11
(3) 目標達成に向けた具体的な行動	12
1.4 具体的な取組	14
(1) 制度設計に関わる行政、社会福祉協議会職員が、制度を理解する。	14
(2) 現行の移動支援の取組について、情報収集し、仕組みに必要な要件等を整理する。	14
(3) 三原市訪問型サービス D 運営補助要綱(仮)を制定する。	19
(4) 地域の移動支援に関心がある人が、法律や制度を理解できるよう、学習の場を設ける。 20	
1.5 取組の成果と今後の進め方	21
(1) 取組の成果	21
(2) 来年度以降の課題と今後の進め方	21
2 広島県神石高原町	22
2.1 地域の概要	22
2.2 地域の移動支援に係る現状と課題	23
2.3 行動計画書	24

(1) 今年度の地域目標	24
(2) 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針	24
(3) 現状における地域住民の活動内容・意向など	25
(4) 目標達成に向けた具体的な行動	26
2.4 具体的な取組	29
(1) モデル実施開始までの準備、役割分担の検討	29
(2) 事業形態の再検討	29
(3) 法的・財源的な検証	34
(4) 運転講習会、モデル候補説明会	35
(5) モデル実施開始、効果検証	36
(6) 本格実施に向けた準備	45
2.5 取組の成果と今後の進め方	45
(1) 取組の成果	45
(2) 来年度以降の課題と今後の進め方	47

第 3 章 移動支援に活用できる他省庁の補助事業等に係る文献調査 . 48

1 中山間地域等直接支払・農村RMO【農林水産省】	48
1.1 農山漁村振興交付金	48
(1) 元気な地域創出モデル支援	50
(2) 農村 RMO モデル形成支援	51
1.2 中山間地域等直接支払交付金	52
(1) 集落機能強化加算	54
(2) 棚田地域振興活動加算	56
2 共創・MaaS 実証プロジェクト【国土交通省】	58
2.1 概要	58
2.2 共創・MaaS 実証プロジェクト(地域交通法・道路運送法等)	59
(1) 共創モデル実証運行事業	59
(2) モビリティ人材育成事業	59
(3) 日本版 MaaS 推進・支援事業	60
3 地域交通の人材育成・確保等に活用可能な施策【総務省】	61
(1) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	61
(2) 地域おこし協力隊	62
(3) 特定地域づくり事業協同組合	63
(4) 事業承継等人材マッチング支援事業(※令和7年度より)	64

第 4 章 他省庁の補助事業等を活用した事例(ヒアリング調査) 65

1 広島県尾道市の「一般社団法人 UME プロジェクト」	65
(1) 概要	65
(2) 「一般社団法人 UME プロジェクト」設立の背景・経緯.....	65
(3) 移動支援サービスの提供の開始.....	67
(4) 活用した補助事業など	69
2 島根県知夫村の「協同組合 YADDO 知夫里島」.....	70
(1) 概要	70
(2) 地域の概要.....	70
(3) 市町村有償運送(バス・タクシー)の概要.....	70
(4) 「協同組合 YADDO 知夫里島」の取組.....	72
(5) 「特定地域づくり事業協同組合」の移動支援への活用	73
3 石川県七尾市の「鉦打ふるさとづくり協議会」.....	74
(1) 概要	74
(2) 「鉦打ふるさとづくり協議会」設立の背景・経緯	74
(3) 生活支援サービスと介護サービスの提供の開始	75
(4) ニコニコ便の概要	76
(5) 活用した補助事業など	77

第 5 章 総合相談会の実施..... 79

(1) 第1回交流会(倉敷市、益田市、宇部市・宇部社会福祉協議会、岡山市)	80
(2) 第2回交流会(広島市社会福祉協議会、山口県防府市)	89

第 6 章 セミナーの開催 94

1 セミナーの目的	94
2 セミナーの開催概要	94
3 アンケート調査結果.....	95

資料編

序章 事業の概要

1.1 事業の目的

総合事業を活用した移動手段の確保については、地域住民の日常生活の維持や介護予防を支えるために必要な支援であり、全国の市町村において大きな課題となっている。

当社では、令和元年度の老健事業において、「介護保険制度等を活用した高齢者の移動支援・送迎のための手引き」を作成し、地域において総合事業等を活用した移動支援・送迎の検討を行うために必要な法制度を整理するとともに、地域が主体となった取組の創出に向けたノウハウを整理した。さらに、令和2年度～令和4年度にかけては、このようなノウハウを全国の市町村の現場での取組に生かすため、市町村等を対象とした伴走支援の実施や、制度変更に合わせた手引きの更新などを行ってきた。

令和5年度には「中山間地域等における介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」において、中国四国厚生局の管内市町村を対象とした研修会の開催や個々の市町村の取組を対象とした伴走支援(岡山市、三原市、神石高原町)、複数の市町村が参加する交流会などを通じた市町村支援等を行った。

本事業では、昨年度に引き続き、中国四国厚生局管内を対象に、三原市と神石高原町のアドバイザーによる伴走支援、および複数市町村を対象とした総合相談会を開催する。また、高齢者の移動支援に係る他省庁の補助事業等の活用についてその制度の内容を整理するとともに、事例に係るヒアリング調査を実施する。

1.2 事業の内容

① 市町村アンケート調査の実施

中国四国厚生局管内の市町村を対象としたアンケート調査を実施した。

アンケート調査では、各市町村における総合事業を活用した移動支援の取組の状況や他省庁の事業等の活用状況を確認するとともに、研修会や総合相談会への参加募集を行った。

② 伴走支援の実施

広島県三原市、広島県神石高原町を対象に、アドバイザーによる伴走支援を行った。

【アドバイザー】

伊藤みどり NPO法人 全国移動サービスネットワーク 事務局長

鈴木 俊之 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)
政策研究事業本部 社会政策部 部長 主任研究員

服部 真治 (株)日本能率協会総合研究所
社会イノベーション研究事業本部 福祉・医療・労働政策研究部 主幹研究員

③ 総合相談会の開催

中国四国厚生局管内で高齢者の移動支援の取組について課題を抱える市町村や社会福祉協議会を対象として、アドバイザーを交えた総合相談会を開催した。総合相談会では、各市町村が抱えている課題や取組内容について市町村間で共有するとともに、アドバイザーから助言等を行った。

④ 高齢者の移動支援に活用できる他省庁の補助事業等に係る文献調査

厚生労働省の介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業）以外の、高齢者の移動支援に活用可能な他省庁の補助事業等について文献調査を行い、その内容を整理する。

具体的には、農林水産省の「中山間地域等直接支払・農村 RMO」や、国土交通省の「共創・MaaS 実証プロジェクト」、内閣府・総務省の「小さな拠点・地域運営組織の形成」などを対象とした。

⑤ 他省庁の補助事業等の活用した事例（ヒアリング調査）

④で調査した他省庁の補助事業等について、具体的に高齢者の移動支援の取組に活用している事例を抽出し、ヒアリング調査を行った。

具体的には、広島県尾道市の「一般社団法人 UME」による「ちょこっと応援サポート（共創モデル実証運行事業）」、島根県知夫村の「協同組合 YADDO 知夫里島（特定地域づくり事業協同組合）」、石川県七尾市の「鉾打ふるさとづくり協議会」による「ニコニコ便（農村 RMO 形成支援事業など）」を対象とした。

⑥ 県・市町村・社会福祉協議会等を対象としたセミナーの開催

中国四国厚生局管内の県・市町村、および社会福祉協議会等を対象としたセミナーを開催した。

第 1 章 市町村アンケート調査結果

1 概要

中国四国厚生局管内の市町村を対象としたアンケート調査を実施した。
アンケート調査では、各市町村における総合事業を活用した移動支援の取組の状況や充実に向けた課題を把握するとともに、研修会や交流会への参加募集を行った。

図表 1-1 アンケート調査の実施概要

調査方法	・各都道府県の介護予防・日常生活支援総合事業の担当者宛てに、調査票など一式をメールで送付し、管内の市町村へメールで配布を依頼 ・回答者は、回答用の URL にアクセスし、WEB で回答
調査期間	・2024 年 7 月 11 日(火)～2024 年 8 月 4 日(金)
回収結果	・合計 53.3%(57/107) 鳥取県 36.8%(7/19) 島根県 42.1%(8/19) 岡山県 63.0%(17/27) 広島県 52.2%(12/23) 山口県 68.4%(13/19)
主な調査項目	・総合事業を活用した移動支援・送迎の現状等 ・その他の移動支援の取組状況 ・他省庁の補助事業等を活用した移動支援の取組の状況 など

2 集計結果

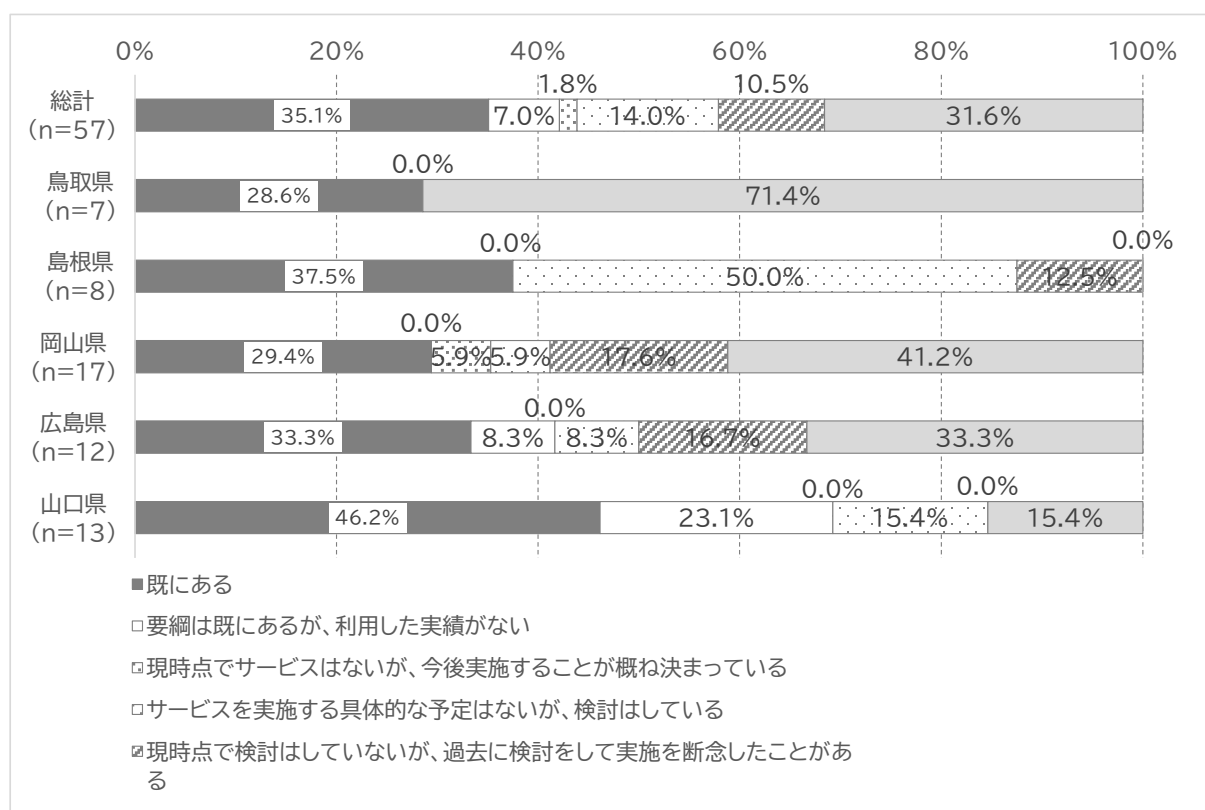
(1) 総合事業を活用した移動支援の実施状況

総合事業を活用した移動支援の実施状況をみると、全体では「既にある」が35.1%、「現時点でサービスはないが、今後実施することが概ね決まっている」が1.8%であり、合わせて41.7%が実施済み、もしくは実施予定となっている。また、「要綱は既にあるが、利用した実績がない」が7.0%であった。

また、「現時点で検討はしていないが、過去に検討をして実施を断念したことがある」は10.5%であった。

県別にみると、「既にある」の割合が最も高いのは「山口県」で46.2%であった。また、「検討は行っていない・行ったことはない」の割合が最も高いのは「鳥取県」で71.4%であった。

図表 1-2 総合事業を活用した移動支援の実施状況



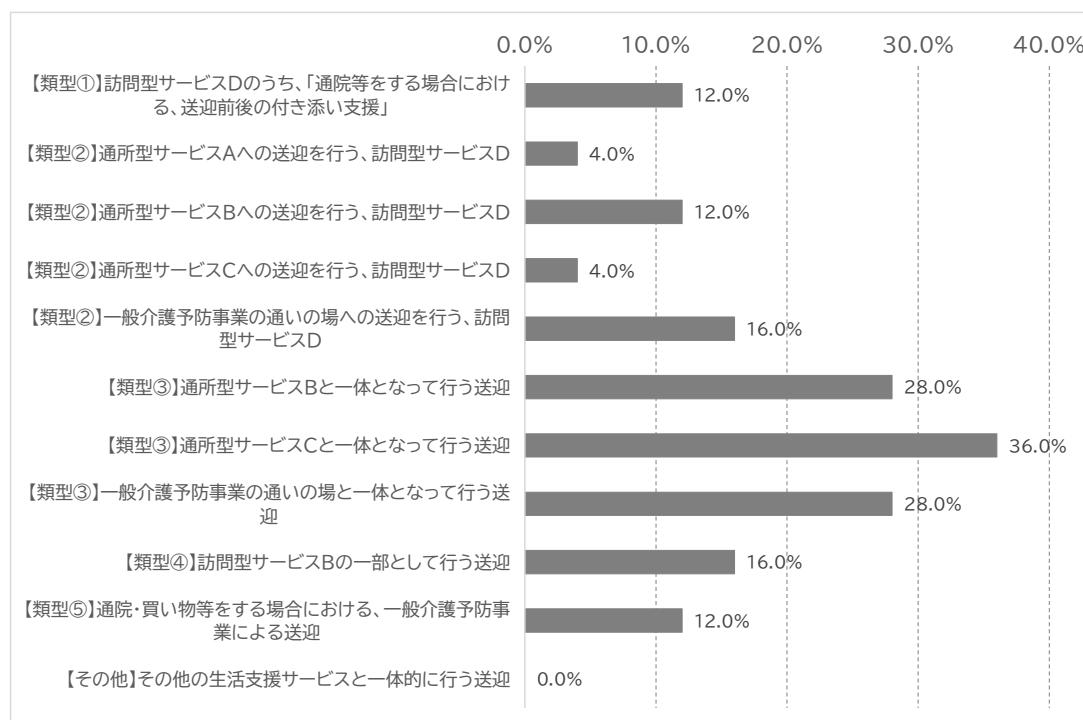
(2) 総合事業を活用した移動支援の類型

総合事業を活用した移動支援について「既にある」もしくは「要綱は既にあるが、利用した実績がない」、「現時点でサービスはないが、今後実施することが概ね決まっている」と回答した 25 市町村を対象に、その具体的な類型を聞いた。

これをみると、最も割合が高いのは【類型③】通所型サービスCと一体となつて行う送迎」で 36.0%であった。

ついで「【類型③】通所型サービスBと一体となつて行う送迎」と「【類型③】一般介護予防事業の通いの場と一体となつて行う送迎」が、それぞれ 28.0%であった。

図表 1-3 総合事業を活用した移動支援の類型(n=25)



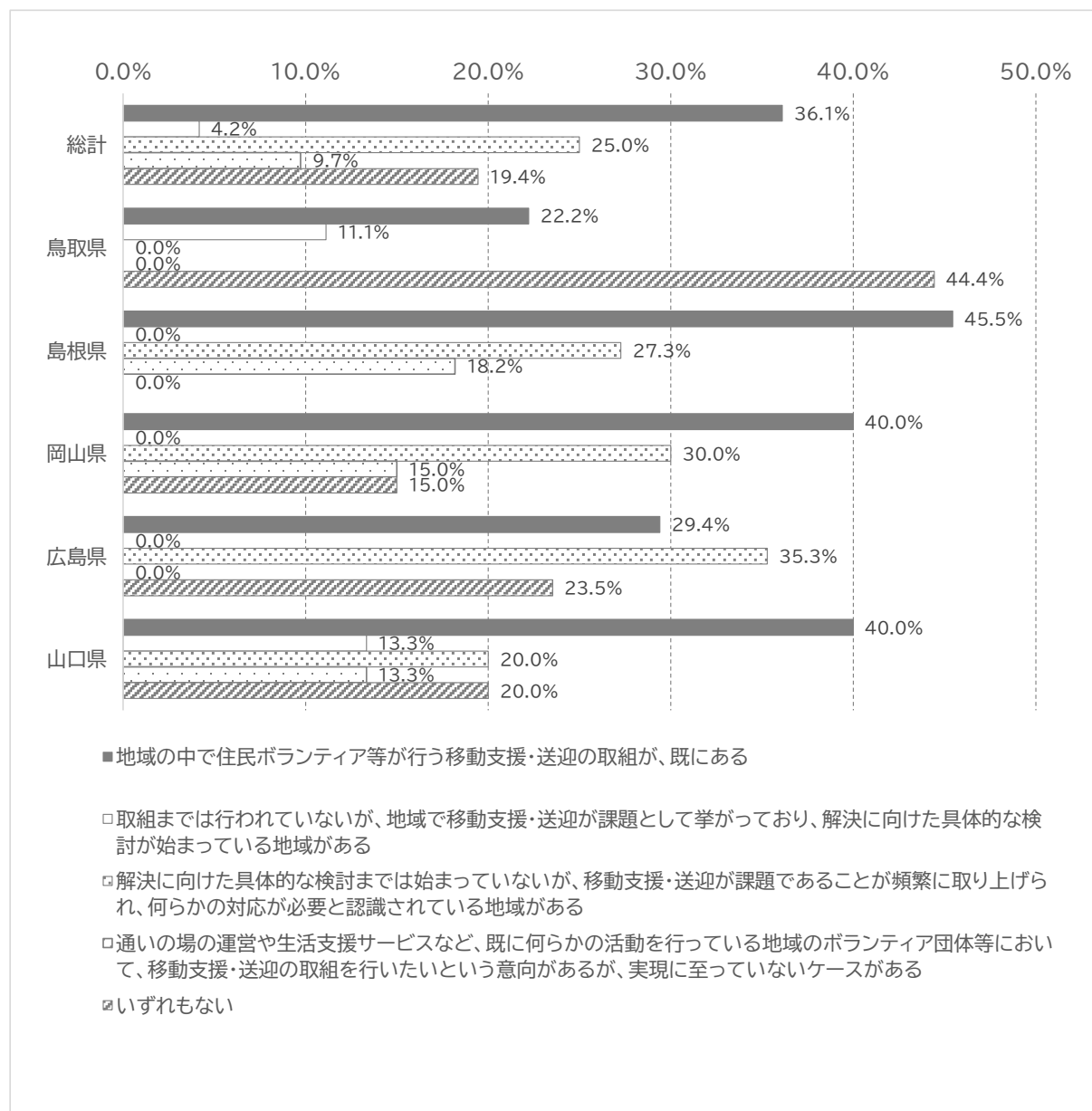
図表 1-4 総合事業を活用した移動支援の類型(県別)

	【類型①】訪問型サービスDのうち、「通院等をする場合における、送迎前後の付き添い支援」	【類型②】通所型サービスAへの送迎を行う、訪問型サービスD	【類型②】通所型サービスBへの送迎を行う、訪問型サービスD	【類型②】通所型サービスCへの送迎を行う、訪問型サービスD	【類型②】一般介護予防事業の通いの場への送迎を行う、訪問型サービスD	【類型③】通所型サービスBと一体となつて行う送迎	【類型③】通所型サービスCと一体となつて行う送迎	【類型③】一般介護予防事業の通いの場と一体となつて行う送迎	【類型④】訪問型サービスBの一部として行う送迎	【類型⑤】通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎	【その他】その他の生活支援サービスと一体的に行う送迎	合計
鳥取県	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2
島根県	3	1	1	1	2	1	2	1	1	0	0	3
岡山県	0	0	0	0	0	2	2	2	0	1	0	6
広島県	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	5
山口県	0	0	2	0	2	4	1	2	1	1	0	9

(3) 総合事業を活用していない、その他の移動支援の取組

総合事業を活用していない、その他の移動支援の取組の実施状況をみると、「既にある」との回答が全体では36.1%であった。

図表 1-5 総合事業を活用していない、その他の移動支援の取組の実施状況



(4) 他の省庁の補助事業等の活用の状況

他の省庁の補助事業等の活用状況について、「補助を受けたことがあり、高齢者の移動支援にも取り組んだ」との回答をみると、「農村 RMO 形成支援事業」は1市町村、「中山間地域等直接支払制度」に基づく「集落機能強化加算」が3市町村、「共創・MaaS 実証プロジェクト」が5市町村、「小さな拠点づくり」が2市町村であった。

なお、いずれの補助事業等においても、「補助を受けたことはないが、高齢者の移動支援に活用できるなら興味がある」との回答が多かった。

図表 1-6 農村型地域運営組織(農村 RMO)形成推進事業(「農山漁村振興交付金」)に係る補助の取得状況

	①補助を受けたことがあり、高齢者の移動支援にも取り組んだ	②補助を受けたことがあり、その中で高齢者の生活支援に取り組んだ(移動支援は対象外)	③補助を受けたことはないが、補助の取得に向けて検討している	④補助を受けたことはないが、高齢者の移動支援に活用できるなら興味がある	⑤補助を受けたことはなく、今後取り組む予定はない	合計
鳥取県		1	2	4		7
島根県	1		1	6		8
岡山県		1	4	12		17
広島県			3	8	1	12
山口県			3	8	2	13
総計	1	2	13	38	3	57

図表 1-7 「中山間地域等直接支払制度」に基づく「集落機能強化加算」の取得状況

	①補助を受けたことがあり、高齢者の移動支援にも取り組んだ	②補助を受けたことがあるが、高齢者の移動支援には取り組んでいない	③補助を受けたことはないが、補助の取得に向けて検討している	④補助を受けたことはないが、高齢者の移動支援に活用できるなら興味がある	⑤補助を受けたことはなく、今後取り組む予定はない	合計
鳥取県		1	2	4		7
島根県	3		1	4		8
岡山県			5	11	1	17
広島県			2	10		12
山口県		4	3	4	2	13
総計	3	5	13	33	3	57

図表 1-8 「共創・MaaS 実証プロジェクト」(「共創モデル実証運行事業」または「モビリティ人材育成事業」)に係る補助の取得状況

	①補助を受けた ことがあり、高 齢者の移動支援 にも取り組んだ	② 補助を受け たことがある が、高齢者の移 動支援には取り 組んでいない	③補助を受けた ことはないが、 補助の取得に向 けて検討してい る	④補助を受けた ことはないが、 高齢者の移動支 援に活用できる なら興味がある	⑤補助を受けた ことはなく、今 後取り組む予定 はない	合計
鳥取県	1		2	4		7
島根県	1		2	4	1	8
岡山県	1		3	13		17
広島県	2		2	6	2	12
山口県		2	2	5	4	13
総計	5	2	11	32	7	57

図表 1-9 「小さな拠点づくり」に向けた総務省や内閣府、国土交通省などの補助金の活用状況

	①補助を受けた ことがあり、高 齢者の移動支援 にも取り組んだ	② 補助を受け たことがある が、高齢者の移 動支援には取り 組んでいない	③補助を受けた ことはないが、 補助の取得に向 けて検討してい る	④補助を受けた ことはないが、 高齢者の移動支 援に活用できる なら興味がある	⑤補助を受けた ことはなく、今 後取り組む予定 はない	合計
鳥取県		1	1	5		7
島根県			3	5		8
岡山県		2	5	10		17
広島県	1		3	8		12
山口県	1		4	6	2	13
総計	2	3	16	34	2	57

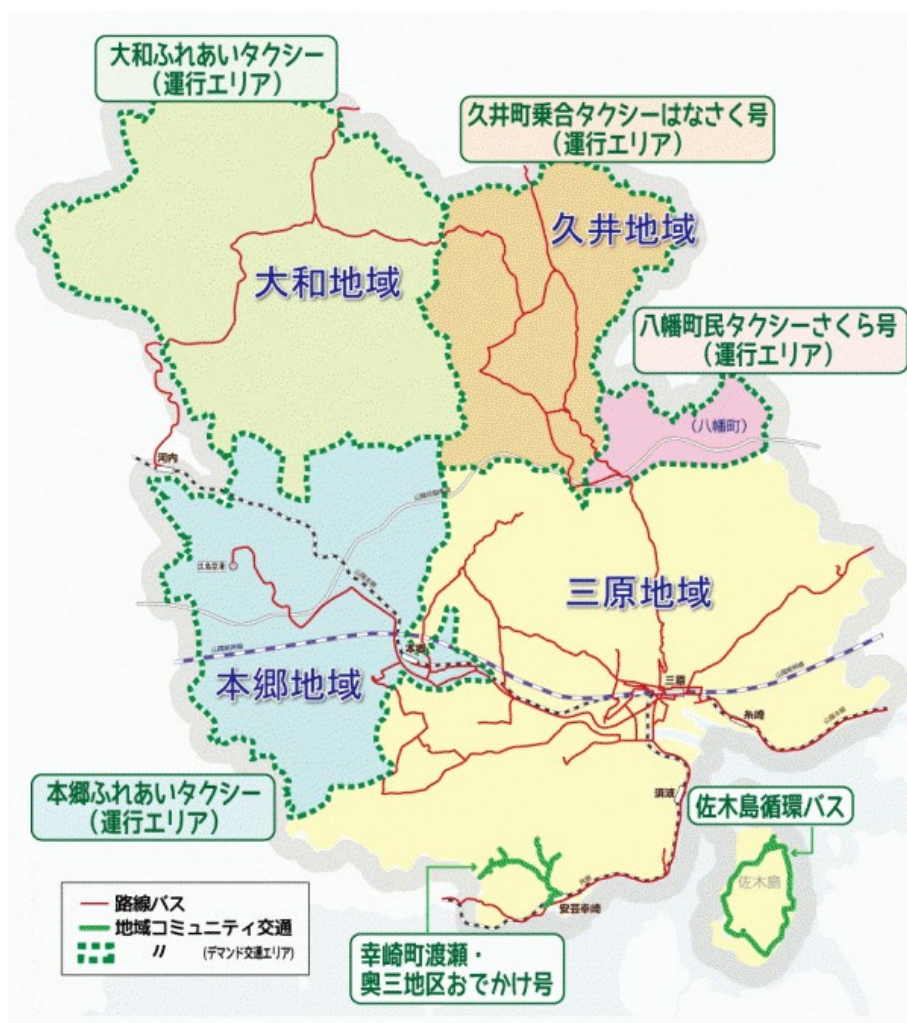
第 2 章 伴走支援を行ったモデル市町の実施内容

1 広島県三原市

1.1 地域の概要

- ・ 三原市内には、路線バス(中国バス、芸陽バス、鞆鉄バス、おのみちバス)のほか、路線バスの提供可能な運行サービスを補完する地域コミュニティ交通が、6つの地域で運行されているが、利用者が伸び悩む一方で、地域からは移動支援の要望が挙がっている。地域住民や利用者からの要望を踏まえるとともに、定期的に評価・検証を実施し、必要に応じてサービス内容を見直すこととしている。
- ・ その他、三原地域の一部では、地域住民が主体となり、家事支援に加え、通院や役所、金融機関、買い物などの移動支援を行っている。また、一部のふれあいいきいきサロンでは、運営者や運営者の依頼を受けた介護事業所が、送迎支援を行っている。

図表 2-1 三原市の路線バスと地域コミュニティ交通の運行状況



(出典)三原市公共交通ナビ(<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/18/bus-zikoku.html>)

1.2 地域の移動支援に係る現状と課題

① 公共交通の利用が伸び悩む中、実際のニーズとのミスマッチが懸念される

- ・ 市内の公共交通は、路線バスが4社と地域コミュニティ交通が6地域に導入されている。
- ・ 公共交通やデマンド交通もあるが、それではカバーされない移動支援のニーズがある。困っている人がいる中で公共交通の利用は伸び悩んでいることから、提供されている公共交通サービスとニーズとの間にミスマッチがあると考えられる。
- ・ 例えば、デマンド交通が校区を超えた利用ができないという点については、ニーズとのミスマッチの1つの要因と考えられる。中山間地域では、必ずしも校区内に商店や医療機関がないこともあるが、デマンド交通が利用できるのは最寄りのバス停までに限られてしまう。
- ・ また、運行する曜日も限られている。

② 住宅団地「ダイヤハイツ」では、既に住民主体で移動支援の取組を行っている

- ・ NPO法人三原ダイヤサロンでは、三原地域の沼田東町にある500世帯程度の住宅団地「ダイヤハイツ」の住民を対象に移動支援の取組を実施している。住民が有志で立ち上げたNPO法人であり、通院や役所、金融機関、買い物などの移動支援を8年程度行っている。団地は高齢化率50%を超えている。現在、支援を提供するドライバーは8名である。
- ・ 市から移動支援の取組に対する補助などはない。NPO法人の活動の中で、市からの委託で総合事業の緩和通所型(通所型サービスA)を行っている。
- ・ 取組開始当初のメンバーが中心となって継続しているが、ドライバーの高齢化と新たな担い手が増えない中、取組を継続することが難しくなっている。

③ 本郷町北方地区では、ふれあいいきいきサロンの送迎を介護事業者に依頼し、行っている

- ・ 本郷町の第2層協議体で、サロン送迎の課題が話し合われた。
- ・ もともと、サロンの支援者が送迎を担っていたが、利用者の心理的な負担感(遠慮)や支援者の負担があり、サロン支援者は送迎を担ってくれる第3者を求めている。
- ・ 協議体で、具体的に依頼したい内容を伝えたとこ、参加する介護事業者から「デイサービス送迎車の空き時間に協力できる」という申し出があった。
- ・ 移動手段がないことが原因で、サロンに来られなくなることを防ぐことと、介護サービスを利用するようになっても継続してサロンに参加してほしいという思いを叶えるために、地域と事業者の連携が進んだ。
- ・ 許可登録を要さない移動支援であるため、利用者から送迎の対価を受け取らず、介護事業者は完全に無償で支援を実施している。

1.3 行動計画書

(1) 今年度の地域目標

現在地域にある移動支援の活動を財政支援し、継続性が高く、他地域でも同様の取組が広がるような制度を作る。

(2) 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針

(地域の現状・問題認識)

<市全体>

- ・ 高齢者の自動車運転免許保有率は6割を超えており、移動手段の多くは自家用車や家族の送迎。
- ・ 路線バスを利用する人に対し、1回100円で乗車できる「敬老優待乗車証」を発行しているが、保有者、利用実績共に減少している。
- ・ 市内6地区(本郷、久井、大和、八幡、幸崎、鷺浦、)で地域コミュニティ交通を実施しているが、利用者が減少し、評価基準となる経常収支率10%を下回っている地域が2地域ある。(運行経費から運賃収入を差し引いた必要経費については、市が全額支援)
- ・ 高齢者のうち、押し車など歩行器を使用する人は、路線バスや地域コミュニティ交通が利用しにくい。
- ・ 住民や専門職へのヒアリングから、高齢者の日常的な買い物や通院、サロンへの移動手段の確保が課題となっている。
- ・ 協議体で、移動の課題は出るが、人材やノウハウの不足、費用負担に加え、事故のリスクから住民主体の支援体制に住民は消極的。

路線バスやデマンド交通など公共交通を基軸に、高齢者の移動支援をしているが、バス停までの移動や乗・降車に支援を要する高齢者は利用しにくいという声があり、別の移動支援策が必要になっている。

<沼田東町の一部(ダイヤハイツ)の課題>

- ・ 平成28年から、住民主体の活動「NPO法人三原ダイヤサロン」にて移動支援を実施している。
- ・ 同法人は、総合事業の緩和型通所介護サービス(委託)や「オタスケマン活動(有償の生活支援)」を実施している。
- ・ ドライバーが高齢化しており、支援者として活動する人が徐々に減っている。
- ・ 許可・登録不要の運用としているため、利用者からは実費相当額しか受け取れず、ドライバーを確保するための収入がない。
- ・ 活動に使用する車両はドライバー個人の車両であり、車両保険はドライバーが自分でかけている保険を使用するしかない。活動中のドライバーや利用者への保険は、全国社会福祉協議会のボランティア保険で対応している。

担い手は、立ち上げ当初のメンバーがメインで、高齢化している。ドライバーの収入や保険の面から、新たな担い手の確保が困難で、現状が続くと活動を継続することが難しい。

<本郷町北方地区の課題>

- ・ 高齢になり、自力でサロンに来ることができない高齢者がいる。
- ・ 近隣の通所介護事業所(株式会社)が送迎支援を申し出てくれたが、利用者が謝金を支払うと道路運輸法上問題となる可能性があるため、現在は無償で支援している。事業者は無償でも協力すると話しているが、他地域への展開を考えると、このやり方では広がらないのではないかな。

地域住民が、地域の社会資源と連携し、実現した取組だが、資金面で不安定さがあり、継続性や他地域へ広げるためには、支援策が必要である。

(取組方針)

- ・ 現在ある移動支援の活動状況や課題を把握する。
- ・ 現状の課題の解決につながる制度を作ることで、移動支援の活動の継続性を高め、他の地域の活動にも活用できるものとする。

(3) 目標達成に向けた具体的な行動

令和6年度のモデル事業の、具体的な取組内容は以下のとおりである。

図表 2-2 行動計画書(三原市)

中間目標	具体的な行動	実施者
1 介護保険法や道路運輸法など関連法律など、移動支援事業化に必要な知識を得る。	①庁内関係課、社会福祉協議会(生活支援体制整備事業受託事業者)とで勉強会を実施する。 ②疑問点を具体化し、解決する。 ③住民や事業者に対し、活動意識を高めるためのセミナーを開催する。	高齢者福祉課 社会福祉課 生活環境課 生活支援コーディネーター
2 移動支援を実施するにあたって必要な要件を把握する。	①移動支援をすでに実施している団体にヒアリングを行う。 ②どのような体制で活動し、何にどの程度の経費がかかっているのかなど、具体的に聞き取る。 ③聞き取った内容を整理し、実施に向けてどのような支援が必要かを検討する。	社会福祉課 高齢者福祉課 生活支援コーディネーター
3 移動支援実施に対する、地域の活動者の意向を把握する。	①サロン送迎団体へのアンケートを実施し、現状と課題を把握する。 ②地域ビジョンで移動に課題を感じている地域組織にアンケートを実施し、移動支援実施の課題を把握する。	高齢者福祉課

図表 2-3 行動予定表(三原市)

	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
様々な地域で移動支援が展開できる補助要綱ができています。						
①制度設計に関わる行政、社会福祉協議会職員が、制度を理解する。	理解					
②現行の移動支援の取組について、情報収集し、仕組みに必要な要件等を整理する。	調査					
③三原市訪問型サービスD運営補助要綱(仮)を制定する。(施行はR7年4月1日)		作業				
④地域の移動支援に関心がある人が、法律や制度を理解できるよう、学習の場を設ける。				学習		

1.4 具体的な取組

(1) 制度設計に関わる行政、社会福祉協議会職員が、制度を理解する。

- ・ 関係する市職員、社会福祉協議会の生活支援コーディネーターから疑問点を聞き取り、その内容についてアドバイザーから回答を得ることで、移動支援に関する Q&A を作成した。
- ・ 主に、道路運送法や地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインに関連した費用や利用者の考え方に関する疑問が多くあった。

(2) 現行の移動支援の取組について、情報収集し、仕組みに必要な要件等を整理する。

① 実施団体からの聞き取り

<三原ダイヤサロン>

- ・ NPO 法人の担当者から聞き取った。
- ・ 現在是对応できているが、メンバー全員が平成 28 年当時の立ち上げメンバーであり、運転手の高齢化、後継者不足に悩んでいる。
- ・ また、事故への不安も課題。車両は基本的にドライバーの自家用車であり、保険は社会福祉協議会の送迎サービス補償に加入しているが、当該保険で対応できない場合に、事故へのドライバーの責任を問わない、任意保険は使わない旨を利用者から同意を取得し、事業を行っている。
- ・ 事業費の支出としては、事務担当者への謝金、ドライバーへの実費相当、ボランティア保険料がかかっている。収入は、利用毎に1回当たり距離に応じて100円～400円のガソリン代等実費。(送迎先での付添支援がある場合は、別途1時間700円)
- ・ ドライバーへは、利用者から受け取った実費の8割をガソリン代として渡している。

<本郷町北方地区社会福祉協議会>

- ・ ふれあいいいきサロンを運営する北方地区社会福祉協議会の代表者と、サロンへの送迎を実施する介護事業者から聞き取った。
- ・ 元々、サロンの支援者が送迎を行っていたが、心理的な負担や遠慮があり、サロンの参加を諦める高齢者もいた。また、送迎支援者にも、送迎対応により時間の余裕がなかったり、支援を要する人の送迎に対する不安があった。
- ・ 運用は、月1回、デイサービスの送迎車1～2台で送迎を実施。
- ・ ドライバーの他、付き添い職員1名が支援。
- ・ 利用者は、自力でサロンに来ることが難しい高齢者。介護認定の有無は未把握。支援者としては、そこまで踏み込んだことを本人から聞き取ることは難しい。
- ・ 天気の良い日は、自転車で自力で参加できる人も、雨の日だけは送迎を利用する人もいる。
- ・ 車両にかかる参考経費は、車両購入費のほか、5年間使用した場合の保険料、車検料、メンテナンス料(オイル・バッテリー交換、冬用タイヤ交換等)等で積算。

② 聞き取った内容を整理し、移動支援を行うために必要な条件を整理する。

- ・ 移動支援の内容には、月1回程度のサロン送迎と、不定期の生活にかかる移動支援がある。
- ・ 支援希望の有無の取りまとめをするコーディネーターは、いずれの活動においても必要。
- ・ ドライバーを確保するためには、ある程度の謝礼は必要だが、実施団体でその経費を負担することは困難。
- ・ 車両の任意保険については、車両の持ち主の負担感を高め、車両の確保が困難になる恐れがある。
- ・ 利用者を、要支援の認定を持つ人等限られた人に限定したり、必ずケアプランが必要と規定すると、地域の活動としては実施しにくい。



補助制度の方針

- ・ 住民のニーズに対応できるよう、行き先や移動目的、頻度を細かく規定しない。
- ・ コーディネーターやドライバーの確保や必要な保険加入に対する経費を盛り込む。
- ・ 活動の利用対象は要支援者等であるが、利用対象者の利用の妨げにならない

③ 住民組織の取組状況や取組に対する意向を把握するため、アンケート調査を実施

- ・ 地域ビジョン(※)策定団体、ふれあいいきいきサロンを対象に、アンケート調査を実施した。
- ・ 地域ビジョン策定団体は、移動に関する課題をビジョンの中で記載している20団体を対象とした。
- ・ ふれあいいきいきサロンは、事務局である社会福祉協議会が送迎支援を実施していると把握している22か所を対象とした。

※地域ビジョン

地域が中心になって取り組むことを総合的に示したもので、住民、関係団体などで地域づくりの方向性を共有するとともに、共通の指針とするもの。

図表 2-4 アンケート調査票(依頼文)

移動支援に関するアンケート

三原市高齢者福祉課

平素より、市の高齢者福祉施策にご理解、ご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、高齢者にとって、買い物や通院、サロン活動などの移動は、生活を支えるとともに介護予防の観点からも重要です。

高齢者の移動手段には、車、自転車、徒歩や、バス、デマンドタクシー、タクシーなどの公共交通など様々ありますが、高齢者が増加する中、全国的には、介護事業所の送迎車を利用した移動支援や、地域住民が中心となった移動支援など、地域の特性に応じた支援が広がっています。

また、移動支援の実施方法も、少人数の対象者に対し、有志数人が支援を提供する事例など、小規模なものから様々な形態があり、これらの移動支援については、介護保険制度の一部として実施する活動に対し、行政が補助金を交付する仕組みもあります。

つきましては、「①ふれあいいきいきサロンで実際に移動支援を実施している団体」及び、「②地域ビジョンで移動支援を位置づけている団体」を対象としたアンケートをさせていただきますのでご協力をお願いします。

また、調査実施後には、市が具体的にどのような支援を行うかを検討するため、支援について興味を持っていた団体を対象とした聞き取り調査を実施する予定(令和 7 年1月以降順次)です。その際は、ご協力をお願いいたします。

年末年始のご多用の時期に大変恐縮ですが、アンケートにご協力のほど、よろしくお願いいたします。なお、本調査に関し、ご不明な点は高齢者福祉課にお問い合わせください。

(1)送付物

①本状、②アンケート用紙(A4、裏表1ページ)、③返信用封筒 1 枚

(2)回答方法 用紙を郵便で返送、FAX 送信、WEB フォームのいずれか

(3)回答期限 令和7年 1 月15日(水)

回答フォーム用
2 次元バーコード



*WEB フォーム回答の場合は、スマートフォンもしくはタブレットで 2 次元バーコードを読み取ってください。回答フォームが開きます。

*期限以降に回答される場合は、お手数ですがご連絡ください。

*問い合わせについて、12 月 28 日(土)～1 月 5 日(日)まで市役所は閉庁となります。メール等の問い合わせの回答は 1 月 6 日(月)以降となりますので、ご了承ください。

問い合わせ先

三原市保健福祉部高齢者福祉課

電話 0848-67-6055(直通)

FAX 0848-64-2130

図表 2-5 アンケート調査票①

地域ビジョン策定団体

1. ご回答者様について、記載をお願いします。

団 体 名 [_____]

ご回答者様氏名 [_____]

連 絡 先 [_____] ※電話、メールアドレスなど

2. 地域における高齢者等の移動手段の確保の状況などについて、ご回答ください。

① 地域で、移動手段がなく買い物・通院等に困っている人を把握していますか。

- 1. たくさんいることを把握している
- 2. 数人いることを把握している
- 3. いないことを把握している
- 4. 把握していない

② 貴団体の活動地域において、特に高齢者のニーズが高いと感じている外出の目的について、ご回答ください(当てはまるものすべてに○)。

- 1. 通院 2. 買い物 3. サロン等への送迎
- 4. 特に必要と感じる外出の種類はない
- 5. その他[具体的に _____]

3. 後期高齢者の増加が見込まれ、移動支援が必要な人は今後も増えると想定されています。

市では、地域の中で移動支援・送迎の取組を行う(行おうとする)団体等を対象とした、支援を行うための新たな制度(デマンド交通とは異なる制度)について検討しています。

① 貴団体では、支援制度の内容に関心はありますか。

- 1. 関心がある(市の話聞いてみたい)
- 2. 関心はない
- 3. 移動支援の取組について、必要性を感じない
- 4. その他[具体的に _____]

図表 2-6 アンケート調査票②

4. 他市では、地域全体としてではなく(例えば町内会単位ではなく)支援に関心がある人や支援できる人など、地域内の有志や各種団体の小さな活動から移動支援が始まる事例もあります。

① 貴団体以外に、地域の中で、移動支援の取組について実施意向のある人や団体(実施できるかもしれない団体)に心当たりはございますか(例えば、既に生活支援のボランティア活動などを実施しているが移動支援は実施していない団体や福祉施設など)。

1. ない

2. ある〔具体的な名称など_____〕

② 今後、地域内の有志や各種団体が移動支援を始めた場合、地域として協力できることはどのようなことですか(当てはまるものすべてに○)。

1. 利用者への周知 2. 利用者の紹介 3. 活動に協力希望する人の紹介

4. 事務局運営の手伝い 5. 予約の受付 6. 費用の支援

7. その他〔具体的に_____〕

5. 貴団体や、有志、各種団体が移動支援の取組を行う場合に、不安や課題となるのはどのような点がありますか(当てはまるものすべてに○)。

1. 運転手の確保 2. 運営する代表者・責任者の確保 3. 車両の確保

4. 資金の確保 5. 事故などへの不安 6. 法制度についての知識不足

7. 予約などの仕組みの構築

8. その他〔具体的に_____〕

6. 地域の高齢者等の移動手段の確保に係る問題認識や市に期待する支援などについて、具体的な内容を記載いただける場合は、以下をお願いします。

.....
.....
.....
.....

(3) 三原市訪問型サービス D 運営補助要綱(仮)を制定する。

- ・ 本市では、サービス・活動 B に対する補助金交付要綱はあったが、サービス・活動 D(移動支援)に対する要綱はなかった。
- ・ 新たにサービス・活動 D(移動支援)の要綱を定めるのではなく、サービス・活動 B 及び D に対する補助金交付をひとつの要綱で定めることにした。
- ・ 国の地域支援事業実施要綱、介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインの改正内容を反映させた内容とすることを念頭に置いて作成した。

図表 2-7 要綱の概要

趣旨	三原市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例施行規則(平成 29 年三原市規則第3号。以下「規則」という。)第3条第1項第1号ウに規定する住民主体型訪問サービス事業及び第3条1項第2号ウに規定する住民主体通所型サービス事業(以下「サービス事業」という。)の運営に対して、予算の範囲内において補助金を交付するもの。				
要綱の概要	第3条	補助対象事業 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が続けることができるようにするために、社会参加、生活支援、外出手段の確保を目的とした別表第1号に定める事業とし、地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと連携し事業を行うものとする。			
	第4条	利用対象者 三原市介護予防・日常生活支援総合事業に実施に関する条例(平成 29 年三原市条例第 15 号)第 5 条に規定する者とする。			
	第5条	補助対象団体 (1) 特定非営利法人・共同労働組合 (2) ボランティア活動団体 (3) 町内会 (4) 社会福祉法人 (5) 介護サービス事業者 (6) 協議体が適当と認めるもの (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める法人若しくは団体			
	第6条	補助対象経費			
		対象経費	内 容		
		人件費	報酬、給料、賃金、共済費等 但し、サービスの利用調整に係るものに限る		
報償費		講師謝礼、ボランティア謝金等			
研修費		研修会受講料等			
需用費		消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕費、光熱水費、修理費等			
役務費		郵便料、保険料、手数料、通信運搬費			
使用料及び賃借料		家賃、自動車借上料、会場使用料等			
第6条	備品購入費	物品の購入費			
	2 補助対象経費の算出に際しては、第4条に規定する利用対象者への活動に支障がない範囲で、利用対象者以外の者が利用した場合においても、経費の按分は不要とする。				
	第7条	補助金の額			
		<table><tr><td>通所型サービス</td><td rowspan="3">実施頻度に応じて上限を設定</td></tr><tr><td>訪問型サービス</td></tr><tr><td>移動支援サービス</td></tr></table>	通所型サービス	実施頻度に応じて上限を設定	訪問型サービス
通所型サービス	実施頻度に応じて上限を設定				
訪問型サービス					
移動支援サービス					

(4) 地域の移動支援に関心がある人が、法律や制度を理解できるよう、学習の場を設ける。

図表 2-8 実施したセミナーの内容

1 タイトル

高齢者の移動について考えるセミナー

2 目的

長寿化やひとり暮らし高齢者が増加する中、自動車運転免許の返納や返納後の外出手段の確保が課題となっている。本市では、既存の交通(路線バス、タクシー、電車など)に加えて、地域交通の導入を進めているが、利用者が増えていない現状がある。

外出手段がないことは、単に生活が不便であるだけでなく、高齢者が閉じこもりがちな生活となり、要介護状態や認知機能低下を来す恐れがあることから、外出手段の確保は喫緊の課題と言える。本事業を通じて、移動支援に感心を持つ市民等が、高齢者の移動の課題の背景や高齢者への影響、解決に向けた取組例を知ること、自助・共助による課題解決を目指す。

3 概要

- (1) 日時 令和7年3月 19 日(水)13 時 30 分～16 時
- (2) 場所 本郷生涯学習センター(三原市本郷南6丁目)
- (3) 対象 移動支援に関心がある市民、事業者
- (4) 定員 100 名(事前申込み不要、当日先着順)
- (5) 講演プログラム

13 時 30 分	開会、主催者あいさつ	
13 時 35 分	講演 (45 分)	テーマ 移動支援を知ろう 講 師 全国移動サービスネットワーク 伊藤 みどりさん ・移動支援が求められる背景 ・移動支援が実施につながりにくい要因 ・取組事例
14 時 20 分	実践報告 (15 分×2)	発表者 本郷町北方地区、沼田東町
14 時 50 分	休憩(10 分)	
15 時 00 分	説明(15 分)	市の移動支援活動への補助制度
15 時 15 分	トーク セッション (45 分)	テーマ 移動支援について考えよう 司 会 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 鈴木 俊之さん 発言者 高齢者福祉課、生活環境課職員、事例発表 者、伊藤みどりさん、生活支援コーディネー ー
16 時	閉会	

4 参加者

70 名

1.5 取組の成果と今後の進め方

(1) 取組の成果

① 移動支援を含む生活支援活動に対する補助要綱作成

- ・ これまで漠然と必要性を感じていたが、動きがなかった移動支援サービス等について、具体的な検討が開始できた。
- ・ 既に移動支援に取り組んでいる地域について、今回改めて聞き取りをしたことにより、住民主体で移動支援を行っていくうえでの課題や、保険や車両等に関する直接的な支援が欲しいという団体のニーズを把握することができ、必要な制度の枠組みをイメージすることができた。
- ・ アドバイザーからの助言により、これまで理解が不十分であった、道路運送法や介護予防・日常生活支援総合事業による移動支援制度の仕組みが整理でき、必要な補助要綱を作成できたことで、来年度以降実施団体へ支援が可能となった。

② 地域の現状把握

- ・ 地域ビジョン策定団体及び送迎を実施しているふれあい生き生きサロンの現状や意向を、アンケート調査を通じて具体的に把握することができた。

(2) 来年度以降の課題と今後の進め方

① アンケートで、制度について関心があると回答した団体へのアプローチ

- ・ アンケート結果を取りまとめ、各団体の移動支援に関する意向や課題意識、支援の実施状況を把握した。次年度は、移動支援を必要とする人を多く把握しており、移動支援を実施する団体等の当てがある所を優先的に、生活支援コーディネーターと取り組み実施に向け働きかける。

② 具体的な実施方法の手引書の作成

- ・ 移動支援を実施するにあたり、何が必要なのか、どう確保できるか、どのくらい費用がかかるかなど、実施意向がある団体等に紹介できるよう、手引書を準備する。
- ・ 活動実施に向けた準備段階だけでなく、活動が動き始めた後も、さまざまな課題が出てくることが考えられる。そのつど、地域活動が継続できるよう住民等に寄り添い、伴走支援していく。

③ 実施団体の運営状況の把握と

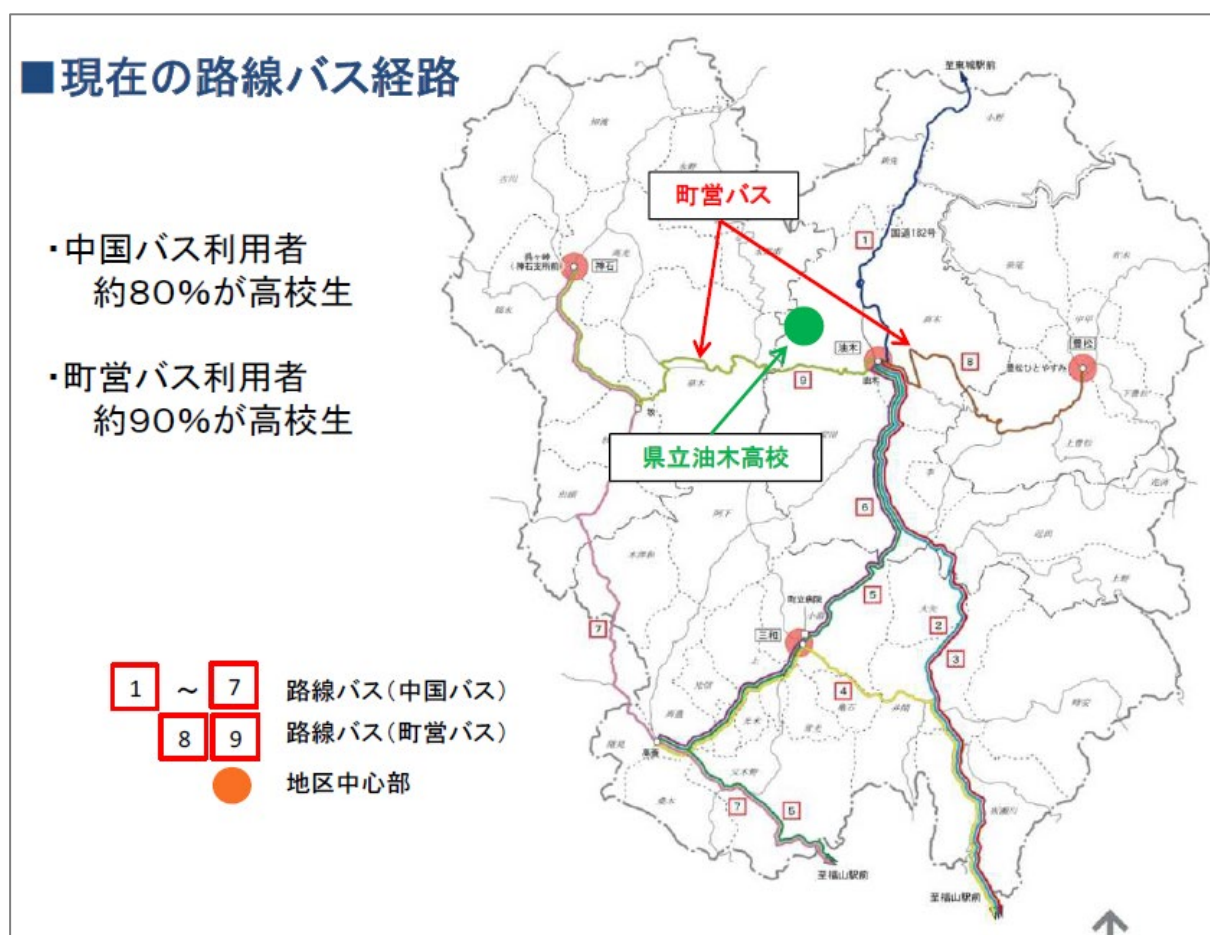
- ・ 既存の団体を参考にした制度なので、新たな団体の実施方法に合わせて、制度の内容をアップデートしていく。

2 広島県神石高原町

2.1 地域の概要

- ・ 高齢者の外出支援としては、「①路線バス・ふれあいバス(町営):片道 300 円」、「②ふれあいタクシー事業:タクシーチケット片道 900 円、月 20 回まで」、「③町外医療機関通院者支援制度:1/2 補助、上限 3,000 円」、「④運転免許証自主返納者支援制度:免許返納時にタクシーチケット 50 枚配布」がある。

図表 2-9 神石高原町のバス路線



(出典) [令和元年度地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会「広島県神石高原町の生活交通対策について」\(令和2年2月20日\)](#)

2.2 地域の移動支援に係る現状と課題

※ 令和5年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業「中山間地域等における介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」における伴走支援を受けており、令和6年度はその継続支援。

① 通いの場等への移動手段の確保が必要【R5 再掲】

- ・ 高齢者の社会参加の場である通いの場等への移動は、参加者の自家用車による自然発生的な乗り合いのしくみにより成り立っているが、ドライバーのフレイルの進行や免許返納等により、今後の確保・維持が難しい状況となっていた。
- ・ また、高齢者実態把握訪問調査事業等により、「通いの場」、「認知症(予防)カフェ」、「サロン」に繋がりたい場合も、移動手段がネックとなって実現できないなどの事例がでてきていた。
- ・ また、通いの場等の新しい参加者が増えず、さらに一緒に連れてきてくれていた人(運転手)が病気などで運転できなくなることにより、同乗して参加できていた人が参加できなくなる、という事態も発生していた。

② タクシーを活用した送迎を検討したいが、通いの場等で利用調整を行うことができるか不明【R5 再掲】

- ・ 通いの場等への送迎の手段としては、参加者同士で乗合せる方法の他に、タクシーを活用して送迎する方法も検討しているが、各通いの場等で研修や補助などがあれば送迎することができる人材がいるのか、また利用調整などを行うことができる人材がいるのか、タクシー会社の協力が得られるかなど、確認すべき点が多かった。

③ 令和6年度下半期からのモデル実施に向けた準備

- ・ 上記①②を踏まえ、令和5年度モデル事業において、実態把握のアンケート、移動支援研修会、令和6年度下半期からのモデル実施に向けたロードマップの検討、タクシー会社との調整、モデル候補へのヒアリング等を実施。モデル実施開始に向けて、事業形態を定める必要がある。

④ 令和7年度からの本格実施に向けた準備

- ・ 持続可能な事業とするために、本事業が介護予防に寄与することを示す必要がある。
- ・ 本格実施後にタクシーの乗合せを希望する団体が増えた場合、タクシー会社が対応しきれない可能性がある。

2.3 行動計画書

(1) 今年度の地域目標

- ・ 令和6年度下半期からのモデル実施開始に向けて、事業形態の検討、法的・財源的な検証、タクシー会社との調整、運転講習会、説明会を実施できる。
- ・ モデル実施の効果検証を実施し、令和7年度からの本格実施に向けた事業のブラッシュアップができる。
- ・ 令和7年度からの本格実施後の効果検証の方向性、運転手確保に向けた取組の方向性を定めることができる。

(2) 地域の現状・問題認識、問題解決に向けた今年度の取組方針

(地域の現状・問題認識)

- ・ 令和5年度末にモデル候補のヒアリングで意見・要望等を集約し、大まかな事業フローは定まったものの、法的・財源的な検証(※)ができていない。
※ 道路運送法(参加者同士の乗合せ)、旅行業法(タクシーの乗合せ)、地域支援事業交付金
- ・ 「持続可能な移動支援」を目指すために、本事業が介護予防に寄与することを示す必要がある。
- ・ 本格実施後にタクシーの乗合せを希望する団体が増えた場合、タクシー会社が対応しきれない可能性がある。

(問題解決に向けた今年度の取組方針)

- ・ 事業の法的・財源的な検証を行い、事業形態を定める。
- ・ 令和6年度下半期からのモデル実施の効果検証を行う。
- ・ 令和7年度からの本格実施後の効果検証の方向性、タクシーの乗合せだけでなく参加者同士の乗合せも増えるよう運転手確保に向けた取組の方向性について検討する。

(3) 現状における地域住民の活動内容・意向など

- ・ 運転手を担ってくれる人がおらず、どうしてもタクシーでなければ難しい地域もある。「ふれあいタクシー事業」は、片道 900 円(往復 1,800 円)かかり、通いの場等に行くことに使うのはハードルが高い。利用者の自己負担が発生せずタクシーを利用できるのであれば、これまで参加できていない人、交通手段の問題で参加できなくなった人にも声をかけやすい。
- ・ 一部の地域において、通いの場等の参加者の自家用車による自然発生的な乗合いをしているところがあるが、「連れて行ってもらうのは気兼ねなので」と参加しなくなる人がいる。また、運転手側も高齢であることが多いので「事故をして迷惑をかけないか」という心配がある。運転手に対する謝礼や保険に対する費用を補助してもらえると運転手、同乗者ともに心理的なハードルが下がる。
- ・ 通いの場等では、お茶菓子代などで会費を集めているところがあるが、もし移動支援に関して一部自己負担が発生するとなった場合、移動支援を利用する人と利用しない人で額が異なり、世話人の手間が煩雑になり負担が増すので、できれば自己負担は発生しないようにしてほしい。
- ・ モデル実施と本格実施で自己負担の有無は変えないでほしい。モデル実施の間は自己負担無し、本格実施になって利用者が増えたので自己負担が発生する、となると、世話人としては交通手段の問題で参加できていない人に声をかけにくい。

(4) 目標達成に向けた具体的な行動

令和6年度のモデル事業の、具体的な取組内容は以下のとおりである。

図表 2-10 行動計画書(神石高原町)①

中間目標	具体的な行動	実施者
1. モデル実施開始までの準備、役割分担が定まっている	①モデル実施開始までの準備、役割分担について協議: R6.4月 【補助金交付要綱の準備】 ・通いの場等の口座開設の準備 (団体規約ひな形作成、金融機関に事前に確認依頼) ・補助金交付要綱(たたき台)作成 【参加者同士の乗合せ】 ・送迎サービスの保険の検討 ・運転講習会の検討 ・フロー図の法的・財源的な検証をどのように行うか検討 【タクシーの乗合せ】 ・利用見込の把握 ・タクシー会社との調整(地区ごと) ・自己負担の有無を検討 ・フロー図の法的・財源的な検証をどのように行うか検討 【補正予算資料の作成】 ・必要額試算 ・事業説明書作成	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】
2. 事業形態の再検討ができている	①通いの場等への補助金交付は事務手続きが煩雑で世話人への負担が大きいため事業形態を再検討: R6.7月 【補助金交付要綱】 ・事業実施要領へ変更 【参加者同士の乗合せ】 ・運転手の声掛け・ガソリン代等(運送以外のもの)は実施主体から直接支払いに変更 ・調整役の世話人への謝金は実施主体から直接支払いに変更 ・送迎サービスの保険料は実施主体から直接支払いに変更 【タクシーの乗合せ】 ・タクシー料金は実施主体から直接支払いへ変更 ・調整役の世話人への謝金は実施主体から直接支払いへ変更	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】
3. 法的・財源的な検証ができている	①中国四国厚生局へ相談 【地域支援事業交付金に関すること】 ・検討している移動支援の事業内容等が地域支援事業(一般介護予防事業)に該当するものであるかどうか相談: R6.7月中旬 ②中国運輸局へ相談 【道路運送法に関すること】 ・「参加者同士の乗合せ」について、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」に関する相談: R6.7～8月 ③広島県観光課へ相談 【旅行業法に関すること】 ・「タクシーの乗合せ」について、タクシー依頼者(世話人)と利用者(参加者)が異なるため、旅行業法に関する相談: R6.7～8月	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】 ・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】 ・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】

図表 2-11 行動計画書(神石高原町)②

中間目標	具体的な行動	実施者
4. 運転講習会、モデル候補説明会が実施できている	①運転講習会の実施 【参加者同士の乗合せ】の運転手等を対象に講習会を実施 ・講師との打合せ: R6.7月中旬 ・講習会実施: R6.8月下旬	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】 【国アドバイザー】
	②モデル候補説明会の実施 モデル候補8か所の世話人、協働支援センター長等を対象に説明会を実施 ・説明資料について国アドバイザーから助言: R6.9月下旬 ・説明会実施: R6.10月初旬	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】 【国アドバイザー】
	③モデル実施の準備 ・事業開始に向けた事務手続き: 10月上旬 【参加者同士の乗合せ】 ・名簿作成、保険の加入手続き ・世話人、運転手の口座登録 【タクシーの乗合せ】 ・名簿作成、タクシー会社との調整 ・世話人の口座登録	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC)
5. モデル実施開始、効果検証ができている	①モデル実施開始: R6.10月中旬～ ※ 予定より1か所増え、モデル9か所で開始	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC)
	②モデル実施効果検証に係るアンケート実施: R6.12月 (目的) ・移動支援利用者の良い変化を把握する ・世話人、運転手からの意見を集約し、事業の改善点を把握する (対象) ・モデル9か所の移動支援利用者、世話人、運転手	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】 【国アドバイザー】 【公衆衛生学の専門家】
6. 本格実施に向けた準備が整っている	①本格実施開始後の効果検証の方向性の検討: R7.1月 ・費用対効果の測定方法、移動支援利用者等の心身状態及び日常生活の変化等の把握方法について検討	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】 【国アドバイザー】 【公衆衛生学の専門家】
	②本格実施に係る説明会、事務手続: R7.3月 ・通いの場、サロン、認知症(予防)カフェの世話人等に事業概要、モデル実施の状況等を示し、事業参加希望を取りまとめ ・事業開始に向けた事務手続	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】
	③運転講習会の実施 【参加者同士の乗合せ】 ・新たな運転手等を対象に講習会を実施	・神石高原町福祉課 ・神石高原町社会福祉協議会(SC) 【県総合支援チーム】 【国アドバイザー】

【県総合支援チーム】とは、広島県の地域包括ケアの充実を図るため、市町の実情に応じて、オーダーメイド、一体的・総合的な支援を行う「広島県地域包括ケア伴走支援事業」における支援チームである。(構成団体: 広島県地域包括ケア推進センター、広島県(本庁、保健所の関係課))

図表 2-12 行動予定表(神石高原町)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1. モデル実施開始までの準備、役割分担が定まっている												
①モデル実施開始までの準備、役割分担について協議												
2. 事業形態の再検討ができています												
①通いの場等への補助金交付は事務手続きが煩雑で世話人への負担が大きいため事業形態を再検討												
3. 法的・財源的な検証ができています												
①中国四国厚生局へ相談												
②中国運輸局へ相談												
③広島県観光課へ相談												
4. 運転講習会、モデル候補説明会が実施できています												
① 運転講習会の実施												
② モデル候補説明会の実施												
③モデル実施の準備												
5. モデル実施開始、効果検証ができています												
①モデル実施開始												
② モデル実施効果検証に係るアンケート実施												
6. 本格実施に向けた準備が整っている												
① 本格実施開始後の効果検証の方向性の検討												
② 本格実施に係る説明会、事務手続												
③ 運転講習会の実施												

2.4 具体的な取組

(1) モデル実施開始までの準備、役割分担の検討

- ① モデル実施開始までの準備、役割分担について協議した。

【補助金交付要綱の準備】

- ・通いの場等の口座開設の準備(団体規約ひな形を作成し、金融機関に事前に確認)
- ・補助金交付要綱(たたき台)作成

【参加者同士の乗合せ】

- ・送迎サービスの保険の検討
- ・運転講習会の検討
- ・フロー図の法的・財源的な検証をどのように行うか検討

【タクシーの乗合せ】

- ・利用見込の把握
- ・タクシー会社との調整(地区ごと)
- ・自己負担の有無を検討
- ・フロー図の法的・財源的な検証をどのように行うか検討

【補正予算資料の作成】

- ・必要額試算
- ・事業説明書作成

(2) 事業形態の再検討

- ① 通いの場等への補助金交付は事務手続きが煩雑で世話人への負担が大きいため事業形態を再検討した。

【補助金交付要綱】

- ・事業実施要領へ変更

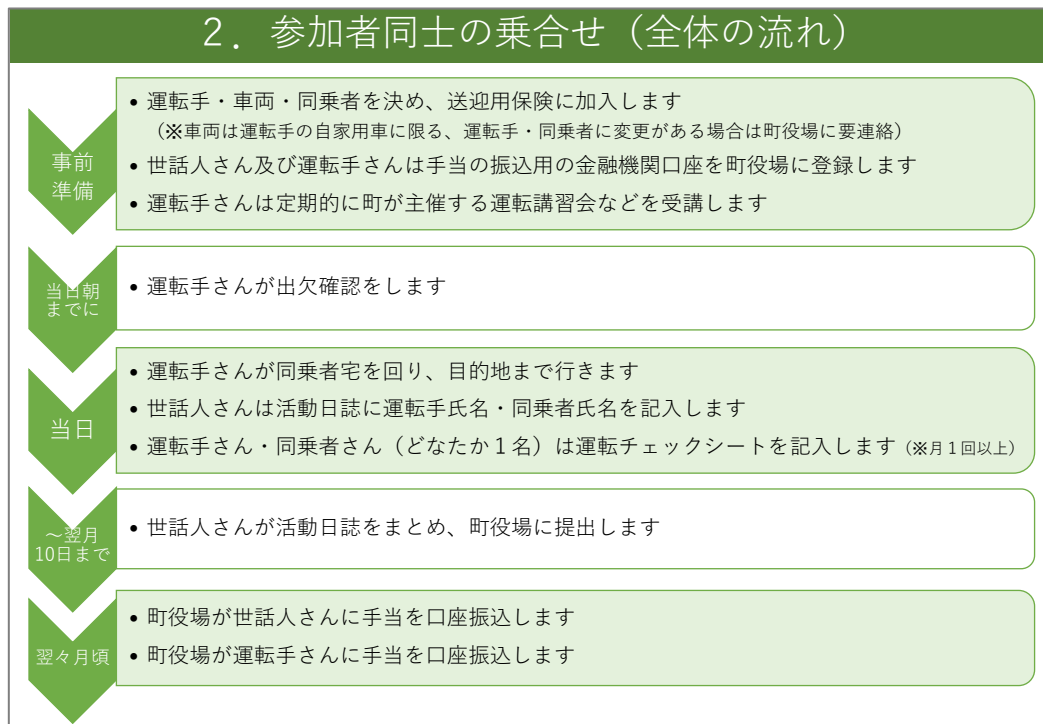
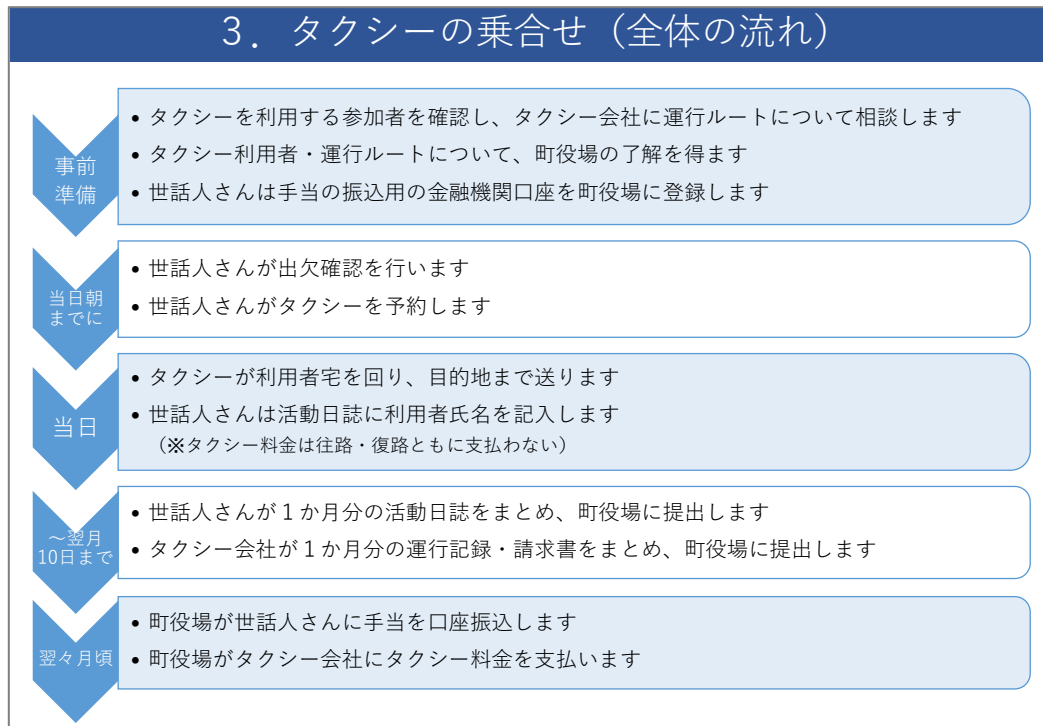
【参加者同士の乗合せ】

- ・運転手の声掛け・ガソリン代等(運送以外のもの)は実施主体から直接支払いに変更
- ・調整役の世話人への謝金は実施主体から直接支払いに変更
- ・送迎サービスの保険料は実施主体から直接支払いに変更

【タクシーの乗合せ】

- ・タクシー料金は実施主体から直接支払いへ変更
- ・調整役の世話人への謝金は実施主体から直接支払いへ変更

図表 2-13 フロー図



図表 2-14 神石高原町高齢者の社会参加に係る移動支援事業実施要領①

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者の社会参加を促進し、介護予防・健康づくりの推進を目的として、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の49の規定に基づき実施する神石高原町高齢者移動支援事業（以下「移動支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 町長は、町内に住所を有する高齢者等が次の各号（以下「通いの場等」という。）に参加する場合に移動支援事業を実施するものとする。

- (1) 町内の住民主体の通いの場への移動（往復）
- (2) 町内の住民主体のサロンへの移動（往復）
- (3) 町内の住民主体の認知症カフェへの移動（往復）

(事業の実施主体)

第3条 移動支援事業の実施主体は神石高原町とする。

(移動支援の方法)

第4条 移動支援の方法は次の各号に掲げる方法により提供される。

- (1) 自家用車に係る運転手（以下「運転手」という。）が保有する車両により、通いの場等の参加者を同乗させての、移動（以下「参加者同士の乗合せ」という。）
- (2) 通いの場等の参加者がタクシーに乗合わせての移動（以下「タクシーの乗合せ」という。）

(事業内容及び経費の負担)

第5条 事業内容は次の各号のとおりとし、実施主体は移動支援事業に係る経費の一部を負担するものとする。

(1) 参加者同士の乗合せ

- ア 運転手は、通いの場等の参加者のうち、自家用車及び運転免許証を保有している者とする。
- イ 同乗者は、運転手と同じ通いの場等への参加者のうち、運転手の自家用車に同乗を希望する者とする。
- ウ 運転手は、実施主体が実施する運転講習会を受講し、安全安心な送迎に努めるものとする。
- エ 実施主体は、運転手及び同乗者を対象とした送迎に係る保険に加入するものとし、保険料は実施主体が負担するものとする。なお、通いの場等は運転手及び同乗者を事前に実施主体に届け出るのとし、変更が生じた場合も実施主体に届け出るものとする。
- オ 運転手は、活動日当日朝までに同乗者の乗車の有無について確認し、当日は同乗者の自宅に行き、声掛け、乗車補助等を行うものとする。
- カ 通いの場等における参加者の代表者（以下「世話人」という。）は、通いの場等の名称、活動年月日、運転手の氏名、同乗者の氏名を記載した書類を作成し、運転手は別紙1（運

図表 2-15 移動支援事業実施要領②

転チェックシート)を記入ものとする。

キ 世話人は、通いの場等の名称、活動年月日、運転手の氏名、同乗者の氏名を記載した書類及び別紙 1 (運転チェックシート)を毎月 10 日までに前月分を実施主体に提出ものとする。

ク 実施主体は、通いの場等の名称、活動年月日、運転手の氏名、同乗者の氏名を記載した書類及び別紙 1 (運転チェックシート)に基づき、運転手に対し、燃料代等に対する手当として 1 回 500 円を支払うものとする。

ケ 運転手は、送迎の際交通事故に遭った場合は、速やかに実施主体に連絡するとともに、加入する送迎にかかる保険において定められている指定の様式を記入し、事故発生日から 3 日以内に実施主体へ提出するものとする。

コ 実施主体は、運転手の自家用車に係る費用は一切負担しないものとする。

(2) タクシーの乗合せ

ア 対象者は、通いの場等の参加者のうち、通いの場等への移動手段がタクシーに限られる者とする。

イ タクシーの運行経路は、対象者の自宅から当該通いの場等までの合理的な経路(原則は最短距離の経路)とし、他の場所への運行(途中下車を含む)は認めないものとする。

ウ 同一の通いの場等の参加者は、可能な限り乗合せて乗車するものとし、事前に運行経路について実施主体の了解を得ておくものとする。

エ 世話人は、通いの場等の活動日当日朝までに対象者に乗車の有無を確認し、タクシー事業所に配車依頼を行うものとする。

オ 世話人は、通いの場等の名称、活動年月日、タクシー利用者の氏名を記載した書類を作成し、毎月 10 日までに前月分を実施主体に提出するものとする。

カ タクシー乗車に係る費用は、道路運送法に係る国土交通大臣の認可を受けたタクシー運賃とし、タクシー事業所は、運行日、経由地、目的地を記載した書類及び請求書を毎月末までに前月分を実施主体に提出するものとする。

キ 実施主体は、通いの場等の名称、活動年月日、タクシー利用者の氏名を記載した書類及び運行日、経由地、目的地を記載した書類に基づき、タクシー事業所にタクシー運賃を支払うものとする。

(3) 世話人への手当

実施主体は、世話人に対し、タクシー配車依頼及び実施主体への報告等に係る手当として 1 回 500 円を支払うものとする。

(その他)

第 6 条 この要領に定めるもののほか、この事業の推進に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 5 日から施行する。

図表 2-16 移動支援事業実施要領③(別表1 運転チェックシート)

運転チェックシート			
運転手氏名： 同乗者氏名：		活動日 年 月 日	
ポイント		チェック	自己チェック
A 声掛け・見守り等の コミュニケーション をとりながら	① 挨拶と確認 ② 声掛け ③ 見守り ④ 乗車・降車と乗降介助 ⑤ 降車時の挨拶		
B 利用者に負担の少ない運転	① 発進・加速は優しく ② 速度は控えめに ③ 減速・停止も優しく ④ カーブや右左折では手前で減速 終わらせハンドル操作 ⑤ 急なカーブや曲がり角では余計 に速度を落とす ⑥ 大回りをしない ⑦ 段差をハンドル操作で避けない ⑧ 先を読む ⑨ 伝える		
C 安全な運転のために	① 運転姿勢とアクセル・ブレーキ・ ハンドル操作 ② 合図 ③ 死角と安全確認 ④ 一時停止（多段階停止） ⑤ 右折 ⑥ 左折 ⑦ 横断歩道 ⑧ バック・駐車場		
確認者氏名：			

(3) 法的・財源的な検証

① 中国四国厚生局へ相談

【地域支援事業交付金に関すること】

- ・検討している移動支援の事業内容等が地域支援事業(一般介護予防事業)に該当するものであるかどうか相談

② 中国運輸局へ相談

【道路運送法に関すること】

- ・「参加者同士の乗合せ」について、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」に関する相談

③ 広島県観光課へ相談

【旅行業法に関すること】

- ・「タクシーの乗合せ」について、タクシー依頼者(世話人)と利用者(参加者)が異なるため、旅行業法に関する相談

(4) 運転講習会、モデル候補説明会

① 運転講習会の実施

【参加者同士の乗合せ】の運転手等を対象に講習会を実施

- ・講師と打合せ
- ・講習会実施

図表 2-17 運転講習会の開催概要

1 趣旨	
神石高原町の通いの場、サロン、カフェを対象とした移動支援のモデル実施（令和6年10月開始予定）に向けて、参加者同士の車の乗合せを安全に安心して行うことができるよう本運転講習会を実施する。	
2 日時	
令和6年8月27日（火）13:30～16:00	
3 場所	
神石高原町役場（サブ会場：各地区協働支援センター）	
4 対象	
・移動支援において、通いの場、サロン、カフェの参加者同士の乗合せで送迎を担う人 ・その他希望者	
5 プログラム	
時間	内容
13:30 (90分)	○ 開会
	○ 講義 『ボランティア送迎のために ～やさしく学べる講習テキスト～』 NPO法人移動ネットおかやま 理事長：横山和廣 氏
15:00	(休憩)
15:10 (50分)	○ 質疑応答、意見交換 NPO法人移動ネットおかやま 理事長：横山和廣 氏 NPO法人全国移動サービスネットワーク：伊藤みどり 氏
16:00	○ 閉会
6 主催	
神石高原町社会福祉協議会 神石高原町福祉課	

② モデル候補説明会の実施

モデル候補8か所の世話人、協働支援センター長等を対象に説明会を実施

- ・説明資料について国アドバイザーから助言
- ・説明会実施

③ モデル実施の準備

- ・事業開始に向けた事務手続き

【参加者同士の乗合せ】

- ・名簿作成、保険の加入手続き
- ・世話人、運転手の口座登録

【タクシーの乗合せ】

- ・名簿作成、タクシー会社との調整
- ・世話人の口座登録

(5) モデル実施開始、効果検証

① モデル実施開始(※予定より1か所増え、モデル9か所で開始)

② モデル実施効果検証に係るアンケート実施

(目的)

- ・移動支援利用者の良い変化を把握する
- ・世話人、運転手からの意見を集約し、事業の改善が必要な点を把握する

(対象)

- ・モデル9か所の移動支援利用者、世話人、運転手

図表 2-18 アンケート調査 概要

1 調査の概要

(1) 目的

高齢者の社会参加を促進し、介護予防・健康づくりの推進のため令和6年10月15日から開始した移動支援事業のモデル実施について、現状及び効果を把握し、本格実施に向けた資料とする。

(2) 期間

令和6年12月13日～令和6年12月27日

(3) 移動支援の実施状況

ア 利用登録者

利用者 54名（内、タクシー利用36名、乗り合わせ送迎18名）

運転手 17名

イ 登録している活動の場

通いの場 6箇所

サロン 1箇所

認知症（予防）カフェ 3箇所

（参考）

区分	開催頻度	主な活動内容
通いの場	週1回程度	いきいき百歳体操、茶話会 等
サロン	月1～2回	レクリエーション（脳トレ等）、茶話会 等
認知症（予防）カフェ	月1～2回	レクリエーション（脳トレ等）、茶話会 等

ウ 移動支援の参加者（実人数）

利用者 55名

運転手 15名

世話人 16名

(4) 対象

- ・ 移動支援を利用した、通いの場、サロン、認知症（予防）カフェの利用者 55名
- ・ 移動支援を実施した、通いの場、サロン、認知症（予防）カフェの運転手 15名
- ・ 移動支援を実施した、通いの場、サロン、認知症（予防）カフェの世話人 16名

(5) 回答状況

利用者 23名（回答率：41.8%）

運転手 3名（回答率：20%）

世話人 7名（回答率：43.8%）

神石高原町高齢者の社会参加に係る移動支援事業 モデル実施 アンケート【移動支援利用者】
--

※あてはまるものに「○」をご記入ください

問１ あなたについて教えてください。

(1) 性別

1. 男性 2. 女性

(2) 年齢

1. 60歳未満	2. 60～64歳	3. 65～69歳
4. 70～74歳	5. 75～79歳	6. 80～84歳
7. 85～89歳	8. 90～94歳	9. 95～99歳
10. 100歳以上		

(3) 家族構成

1. 1人暮らし
 2. 夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）
 3. 夫婦2人暮らし（配偶者64歳以下）
 4. 息子・娘との2世帯
 5. その他（ ）

(4) 要支援、要介護度など

1. 認定なし	2. 要支援1	3. 要支援2	4. 要介護1
5. 要介護2	6. 要介護3	7. 要介護4	8. 要介護5

(5) 普段の移動手段

1. 車 2. バイク、自転車 3. 公共交通機関
 4. タクシー 5. その他（ ）

(6) 普段の移動について

1. 自分で移動できる 2. 家族が支援している
 3. 移動できない 4. その他（ ）

(7) (6)で「3. 移動できない」を選択した場合、その理由

1. 天候 2. 行き先が遠い
 3. 支援者が居なかった 4. その他（ ）

【裏面に続く】

問2 利用している移動支援について教えてください。

(1) 移動支援の種類

1. 参加者同士の乗合せ 2. タクシー

(2) 移動支援を利用している理由

1. もともと乗合せていた
2. 徒歩で行きにくくなった
3. 自分で車・バイクを運転するのが難しくなった
4. 家族の送迎が難しくなった
5. タクシーを利用できるから
6. その他

[]

問3 移動支援が始まってから変わったことについて教えてください。

(1) 通いの場・サロン・認知症カフェについて変わったこと

1. 参加する回数が増加した
2. 知人が増えた
3. 何も変わらなかった
4. その他

[]

(2) 普段の生活で変わったこと

1. 食事がおいしくなった
2. 体調に気を配るようになった
3. 通いの場・サロン・認知症カフェへの参加が楽しみになった
4. 人との交流やおしゃべりが楽しくなった
5. 出かける機会が増えた
6. 家族や地域の人との会話が增えた
7. 家族や地域の人の様子を気に掛けるようになった
8. その他

[]

問4 移動支援について、改善が必要な点、要望等があれば教えてください。

[]

～ご協力ありがとうございました～

神石高原町高齢者の社会参加に係る移動支援事業 モデル実施 アンケート【運転手】

問１ あなたについて教えてください。

- (1) 性別

1. 男性 2. 女性

- (2) 年齢

1. 60歳未満

2. 60～64歳

3. 65～69歳

4. 70～74歳

5. 75～79歳

6. 80～84歳

7. 85～89歳

8. 90～94歳

9. 95～99歳

10. 100歳以上

問２ あなたが送迎をされている状況について教えてください。

- (1) 通いの場・サロン・カフェの名前
()

- (2) 開催頻度

1. 週1回

2. 月2回

3. 月1回

4. その他()

- (3) 地区

1. 油木

2. 神石

3. 三和

- (4) いつも乗せてくる人（同乗者）は何人ですか。

1. 1人

2. 2人

3. 3人

4. 4人

- (5) 「参加者同士の乗合せ」で運転手を担っていただく中で感じておられることにつ
いて教えてください。

1. やりがいを感じる

2. 手当があるので負担感が減った

3. 保険があるので安心感がある（万が一事故をした場合の心配が減った）

4. 乗合わせることで、コミュニケーションが取りやすくなった

5. 乗合わせることで、自身の参加へのモチベーションが高まった

6. その他（※お困りごとなどがあればご記入ください）

～ご協力ありがとうございました～

図表 2-21 世話人用アンケート用紙

神石高原町高齢者の社会参加に係る移動支援事業
モデル実施 アンケート【お世話人】

問1 あなたの担当している通いの場等について教えてください。

(1) お世話人さんのお名前

()

(2) 電話番号

()

(3) 通いの場・サロン・カフェの名前

()

(4) 開催頻度

1. 週1回 2. 月2回 3. 月1回
4. その他 ()

(5) 地区

1. 油木 2. 神石 3. 三和

問2 利用している移動支援について教えてください。

(1) 移動支援の種類

1. 参加者同士の乗合せ 2. タクシー

(2) 移動支援を開始したことにより新たに増えた参加者数

(※以前参加されていたが移動手段の問題で参加できなくなっており、今回の移動支援により再び参加できるようになった人数も含めてください。)

() 人

内訳 参加者同士の乗合せ () 人、タクシー () 人
再び参加 () 人、初めて参加 () 人

【裏面に続く】

問3 移動支援についてのご意見を教えてください。

(1) 新たな参加者に声を掛けやすくなりましたか。

1. はい

2. いいえ



- ・新たに声をかけた（ ）人
- ・これから新たに声をかけようと思っている（ ）人

(2) 新たに運転手を担ってくれそうな人に声をかけやすくなりましたか。

1. はい

2. いいえ



- ・新たに声をかけた（ ）人
- ・これから新たに声をかけようと思っている（ ）人

(3) 他の地域の通いの場・サロン・認知症カフェと交流してみたいですか。

1. はい

2. いいえ

(4) 町が主催の交流会でこの移動支援が利用できたら参加しやすくなりますか。

1. はい

2. いいえ

(5) 現在（モデル実施中）は実績報告を毎月行っただいていますが、本格実施に向けて、「参加者同士の乗合せ」の提出頻度の変更を検討しています。

（※「タクシー」については本格実施後も毎月名簿のご提出をお願いする予定です。）

1. 今のまま（月1回）でよい

2. 2か月に1回がよい

3. 3か月に1回がよい

4. 6か月に1回がよい

問4 移動支援について、改善が必要な点、要望等があれば教えてください。

～ご協力ありがとうございました～

図表 2-22 利用者アンケート結果(問3 移動支援が始まってから変わったこと)(n=23)

問3 移動支援が始まってから変わったことについて教えてください

ア 通いの場・サロン・認知症カフェについて変わったこと (複数回答可)

変わったこと	人数
参加する回数が増加した	6 人
知人が増えた	12 人
何も変わらなかった	8 人
その他	0 人

イ 普段の生活で変わったこと (複数回答可)

変わったこと	人数
食事がおいしくなった	4 人
体調に気を配るようになった	4 人
通いの場・サロン・認知症カフェへの参加が楽しみになった	11 人
人との交流やおしゃべりが楽しくなった	10 人
出かける機会が増えた	9 人
家族や地域の人との会話が増えた	5 人
家族や地域の人様子を気に掛けるようになった	4 人
その他	5 人

図表 2-23 運転手アンケート結果(問4 送迎状況について)(n=3)

エ 「参加者同士の乗合せ」で運転手を担っていただく中で感じておられることについて教えてください。(複数回答可)

感じること	人数
やりがいを感じる	0 人
手当があるので負担感が減った	0 人
保険があるので安心感がある (事故をした場合の心配が減った)	2 人
乗合わせることで、コミュニケーションが取りやすくなった	1 人
乗合わせることで、自身の参加へのモチベーションが高まった	1 人
その他	1 人

図表 2-24 世話人アンケート結果(問3 移動支援へのご意見)(n=7)

問3 移動支援についてのご意見を教えてください

ア 新たな参加者に声を掛けやすくなりましたか

はい	6
いいえ	1

■「はい」を選択した場合、回答

	実人数
新たに声を掛けた人数	4人
これから声を掛ける人数	6人

※同一の活動の場の回答なし。

イ 新たに運転手を担ってくれそうな人に声をかけやすくなりましたか

はい	3
いいえ	4

■「はい」を選択した場合、回答

	実人数
新たに声を掛けた人数	1人
これから声を掛ける人数	2～3人

※同一の活動の場の回答なし。

ウ 他の地域の通いの場・サロン・認知症カフェと交流してみたいですか

はい	7
いいえ	0

エ 町が主催の交流会でこの移動支援が利用できたら参加しやすくなりますか

はい	7
いいえ	0

(6) 本格実施に向けた準備

- ① 本格実施開始後の効果検証の方向性の検討
 - ・費用対効果の測定方法、移動支援利用者等の心身状態及び日常生活の変化等の把握方法について検討
- ② 本格実施に係る説明会、事務手続
 - ・通いの場、サロン、認知症(予防)カフェの世話人等に事業概要、モデル実施の状況等を示し、事業参加希望を取りまとめ
 - ・事業開始に向けた事務手続
- ③ 運転講習会の実施
 - 【参加者同士の乗合せ】の新たな運転手等を対象に講習会を実施
 - ・講師と打合せ
 - ・講習会実施

2.5 取組の成果と今後の進め方

(1) 取組の成果

- ① モデル実施開始までの準備、役割分担の検討
 - ・ 補助金交付要綱、参加者同士の乗合せ及びタクシーの乗合せにおける調整やフロー図の法的・財源的な検証、補正予算資料を作成した。
- ② 事業形態の再検討
 - ・ モデル実施の世話人等から、「補助金の事務手続きが煩雑で負担が大きい。」という意見を踏まえ、補助金交付要綱を事業実施要領に変更し、参加者同士の乗合せ及びタクシーの乗合せにおいて発生する費用を実施主体から直接払いする方法に変更した。
- ③ 法的・財源的な検証
 - (法的)
 - ・ 参加者同士の乗合せについて、中国運輸局に「道路運送法における許可または登録を要しない運送に関するガイドライン」に抵触しないかどうか相談したところ、「運送に対する反対給付がないことがポイントである」旨の助言を得た。
 - ・ タクシーの乗合せについて、広島県観光課にタクシーの依頼者(世話人)と利用者(参加者)が異なるが、旅行業法に抵触しないかどうか相談したところ、「抵触しない」旨の回答を得た。
 - (財源的)
 - ・ 地域支援事業交付金に関して、中国四国厚生局に事業内容が地域支援事業(一般介護予防事業)に該当するものであるかどうか相談したところ、「一般介護予防事業として整理できる」旨の回答を得た。

④ 運転講習会、モデル候補説明会の実施、事業開始に向けた準備

- ・ 参加者同士の乗合せの運転手等を対象に運転講習会を実施し、安全・安心に係る質の確保を図ることができた。
- ・ モデル候補(9か所)の世話人、各協働支援センター長等を対象としたモデル実施説明会を実施し、事業開始に向けた準備が整った。

⑤ モデル実施開始、効果検証

- ・ 予定どおり、令和6年10月からモデル実施を9か所の通いの場等で開始できた。
- ・ モデル実施の効果検証に係るアンケートを実施し、移動支援利用者の良い変化を把握でき、世話人及び運転手からの意見を集約し事業の改善点を把握できた。以下、アンケート結果の抜粋。

☆ 利用者アンケート結果から(n=23人)

- ・ 活動の場について変わったこととして、「知人が増えた」と回答した人が12人で最も多かった。
- ・ 普段の生活で変わったこととして、「通いの場・サロン・認知症カフェへの参加が楽しみのようになった」が11人で最も多く、次いで「人との交流やおしゃべりが楽しくなった」が10人、「出かける機会が増えた」が9人、「家族や地域の人との会話が增えた」が5人。

☆ 運転手アンケート結果から(n=3人)

- ・ 運転手を担う中で感じることは、「保険があるので安心感がある(事故をした場合の心配が減った)」が2人、「乗合わせることで、コミュニケーションが取りやすくなった」が1人、「乗合わせることで、自身の参加へのモチベーションが高まった」が1人。

☆ 世話人アンケート結果から(n=7人)

- ・ 「新たな参加者に声を掛けやすくなった」と約8割が回答。その内、「新たに声を掛けた人数」は計4人、「これから声を掛ける人数」は計6人。
- ・ 「新たに運転手を担ってくれそうな人に声をかけやすくなった」と約4割が回答。その内、「新たに声を掛けた人数」は計1人、「これから声を掛ける人数」は計2~3人。
- ・ アンケート回答者全員が「他の活動の場と交流したい」と回答。
- ・ アンケート回答者全員が「町主催の交流会で移動支援が利用できたら参加しやすい」と回答。

⑥ 本格実施に向けた準備

- ・ 本格実施開始後の効果検証の方向性について検討し、費用対効果の測定方法、移動支援利用者の心身状態及び日常生活の変化等の把握方法が定まった。
- ・ 費用対効果については公衆衛生学の専門家の方が算出したデータから測定し、利用者の変化は、モデル実施と同様のアンケート(※個人の経年データ把握ため記名式にする)を実施して把握する。
- ・ 本格実施に係る説明会、事務手続き、運転講習会を実施し、本格実施の準備が整った。

(2) 来年度以降の課題と今後の進め方

「持続可能な移動支援」を目指すために、効果検証により本移動支援事業が介護予防の推進に寄与する取組であることを示し、参加者同士の乗合せの運転手確保に向けた取組を行う。

① 本格実施後の効果検証の実施

(費用対効果)

- ・ 令和5年度に実施した公衆衛生学の専門家による神石高原町の介護予防事業に関するデータ分析の結果「1年前に通いの場に参加していた人は約 5.5 万円／年介護費が有意に低い」を引用し、費用対効果を示す。

(移動支援利用者等の変化)

- ・ モデル実施の効果検証と同様のアンケートを毎年実施し、移動支援利用者の心身状態・意識・日常生活への良い変化を把握することで、移動支援が介護予防に寄与することを示す。

② 参加者同士の乗合せの運転手確保に向けた取組

- ・ 今後、移動支援利用者の増加、タクシー業界の人材不足が進むことを考えると、参加者同士の乗合せにおける運転手確保に向けた取組を行う必要がある。他団体の事例などを参考にしながら、令和7年度にモデル的に運転手確保に取り組む地域を決め、その地域の関係者、生活支援コーディネーター、町役場、県総合支援チームで方策を検討する。

第 3 章 移動支援に活用できる他省庁の補助事業等に係る文献調査

1 中山間地域等直接支払・農村 RMO【農林水産省】

1.1 農山漁村振興交付金

- 農山漁村振興交付金のうち、移動支援の取組に活用可能な事業としては、「中山間地農業ルネッサンス推進事業」の「元気な地域創出モデル支援」と、「農村型地域運営組織(農村 RMO)形成推進事業」の「農村 RMO モデル形成支援」がある。
- いずれも農山漁村振興推進計画を作成した上で、その実現を目的とした事業であり、交付額は定額(上限3年間、1,000 万円(年基準額)×事業年数)である。なお、地域協議会が実施主体となる場合、「農村 RMO モデル形成支援」については、「複数集落を含む地域協議会」であることが要件となる。

図表 3-1 農山漁村振興交付金と移動支援へ活用可能な事業¹

					移動支援 への活用
農山漁村振興交付金	都市部	都市農業機能発揮対策	都市農業機能発揮支援事業		
			都市農業共生推進等地域支援事業		
	農山漁村地域	農山漁村発イノベーション対策	農山漁村発イノベーション推進事業		
			農山漁村発イノベーション整備事業		
		情報通信環境整備対策	計画策定事業 施設整備事業		
	中山間地域等	中山間地農業推進対策	中山間地農業ルネッサンス推進事業	中山間地農業ルネッサンス推進支援	
				元気な地域創出モデル支援	●
				地域レジリエンス強化支援	
				中山間地複合経営実践支援	
				農村 RMO モデル形成支援	●
			農村型地域運営組織(農村 RMO)形成推進事業	農村 RMO 形成伴走支援	
		最適土地利用総合対策	最適土地利用総合事業		
			最適土地利用推進サポート事業		
		山村活性化対策			

(出典) [農林水産省資料](#)より三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

¹ 令和 7 年度より「農山漁村発イノベーション対策」は「地域資源活用価値創出対策」に変更となり、事業も「地域資源活用価値創出推進事業」と「地域資源活用価値創出整備事業」に変更となる。

図表 3-2 農山漁村振興交付金の生活支援への活用

中山間地域等での「むらづくり」に取り組みたい				
中山間地域等の集落に人が住み続けるための条件整備を行いたい				
支援内容	対象者	施策名	事業内容	交付率等
集落機能を補完する組織（農村型地域運営組織（農村RMO））の構築（例）ワークショップの開催、地域の将来ビジョン作成、計画作成、実証	複数集落を含む地域協議会	中山間地農業推進対策のうち農村型地域運営組織形成推進事業（農村型地域運営組織モデル形成支援）	<地域の将来ビジョンに基づく調査・計画作成・実証事業> ・地域協議会が作成する将来ビジョンに基づく農用地保全、地域資源活用、生活支援にかかる調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着等の取組等を支援 ※将来ビジョン未作成の場合、事業の中で作成することも可能 （例）ワークショップの開催、地域の将来ビジョン作成、農用地保全体制の構築、地域資源を活用した加工品開発、体験ツアー等の開発、農産物集出荷に合わせた買い物支援、見回り活動、実証に必要な範囲での土地基盤・機械・施設等の整備（実証農場の整備、実証に必要な資材購入や機械・施設等のリース）など	【事業期間】上限3年間 【交付率】定額 （上限：1,000万円（年基準額）×事業年数）
中山間地域等において、農村集落の「くらし」を支えたい				
中山間地域等において、農村集落の生活を支援したい				
支援内容	対象者	施策名	事業内容	交付率等
農村集落における高齢者の買い物支援や見守り等	都道府県、市町村、地域協議会	中山間地農業推進対策のうち中山間地農業ルネサンス推進事業（元気な地域創出モデル支援）	<生活支援に関する調査・計画作成・実証に関する取組を支援> ・農用地保全や地域資源活用と関連した生活支援の取組等を支援 ・上記についてのデジタル技術の導入・定着の取組等を支援 （例）農用地保全や地域資源活用と関連した次の取組 高齢者、交通弱者等に対する買い物支援、見回り活動、農地を活用した福祉事業のとの連携、実証に必要な範囲での土地基盤・機械・施設等の整備（実証に必要な資材購入や機械・施設等のリース）など	【事業期間】上限3年間 【交付率】定額 （上限：1,000万円（年基準額）×事業年数）

（出典）[農山漁村振興交付金活用ガイド（令和6年4月農林水産省農村振興局）](#)

(1) 元気な地域創出モデル支援

- 「中山間地農業ルネッサンス推進事業」の「元気な地域創出モデル支援」は、「農業生産活動を地域活性化につなげる優良事例を創出するための中山間地農業を元気にする新たな取組等」を行う事業であり、優良事例の創出とその横展開が求められている。
- モデルメニューの1つとして「農村地域における生活支援の取組」が挙げられているおり、実施主体は、都道府県、市町村または地域協議会であり、地域協議会は単体の集落であっても対象となる。
- 対象となる生活支援は、「農用地保全に関する取組や地域資源活用に関する取組」と関連した取組であり、例えば農用地保全等に資するため、地域住民が当該地域での生活を継続していくための生活支援(移動支援含む)の実証などを行うことが可能である。
- ただし、実施期間の上限は3年間であるため、この期間の中で持続可能な取組となるよう体制を整えることが求められる。移動支援を実施する際に想定される対象経費としては、例えば「自動車の使用料」、「自動車等の燃料費」、「事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等」、「取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費」、「事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費」などが想定される²。

図表 3-3 「元気な地域創出モデル支援」の概要



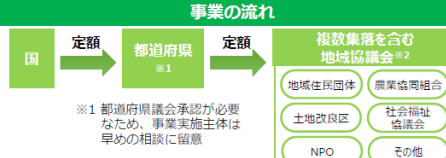
(出典) 農山漁村振興交付金フル活用のススメ(令和6年12月農林水産省農村振興局)

² 中山間地農業推進対策実施要領(令和6年12月17日改正)(農林水産省農村振興局)

(2) 農村 RMO モデル形成支援

- 「農村型地域運営組織(農村 RMO)形成推進事業」の「農村 RMO モデル形成支援」は、「地域の将来ビジョンに基づき、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村型地域運営組織の形成を推進するための調査、計画作成又は実証に関する取組を支援」する事業である。
- 「農村地域における生活支援」が対象となっているおり、実施主体は、「複数集落を含む地域協議会」である。
- 対象となる生活支援は、「(1)元気な地域創出モデル支援」と同様に「農用地保全に関する取組や地域資源活用に関する取組」と関連した取組であるが、実施に向けては「地域の将来ビジョンの作成」が必要となる。地域の将来ビジョンは、例えば3か年事業の1年目に当該補助を活用して作成することも可能であり、ビジョンの作成と合わせて地域で生活支援(移動支援を含む)の提供方法を検討するといった方法が考えられる。
- 「(1)元気な地域創出モデル支援」と同様に、実施期間の上限は3年間であるため、この期間の中で持続可能な取組となるよう体制を整えることが求められる。移動支援を実施する際に想定される対象経費としては、例えば「自動車の使用料」、「自動車等の燃料費」、「事業に直接必要となる臨時雇用に係る報酬、給与、職員手当等」、「取組の一部を他の者に委託する場合における当該委託に要する経費」、「事業に対する指導・助言に要する外部専門家等に対する謝礼に必要な経費」などが想定される³。

図表 3-4 「農村 RMO モデル形成支援」の概要

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策(農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業) 農村RMOモデル形成支援「一般型」「活動着手支援型」		農村型地域運営組織(農村RMO: Region Management Organization) 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、 生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。
事業要件等	取組内容	
事業内容 ：中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源(農地・水路等)の保全や生活環境(買い物・子育て等)など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化しているため、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村RMOの形成を推進 対象地域 ：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜地の指定地域、農林統計上の中山間地域 実施主体 ：複数集落※を含む地域協議会 ※集落の単位は、農林業センサスの農業集落 交付率(上限) 一般型：定額(1,000万円※(年基準額)×事業年数) 活動着手支援型：定額(200万円(年基準額)) 実施期間 一般型：最大3年間 ※地域計画進捗タイプは年基準額1,200万円 活動着手支援型：1年間	一般型 ：むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、デジタル技術の導入・定着(必須ではない)を推進。 将来ビジョンの作成 (地域の話し合いにより共通認識を醸成) ※将来ビジョンは、事業初年度に策定する。なお、既に同様なものが策定されている場合は、それを活用することも可 	
交付対象経費 旅費(調査等旅費、委員等旅費)、諸謝金、委託費、事務費(通信運搬費、報酬・給与等)※土地基盤・機械・施設等整備費(実証ほ場の整備等の簡易なハード整備を含む) ※土地基盤・機械・施設等整備費については、事業への位置づけや必要性のほか、実証に必要な最小限の範囲となっているか等について、個別具体的な内容で確認	農用地保全に関する取組 (持続的な農用地の保全) 農用地保全  地域資源活用に関する取組 (農産物を含む地域資源の活用) 地域資源活用  生活支援に関する取組 (農村地域における生活支援)※ ※生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること 	
事業の流れ  ※1 都道府県議会承認が必要のため、事業実施主体は早めの相談に留意 ※2 市町村も、協議会の構成員に含めることが可能。市町村を構成員に含めない場合は、事業実施計画について、実施区域の所在する市町村長の承認を得ること	活動着手支援型 ：農村RMOの裾野を広げるため、遊休農地活用の開始や高齢者支援への着手など、農村RMOの形成につなげる取組を支援。	

(出典) 農山漁村振興交付金フル活用のススメ(令和6年12月農林水産省農村振興局)

³ 中山間地農業推進対策実施要領(令和6年12月17日改正)(農林水産省農村振興局)

1.2 中山間地域等直接支払交付金

- 中山間地域等直接支払交付金について、移動支援の取組に活用可能な枠組みとしては、「棚田地域振興活動加算」と「集落機能強化加算⁴」がある。
- なお、「集落機能強化加算」については、令和7年度からは第5期対策(R2～R6)で同加算に取り組んでいた集落協定を対象に経過措置が設定される見込みである。
- 中国四国厚生局管内では、いずれの加算も島根県内の面積が大きい。

図表 3-5 中山間地域等直接支払交付金と移動支援へ活用可能な事業

				移動支援 への活用
多面的機能発揮促進事業 (日本型直接支払)	多面的機能支払 (推進)交付金	農地維持支払		
		資源向上支払		
	中山間地域等直接支払(推進)交付金	農業生産活動等を継続するための活動	(8割単価)	
		農業生産活動等の体制整備のための取組	(10割単価)	
		加算措置	棚田地域振興活動加算	●
			超急傾斜農地保全管理加算	
			集落協定広域化加算	
			集落機能強化加算	●
			生産性向上加算	
	環境保全型農業 直接支払交付金			

図表 3-6 加算の取得状況(令和5年度)

(単位:件数、ha)

	棚田地域振興活動加算		集落機能強化加算	
	協定数	面積	協定数	面積
鳥取県	－	－	19	433
島根県	27	426	102	2,577
岡山県	11	228	30	423
広島県	3	44	12	438
山口県	3	15	11	297
中国四国厚生局管内計	44	713	174	4,168
全国計	366	7,070	555	24,586

(出典) [中山間地域等直接支払交付金の実施状況\(農林水産省\)](#)より、
三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

⁴ 集落機能強化加算については、令和7年度からは第5期対策(R2～R6)で同加算に取り組んでいた集落協定を対象に経過措置が設定される見込みである。

- 「中山間地域等直接支払制度」は、「農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、国及び地方自治体による支援を行う制度」である。平成12年度から実施されており、第1期対策(H12～H16)、第2期対策(H17～H21)、第3期対策(H22～H26)、第4期対策(H27～R元)を経て、現在は第5期対策(R2～R6)期間中である⁵。
- 対象となる地域等は、地域振興立法⁶で指定された地域であり、傾斜がある等の一定の基準を満たす農用地である。対象者は、「集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動等を継続する農業者等」である。
- 交付金は、対象農用地の面積等に応じた単価が定められている。交付金は地域の実情に応じて幅広い用途で活用できるが、用途は予め協定に定めておく必要がある。
- なお、市町村は「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に位置づけられた「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画(以下、促進計画)」を作成する必要がある。促進計画は、協定を締結する上での指針として位置づけられる。
- 協定に定める活動内容が、「①農業生産活動等を継続するための活動(基礎単価)」のみの場合は交付単価の8割、加えて「②体制整備のための前向きな活動(体制整備単価)」を行う場合は交付単価の10割が交付される。
- 体制整備単価(10割単価)を得るためには、「集落戦略」を協定期間中に作成する必要がある。

図表 3-7 中山間地域等直接支払制度の交付単価

地 目	区 分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜(1/20以上)	21,000
	緩傾斜(1/100以上)	8,000
畑	急傾斜(15°以上)	11,500
	緩傾斜(8°以上)	3,500
草 地	急傾斜(15°以上)	10,500
	緩傾斜(8°以上)	3,000
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500
採草放牧地	急傾斜(15°以上)	1,000
	緩傾斜(8°以上)	300

注) 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い集落にある農用地の場合は、緩傾斜の単価と同額になります。

(出典) [中山間地域等直接支払制度\(令和6年4月\)\(農林水産省\)](#)

⁵ 平成27年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づいた措置として実施

⁶ 「特定農山村法」「山村振興法」「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」「半島振興法」「離島振興法」「沖縄振興特別措置法」「奄美群島振興開発特別措置法」「小笠原諸島振興開発特別措置法」「棚田地域振興法」

(1) 集落機能強化加算

- 第5期対策では、第4期対策の最終評価で課題とされた、人口減少や高齢化による集落機能の弱体化、担い手不足等に対応するため「集落機能強化加算」、「生産性向上加算」の新設、および「集落協定広域化加算」の拡充などが行われた。
- 「集落機能強化加算」は、「新たな人材の確保に関する取組又は集落機能を強化する取組」が対象であり、集落協定農用地のうち交付金の対象となる農用地全てに加算される。ただし、「集落機能強化加算」の交付を受ける農用地については、「棚田地域振興活動加算」の交付を受けることはできない。
- 「集落機能強化加算」は、「地域自治機能強化活動」の一環として、高齢者の見回り、送迎、買い物支援等を対象とすることができる。なお、「集落機能強化加算」は体制整備単価の集落協定が対象であることから、協定期間中に「集落戦略」を作成する必要がある。
- なお、「集落機能強化加算」については、令和7年度からは第5期対策(R2～R6)で同加算に取り組んでいた集落協定を対象に経過措置が設定される見込みである。

図表 3-8 集落機能強化加算について



(出典) [中山間地域等直接支払制度\(令和6年4月\)\(農林水産省\)](#)

- なお、令和3年度において、集落機能強化加算の目標として最も多かったのは、「除雪や買い物等の生活支援」の93 協定(20%)であった。

図表 3-9 集落機能強化加算の内容(R3)



(出典) [農林水産省資料](#)

(2) 棚田地域振興活動加算

- 棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域において、指定棚田地域振興活動計画に基づく「棚田地域の振興を図る取組」を行う場合に加算される。
- 「棚田の地域振興を図る取組」については、以下の例示の取組を参考に、地域の実態に応じて定量的な目標及び取組期間を協定に定めて行う取組とされる。また、これらの取組は、認定棚田地域振興活動計画に定める目標との整合を図ることとされる。
- 移動支援への活用としては、「ウ 棚田を核とした棚田地域の振興」について、「棚田地域の集落機能向上の促進」として高齢者の買物支援等を行う例がみられる⁷。

図表 3-10 地域の振興を図る取組(例)

ア	棚田等の保全 棚田法面の補修、耕作道や棚田進入路等の農作業安全対策の実施、棚田からの 土壌流出防止対策の実施等
イ	棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮 農産物の供給の促進、自然環境の保全・活用、良好な景観の形成、伝統文化の 継承等
ウ	棚田を核とした棚田地域の振興 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興、棚 田を観光資源とした地域振興、棚田米等を活用した6次産業化の推進等

(出典) [中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用\(令和5年4月1日改正\)](#)

- なお、中山間地域等直接支払交付金は、市町村長等が必要と認める緩傾斜農用地(勾配が田で1/100以上1/20未満、畑、畑、草地及び採草放牧地で8度以上15度未満)などであっても交付金の交付対象となるが、棚田地域振興活動加算は、急傾斜農用地(勾配が田で1/20以上、畑、草地及び採草放牧地で15度以上)のみが対象となる。
- また、棚田地域振興活動加算の交付を受ける農用地については、超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算のいずれの加算についても交付を受けることができない。

⁷ [美土里ネットなたち振興協議会](#)

図表 3-11 中山間地域等直接支払交付金の対象農用地

- (1) 勾配が田で 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地で 15 度以上である農用地(以下「急傾斜農用地」という。)
- (2) 自然条件により小区画・不整形な田
- (3) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率が 70%以上である市町村内に存する草地(以下「草地比率の高い草地」という。)
- (4) 次のア又はイの基準を満たす農用地であって、市町村長（市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事）が特に必要と認めるもの
 - ア 勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地(以下「緩傾斜農用地」という。)
 - イ 高齢化率が 40%以上であり、かつ、耕作放棄率が次の式により算定される率以上である集落に存する農地

$$(8\% \times \text{田面積} + 15\% \times \text{畑面積}) \div (\text{田面積} + \text{畑面積})$$
- (5) 棚田地域振興法第 7 条第 1 項の規定に基づき申請された指定棚田地域の指定申請書における保全を図る棚田等として位置づけられた棚田等に係る農用地であって、次のア又はイの基準を満たすもの
 - ア 急傾斜農用地
 - イ アの農用地と物理的に連担している緩傾斜農用地であって、市町村長（市町村長が判断することが困難な場合には、都道府県知事）が特に必要と認めるもの
- (6) (1)から(4)までの基準に準ずるものとして、都道府県知事が定める基準(以下「特認基準」という。)に該当する農用地

(出典) [中山間地域等直接支払交付金実施要領\(令和4年4月1日改正\)](#)

2 共創・MaaS 実証プロジェクト【国土交通省】

2.1 概要

- 「デジタル田園都市国家構想」などを受け、地域の関係者の連携・協働（共創）を通じ、利便性・生産性・持続可能性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」（再構築）を進めるため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、地域交通法）」が改正された（令和5年4月公布）。
- これにより、「1. 地域の関係者の連携と協働の促進」、「2. 「エリア一括協定運行事業」の創設」、「3. ローカル鉄道の再構築に関する仕組みの創設・拡充」、「4. 「道路運送高度化事業」の拡充」、「5. 鉄道・タクシーにおける協議運賃制度の創設」、「6. 社会資本整備総合交付金の拡充、新たな基幹事業の追加」などが行われた。
- 改正地域交通法では、目的規定に自治体・公共交通事業者・地域の多様な主体等の「地域の関係者」の「連携と協働」と、国の努力義務として「関係者相互間の連携と協働の促進」が追加されたことを受け、「1. 地域の関係者の連携と協働の促進」では、地域公共交通確保維持改善事業の1つとして「地域交通共創モデル実証プロジェクト」が創設された。令和6年度に「共創・MaaS 実証プロジェクト」と名称を変更し、現在に至る。

図表 3-12 地域公共交通リ・デザイン関係予算一覧

地域公共交通リ・デザイン関係予算一覧（令和5年度補正予算・令和6年度予算）

地域公共交通確保維持改善事業（令和5年度補正:279億円 令和6年度:208億円）

1. 地域公共交通のリ・デザインの加速化

● 共創・MaaS実証プロジェクト

- ・AIオンデマンド・MaaS等「デジタル」や多様な関係者（医療・介護、教育・スポーツ、農業・商業、環境等）の「共創」による交通プロジェクトを各地の足の現状3類型（A・B・C）に応じて支援
- ・モビリティ人材（プロデューサー・コーディネーター、DX人材など）の育成支援

A 中小都市、交通空白地など

B 地方中心都市など

C 大都市など

● 自動運転社会実装推進事業

2027年度100か所以上の目標に向けて自動運転の社会実装に係る取組を支援

● ローカル鉄道の再構築支援

ローカル鉄道に係る公共交通再構築に向けた協議の場の設置、調査・実証事業を支援

2. バス・タクシー等公共交通事業者の人手不足対策

● 旅客運送事業者の人材確保

- ・2種免許取得、採用活動等、人材確保のために行う取組を支援
- ・女性・パートタイム運転者拡大のための勤務形態柔軟化・設備投資促進等「タクシー不足に対応する緊急措置」の推進

● 交通DX・GXによる省人化・経営改善支援

地域交通事業者によるDX・GX等による利便性向上や人材確保に資する取組に対して支援
・キャッシュレス・配車アプリ、運行管理システム、EVバス・タクシー導入 等

3. 既存の地域交通に対する支援

- ・地域公共交通計画に基づく地域公共交通の運行等の支援強化
- ・賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化

- ・公共交通におけるバリアフリー整備
- ・車両の更新等地域鉄道における安全対策の推進

地域鉄道の安全対策（令和5年度補正:66億円の内数 令和6年度:45億円の内数）

・地域鉄道における安全性向上に資する設備整備を支援

訪日外国人受入環境整備（交通）（令和5年度補正:244億円の内数 令和6年度:14億円の内数）

公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備するため、多言語対応の強化、キャッシュレス決済の普及、バリアフリー化の推進等に関する個別の取組に対して支援

- ・車両の大型化や荷物スペースの設置、観光車両の導入・改良
- ・多言語対応のデジタルサイネージ、デジタルを活用した混雑状況の可視化 等

連節バス

ICゲート

観光列車

社会資本整備総合交付金（地域公共交通関連）

（令和5年度補正:542億円の内数 令和6年度:5,065億円の内数）

- ・バス停留所や鉄道施設等の施設・設備に対する支援

先進車両導入支援事業

（令和6年度:6億円）

- ・鉄道・バスに係るEV車両等の先進的な車両導入・改良を支援

財政投融資（令和6年度:102億円）

- ・バス・タクシー・鉄道等のDX・GX投資に対する出融資

（出典）国土交通省資料

2.2 共創・MaaS 実証プロジェクト（地域交通法・道路運送法等）

- 共創・MaaS 実証プロジェクトは、「(1)共創モデル実証運行事業」と「(2)モビリティ人材育成事業」、および「(3)日本版 MaaS 推進・支援事業」の3事業で構成されている。

(1) 共創モデル実証運行事業

- 地域交通を地域の暮らしと一体として捉え、その維持・活性化に向け、地域における複数の関係者の共創(連携・協働)による実証運行やそれを支える仕組みを構築する事業を対象とする。
- 交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等(「共創プラットフォーム」)が、補助対象事業者となる。

(2) モビリティ人材育成事業

- 交通に関する知見、交通に関するデータ活用のノウハウ、多様な関係者とのコーディネートを進捗するスキル等を活用しながら、地域の交通が目指すべき姿の実現に向けて、主体的かつ継続的に取り組む人材を育成する事業を対象とする。

図表 3-13 共創・MaaS 実証プロジェクトについて

「共創・MaaS実証プロジェクト」(令和6年度)について

地域の多様な関係者の「共創」により地域交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクト等を支援します！

1. 共創モデル実証運行事業

※運行（次年度に運行する場合や既存運行を活用する場合を含む）を伴う実証事業が対象となります。
運行の交通モード（鉄道・路線バス・デマンド交通・自家用有償旅客運送・タクシー・航路など）は問いません。

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む実証事業

【補助対象事業者】 交通事業者等を含む複数の共創主体で構成される協議会や連携スキーム等
(「共創プラットフォーム」)

【補助対象経費】 ・事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費等
・事業実施にあたり必要となるシステム構築、車両購入・改造に要する経費
・実証事業に要する経費

＜補助率＞ 地域の類型に応じて、メリハリをつけた支援を展開します！ (補助上限額：1億円)

A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【東京23区・三大都市圏の政令指定都市】
500万円以下は定額 500万円超部分は2/3	補助率 2/3	補助率 1/2

※「官民共創」、「交通事業者間共創」、
「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」

2. モビリティ人材育成事業

地域公共交通のリ・デザインを推進するため、モビリティ人材（交通に関する知見・データ活用のノウハウ・コーディネートのスキル等を有する人材）の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業

【補助対象事業者】 地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う、都道府県・市町村・交通関係団体・まちづくり団体等の民間事業者・NPO法人等

【補助対象経費】 地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費

【補助率・上限額】 定額（上限3千万円）

上記1及び2の応募にあたっては、実施地域の自治体等から推薦を得ていることを要件とします。

※「日本版MaaS推進・支援事業」については、令和6年4月以降に別途公募します。

募集期間 (1次公募) **令和6年2月27日～4月5日16:00**
※4月下旬以降、2次公募を予定

問合せ先 事務局（バシフィックコンサルティング株式会社）
各地方運輸局交通政策部交通企画課 等

応募方法の詳細・問合せ先は特設ウェブサイトへ！

採択審査のポイント等は「**公募要領**」をご確認ください。

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

地域交通 共創

検索

(出典) 国土交通省資料

(3) 日本版 MaaS 推進・支援事業

- 公共交通とそれ以外の多様なサービスを1つのサービスとして、デジタルを活用して提供したうえで、データの連携・利活用等により地域が抱える様々な課題の解決に向けた取組みを支援する事業を対象とする(事業自体は令和元年度から実施、令和6年度に「共創・MaaS 実証プロジェクト」の事業となる)。

図表 3-14 日本版 MaaS 推進・支援事業

「共創・MaaS実証プロジェクト」(令和6年度)について

国土交通省

地域の多様な関係者の「共創」により地域交通の維持・活性化に取り組む実証プロジェクト等を支援します！

1. 共創モデル実証運行事業

※「官民共創」、「交通事業者間共創」、「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」

2. 日本版MaaS推進・支援事業

※赤枠: 今回の公募対象

複数の交通モードにおけるサービスを1つのサービスとして、デジタルを活用して提供したうえで、データの連携・利活用等により、地域が抱える様々な課題の解決に取り組む事業

【補助対象事業者】 都道府県若しくは市町村（以下「地方公共団体」という。）、地方公共団体と連携した民間事業者又はこれらを構成員とする協議会

【補助対象経費】

- ・交通手段と、様々な移動手法・サービス（商業、宿泊・観光、物流、医療、福祉、教育、一般行政サービス等）を組み合わせて1つの移動サービスとして提供するための複数事業者間の連携基盤システムの構築に要する経費
- ・MaaSの効果や課題の検証を行うための調査に必要な経費

＜補助率＞ 地域の類型に応じて、メリハリをつけた支援を展開します！（補助上限額：1億円）

A 中小都市、過疎地など 【人口10万人未満の自治体】	B 地方中心都市など 【人口10万人以上の自治体】	C 大都市など 【東京23区・三大都市圏の政令指定都市】
500万円以下は定額 500万円超部分は2/3	補助率 2/3	補助率 1/2

1つのサービスとして連携
MaaSプラットフォーム
サービス提供
サービス連携による移動の高付加価値化
新たなモビリティによる移動環境の向上
移動関連データ等の分析・活用

3. モビリティ人材育成事業

地域公共交通の「リ・デザイン」を推進するため、**モビリティ人材**（交通に関する知見・データ活用のノウハウ・コーディネートスキル等を有する人材）の育成に関する仕組みの構築や運営を行う事業

※「共創モデル実証運行事業」及び「モビリティ人材育成事業」については、別途二次公募を予定しております。

募集期間

令和6年4月8日～5月10日正午

問合せ先

事務局（パシフィックコンサルタンツ株式会社）
各地方運輸局交通政策部交通企画課 等

応募方法の詳細・問合せ先は特設ウェブサイトへ！

採択審査のポイント等は「公募要領」をご確認ください。

【URL】 <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/>

地域交通 共創

検索

(出典) [国土交通省資料](#)

3 地域交通の人材育成・確保等に活用可能な施策【総務省】

(1) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

- 過疎地域等の集落において深刻化する医療や福祉対策、日常生活機能の確保などの課題に対応するため、「集落ネットワーク圏」において、生活の営み(日常生活支援機能)や生産の営み(地域産業)を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を支援する。
- 集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が住民や各種団体との話合いの結果に基づき作成した、地域の目指すべき将来像とその実現に向けた方策に係る計画(活性化プラン)に基づき取り組む事業が対象となり、地域交通に関する取組としては、アプリ等を活用した高齢者の買物支援や、地域交通の専門的知識を有するアドバイザー・事業者の活用などが考えられる。
- 石川県七尾市の「鉦打ふるさとづくり協議会」は、農村型の地域運営組織として運営する交通空白地有償運送であるニコニコ便の増便／デマンド運行の実証実験などが行われた。

図表 3-15 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業



(2) 地域おこし協力隊

- 「地域おこし協力隊」は、都市部から過疎地域等の条件不利地域に一定期間移住した「協力隊員」が、地方公共団体の委嘱を受けて地域の問題解決や活性化のための活動(地域協力活動)を行い、その地域への定住・定着を図る制度で、対象経費について特別交付税が措置される。
- 北海道美幌町では、公共交通の運転手不足に対応するため、バスの運転手となる地域おこし協力隊を募集し、2名が路線バスの運転手として活動をしている。

図表 3-16 地域おこし協力隊



出典：総務省資料

(3) 特定地域づくり事業協同組合

- 「特定地域づくり事業協同組合」は、人口急減地域において、複数事業所で設立した組合で雇用した職員を、組合員である事業所に派遣する仕組みであり、対象経費について特別交付税が措置される。
- 事業所単位で見ると年間を通じた仕事がない中で、地域の仕事を組み合わせることにより年間を通じた仕事を創出する。
- 島根県知夫村では、「特定地域づくり事業協同組合」として設立された「YADDO 知夫里島」が移住者を雇用し、知夫村の交通空白地有償運送を委託する「一般社団法人ぐるーり知夫里島」に2名の職員を派遣している（その後、2名の職員は「一般社団法人ぐるーり知夫里島」の正社員として就職している）。

図表 3-17 特定地域づくり事業協同組合

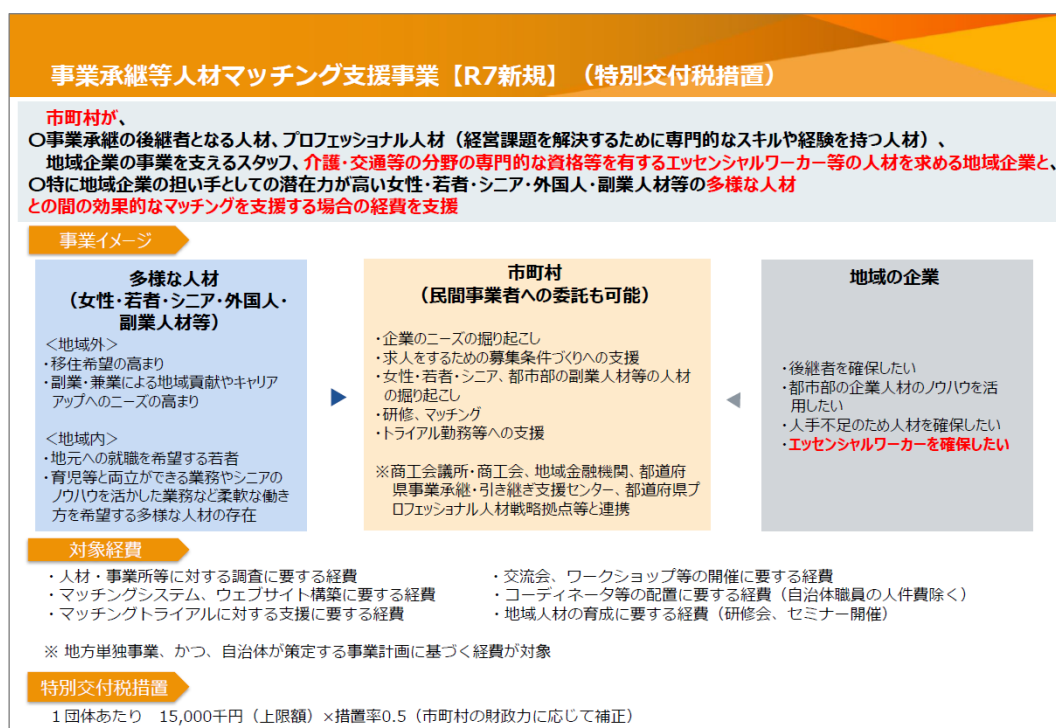


出典：総務省資料

(4) 事業承継等人材マッチング支援事業(※令和7年度より)

- 「事業承継等人材マッチング支援事業」は、令和7年度からの新規事業であり、事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材、地域企業の事業を支えるスタッフ、介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業と、多様な人材との間の効果的なマッチングを支援する。
- 市町村から民間事業者へ委託することも可能であり、「人材・事業等に対する調査」や「マッチングシステム、ウェブサイトの構築」、「交流会、ワークショップ等の開催」などの経費が対象となる。1団体あたり、対象事業費(上限:1,500 万円)の50%(市町村の財政力に応じて補正)が特別交付税により措置される。

図表 3-18 事業承継等人材マッチング支援事業



出典:総務省資料

第 4 章 他省庁の補助事業等を活用した事例（ヒアリング調査）

1 広島県尾道市の「一般社団法人 UME プロジェクト」

(1) 概要

- ・ 町内の少子高齢化に伴って、子どもの居場所が減少していることや高齢者の孤独死等の諸課題が発生している中で、2019 年に子どもの居場所提供を行う「一般社団法人 UME プロジェクト」を設立した。
- ・ 2023 年には高齢者の生活支援を行うための団体として、「高齢社会をよくなる女性の会」を発足し、電球の交換や草むしり等の生活支援を実施した。さらに移動支援に対するニーズがあったことから 2024 年には「ちょこっと応援サポート」として移動支援を実施した。
- ・ 「ちょこっと応援サポート」の実証実験には「地域交通共創モデル実証プロジェクト(国土交通省)」、子ども居場所作りには「地域における孤独・孤立対策に関する NPO 等の取組モデル調査研究(内閣府)」や「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業(子ども家庭庁)」など、幅広い省庁の補助事業等が活用されている。

(2) 「一般社団法人 UME プロジェクト」設立の背景・経緯

- ・ 広島県尾道市浦崎町は、尾道市の飛び地となっている地域であり、三方が海に囲われ、唯一隣接する地域は福山市である。2024年 9 月では、人口2,797人(1,369世帯)であり、高齢化率が45%である。
- ・ 地区内には食料品店「オンリーワン」が1件、医療機関としてクリニックが 2 件と歯科医院が1件であり、小・中学校が1件ずつである。また町内には地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、デイサービスがある。公共交通は、JR 松永駅に続く県道389号線に路線バスが走っていることに加えて、満越・戸崎地区にある、港から尾道駅に続くフェリーがある。他方で、福山市松永町に隣接しており、松永町には総合病院や大型スーパー等の生活基盤が整っていることから、福山市の方へ生活圏がある。
- ・ 少子高齢化に伴って、子どもの居場所が減少していることや高齢者の孤独死等の諸課題が発生している中で、行政サービスで対応が難しくなっている課題に対して、地域で何かできることはないかと考えたことがきっかけであった。加えて、社会問題となっている空き家も同時に解消すべく、地域のプラットフォームとして地域課題に取り組めるものができればと、2019年に UME プロジェクトを設立した。
- ・ きっかけとしては、高橋氏が地域で何か実施したいと考えている中で、浦崎町公民館の館長から、尾道市の事業である市民活動支援事業(1 年目 50 万円、2 年目 30 万円、3 年目 20 万円の補助)として実施されていた集まりに声がかかったことである。この活動では、大学教授を呼んで地域

の将来像を考えながら地域づくりを考えるものであり、これらの活動の中で、アイデアが生まれてきた。

図表 4-1 浦崎町周辺地図



(出典)電子国土 Web(国土地理院)より三菱UFJリサーチ&コンサルティングが加工

- ・ その中、尾道市政策企画課からは、市民活動として実施しつつ、地区社協との連携で活動することで、新しい地域組織ができないかとアイデアをもらった。UME プロジェクトの立ち上げに際しては、地区社協は地域の顔をよく把握しており、信頼関係もあるため、立ち上げまでに3年間とスピード感をもって設立できた。また実際の設立にあたっては、地区の区長や、地域包括支援センター、元JA職員であった民生委員の会長、他の民生委員の方々が地域のネットワークを保有しており、地域のキーパーソンであったため、この方々と連携することで進め方を教えてもらったことが大きな推進力となった。
- ・ 周辺大学との連携として、空き家再生に関しては、福山市市立大学都市経営学部との共同研究によって、地域住民の協力でリノベーションを実施した。また尾道市立大学の学生がボランティアで小学生の学習支援や見守りを実施してもらっている。加えて、広島県立大学保健福祉学科の田中教授にアドバイザーになってもらい、地域ネットワークセミナー等の実施で地域課題を掘り下げることも行った。
- ・ 小学生の居場所の提供として小学生の宿題を大学生が教えるような場所を作ることから始め、2020年からは子ども食堂を開始した。他方で、2023年9月から地区社協より高齢化に伴って担い手不足について伺い、「高齢社会をよくする女性の会」を立ち上げた。高齢者の困りごとや相談を受ける仕組みや、移動支援を行い始めた。

- ・ UME プロジェクトには有給職員が 1 名(高橋真理子氏)、無給職員(高橋一朗氏)が 1 名である。ボランティアは、全員で 20 名が登録されている。また学生ボランティアが県内外の大学から 10 名程度来てもらっている。

(3) 移動支援サービスの提供の開始

- ・ 「高齢社会をよくする女性の会」で実施している生活支援サービス「ちょこっと応援サービス」では、電球交換や草むしりといった生活支援を実施していた。他方で、地区内で実施したアンケート結果や、民生委員に集まる要望では、町内の移動やスーパーでの移動に困っているため、移動支援へのニーズが多かった。
- ・ 地区としては市に対して公共交通機関をどうにかしてほしいと要望を 10 数年要望してきたものの、採算の見通しが立たないことから難しい状況であった。その中で高橋氏の取組が展開されてきたため、地区としても全面的に支援した。
- ・ 移動支援の実施に向けては、ドライバーの担い手の課題や、保険の課題があったことから、当初地域では否定的な意見も見受けられた。そのため、保険を掛けたり、福祉有償運送講習を受けたりとそれらの課題を一つずつ解決し、2024 年 1 月から移動支援の実証運行をスタートした。
- ・ 車両については、自家用車を利用してもらっているケースや、防犯パトロール用のワンボックスカーを無償で貸与してもらっているほか、特別養護老人ホームのデイサービスの車両を無償で貸与してもらっているため、ガソリン代等のみで移動支援サービスが提供できている。
- ・ 予約においては、民生委員会長や高齢社会をよくする会が窓口となり、引き受けるか判断を行い、コーディネーターがドライバーへ手配を行う仕組みである。
- ・ 運転者は、講習済みのボランティアドライバーが 8 名おり、送迎前後の付き添いは必要に応じて介助ボランティアが同行している。
- ・ 利用料金は、町内は往復 500 円、町外に出る場合は片道 500 円(往復 1000 円)で実施している。この中から保険料やガソリン代を賄っている。実証運行中は、損保ジャパンの移動支援保険に入っていたが、現在は社協の送迎サービス保障に加入している。

図表 4-2 移動支援に利用されている車両



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティングが撮影

図表 4-3 令和 5 年度地域交通共創モデル実証プロジェクト 申請内容

ちょこっと応援サポート(広島県尾道市)

福祉×交通

事業実施主体

【共創プラットフォーム】
ちょこっと応援サポート

【実施主体】一般社団法人 UMEプロジェクト

【共創パートナー】社会福祉法人 浦崎会(福祉)
尾道市東部地域包括支援センター(介護)他

地域課題

交通空白地域である浦崎地区の高齢化率が現在44%(移動支援対象75歳以上約700名)であり、地域の特性としても尾道の飛び地という場所にあたるため、交通手段(タクシー業者・介護タクシー業者)が一つもない。

実証事業の内容

社会福祉事業分野の事業所や市内の社会福祉協議会・地区社協・区長会(自治会)・民生委員との連携かつ協働を図り、介護認定適応外の高齢者の移動支援に向けて、社会福祉法人などの車両を貸与し、ドライバーボランティアを募り、登録対象者の移動支援を行う。特に、車両が入れない地域へ、介助用電動車いすを用い、自宅から移動支援車両までの移動をサポートし、移動支援先においても、介助サポートを行う。

今後の展開

賛助会員を募り、登録会員を会費制にし、収益化を図る。それに加えて、企業や各種団体からの寄附会員を募る。行政(市)からの補助金も募り、事業実施後も取り組みを継続できるような仕組みを構築する。

事業実施区域

国土地理院より引用

事業体制

(出典)[地域公共交通 共創・MaaS 実証プロジェクトホームページ](#)

(4) 活用した補助事業など

- ・ 内閣府の2024年度補助事業「地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査研究業務」や、子ども家庭庁「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」の補助を活用している。
- ・ 内閣府については上限が200万円であり、実費弁償方式となっている。使途に関しては、孤独孤立の事業につき、昨年度は移動支援にほとんど充て、今年度においては活動全体のため、居場所マップの作成や有識者セミナー謝金等講師派遣に充てている。また職員1名分が給与として出ている。
- ・ また、民間事業者からきりん福祉財団や国民共済からの助成金をもらったり、中国労働金庫等からの寄付をもらって活動ができている。
- ・ 移動支援に関しては、「令和5年度 地域交通共創モデル実証プロジェクト」を活用した。約94万円のうち、8割が補助される。こちらの使途に関しては、高齢者アンケートの実施や、利用実績データ作成のためのPC購入費用、介助用の電動車いす、損保ジャパンのボランティア保険費用、スタッフのベスト購入費、事務局職員の人件費等に割り当てている。

図表 4-4 左:介助用電動車いす、右:UMEhouse



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティングが撮影

2 島根県知夫村の「協同組合 YADDO 知夫里島」

(1) 概要

- ▶ 令和3年3月にコロナ禍の影響でタクシー会社が廃業したことなどから、令和3年4月より知夫村が「一般社団法人ぐるーり知夫里島」に委託する形で交通空白地有償運送(村営のバス・タクシー)の運行が開始された(村営バスは平成 26 年度からあり)。
- ▶ そのような中、令和3年 12 月に特定地域づくり事業協同組合である「YADDO 知夫里島」が設立された。設立当初は、「YADDO 知夫里島」への参加企業は、ホテル・フェリー接岸業務・水産会社・商店・水産加工会社の5社であったが、その後「一般社団法人ぐるーり知夫里島」も参加し、2名の移住者の職員を派遣する形でバス・タクシーの運行が行われた。
- ▶ その後、派遣されていた職員は「ぐるーり知夫里島」の正社員として雇用され、交通空白地有償運送のバス・タクシーの運転手として活躍している。

(2) 地域の概要

- ・ 島根県隠岐郡知夫村は、隠岐諸島に属する知夫里島を主島とする人口約 600 人の島根県唯一の村である。
- ・ 島内では、知夫村が「一般社団法人ぐるーり知夫里島」に委託し、市町村有償運送として運行されるバス・タクシーの他、主に観光客を対象としたレンタカーや E-バイクがある。
- ・ 島は7つの集落(古海、来居、郡、大江、多沢、仁夫、薄毛)で構成されており、島の中心部に位置する古海地区には、役場、診療所、歯科診療所、学校、郵便局、商店などが集まっており、各集落から買い物・通院などのために訪れる人が多い。

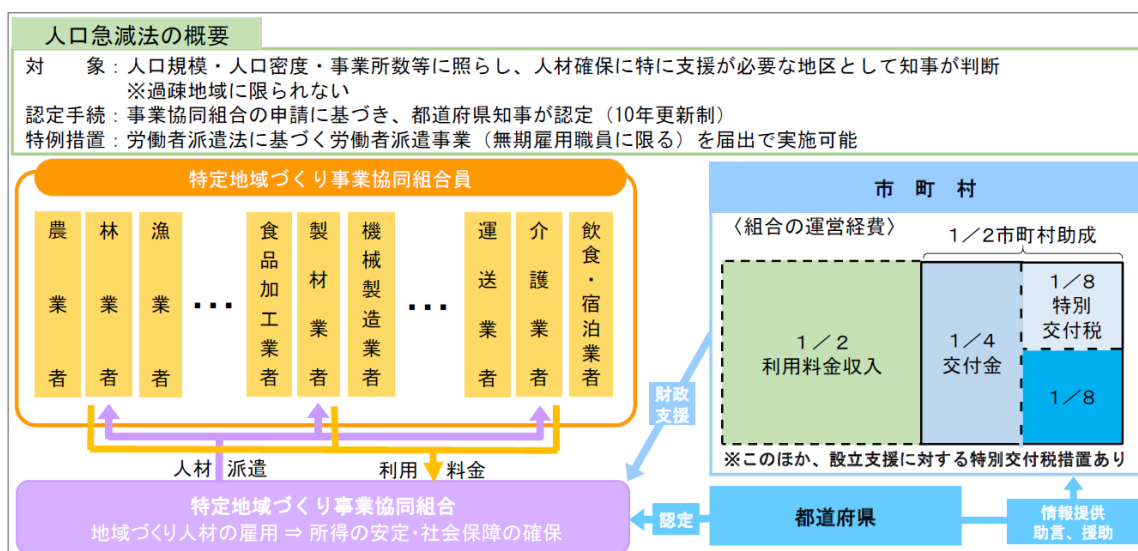
(3) 市町村有償運送(バス・タクシー)の概要

- ・ 島内では、且つては民営のバスが運行されていたが、その廃止後は平成 26 年度から村営の定時定路線のバスが1日1便運行されていた。一方、民間のタクシー会社もあったが、コロナ禍の影響もあり令和3年3月末に廃業することとなった。
- ・ タクシー会社の廃業を前に、知夫村では令和2年 11 月より村営バスの便数や停留所を増やすなどの試験運行を行い、その結果村内の高齢者や島外からの来訪者の移動手段を確保するため、以前から運行されている村営バスに加え、村全域を対象としたデマンド型のタクシーを運行することとした。
- ・ バスとタクシーはいずれも、「一般社団法人ぐるーり知夫里島」に委託する形で、交通空白地有償運送(村営)として運行されている。
- ・ 村営バスは 100 円の定額料金で、村営タクシーは 10 分までごとに 500 円となっている。島内の集落間の移動は多くの場合片道 10 分以内で納まるが、1,000 円以上となるケースもある。

(4)「協同組合 YADDO 知夫里島」の取組

- ・ 「特定地域づくり事業協同組合」は、人口急減地域において、複数事業所で設立した組合で雇用した職員を、組合員である事業所に派遣する仕組みである。事業所単位で見ると年間を通じた仕事がない中で、地域の仕事を組み合わせることにより年間を通じた仕事を創出する(根拠法:地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律)。
- ・ 組合の職員にとっては新たな安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保することができるとともに、地域にとっても組合を活用した移住・定住の促進により担い手の確保につなげることができる。
- ・ 組合の運営経費の1/2の範囲内での公費支援(国1/2、市町村1/2)があり、①派遣職員人件費(上限:400万円/年・人)と、②事務局運営費(上限:600万円/年)が対象となる。また、別途市町村負担分を対象とした特別交付税措置もある(措置率1/2、上限300万円)。
- ・ 一事業者での労働時間は総労働時間の8割以内とされ、また派遣職員の稼働率が8割未満の場合は「①派遣職員人件費」の上限額が稼働率に応じて漸減する仕組みとなっている。

図表 4-7 特定地域づくり事業協同組合の概要



(出典)総務省資料

- ・ 知夫村では、近隣の海士町で特定地域づくり事業協同組合が設立されたことなどから、令和3年5月に村内の企業を対象とした制度の説明会を実施した。その際には、話はまとまらなかったが、その後、複数の企業から問い合わせがあり、5社(ホテル、フェリー接岸業務、水産会社、商店、水産加工会社)の参加を得ることができた。
- ・ 組合の事務局長は令和3年1月に、地域おこし協力隊として知夫村に赴任した方が務めているが、説明会の後、県や中小企業中央会の支援などを受けながら設立に向けた準備を進め、令和3年12月に「協同組合 YADDO 知夫里島」を設立した。
- ・ これまで「YADDO 知夫里島」に参加した職員は6名で、全員が移住者である(うち、2名は祖父母が出身など所縁のある人)。「YADDO 知夫里島」からの派遣を経験した後、6名のうち、3名が島

内の企業に就職している。その内2名が、村営のバス・タクシーを運行する「一般社団法人ぐるーり知夫里島」への就職であった。

- ・ 参加した職員は、20代～40代で女性が1名、男性が5名であった。
- ・ 令和6年11月現在、組合に参加する企業は農協などを含め10社となっているが、派遣先は隠岐汽船(フェリー接岸業務)と社会福祉協議会の2か所のみとなっている。課題としては、現状では1日を埋めるだけのまとまった仕事を確保できることが少なく、1日の中で複数の企業に派遣する1 day マルチワークとなることが多い点などが挙げられる。特に、天候により船が欠航するなどの影響により直前で派遣がキャンセルされることもあり、安定した仕事を確保することが難しい環境にもなっている。職員の稼働率は、概ね60%程度となっている。
- ・ 「YADDO 知夫里島」の2024年度の交付決定額は、2,777千円となっている(その他、村からの上限2,000千円の補助金あり)。

(5)「特定地域づくり事業協同組合」の移動支援への活用

- ・ 「特定地域づくり事業協同組合」は、移動支援に限らず、特に移住者を地域内に呼び込むことにより、人口急減地域における様々な事業所の人材を確保するためのスキームの1つである。
- ・ 「協同組合 YADDO 知夫里島」では、組合の職員が地域の企業に就職することを出口として考えており、組合で複数の業務に従事する期間を、移住者が様々な仕事を経験して自身の望む仕事を選択することができる期間としてとらえている。
- ・ 派遣社員として3か月くらい様子を見れば、働く側も受け入れる側も互いに様子がわかって、安心して採用できる。そういう経緯を経て徐々に島の中で働く人が増えて行けば、当該スキームを活用した成果ということができる。
- ・ 「協同組合 YADDO 知夫里島」では、派遣先に村営バス・タクシーを運行する「ぐるーり知夫里島」が含まれており、結果としてバス・タクシーの運転手として働く2名の移住者の就職につながったことは大きな成果といえる。

3 石川県七尾市の「鉤打ふるさとづくり協議会」

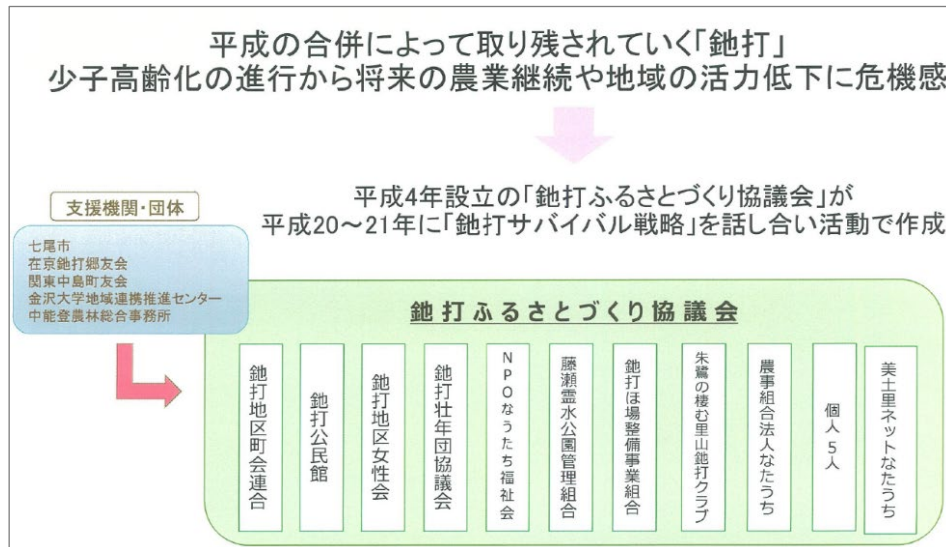
(1) 概要

- ▶ 農業の継続や地域の活力低下などに危機感を覚えた有志らが、平成 4 年に「鉤打ふるさとづくり協議会」を設立し、地域づくりを展開。さらに、平成 20 年度の「鉤打ふるさと創生ビジョン」の議論の中で「高齢者向けサービスが必要」との声が上がった。
- ▶ 平成 22 年に高齢者の生活支援と、地区内の専業主婦が自立するための事業として、地区内の高齢者の買い物支援等を行う「ニコニコ便」を開始し、さらに当該事業を行う「NPO 法人なたうち福祉会」を設立した。
- ▶ 「鉤打ふるさと創生ビジョン」の策定(H20)には「集落機能再編促進事業(農林水産省)」、「ニコニコ便」など生活支援サービスの提供には「中山間地域等直接支払交付金(農林水産省)」の「棚田地域振興活動加算」と「集落協定広域化加算」、「鉤打創生ビジョン」の策定/送迎の実証実験(R4~R6)には「農村 RMO 形成推進事業(農村 RMO モデル形成支援)(農林水産省)」、「ニコニコ便の増便」/デマンド運行の検討(R4)には「過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業(総務省)」など、幅広い省庁の補助事業等が活用されている。
- ▶ さらに、「NPO 法人なたうち福祉会」はニコニコ便などの生活支援サービスに加え、平成 24 年度には「なたうちニコニコホーム」(小規模多機能型居宅介護)を開設し、地域の高齢者の在宅生活を支える幅広い取組が展開されている。

(2) 「鉤打ふるさとづくり協議会」設立の背景・経緯

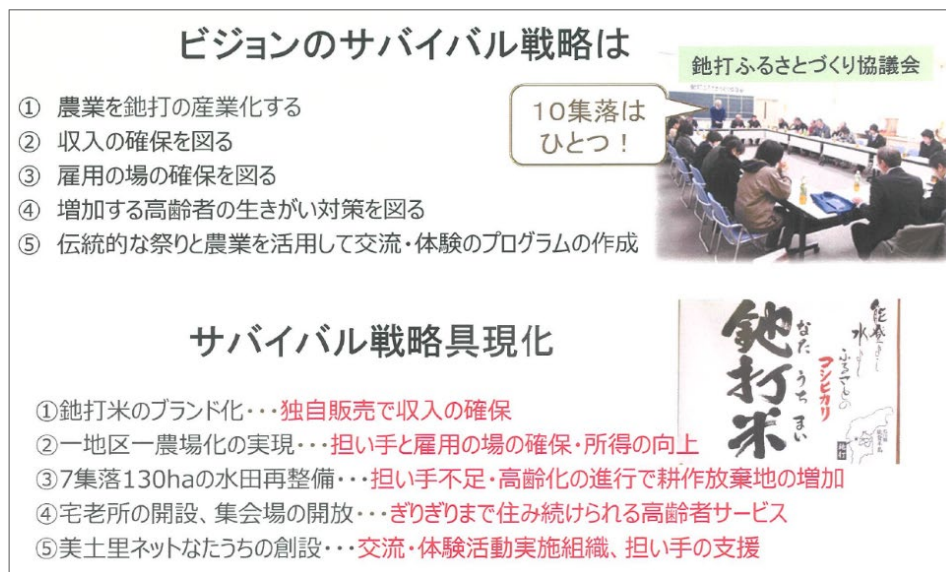
- ・ 石川県七尾市は、平成 16 年に旧七尾市、田鶴浜町、中島町、能登島町の1市3町が合併して誕生した。鉤打地区は旧中島町に位置する、人口約 500 人(約 220 世帯)の地区で、約半数は高齢者となっており、多くは兼業農家である。地区は 10 の集落から構成されており、耕地の多くは水田で、現在は「農事法人組合なたうち」など5つの法人で約 145ha の農地を経営している。
- ・ 昭和 56 年に設けられた「鉤打むらづくり推進会議」は、生活環境(ガードレールや防火水槽など)の整備が活動の中心であった。平成 4 年には、それまで議員や公職員のみであった構成員に若者や女性加わり「鉤打ふるさとづくり協議会」として改組。県外からも多数の人が訪れていた「藤瀬霊水公園の整備」や棚田を整備しオーナー募集を行うなどの活動を開始した。
- ・ その後、しばらく活動は停滞していたが、平成 16 年の市町村合併によって地域が取り残されていくことに危機感を感じ活動を再開。平成 20 年度には農林水産省の集落機能再編促進事業を活用して、「鉤打ふるさと創生ビジョン」を策定した。
- ・ 「鉤打ふるさと創生ビジョン」の中では、ビジョンのサバイバル戦略として、①農業を鉤打の産業化する、②収入の確保を図る、③雇用の場の確保を図る、④増加する高齢者の生きがい対策を図る、⑤伝統的な祭りや農業を活用して交流・体験のプログラムを作成する、の5つが掲げられた。

図表 4-8 鉤打ふるさと創生ビジョンづくりの動機



(出典)鉤打ふるさとづくり協議会資料

図表 4-9 鉤打の地域振興の方針づくりと実践



(出典)鉤打ふるさとづくり協議会資料

(3) 生活支援サービスと介護サービスの提供の開始

- 平成20年度の「鉤打ふるさと創生ビジョン」の策定にあたっては地域づくりの方向性について、外部の有識者を交えて、地域住民と一緒に議論が行われた。その際に、農産物のブランド化や都市との交流の促進といった提案とともに、「昼間に安心して仕事に出かけられるように高齢者向けのサービスを実施して欲しい」という声が上がった。

- ・ 「鉦打ふるさと創生ビジョン」に高齢者サービスの検討が位置づけられたことを受け、平成 22 年 10 月には「NPO 法人なとうち福祉会」を設立し、高齢者の買い物の送迎や買い物代行(ニコニコ便)、配食サービス、安否確認サービスなどの生活支援サービスの提供を開始した。
- ・ さらに、平成 24 年 4 月より小規模多機能型居宅介護「なとうちニコニコホーム」を設立した。建物は閉鎖した保育園を改築している。協議会の事務局長が役場の OB の方であったことなどから、ビジョンの策定や NPO 法人の設立などの事務手続きなどがスムーズに行われている。

(4) ニコニコ便の概要

- ・ ニコニコ便は、鉦打地区の 65 歳以上の高齢者を対象とした買い物同行・代行サービスである。サービス提供が開始された平成 22 年当初は許可・登録不要の運送として実施されていたが、「過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業(総務省)」を受けて実施された「ニコニコ便の増便」/デマンド運行の検討(R4)を機会に、交通空白地有償運送に登録されている(令和4年 8 月より)。
- ・ 送迎の範囲は、旧中島町内と旧田鶴浜町内となっており、買い物同行の料金は旧中島町内が 800 円、町外が 1,000 円となっている。
- ・ ニコニコ便については、地区内の専業主婦が自立するための事業という位置付けもあり、地区内の女性を中心となって実施されている。初年度には 67 名(実人数)の利用登録があったが、高齢者の減少や令和6年1月1日の能登半島地震の影響もあり、令和6年には登録者数は 30 名ほどに減少している。
- ・ 地震を機に仮設住宅へ移った鉦打地区の住民のために、仮設住宅まで迎えに行っていたところ、仮設住宅で暮らす他地区の住民などからもニコニコ便の利用希望があがるようになった。ニコニコ便の対象は原則として鉦打地区の高齢者であるが、現在は希望する方のお住まいやドライバー確保の可否などから柔軟にサービス提供を行っている。

図表 4-10 生活支援サービスの充実



(出典)鉦打ふるさとづくり協議会資料

- ・ 公共交通空白地有償運送の登録の際には、銀行や郵便局、スーパー、コンビニ、ドラッグストアなどの行先が登録されており、利用者は2～3日前までに行き先を指定して予約を入れる。1回の送迎で複数か所を周っても、料金は同じ設定となっている。
- ・ ドライバーは3名で、その日の担当者が専用の携帯電話を持ち直接受け付けを行っている。運行日は概ね週4日(月・火・木・金)で、1か月では17営業日程になるが、1回の送迎で2～3人が相乗りしており、月の延べ利用者数は30～40人程度となっている。
- ・ ニコニコ便の利用者が要支援・要介護となり、小規模多機能型居宅介護「なたうちニコニコホーム」の利用者となる例もみられる。

(5) 活用した補助事業など

①「中山間地域等直接支払交付金」の「棚田地域振興活動加算」と「集落協定広域化加算」

- ・ ニコニコ便の運営や見守り、宅配弁当の調理などの生活支援サービスに係る費用の一部については、「中山間地域等直接支払交付金」の「棚田地域振興活動加算」と「集落協定広域化加算」が活用されている。
- ・ 「棚田地域振興活動加算」は、棚田地域振興活動計画が策定された地域であって、協定農用地内の勾配が田で1/20以上、畑で15度以上である農地(棚田地域振興農地)が対象となるが、鉦打地区では37haが対象となり、棚田地域の振興を図る取組を行うことで、370万円/年の加算が得られている(10a当たり10,000円が上限)。
- ・ 「集落協定広域化加算」は、他の集落内の対象農用地を新たに含めて協定を締結し、当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保する場合(単年度に限る。)又は当該協定に基づく活動において主導的な役割を担う人材を確保した上で、広域化により実現する農業生産活動等の継続のための取組を行うことで、200万円/年(上限)の加算が得られている。
- ・ 実施機構である「美土里ネットなたうち振興協議会」では、この570万円の一部を、ニコニコ便の運営(ドライバーの人件費)や見守り(通信費)、宅配弁当の調理(調理員の人件費)などの生活支援サービスに係る費用の一部として活用している。
- ・ なお、「美土里ネットなたうち振興協議会」の「棚田地域振興活動計画」には、棚田を核とした棚田地域の振興の「棚田地域の集落機能向上の促進」として、「鉦打地域の9集落で公的団体を組成し、NPO法人なたうち福祉会と連携して自動車免許を返上した高齢者等の買物、通院支援サービス等を一層充実させるとともに地域住民の雇用を増やすことで地域住民が安心して暮らせる環境整備を図る」とされている。

② 農村型地域運営(農村RMO)と「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」の連携

- ・ ニコニコ便の車両は、軽自動車1台であったが、買い物後の荷物を載せると乗車できる利用者の人数に限られるなどの問題があったことから、「過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業(総務

省)」を受けて実施された「ニコニコ便の増便」／デマンド運行の検討(R4)の際にワゴン車(5人乗り車両)をリースし、翌年に NPO 法人として車両を買い取ることにした。

- ・「鉦打創生ビジョン」の策定/送迎の実証実験(R4～R6)には、「農村 RMO 形成推進事業(農村 RMO モデル形成支援)(農林水産省)」が活用されている。この「鉦打創生ビジョン(令和4年度)」は令和5年度～令和6年度の2か年計画であり、「過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業(総務省)」を受けたデマンド運行の検討と合わせた実証実験にも活用されている。
- ・「過疎地域等集落ネットワーク形成支援事業」を活用して検討されたスマホを活用した「ニコニコ便」の予約システムの構築は、高齢者が操作を覚えることが困難であったことから実用化は断念された。一方、その他の取組として、従来は電話で行っていた安否確認を、電球の中にセンサーを入れて感知する方法に変更し、24 時間以上点灯・消灯されないと、地区内の民生委員にデータが伝わる見守りの仕組みが構築されている。

図表 4-11 農村型地域運営(農村 RMO)と「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」の連携



(出典)農林水産省資料

第 5 章 総合相談会の実施

- ・ ここでは、中国四国厚生局管内の市町村・社会福祉協議会を対象に実施した、「総合相談会」の議事概要を整理した。
- ・ この「総合相談会」は、各市町村・社会福祉協議会等の取組内容や抱えている課題、さらにはその課題に対するアドバイザーからの助言について参加者間で共有することにより、広くノウハウを共有することを目的としたものである。
- ・ この「総合相談会の議事概要」には、各市町村等の課題やそれに対するアドバイザーの助言などが収録されている。今後に向けて、移動支援・送迎の取組の推進を図る市町村にとっても参考となる内容と考えられる。
- ・ なお、内容は総合相談会時点のものであり、令和7年3月時点のものではない。

<総合相談会の開催概要>

【日時・参加者】

	日時	参加市町村
第1回	2024/11/7（木） 9:00～14:00	倉敷市、益田市、宇部市・宇部市社会福祉協議会、岡山市
第2回	2024/11/26（火） 9:00～11:00	広島市社会福祉協議会、防府市

【場所】

- ・ Zoom を用いたオンライン会議

【プログラム】

- 1 本事業の概要など
- 2 参加市町村による取組紹介・課題の共有
- 3 アドバイザーを交えたディスカッション

【アドバイザー】

- ・ 一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構
政策推進部副部長 研究部 主席研究員 服部 真治 氏
- ・ NPO 法人 全国移動サービスネットワーク
事務局長 伊藤みどり 氏
- ・ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング(株)
政策研究事業本部 社会政策部 部長 主任研究員 鈴木 俊之 氏

※服部氏については、総合相談会開催時の所属を記載

第1回 総合相談会

岡山県倉敷市

島根県益田市

山口県宇部市・宇部市社会福祉協議会

岡山県岡山市

■ 岡山県倉敷市

[倉敷市健康長寿課地域包括ケア推進室 小幡俊輔 氏]

1. 取組概要

(倉敷市)

- 市内では、総合事業を活用した移動支援の取組は今のところないが、その他の移動支援の取組は 7 地域ほどで実施されている。これら団体に聞き取りすると、担い手や継続資金の不足が課題とのことである。

2. 課題など

(倉敷市)

- 地域課題を話し合う場に出てくる方は、元気で自分で運転できる場合や、家族の送迎がある場合が多く、移送の問題を我が事として考えにくい印象がある。地域住民の巻き込み方を教えてほしい。
- また、市役所内での関係部署との調整など連携の仕方についてもアドバイスしてほしい。
- たとえば、「南浦・岩谷ふれあい号」という取組があり、近くの社会福祉法人が運転手と車両を提供してくれている。担い手不足の課題もあるので、こうした地元企業が協力してくれる取組を拡げていけないかと考えている。
- なお、「南浦・岩谷ふれあい号」の立上げを検討する際、地区内を4本/日程度運行している路線バスとの競合を避けるため、ルート設定は注意して行う必要があった。
- 交通担当部署が作成した基本的な方針を基に、その中で民間サービスでは賄えない部分を住民でカバーする形が本来と思っているが、地域公共交通会議や地域会議に積極的に出ていくべきか考えている。

(IHEP 服部)

- 庁内連携を考える前に、まずはどういった高齢者をターゲットとするか。元気な人は自家

用車を使うし、要介護状態の人は福祉有償運送のようなものになるので、その間の要支援やフレイルの人が中心となるだろう。そうした人たちの支援について、地域公共交通会議で話題になるか？

(倉敷市)

- 地域公共交通会議はすべての人が対象なので、高齢者はなかなか話題にならない。バス停まで来てくれる人が対象と思う。

(IHEP 服部)

- そうであれば、バス停まで来られない人の議論は健康長寿課がリードする方が良い。
- 「移動手段がないから買い物に行けないため、仕方なくヘルパーさんに買ってもらう」「出かけることが難しいので、デイサービスに行っている」などといったことはあるか？

(倉敷市)

- そういうことはあると思う。

(IHEP 服部)

- 自由に行きたいときに行くことができていない人に対して、総合事業を通じて支援できるようになった。また、移動支援の団体も支援できるようになった。
- 移動支援を通じて、介護保険給付を抑え、その分を SC や団体に回せることになる。このバーターのロジックが大事である。

(倉敷市)

- 生活支援体制整備事業の効果をどう示していくかは、課題として認識している。

(IHEP 服部)

- 私はちょうどいま他の自治体に関わっており、財政課と折衝中である。そこでは新しい取組により 80 人程度がヘルパー・デイを使わなくなる予定だ。一般的には 5 万円/月程度

がヘルパー・デイの費用として使われているので、合計で 80 人×60 万円/年を浮かせることができるという試算になる。これを補助に回せるのではないかと折衝している。

(倉敷市)

- 生活支援体制整備事業の主な目的は、元気な高齢者の活動支援と認識していた。これからはフレイルや要支援の方の支援の役割もあるということを理解して、事業に取り組みたい。

(IHEP 服部)

- 倉敷市の SC が作成するハンドブックは拝見している。高齢者の介護予防の観点で高齢者にも生きがい・役割を持ってもらうのは大事である。
- また、社会福祉法人との連携も SC の役割である。その交渉等にもコストがかかるが、その費用の捻出にも同じロジックを使う。従前相当サービスを減らすことができるという理屈である。

(倉敷市)

- 現状でも、団体への補助制度はあるが要件が厳しいと聞く。その辺りを見直していかないといけないと感じている。
- ガイドラインが変わって色々なことができるようになったことも知ったので、市として良い方法を考えていきたい。

(IHEP 服部)

- 地域には、要介護認定を受けてないが運転もできない人がたくさんいる。以前は「案分ルール」もあったが、今回の改正で要支援者等を対象とした補助であれば、その他の人が利用しても案分は不要となった。それによって団体も楽になったし、自治体も新しい取組を始めるチャンスである。

(倉敷市)

- 当市では医療・福祉施設が充実しており、地域包括支援センターの職員からすると、事業者につないだ方が楽という背景がある。職

員にどう伝えていくか。

(IHEP 服部)

- 1 割負担のため、高齢者にとっても事業者にとっても楽なので理解してもらえない。うまくいっている自治体は、対象者をアセスメントして、弱い部分を引き上げるためのルールをつくっている。総合事業は予算事業なので、要望をすべて聞くことはできない。

(移動ネット 伊藤)

- 7つの移動支援の取組のうち、コミュニティ協議会がベースになっているところはどこか。また、SC が関わっているところはどこか。やはりベースとなっている主体と連携していく事が重要と思ったので教えてほしい。

(倉敷市)

- コミュニティ協議会がベースになっているのが3つ、1つは個人、残りは社会福祉法人が独自に対応している。
- 今後は総合事業を活用して使いやすいものにしていきたい。

(移動ネット 伊藤)

- 総合事業の趣旨を交通担当部署に伝えたと、ターゲットが違くと理解して頂ける。実際は元気な人も使うことはあるが、趣旨が違という事を説明すればよい。
- こうした説明は SC だけでは難しく、健康長寿課から説明した方がよい。団体や SC に対して、健康長寿課が総合事業の趣旨の説明をする場に交通担当を招くような形が良いと思う。交通担当の取組の中で移動支援の位置づけを探するような話になると、ややこしくなる。市民活動推進課も同様だ。

(MURC 鈴木)

- 人手不足については、団体が独自に募集するよりも市で募集する方が集まりやすい傾向がある。
- そのほか、生活支援の取組を行っている団体について、活動範囲を移動支援にも広げてもらえる可能性はある。

■ 島根県益田市

[益田市高齢者福祉課 平原敦子 氏 鎌谷真由美 氏]

1. 取組概要

(益田市)

- 市内では、種地区と中西地区で総合事業を活用した移動支援の取組が行われている。
- バス停まで行けない高齢者や、月に複数回診療所に行く人を支援する仕組みを作りたい。
- 現在の補助要綱では、事業対象者・要支援1・2を対象としているが、限定しないで困り事を感じている人を対象にできればと思う。

2. 課題など

(益田市)

- 地域の移動の課題が、具体的に挙がっていない。また、既存の訪問Dを前提に考えがちである事が課題だ。
- その他、地域での話し合いのポイントや、ガイドラインの解釈についても教えてほしい。

(MURC 鈴木)

- 訪問Dのケース1・2について、これは8月の実施要綱等の改正で区別がなくなった。補助できる間接経費の内容も幅広くなった。行先も病院等に限定されない。
- ただし、益田市の既存の補助要綱は「対象者一人千円」という形なので、利用者の人数に比例して補助額が増える形になっている。そうではなく、要支援者等を対象に実施する活動全体に対して間接経費を補助する形にすることで、その他の利用者也利用できる仕組みにできる。

(IHEP 服部)

- 今回のガイドライン改正では、従前相当サービスを減らす事が強く出されている。「本当は自分で買い物に行きたいが、手段がない

のでヘルパーを使う」という人を、多様なサービスで支援する。高齢者は状態が変化するし、要介護認定を受けていないフレイルの人もいるので、そうした人も含めて対応することが求められている。

- このため、補助の要件は緩和された一方で、従前相当サービスを使う人を減らさないと成り立たない仕組みになった。

(益田市)

- 益田市では従前相当サービスを使っている人が多い。通いの場があっても、そこに全員が行けるわけではない。どうやって従前相当サービスではない形でそちらに進めるのか。

(IHEP 服部)

- ガイドラインでは「食品の加工や農作業」などと書いてあるが、すぐにそれができるわけではない。その途中が必要だ。
- アセスメントとリハ職との連携が重要とされている。新規で要支援者等になったら、すぐにヘルパー・デイにつなぐのではなく、アセスメントして、機能が低下した状態から引き上げることを目指す。
- ケアマネジメントBでは加算が設定できる。地域包括支援センターの負担が増えた分を、この加算で対応する事をイメージしている。

(益田市)

- 短期集中予防サービスは利用者があまりなく、その理由が、終了後の行先がないからのようである。そのため、行先である通いの場を作ることが先ではないかという意見もあり、難しさを感じている。

(IHEP 服部)

- それは運動・筋トレを中心とした古いタイプではないか。これではうまくいかない。

- ICF(国際生活機能分類)という言葉もあるが、高齢者だから筋トレ、というのはおかしい。日々活動していれば筋肉は使われる。活動量が下がって家で閉じこもっているから筋肉が衰える。
- そのため、閉じこもりならなぜ閉じこもったのか。活動が落ちた理由を突き止めて、それを回復していく方法を考える。そのためには移動支援が非常に重要である。
- 受け皿を作ろうとすると、どうしても全員が何となく良いと思うものになってしまい、一人一人のニーズと合わないことになる。

(益田市)

- 「通いの場等と別団体が行う場合は訪問Dのケース2」という原則があったと思うが、これは変わらないのか。

(移動ネット 伊藤)

- 本省からは「類型を分ける必要はない」という説明を受けた。以前は例示があった方が良いという事で示されていたが、改正後は訪問Dのケース1とケース2で補助できる費用は同じになった。また、補助のみならず委託も可能になった。
- 益田市の訪問Dの要綱はどのような形か？

(益田市)

- 改正前のガイドラインの通りで、買い物・通院の送迎前後の付き添い支援、通いの場等と同じ団体、もしくは別団体による送迎、がある。
- これらは別々の要綱になっていたが、今の話を聞くと一本化しても良いように感じた。

(IHEP 服部)

- 委託は個々に仕様書を作らないといけませんが、補助は一本化しても良いと思う。

(移動ネット 伊藤)

- 定額の補助にする場合、団体ごとに、家賃の有無、通いの場の運営状況などで、経費に差が出てくる。これらを事前にリサーチして、細かく費目を積み上げていく必要がある。

(IHEP 服部)

- 大事なのは必要な補助を出すこと。ヘルパー・デイは、1人でも年間数十万円がかかる。それを移動支援に回すわけなので、財源としては十分にある。

(移動ネット 伊藤)

- 行先は通いの場でなくても、買い物でも構わない。移動支援があることで、新しい行先ができることもある。

(益田市)

- 話を聞いて、我々は通いの場にこだわり過ぎていたと思った。特に何も作らなくても、元通りの生活に戻すことが卒業と考えても良いと思った。

(IHEP 服部)

- 従前相当サービスを減らすためには多様なサービス・活動が必要で、そのためにはSCの役割が大きい。こういうロジックで財政課に説明してほしい。

(益田市)

- 効果が出るまでの初期投資はどうしたらよいか。今までヘルパー・デイを使っていた人についてはどうするのか。

(IHEP 服部)

- 初期投資はインセンティブ交付金を使う。
- 一度でもヘルパー・デイを使ってしまうと多様なサービス・活動に移行することは難しい。ヘルパー・デイの仕事は急には無くならないので、その間に重度の人にシフトして行ってもらおう。

(MURC 鈴木)

- 補助金の額は、多いところで1団体当たり年間150万円程度である。

(益田市)

- 車両維持は団体が負担しているが、重荷になっていると聞く。これを補助で賄うことができれば楽になるはずだ。

■ 山口県宇部市

[宇部市高齢福祉課 内田明美 氏 伊藤淳 氏 河村敬寛 氏、
宇部市社会福祉協議会 石崎輝正 氏 島田俊雄 氏 山田芳徳 氏]

1. 取組概要

(宇部市)

- 宇部市ではヘルパー・デイの利用が右肩上がりの中で、通所型サービスC(以下、C型)の実施を計画している。C型の準備で手一杯であり、C型を卒業した後の移動支援については手が付いていない。
- 市の北部は高齢化率が高く、人口密度も低いので移動が課題となっている。デマンド型もあるが、交通事業者との関係で不便な形になっている。
- 宇部市では「高齢者バス優待乗車証」という制度があり、1 乗車 100 円でバスが利用できるが、効果を示すべきと指摘されている。
- また、バス・鉄道のない地域で「地域内交通」を運行している。

(宇部市社会福祉協議会)

- 地域内交通はあるが、不便の声を聞いている。そこで住民主体の移動支援も考えられるが、既存のバスとの兼ね合いもある中でどうしたらよいか、アドバイスを頂ければと思う。

2. 課題など

(MURC 鈴木)

- 頂いたシートでは「高齢者の生活実態に合わせた移動手段が必要」などと書かれているが、これは地域内交通の課題か？地域内交通を充実させるという考え方についてはいかがか？

(宇部市)

- 地域内交通の課題である。
- 地域内交通の充実に向けては、既存のバスとの兼ね合いが課題である。地域内交通は基本的に結節点までで、結節点から先はバ

スに乗り換えてもらうことになるが、住民からは直接目的地に行きたいという声が聞かれる。

- 既存バスとの関係があり、基本的な方針を変えることが難しい。

(移動ネット 伊藤)

- 利用者数や乗継利用の状況を教えてほしい。

(MURC 鈴木)

- デマンドバスの委託費も教えて欲しい。

(宇部市)

- 利用者数は、4地区で延べ年間 1,200～1,300 人である。
- その多くは地域内のスーパーやクリニックへの利用であり、乗り継ぐ利用はほとんどない。
- 委託費は、4地区で2,500 万円である。

(MURC 鈴木)

- 1 人1回当たりの輸送費が2万円くらいかかっている計算になる。

(宇部市)

- 北部地域にタクシー事業者がいないので、南部のバス会社から運転手に行ってもらっている。

(MURC 鈴木)

- 北部にタクシー事業者がいらないなら、競合は無いのではないか。バス会社との調整ができれば良いと思う。
- 輸送コストの観点からも、見直しを検討した方が良いと感じる。

(宇部市社会福祉協議会)

- 北部では他市に行く方が近い場合もあり、その点で利用者が少ないということもある。
- また近隣・家族の送迎でなんとかなっている部分もある。

(移動ネット 伊藤)

- 近隣・家族の送迎について、今後の見通しはどうか。

(宇部市社会福祉協議会)

- 今は大丈夫だが、5年後は不安という声はよく聞く。
- 将来に向けて、移動支援の話も出つつあるが、我々にノウハウがないため、例えばお金を受け取って良いかなどの質問に対して具体的な回答を出せていない状況である。

(移動ネット 伊藤)

- もし利用者から貰うお金について、具体的な事が知りたいのであれば、全国移動ネットに連絡してほしい。

(宇部市)

- 現在、当課で検討しているC型は市内全域(10カ所程度)の予定で、送迎が付いているため、ひとまずはそちらで対応する。いまはC型を軌道に乗せることが目標である。

(MURC 鈴木)

- C型で短期的に改善したとしても、その後の日常生活を維持するための移動手段がない。デマンド型も所管が違う中で、何とか住民で対応できる方法があれば教えてほしいということと理解した。
- 北部地域に、生活支援を行う団体はないのか？

(宇部市社会福祉協議会)

- 市内ではいま9団体が生活支援を行っている。ゴミ出し、草刈り、買い物代行などだ。移動支援まで広げている団体もいるが、民業圧迫を気にしてあまり大々的には宣伝していない。
- 南部でも移動支援のニーズはある。

(MURC 鈴木)

- 許可・登録を要しない輸送の事例は、民業を圧迫するほどの規模にはならない。
- 生活支援を行う9団体が、移動支援を行う団体の候補になる。地域にニーズがあって

団体もやる気はあっても、車両の問題などで躊躇しているケースはある。その辺りを聞き取って、課題を一つ一つ解決していくと良いと思う。

(移動ネット 伊藤)

- ターゲットについても気にすると良い。タクシーに乗るだけでいい人と、付き添いが必要な人では違う。ターゲットが異なれば、公共交通の空白地域でなくても実施可能である。

(IHEP 服部)

- C型というのはリエイブルメント型の何か？それであれば忙しいのはよく分かる。
- 地域の移動支援は、困っている人がいなければ必要ないし、あれば必要となる。「あの人が困っている」という声が増えてくると、「何とかしたい」という雰囲気が出てくるので、そこで行政等が支援の制度をつくって対応していくというのが標準的な順番である。
- 行政が勝手に制度をつくると上手くいかない。そのためどうしても時間がかかる。
- C型に間に合わせるなら、今あるデマンド型を工夫する方が良いだろう。

(移動ネット 伊藤)

- デマンド型を、通いの場の時間帯に合わせるという方法はある。その一方で、生活支援の団体も育てていく必要があるのだろう。

(IHEP 服部)

- ニーズをまとめるのはSCの役割である。たとえば移動販売のニーズをSCでまとめるという事例はある。これは市役所では難しいので、SCの出番になる。

(MURC 鈴木)

- デマンド型は色々制約があると思うが、これを活用して通いの場に行けるようにすることは良いと思う。

(宇部市)

- デマンド型は交通担当が所管なので、今日聞いた話を受けて見直しを考えていきたいと思った。

■ 岡山県岡山市

[岡山市地域包括ケア推進課 窪田美智恵 氏 片山幸美 氏 光平基海 氏]

1. 取組概要

(岡山市)

- 岡山市では、大規模な公共交通の再編を計画している。また、コミュニティバスや生活交通(デマンド型)が一部地域で実施されているが、時間帯が合わないといった問題の声が聞かれる。
- 市内では、移動支援に取り組んでいる地域が3つあり、高齢化・担い手不足が課題である。コーディネーターも、電話がかかってくることを負担として成り手不足である。
- 団体にヒアリングしながら移動支援団体を補助する「おでかけ応援隊補助金」を作った。我々の移動支援としては付き添いを前提としており、公共交通と区別をしている。
- 市内には困り事支援をしている団体が14団体あり、移動支援に拡げてほしいと考えている。そのほか、地域で移動支援に関心のある人や社会福祉法人もあるので巻き込んでいきたい。

2. 課題など

(MURC 鈴木)

- 「おでかけ応援隊事業補助金」の活用状況は如何か。

(岡山市)

- 3団体のうち、1団体は別の補助金を使っているため難しい。2団体には申請書を渡しており、「書きます」と言っている(2024年12月に1団体から申請あり)。
- 生活支援一体型でやっている団体について、「おでかけサポート」が別料金になっても大丈夫か？

(移動ネット 伊藤)

- 大丈夫になった。国交省の「道路運送法にお

ける許可又は登録を要しない運送に関するガイドラインについて」にも、付き添い支援がメインであれば、料金が別建てになっても問題ないと読める。

(岡山市)

- 生活支援一体型で移動支援を実施している団体について、他の生活支援と同じ 30 分 300 円でやっているが、もう少し高くしたいという意見がある。他のサービスと違う料金体系にしても良いという事か。

(移動ネット 伊藤)

- 付き添いがメインとなっていれば、移動支援だけ値上げしても問題は無い。

(岡山市)

- その他にも、専門職が立ち上げた生活支援と通院支援を行う団体がある。生活支援を利用している人は通院1回 500 円、移動支援のみの人は 1,000 円からで見積する、としている。

(移動ネット 伊藤)

- 金額は決まりが無いので何とも言えない。状況に応じて見積もること自体は問題ない。
- しかし、もし距離(または距離制とほぼ同義の時間制)に応じて値段が上下するのであれば、「運送の対価」とみなされる可能性がある。「ガソリン代等実費」なら良いが、距離に応じて人件費が増えるのは問題がある。

(MURC 鈴木)

- 付き添いの対価は定額にして、距離についてはガソリン代等実費、というのが分かりやすい料金設定と思う。

(岡山市)

- 岡山市では、法人から補助の申請受付はしておらず、基本的には住民団体への補助の

みと割り切って設定している。

- そうした中で、団体から法人に協力を依頼する際に、ガソリン代実費のみで良いと言ったり、車両と運転手を付けるのももう少しと言ったりと、地域によって異なると予想できる。そうした場合、住民団体にどのように補助したらよいか、利用料はどう考えたらよいかなどについてアドバイス頂けないか。

(移動ネット 伊藤)

- 「基準額」など費目を限定せずに補助するのであれば、それをどのように使うかは団体次第である。対象経費として認められない費用でなければ法人に渡っても問題ない。
- 法人から「これではドライバーの負担が大きい」と言われたら、その時に市に増額を相談したり、利用者からいくらもらうか、など対応を考えるのが基本である。ただし「ドライバーの人件費」という名目では問題があるので、会費制とするなどとして集めて、法人に寄付するという地域もある。

(岡山市)

- 現在の岡山市の補助対象を「コーディネーター人件費」としており、コーディネーターしかもらってはいけないような名称になっている。団体がどのように使っても良いなら、もう少し曖昧な名称にすることは可能か？

(移動ネット 伊藤)

- 問題ない。八王子市では基準額を月3万円としている。コーディネーター人件費を想定しているが、領収書は提出を求めておらず団体が自由に使っている。ほかにも「送迎体制づくり加算」という名称にして定額で加算することも考えられる。

(岡山市)

- 移動支援だけではなかなか続かないところがあると思うが、生活支援の一部として移動支援を位置付けた補助をしているところはあるか？

(MURC 鈴木)

- むしろその方が多いのではないか。例えば電球交換なども含めた活動全般に対して、奨励金なども含めて一括の補助もできる。その中でどう分配するかは、団体に任せる。

(移動ネット 伊藤)

- 訪問Bで出す場合が多い。
- ガイドラインの改定前は要支援者等が半分以上といった制約があったので、生活支援をメインに補助し、移動支援は加算で上乗せするというケースが増えていった。ガイドラインの改定で柔軟に補助することが可能になったと思う。
- 島根県の安来市は昨年度、訪問Bを軸に要綱改正したので参考にできると思う。
- 対象がはっきりしていれば「従前相当サービスからの置き換えによる市負担低減」など予算要求に使いやすい。

(MURC 鈴木)

- 各務原市では、一般介護予防で生活支援を行っている。タクシー会社と自治会が契約して、複数の人の行先や利用時間を自治会で取りまとめてタクシー会社に配車依頼する仕組みだ。

(岡山市)

- 来年度に改定する補助要綱について、運転講習費用について勉強会参加者に感触を聞いたところあまり関心を持たれなかった。

(移動ネット 伊藤)

- 「住民がやるのは無理」「ボランティアは私たちが最後」という人たちに対しては難しい。やってみようと思う人を後押しする形がよい。
- もし無理ということなら、どこまでならできるかを探るのが良い。3km なら良い、近所の人なら良い、など出てくるかもしれない。
- 岡山市の補助要綱を見ても、組み立てが悪いものとは思わない。
- 地域の単位や、社協と運転手が直接連携するとか、地域や運転手がやりやすい単位や環境を整えることが重要だと思う。

第2回 総合相談会

広島県・広島市社会福祉協議会

山口県防府市

■ 広島市社会福祉協議会

[広島市社会福祉協議会 杉菜摘 氏 勝部直昭 氏]

1. 取組概要

(広島市社会福祉協議会)

- 地域には移動支援に係る課題があることが分かっており、何ができるかを考えている。
- 広島市には地域運営組織「ひろしま LMO (エルモ)」というものがあり、我々はその立ち上げ支援をしている。ひろしま LMO として認定された地域はひろしま LMO 運営助成金を活用することができ、比較的幅広い目的に使える助成金であり、これを移動支援に使えないかと検討している。
- 我々としてはこの助成金を使って地域の運転手に謝礼金を渡せないかと考え、中国運輸局に相談に行った。そこでは法的に問題ないと言われたが、更に良くするためにアドバイスを頂きたく参加した。

2. 課題など

(MURC 鈴木)

- どこか具体的な地区のイメージはあるのか？

(広島市社会福祉協議会)

- 広島市は広いので地区によっても状況が違うが、自身が関わっている地区は、比較的市街地に近いが坂のある地区である。団地内にバス路線はあるが、買い物や地区社協のサロンに行くにあたって近すぎて使いづらいという地区である。そこで、住民同士の乗り合わせが定期的には発生しているようだ。そのような取組について、何か具体的な仕組みづくりができないかと考えている。

(MURC 鈴木)

- 「ひろしま LMO」を使った移動支援の取組の事例はあるのか？

(広島市社会福祉協議会)

- 移動支援の取組は今のところない。ただし広島市140地区のうち、50地区以上で「ひろしま LMO」が活動している。
- 「人件費」と「活動拠点維持管理・運営費、地域課題を解決するための事業への支援」と2つの枠があり、それぞれ最大 300 万円/年となっている。
- 地域課題解決が目的の制度ではあるが、実際はお祭りなど地域交流を盛り上げるような目的に使われていることが多い。
- 今まで地区社協が担っていた事業を地域に移していくという段階であり、高齢者向けの事業はこれからという段階だ。
- ぜひ使ってほしいため、こちらでモデルをつくって提示したいが、道路運送法に抵触しないかなど慎重に進めているところである。

(MURC 鈴木)

- こちらから提示するのも良いが、逆に地域にどうということならできるかを聞いてみるというやり方もある。
- 先進事例を一つつくって、カスタマイズしながら横展開するのが進めやすいと思う。

(広島市社会福祉協議会)

- 実はすでに提示するモデルのパターンをいくつかつくってある。
- ひろしま LMO のある地区に対して助成金を支払い、その中から要支援者を輸送するボランティアに対して謝礼金や車両リース料、自動車保険代、ガソリン代等を支払うものである。

(MURC 鈴木)

- 問題は無いと思うし、運輸局の確認ができているのであれば大丈夫だろう。

- 問題があるとしたら、運送に対する反対給付が特定される可能性があることか。助成の対象を、運転手人件費に特定しない方が良いだろう。

(広島市社会福祉協議会)

- もう一つのパターンが、ひろしま LMO の事務局員に対して助成する形だ。

(MURC 鈴木)

- その事務局員は運転だけするわけではないのなら問題ない。
- 対象者が「要支援者」となっているが、どういう対象者を想定しているか。

(広島市社会福祉協議会)

- ひろしま LMO 自体は、地区に住む人全員が対象である。移動支援は高齢者が中心になると思うが、高齢者以外にも広げられると良いと考えている。

(IHEP 服部)

- 法的に問題がないかと言われれば、今回ご提示のものは問題ないと思う。
- しかし我々の経験では、仕組みから入ると上手くいかないことが多い。地域のご意見を聞いたり、ニーズ調査をしたりしてから進めた方が良いと思う。
- 上手くいくかどうかはやってみないと分からない。その意味では一度やってみて問題が出てきたら相談してもらえればと思う。

(MURC 鈴木)

- 神石高原町は、サロン送迎に課題意識をもっており、ニーズ調査などもしている。仲間同士の乗り合わせがあるか、乗り合わせに対して行政支援があれば良いのか、といったことなどを調べた。
- その結果、事前に移動支援が必要な人を調べておいて、サロン等が開催される当日に乗り合って送迎するような仕組みを構築した。こうした仕組みについても、担ってくれる人がいるかどうかなどで制度設計は大きく変わってくるため、現場の声によって制度を調

整して行くのが良いと思う。

(広島市社会福祉協議会)

- 防府市の自由ヶ丘地区では移動支援の取組をしていると新聞で読んだ。こうした事例はないか？

(移動ネット 伊藤)

- ひろしま LMO で、地域で事務局を担うのはどのような人か？

(広島市社会福祉協議会)

- 住民や、事務局を担う地域の職員のような人である。

(移動ネット 伊藤)

- 自由ヶ丘自治会には視察など行かれると良いと思うが、ひろしま LMO の助成規模ではないと思う。
- まちづくり協議会で良く紹介するのは、倉敷市の「乙島ボランティアらんらん」である。コミュニティ協議会が担っているが、その事務局の建物があって職員がいて、運転手は無償ボランティアである。事務局職員がサービス調整し、週3便運行している。
- 他のアドバイザーからも話があったが、やはり構築のプロセスの方が大事だと思う。「乙島ボランティアらんらん」では、ワークショップを何度か開催して、自分たちが何をやりたいかを見極めていった。1年以上かかったはずだ。役員だけでなく、地域全体でワークショップをしたり、運転講習などもやると、盛り上がってくる。

(防府市)

- 防府市の自由ヶ丘地区では、自治会費で賄っている。事務局は自治会が担っており、車両も自治会が購入して、ボランティアが週3回運行している。対象者は限定しておらず、子どもも乗ることができる。
- 訪問BやDが使えないかという相談はあったと思うが、自治会長が市議会議員であるためその方が積極的に動いたような形だ。

■ 山口県防府市

[防府市高齢福祉課 河津雅俊 氏]

1. 取組概要

(防府市)

- 市の郊外部では「幸せます健康くらぶ」など活発な動きがある。
- 一方で、市街地近郊の住宅地では、働いていた人が高齢化して今後移動に困るケースが増えると予想している。しかし、市街地の地域住民はまだ危機意識が低いため、支え合いの活動には至っていない。
- 総合事業ではなく、子供なども使えるような仕組みとしていきたい、グリーンスローモビリティ(グリスロ)の取組にも興味がある。

2. 課題など

(MURC 鈴木)

- 支え合い活動を実現するためには、地域で課題を共有しないといけない。そのためには話し合いが必要と思うが、如何か。

(防府市)

- 話し合いしていくべきと思うが、一方的に「助け合いしていきましょう」と持っていくのではなく、「こういう場を用意しています」という形の方が良いと考えている。

(MURC 鈴木)

- グリスロに興味がある理由は？

(防府市)

- 土日は商業施設周辺が混んでいる。将来的には、高齢者以外にも使えると良いと思う。

(MURC 鈴木)

- グリスロを走らせたとしてもすぐには利用者が増えていかないだろう。
- 困っている人が何に困っていて、どのくらいの人数か把握することが重要だ。それによっては支え合いだけでなく交通事業者と連携

することも必要だろう。

- 「将来困る」と言われても住民はピンとこないと思うので、まずはニーズ調査をした方が良いと思う。

(IHEP 服部)

- 松戸市のグリスロは有名だが、なぜこの予算が付いたのかというと、社会保障費の抑制になるという理屈である。困っている人の活動量が増えるだけでなく、運営する側も活動量が増える、ということである。とはいえ、自治会側から「やりたい」と言ってこないとなかなか始められない。
- 函南町は、色々な移動支援が各地で始まっているのが特徴で、運営主体も補助金もバラバラである。地区ごとにニーズが違うので、しっかり地区ごとに話し合った。函南町では、誰がいつまでに何をするか決めていく「ロジックモデル」という仕組みがある。

(防府市)

- 当市では第2層協議体あまり活発ではないので、ぜひ参考にしたい。
- 当市の第2層協議体は、問題が明確になったときだけ開催する形になっている。そのため、市民の困り事を掘り起こすような場にはなっていない。

(移動ネット 伊藤)

- ニーズを誰が最初に把握するのが大事だ。防府市は地域ケア会議がきっかけで、直接課題を感じた構成メンバーが「幸せます健康くらぶ」などを立ち上げたと思う。
- 移動の問題は、地域と専門職が関わるのに良いテーマである。そうした関わり方はどのようなになっているか。

(防府市)

- 当市では通所 C を中心に総合事業を組み立てているため、事業者自身で家まで迎えに行くのが基本となっている。今年度、訪問型の短期集中を始めようとしているが、そこでリハ職が地域に出ていくので、その中で地域のニーズ把握が広がると期待している。

(移動ネット 伊藤)

- 大分県のある市の社会福祉協議会が主催した勉強会で、住民が 50 人ほど集まっていた。その中で、ケアマネやリハ職が「こういうことは我々ができないが、地域にとって必要だ」という話をされていた。専門職が感じる課題の切実さが住民に伝わったようだ。
- 専門職は色々な経験があるので、メンバーを変えてエピソードを話してもらおうと、住民にとっても色々な気付きがあると思う。

(MURC 鈴木)

- 支え合い活動も変化していくと思うので、最初から移動支援だけに焦点を当てる必要はない。地域のニーズは生活支援を行う団体に集まることも多いので、まずは何かしら活動があることが重要だろう。そうすると、徐々に移動支援の話も出てくると思う。

(移動ネット 伊藤)

- 訪問 B の団体はどのくらいあるのか？

(防府市)

- 7 団体あって、1 団体のみ通院・買い物付き添いをしている。そのため、生活支援の団体に提案しても良いと思った。

(移動ネット 伊藤)

- 移動支援については、車両や保険のハードルがあって手が付いていない団体も多い。そこを後押しできると良いかもしれない。

(IHEP 服部)

- 個別に地域を見ていく事は大事で、仕組みから入ってはいけない。JC(自立支援コーディネーター)や第二層 SC 等にニーズを聞くことから始めてほしい。
- 防府市には、市として目指す姿があると思う

ので、体力が落ちた人を元に戻すために、様々な人の力を借りたいということを示してから始めると良い。

(防府市)

- 今回お話を聞いて、ニーズ調査から始めて、協議会の場で共有して機運を盛り上げたいと思った。
- ところで、ボランティアへの謝礼・ボランティアポイントについて教えてほしい。

(IHEP 服部)

- ボランティアポイントをやっていないのであれば、ぜひ始めたら良いと思う。
- 八王子市では、ポイントの管理のしやすさなど踏まえ、75 歳以上でもスマホが使えるかを確認して「てくぽ」というアプリを導入した。サロンを増やすよりも利用者が多いし、効果も可視化しやすい。

(移動ネット 伊藤)

- ボランティアポイントを導入している自治体では、年間上限 5,000 円くらいが多いが、そうすると移動支援では少ない印象を与える。大阪市では 1 回 600 円とするなど、メニューで分けて移動支援を高めの設定にしておき、そうした自治体も増えている。
- 社会通念上、有償ボランティアは最低賃金の 8 割程度以下とされているので、それをイメージすると良い。
- 団体にとってはボランティアポイントよりも現金の方が手間は少ないと思うが、市の施策として裾野を広げるには良いと思う。

(IHEP 服部)

- 「ハイリスクアプローチ」と「ポピュレーションアプローチ」がある。サロンを増やすことは、「体操が好きな女性」が多くなるため、ポピュレーションアプローチとは言えない。効果を市全体に広げていくためには色々な人に使えることが重要で、ボランティアポイントが有効という理屈である。

第 6 章 セミナーの開催

1 セミナーの目的

中国四国厚生局管内の地方自治体、社会福祉協議会、社会福祉法人などを対象とした移動支援セミナーを開催した。セミナーは、本事業での取組成果の報告を含め、主に以下のような目的で開催した。

- ・ 高齢者等の移動支援の仕組みづくりを進める上で必要な制度や支援措置等について、厚生労働省の施策はもとより、関係省庁の施策も含めて理解を深めていただくこと
- ・ 移動支援の仕組みづくりに取り組んでいる自治体の取組事例の紹介を通じて、他の自治体における施策の推進に活かしていただくこと
- ・ 自治体の高齢介護・福祉担当部門と公共交通担当部門等との間の連携を深めること

また、本セミナーについては、開催の目的を踏まえ自治体の介護・福祉担当部門に加え、公共交通部門の担当者にも参加の案内を行われ、中国運輸局交通政策部の交通企画課長から「地域交通施策と介護・福祉分野における連携」について講演をいただくとともに、中国四国厚生局長からも自治体の介護・福祉と公共交通の部門間の連携等、分野を越えた連携・協働の推進を期待する旨の挨拶が行われた。

2 セミナーの開催概要

■ 開催日時:令和7年3月13日(木) 13:00~16:00

■ 対象地域:中国四国厚生局管内 (鳥取・島根・岡山・広島・山口)

■ 対 象:都道府県・市町村の高齢介護・福祉担当・公共交通担当、生活支援コーディネーターなど
社会福祉協議会、その他地域で移動支援を行う団体など

■ 参加方法:Zoom

■ 受講料:無料

図表 6-1 当日のプログラム ※当日の資料は資料編に掲載

時 間	内 容	スピーカー
13:00～13:05	開会	厚生労働省 中国四国厚生局 局長 依田 泰氏
第1部 基調講演 (13:05～13:35)	「地方自治体における介護予防の取組と移動支援」	株式会社日本能率協会総合研究所 社会イノベーション研究事業本部 福祉・医療・労働政策研究部 主幹研究員 服部真治氏
第2部 講演 (13:35～14:00)	総合事業を活用した移動支援に係る制度等と取組の 立上プロセスについて	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部 社会政策部 部長 主任研究員 鈴木俊之 氏
第3部 地方自治体に おける取組事例の紹介 (14:00～14:15) (14:15～14:30) (14:30～14:45)	(事例紹介1) 「おでかけ応援隊事業について」	岡山県岡山市保健福祉局 高齢福祉部 地域包括ケア推進課 窪田美智恵氏
	(事例紹介2) 「三原市における移動支援の取組」	広島県三原市 保健福祉部 高齢者福祉課 砂田真由美氏
	(事例紹介3) 「高齢者の社会参加に係る移動支援事業」	広島県 神石郡 神石高原町 福祉課 野田康文氏
	休憩	
第4部 講演及び 情報提供 (15:05～15:25) (15:25～15:50) (15:50～15:55) (15:55～16:00)	(情報提供) 「国の補助制度等を活用した移動支援の取組事例」	NPO法人全国移動サービスネットワーク 事務局長 伊藤みどり氏
	(講演) 「地域交通施策と介護・福祉分野における連携について」	国土交通省 中国運輸局 交通政策部 交通企画課 課長 鎌田隆聖氏
	質疑応答	
	閉会	

3 アンケート調査結果

本セミナーについては、124 名の方からお申込みをいただいた。
セミナー開催後のアンケート調査の結果は、以下の通りであった。

■ 本日のセミナーの総合的な満足度について、ご回答ください。

とても、良かった	20	35.1%
良かった	34	59.6%
どちらともいえない	3	5.3%
総計	57	100.0%

■ 本日のセミナーの内容は、今後の業務や取組の役に立つと感じましたか？

とても、役に立つと感じた	45	78.9%
どちらともいえない	12	21.1%
あまり、役に立たないと感じた	0	0.0%
総計	57	100.0%

資料編

(セミナー資料)

- 地方自治体における介護予防の取組と移動支援

株式会社日本能率協会総合研究所
社会イノベーション研究事業本部 福祉・医療・労働政策研究部 主幹研究員 服部真治氏

(P.1)
- 総合事業を活用した移動支援に係る制度等と取組の立上プロセスについて

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(株) 政策研究事業本部
社会政策部 部長 主任研究員 鈴木 俊之 氏

(P.15)
- おでかけ応援隊事業について

岡山県岡山市保健福祉局
高齢福祉部 地域包括ケア推進課 窪田美智恵氏

(P.30)
- 三原市における移動支援の取組

広島県三原市
保健福祉部 高齢者福祉課 砂田真由美氏

(P.35)
- 高齢者の社会参加に係る移動支援事業

広島県神石郡神石高原町
福祉課 野田康文氏

(P.43)
- 国の補助制度等を活用した移動支援の取組事例

NPO 法人 全国移動サービスネットワーク
事務局 伊藤みどり 氏

(P.54)
- 地域交通施策と介護・福祉分野における連携について

国土交通省中国運輸局
交通政策部 交通企画課 課長 鎌田隆聖氏

(P.64)

令和6年度「関係省庁の連携による中山間地域等の高齢者等の
移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」セミナー

地方自治体における介護予防の取組と移動支援

令和7年3月13日

(株)日本能率協会総合研究所
福祉・医療・労働政策研究部主幹研究員
服部 真治

自己紹介

■ 学位

千葉大学大学院医学薬学府博士課程修了 博士（医学）

■ 研究分野

介護保険制度、地域包括ケアシステム

■ 職歴

八王子市介護保険課主査、財政課主査、高齢者いきいき課課長補佐、
厚生労働省老健局総務課・介護保険計画課・振興課併任課長補佐、
医療経済研究機構政策推進部研究事業担当部長兼研究部主席研究員
等を経て現職

■ 現職（兼務）

新見公立大学客員教授、放送大学客員教授
全国移動サービスネットワーク政策アドバイザー
日本老年学的評価研究機構（JAGES）理事、地域共生開発機構とつくる理事
東京都健康長寿医療センター非常勤研究員、立命館大学OIC総合研究機構客員協力研究員

■ 著書（書籍）

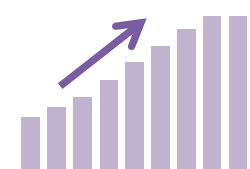
1. 私たちが描く新地域支援事業の姿～地域で助け合いを広める鍵と方策～，堀田力・服部真治，中央法規，2016年（共編著）
2. 入門 介護予防ケアマネジメント～新しい総合事業対応版，監修 結城康博・服部真治、総合事業・介護予防ケアマネジメント研究会編，ぎょうせい，2016年（共編著）
3. 地域でつくる！介護予防ケアマネジメントと通所型サービスC－生駒市の実践から学ぶ総合事業の組み立て方－，著 田中明美・北原理宣 編著 服部真治，社会保険研究所，2017年（共編著）
4. 地域で取り組む 高齢者のフレイル予防，【監修】一般財団法人 医療経済研究・社会保険福祉協会【編著】辻哲夫、飯島勝矢、服部真治，中央法規出版，2021年（共著） など

地域支援事業実施要綱・総合事業ガイドラインの改正

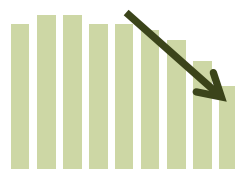
介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要①）

- 2025年以降、現役世代が減少し医療・介護専門職の確保が困難となる一方で、85歳以上高齢者は増加していく。また、こうした人口動態や地域資源は地域によって異なる。
- こうした中、高齢者の尊厳と自立した日常生活を地域で支えていくためには、市町村が中心となって、医療・介護専門職がより専門性を発揮しつつ、高齢者や多様な主体を含めた地域の力を組み合わせるという視点に立ち、地域をデザインしていくことが必要。
- 総合事業をこうした地域づくりの基盤と位置づけ、その充実を図ることで高齢者が尊厳を保持し自立した日常生活を継続できるよう支援するための体制を構築する。

85歳以上人口の増加



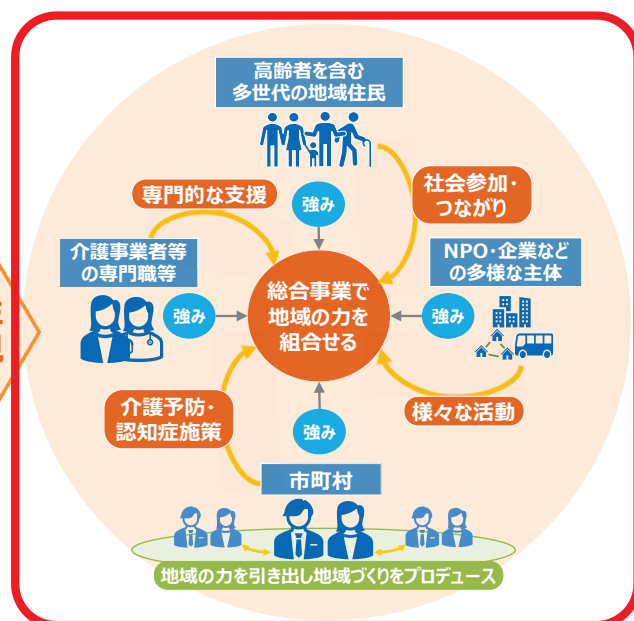
現役世代の減少



地域共生社会の実現



地域で暮らす人やそこにあるものは地域によって様々



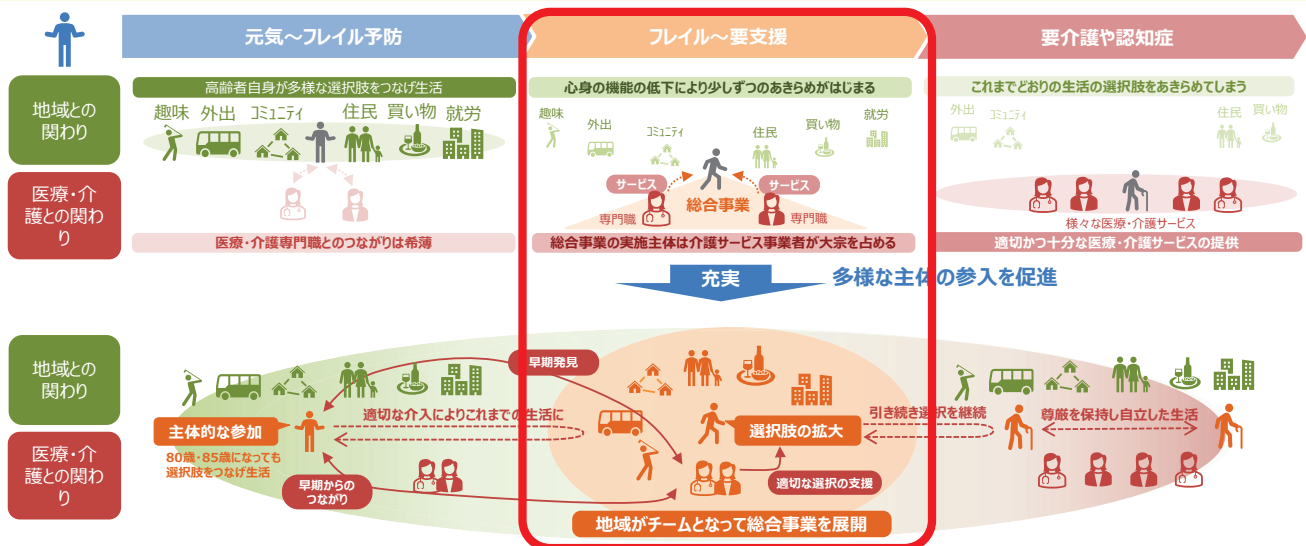
Ⅲ. おわりに

- 本検討会では、令和5年4月から5回にわたり、総合事業の充実に向けた方策について議論を重ね、以上のとおり中間整理を行った。
- 本検討会では、**総合事業を、地域共生社会を実現するための基盤**と位置づけている。
- また、本検討会で掲げる自立とは、公的・社会的支援を利用しながらも行為主体として独立していること、あるいは主体的に自由に暮らし方を選べることである。
- そして、そのような視点に立って、本検討会では、総合事業を、介護保険事業を運営する市町村の立場からではなく、**地域に暮らす高齢者の立場から、認知症や障害の有無にかかわらず、地域に暮らす全ての高齢者の自立した日常生活とそのための活動の選択という観点に基盤を置き、それをもとに市町村が地域住民や医療・介護の専門職を含めた多様な主体の力を組み合わせて展開されていくべきものと捉え、検討を重ねてきた。**
- その意味で、この中間整理は、**これまでの市町村の総合事業の取組を活かしつつも、大きな発想の転換によるフルモデルチェンジを促すもの**となっている。
- 第9期介護保険事業計画期間において、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこにに関わり合いながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにすることで、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護の専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指す取組が進むことを期待する。

5

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理（概要②）

- 高齢者の地域での生活は、医療・介護専門職との関わりのみならず、地域の住民や産業との関わりの中で成立するもの。また、高齢者自身も多様な主体の一員となり、地域社会は形作られている。
- **総合事業の充実とは、こうした地域のつながりの中で、地域住民の主体的な活動や地域の多様な主体の参入を促進し、医療・介護の専門職がそこにに関わり合いながら、高齢者自身が適切に活動を選択できるようにするものである。**
- 総合事業の充実を通じ、高齢者が元気なうちから地域社会や医療・介護専門職とつながり、そのつながりのもとで社会活動を続け、介護が必要となっても必要な支援を受けながら、住民一人ひとりが自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」の実現を目指していく。



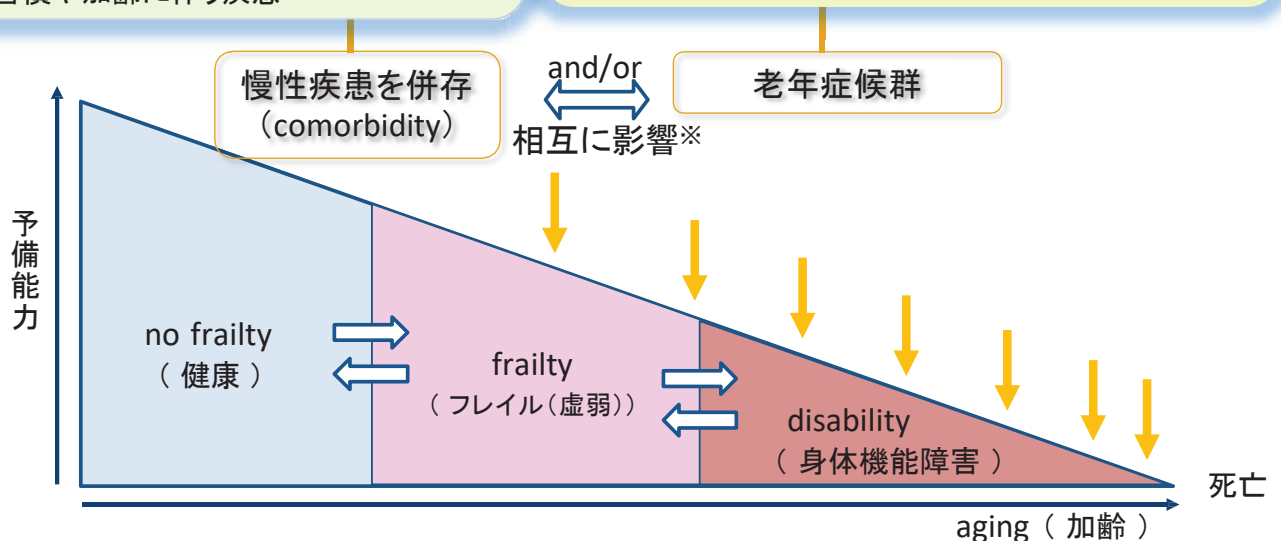
6

要支援者等の状態像と支援のあり方

高齢者の健康状態の特性等について

●高血圧 ●心疾患 ●脳血管疾患
●糖尿病 ●慢性腎疾患(CKD)
●呼吸器疾患 ●悪性腫瘍
●骨粗鬆症 ●変形性関節症等、
生活習慣や加齢に伴う疾患

●認知機能障害 ●めまい ●摂食・嚥下障害
●視力障害 ●うつ ●貧血
●難聴 ●せん妄 ●易感染性
●体重減少 ●サルコペニア(筋量低下)



「フレイル」とは、『フレイル診療ガイド2018年版』（日本老年医学会／国立長寿医療研究センター、2018）によると「加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態」を表す“frailty”の日本語訳として日本老年医学会が提唱した用語である。フレイルは、「要介護状態に至る前段階として位置づけられるが、**身体的脆弱性のみならず精神心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく**、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。」と定義されている。また、「フレイル」の前段階にあたる「プレフレイル」のような早期の段階からの介入・支援を実施することも重要である。

※ 現時点では、慢性疾患とフレイルの関わりについて継続的に検証されている段階にあることに留意が必要。

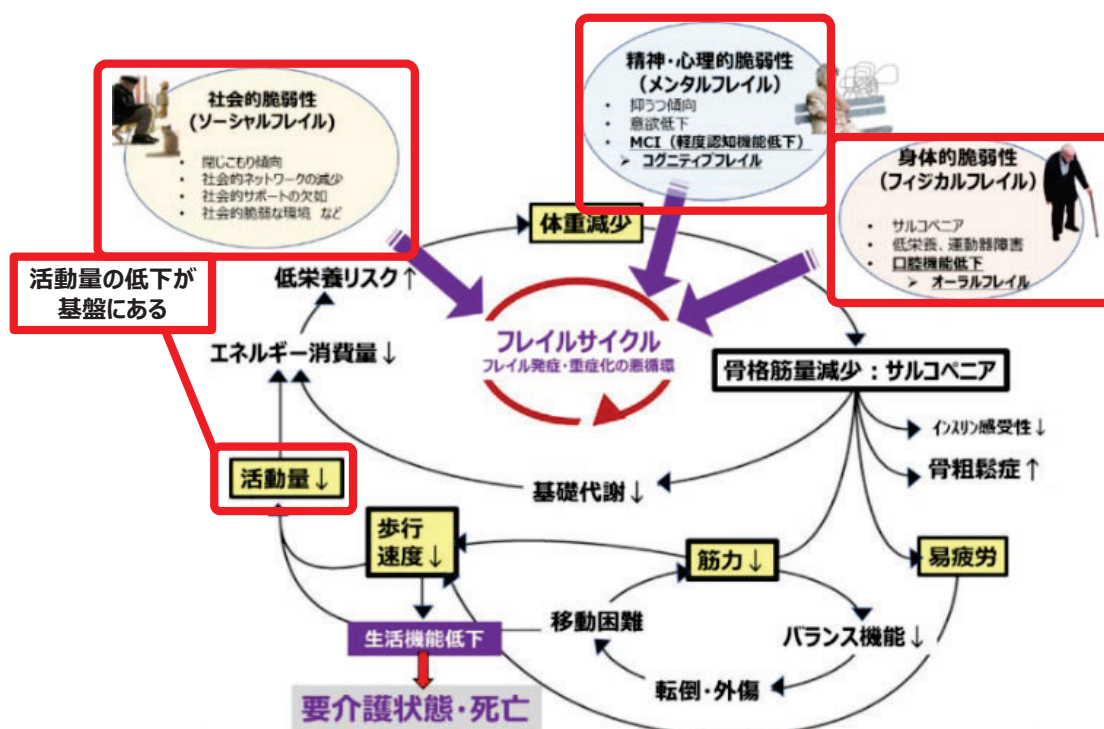
介護予防の3本柱



出典：藤原佳典. 介護予防・フレイル予防とウエルビーイング,
www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index.html. 厚生労働省. 2023.

9

フレイル発症・重症化の悪循環（フレイルサイクル）

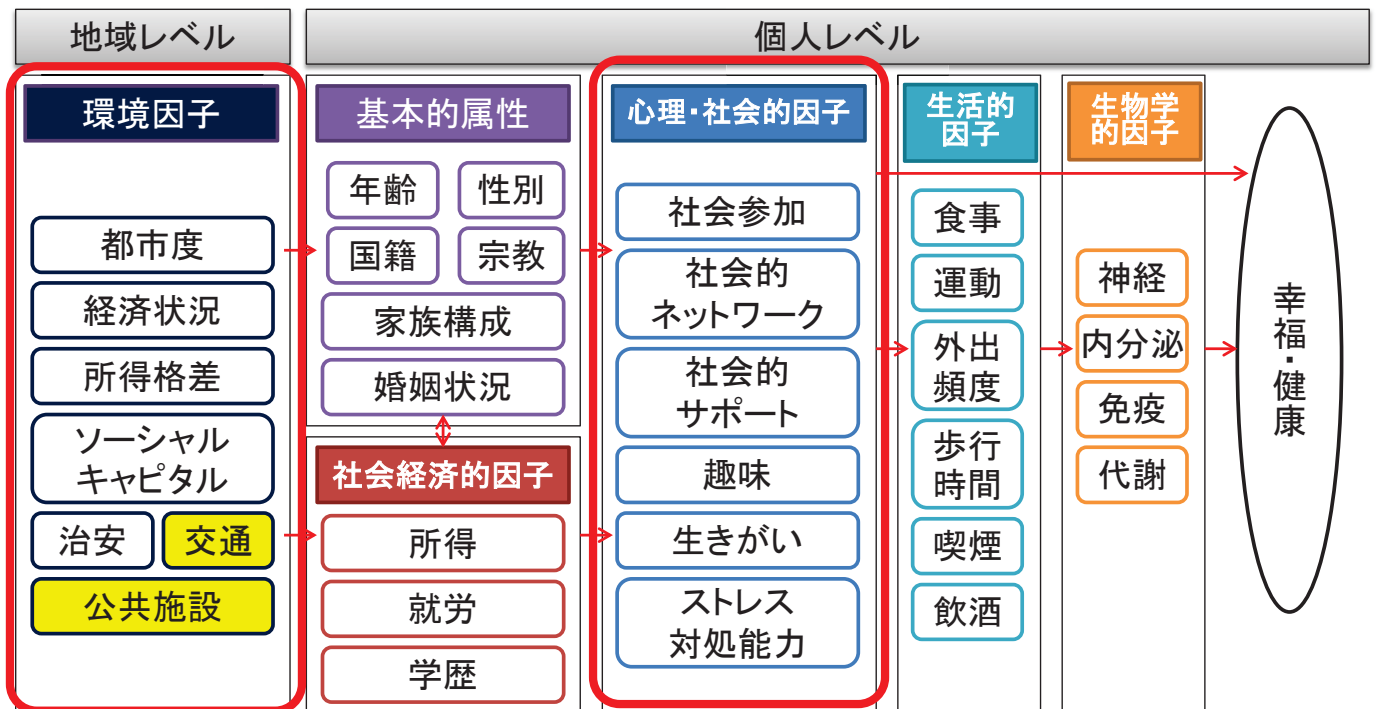


2019年 Medical Science Digest「フレイル・サルコペニアの危険因子とその階層構造」 田中友規、飯島勝矢

10

-5-

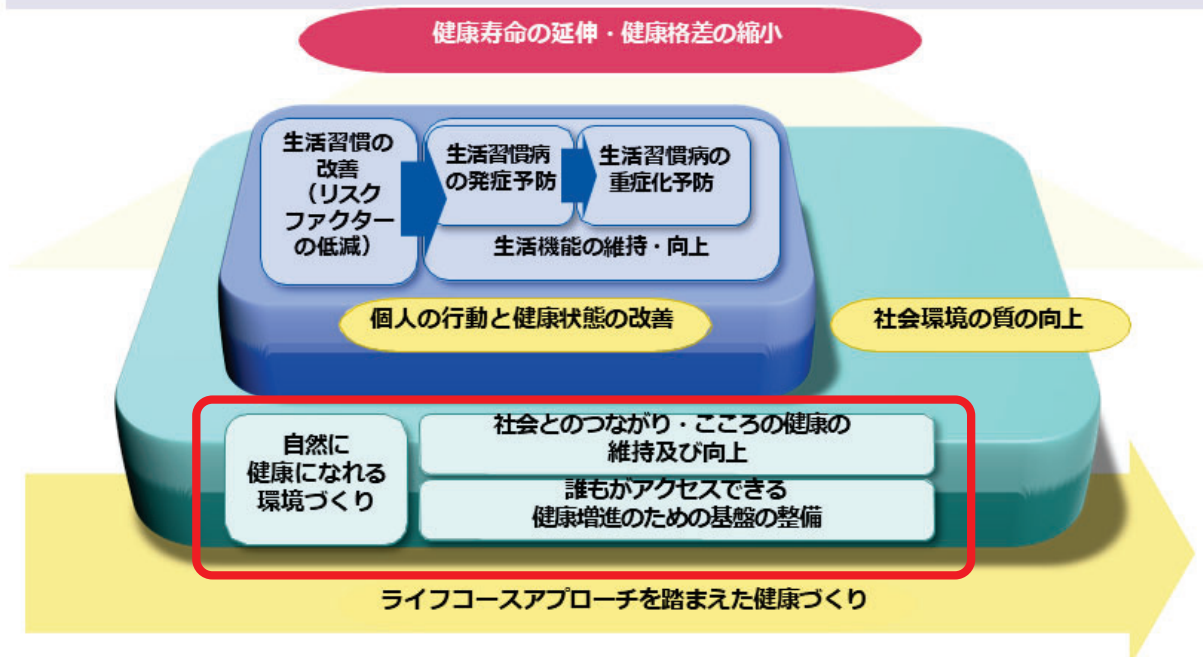
社会環境と幸福・健康との関連



11

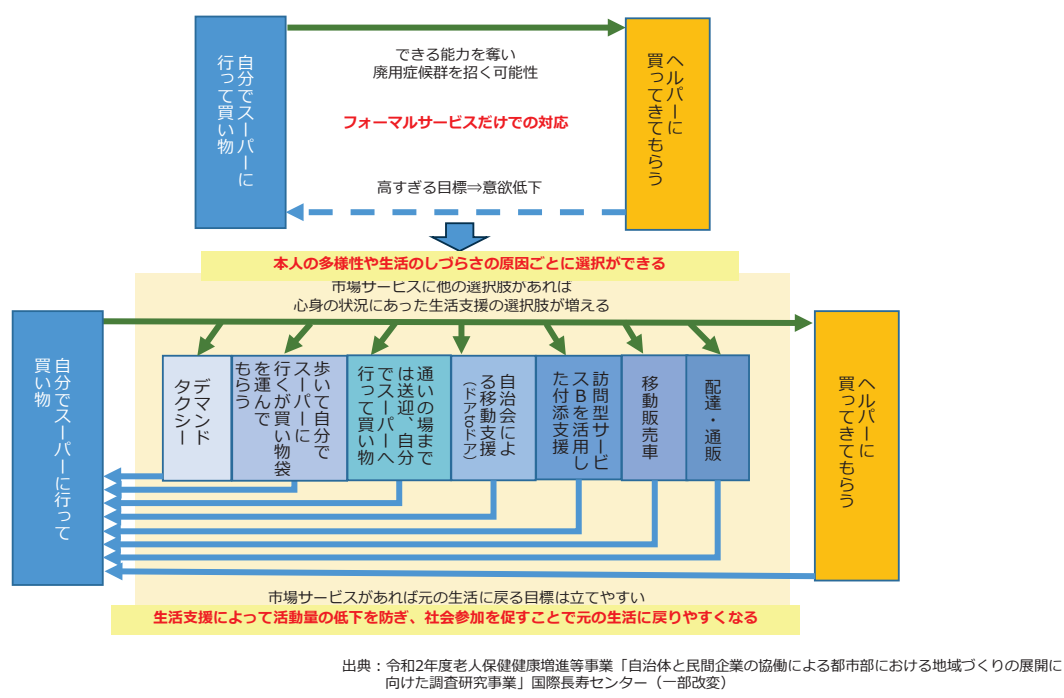
健康日本 21（第三次）の概念図

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現のために、以下に示す方向性で健康づくりを進める



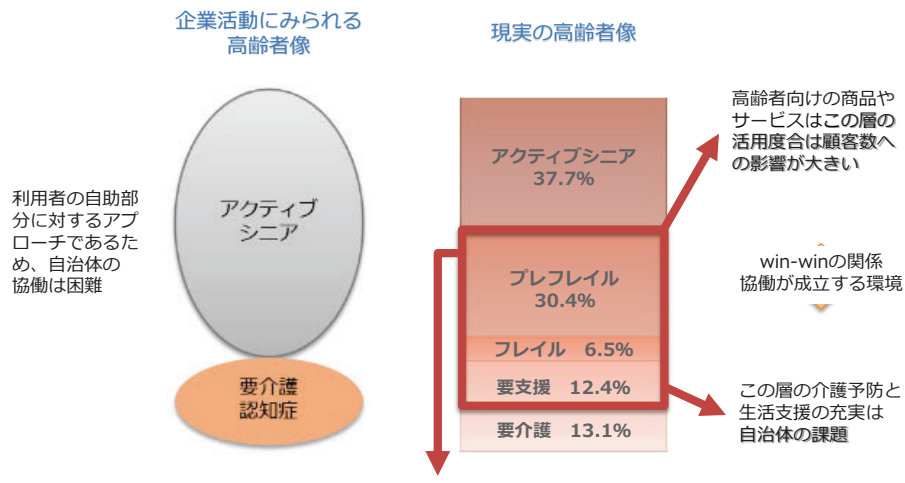
12

生活支援・介護予防と市場サービス等の役割



ヘルパーと同じ役割を住民に担ってもらうことが目的ではない

「フレイル」という新たなマーケット



「フレイル高齢者が出かけたくなるまち」
「フレイル高齢者が安心して買い物に行けるまち」
「フレイル高齢者が社会参加できるまち」

出典：令和3年度老人保健事業推進費等補助金「地域包括ケアシステムの構築を起点にした多様な産業との連携がもたらす地域づくりの展開に向けた調査研究」（国際長寿センター）一部改変

住民主体のサービス・活動の推進

住民主体のサービス・活動の推進（令和6年度要綱改正）

○サービス・活動 A を委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動 B (D) の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
- 活動場所の借上げに要する費用
- 光熱水費
- 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
- 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）

* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール

対象者数割合

要支援者

+

事業対象者

+

継続利用要介護者

サービス・活動 B・D に該当する活動の参加者（総数）

- 対象者数割合が50%以上・・・対象経費の全額を補助等可能
- 対象者数割合が50%未満・・・対象経費の額×対象者数割合を補助等可能

→ 地域の多様な主体による活動の展開が阻害される可能性

令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。※

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
- 活動場所の借上げに要する費用
- 光熱水費
- 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
- 支援者のボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）

* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能

サービス・活動 A の委託費についても、同様の考え方によることができる。
※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を事業の目的を達成するための附随的な活動と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、対象経費の一部を（定額）補助等すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、（給付の場合の兼務と同様）対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

*この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握（団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能）すること

地域支援事業実施要綱 抜粋

2 サービス・活動事業

(6) 訪問型サービス・通所型サービスに要する費用等

(ウ) サービス・活動 B 及びサービス・活動 D

(略)

① 居宅要支援被保険者等以外の者に対するサービス・活動を付随的な活動とみなし定額を補助・助成する方法

居宅要支援被保険者等とそれ以外の者ごとの利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、**市町村が当該居宅要支援被保険者等以外の活動を事業の目的を達成するための付随的な活動であると判断する場合は、補助・助成対象経費のうち、当該サービス・活動に係る活動の立上げ支援、活動場所の借上げに要する費用、光熱水費、利用者の利用調整等を行う者に対する人件費（賃金等）の一部について、市町村が定める額を補助・助成することができる。**

また、利用者に対し支援を行う者の**ボランティア活動に対する奨励金（謝礼金）**については、**居宅要支援被保険者等に対するサービス・活動に支障がないと認められる場合は、介護給付に係る兼務の考え方と同様に、居宅要支援被保険者等以外の者に対するものを含めて補助・助成することも差し支えないものとする。**

なお、この場合においても、市町村は、居宅要支援被保険者等の利用者数について、適宜適切に把握（通常の場合と同様、団体等の負担に配慮し、時期については年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能）すること。

② 対象者の割合に応じた按分による方法

①によりがたい場合は、補助・助成対象経費について、サービス・活動 B・D に該当する活動に係る居宅要支援被保険者等以外の者を含む利用者の総数に占める当該利用者のうち居宅要支援被保険者等の数（以下(ウ)において「対象者数割合」という。）に応じて**按分等を行う。**

ただし、住民主体の自主的な取組や活動を阻害しない観点から、**対象者数割合が 100 分の 50 を超える場合は、対象経費の総額を補助・助成して差し支えないこととする。**

17

介護予防・日常生活支援総合事業で補助できる経費(整理表)

	2024/8/5 改正後	類型① 訪問D ケース士	類型②訪問Dケース 士、通所や一般介 護サロ	類型③通 所B	類型④ 訪問B	類型⑤ 一般介護予 防事業	類型を問わず
		通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援	通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎 移動支援や移送前後の生活支援のみを行うもの	通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎	通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎	
間 接 経 費	ボランティア奨励金	○	○	○	○	× (ボラポ○)	移動・付添活動に係る経費（間接経費として整理）を補助できる
	ガソリン代等実費	×	○	○	○	○	
	自動車保険の保険料	×	○	○	○	○	
	活動用の保険の保険料	○	○	○	○	○	
	車両維持・購入費	×	○	○	○	○	
	コーディネーター人件費	○	○	○	○	○	
	家賃・通信費等	○	○	○	○	○	
	事業目的を達成するための付随的な活動ならば ●対象者数割合によらず、対象経費の一部を（定額）補助できる ●対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助できる						

18

Dさんの事例

よく見る要支援者Dさんに起きたこと



Dさん（男性・70代後半）

最近ふらつきが多く、先日自宅内で転倒した際に腰部圧迫骨折を受傷し1か月間入院。その際、介護保険を申請して要介護2を取得。

その後退院したが、別居の家族は再度の転倒骨折を心配し介護サービスを利用する事を進める。

本人も、転倒に対する不安と意欲低下、家族に迷惑をかけたくない思いが強くなっている。

よく見る要支援者Dさんに対する従前の支援



Dさん（男性・70代後半）

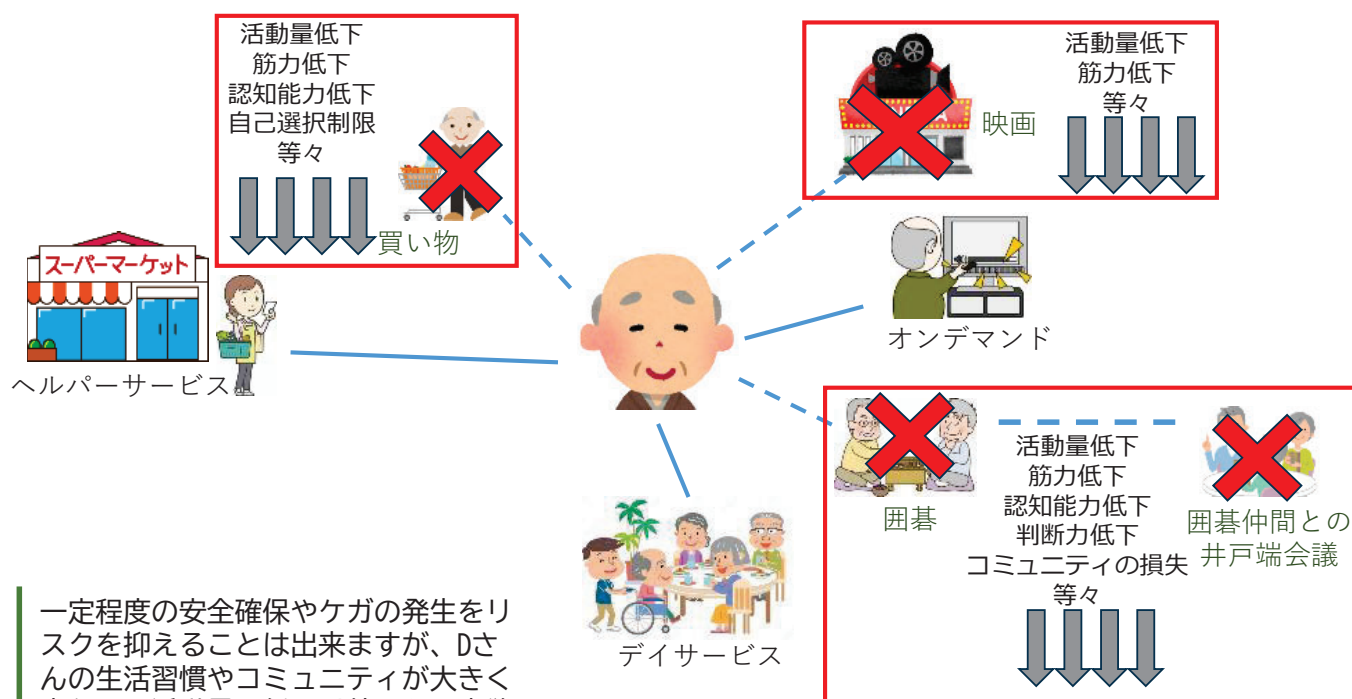
骨折前までは、自転車に乗って週3回買い物に出かけていたが、事故を起こすと大変になるので、ヘルパーサービスで補う事になる。

趣味で週1回行っていた集会所で開催していた囲碁も移動中に転倒すると危険なので、囲碁が出来るデイサービスを利用する事になる。

映画が好きでバスに乗って駅前の映画館に週1回行っていたが、乗降時のステップに足が引っかかると危ないので、息子がオンデマンドチャンネルを契約してくれた。

21

移動手段を活用できない場合



一定程度の安全確保やケガの発生をリスクを抑えることは出来ますが、Dさんの生活習慣やコミュニティが大きく変化し、活動量の低下以外にも、意欲低下や認知能力も低下するおそれがあります。

22

サービス導入前後の生活状況（移動手段なし）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
過ごし方	囲碁仲間と井戸端会議（不定期）	買い物	囲碁教室	買い物	映画館	買い物	



曜日	日	月	火	水	木	金	土
過ごし方		ヘルパー	デイサービス	ヘルパー	デイサービス	ヘルパー	デイサービス

上記の介護保険サービスを利用した際の負担額

ヘルパー 1回（45分） ￥2,200×月12回＝￥26,400

デイサービス 1回（6時間滞在型） ￥6,730×月12回＝￥80,760

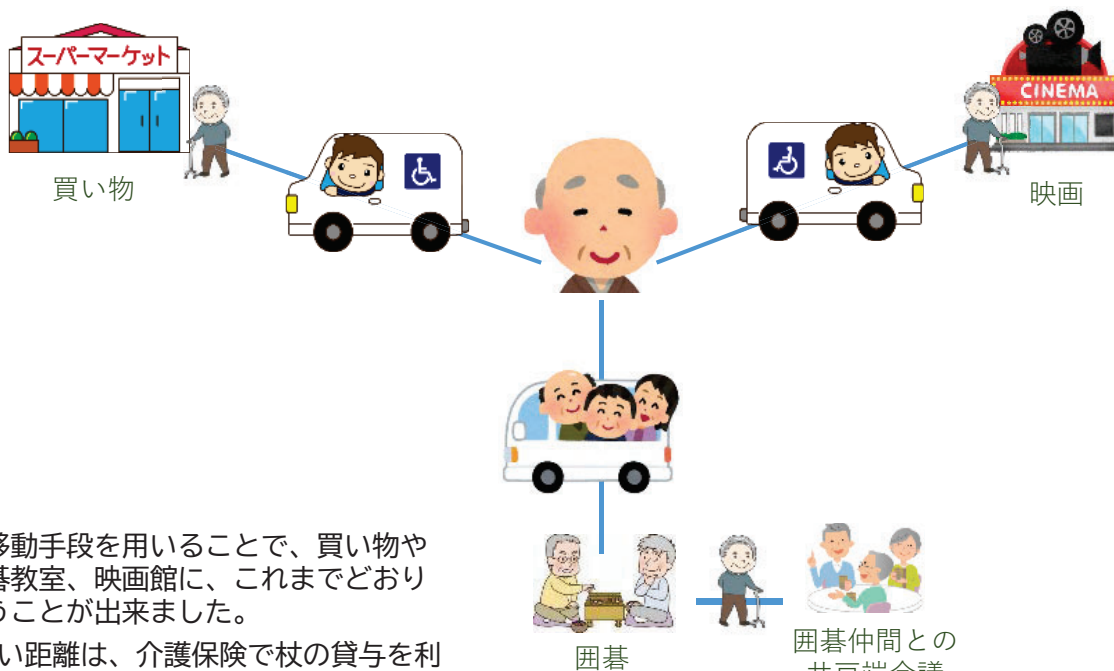
月合計 ￥107,160

年合計 ￥1,285,920

（各種加算や地域区分などは含まず）

23

移動手段を活用できる場合



移動手段を用いることで、買い物や囲碁教室、映画館に、これまでどおり通うことが出来ました。

短い距離は、介護保険で杖の貸与を利用する事で安全性の確保を行いました。

24

-12-

サービス導入前後の生活状況（移動手段あり）

曜日	日	月	火	水	木	金	土
過ごし方	囲碁仲間と井戸端会議（不定期）	買い物	囲碁教室	買い物	映画館	買い物	



曜日	日	月	火	水	木	金	土
過ごし方	囲碁仲間と井戸端会議（不定期）	移動手段を活用した買い物	移動手段を活用した囲碁教室	移動手段を活用した買い物	移動手段を活用した映画館	移動手段を活用した買い物	

上記の介護保険サービスを利用した際の負担額

杖の貸与 1か月 ￥1,500

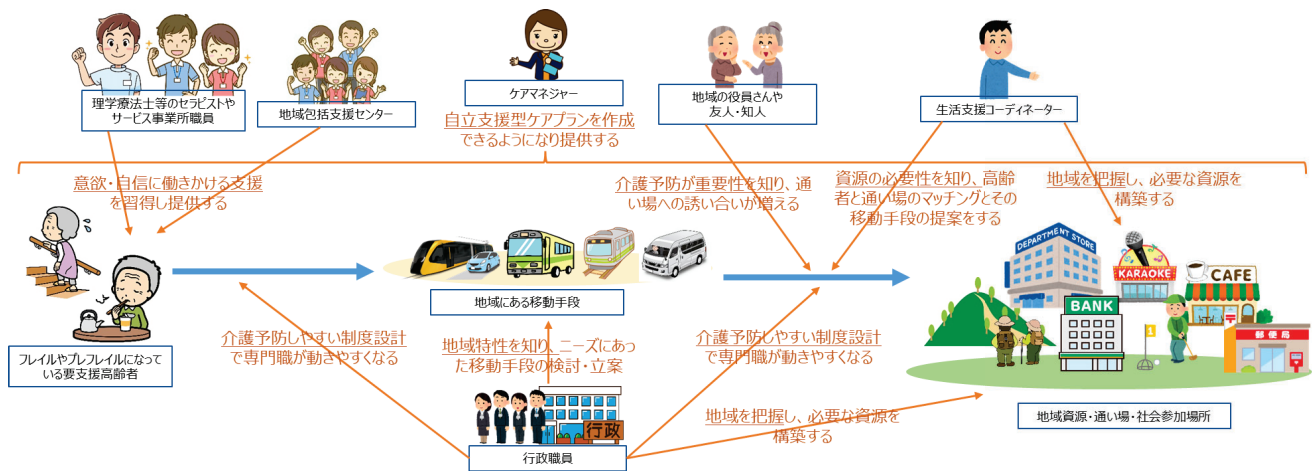
月合計 ￥ 1,500

年合計 ￥ 18,000

（各種加算や地域区分などは含まず）

まとめ

要支援高齢者に関わる人々と役割



27

高齢者の分類と移動手段、社会参加

	マイカーで自由に移動ができる元気高齢者	家族送迎を含むマイカーを利用できない元気高齢者	プレフレイルの高齢者	フレイル・要支援者
移動手段	当面は問題ないが、加齢により交通事故リスクが高まっていくので、代替手段が必要	マイカーと同様の自らの意思で自由に外出できる移動手段（公共交通、住民主体の移動支援）を確保することが必要	マイカーと同様の自らの意思で自由に外出できる移動手段（公共交通、住民主体の移動支援）を確保することが必要	ヘルパーに買い物を頼んだり、移動の足がないという理由でデイサービスを利用するのではなく、その財源も活用し、マイカーと同様の自らの意思で自由に外出できる移動手段（公共交通、住民主体の移動支援）を確保することが必要
社会参加	移動手段はあるので、移動の目的（社会参加の機会）を用意していくことが重要	家に閉じこもりがちにならないように、外出の意欲を増すような目的を作ることが必要	通院や買い物などの必須の外出に加えて、プレフレイルの高齢者でも参加可能な移動の目的をつくり、週に数回外出ができ、家に閉じこもらないことが重要	通院や買い物などの必須の外出に加えて、フレイル、要支援者でも参加可能な移動の目的をつくり、週に数回外出ができ、家に閉じこもらないことが重要

28

<セミナー>

「介護保険制度等を活用した移動支援と関係省庁施策との連携」

総合事業を活用した移動支援に係る制度等と
取組の立上プロセスについて

政策研究事業本部 社会政策部 部長
主任研究員 鈴木俊之

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

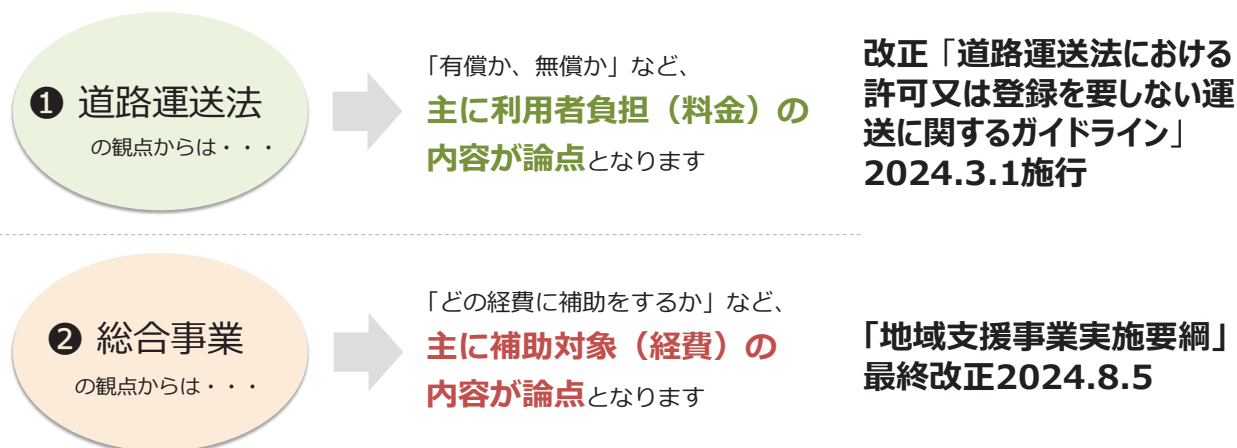


I. 総合事業を活用した移動支援の制度等の概要

■「道路運送法」と「総合事業」の両面からの理解が必要

- 仮に道路運送法に基づく「許可・登録を受けずに」、移動支援・送迎を行おうとした場合、その論点の1つは、移動支援・送迎が「有償であるか否か」、すなわち「利用者等から受け取ることで“有償”とみなされるお金が何か」、「どのような料金であれば受け取っても“有償”とはみなされないか？」です。
- 一方で、「総合事業」は、補助等に用いる財源が、公費と介護保険料で構成されていることから、補助等の対象経費や目的に制約があります。したがって、総合事業の制度に関連する論点の1つは、「何に補助することができるか？」です。

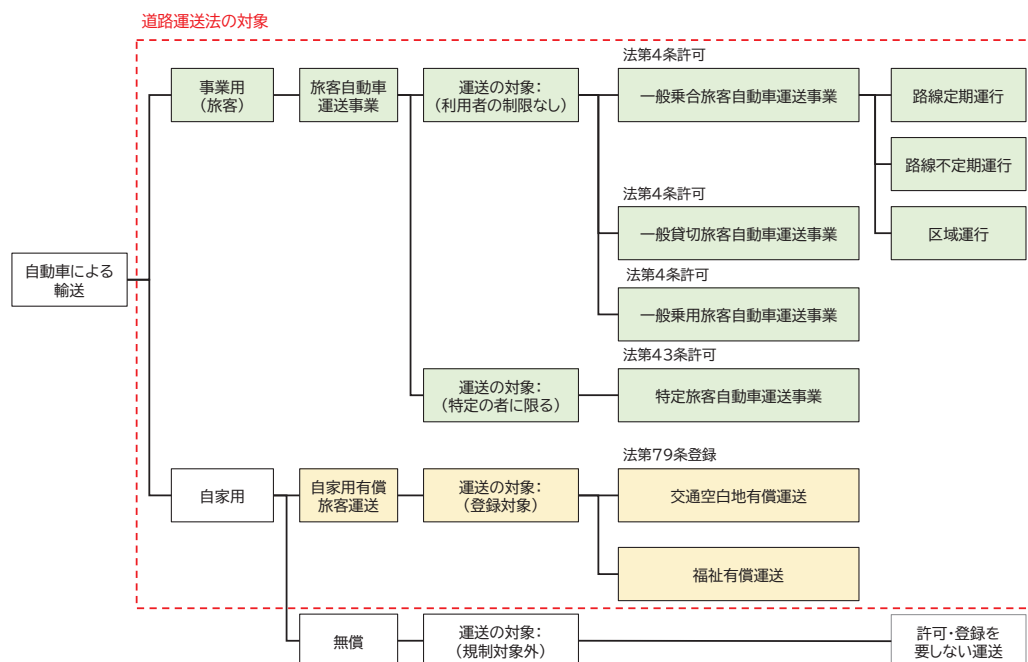
図表 「道路運送法」と「総合事業」を理解するうえでのポイント



出典：三菱UFJ リサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」
令和元 年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

道路運送法に基づく事業区分の全体像

図表 道路運送法における旅客輸送に係る事業区分



① ガソリン代等実費

- ガソリン代等実費とは、運送(前後の回送を含む)に必要なガソリン代、有料道路や駐車場を利用した際の料金、保険料、当該運送を行うために発生した車両借料(レンタカー代)であり、これらはこの送迎を行うことではじめて発生した費用であることから、団体や運転手が利用者から受け取ることが可能です。
- なお、この時の保険料とは、「①ボランティア団体等による無償運送行為を対象に提供されている保険」と「②レンタカーの借り受けに伴って加入する一時的な保険」が対象です(当該車両にもともと掛けられている自賠責保険や任意保険は対象外です)。
- 重要なポイントは、これらが「この送迎が行われなかった場合には、発生しなかったことが明らか」な費用であることです。この送迎を行うことではじめて発生した費用であれば、その送迎を利用した利用者から受け取ることが可能になります。
- したがって、例えば、介護施設や幼稚園、自治会等が使用する車両が「主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されている場合」(専用車両の場合)は、実費の範囲に「車両償却費」、「車検料・保険料(自賠責保険・任意保険)」等の車両維持費を含めても問題ありません。

② 任意の謝礼

- 運送の提供者が金銭の支払いを求めず、利用者から「謝礼」として金銭等が支払われたとしても、社会通念上常識的な範囲での「謝礼」であれば、有償運送には当たりません。
- ただし、運送を提供する者があらかじめ運賃表などを用意し、それに従って利用者が金銭等を支払う場合は、自発的とはいえ、任意の謝礼とはみなされません。
- また、ウェブサイト等により無償の運送サービスを仲介する・紹介するサービスにおいて、謝礼の金額を入力しないとサービスが提供されなかったり、謝礼の有無・金額の多寡により利用者を選別するなどの取り扱いをする場合は、任意の謝礼とはみなされません。

③ 施設等の送迎(デイサービスや通いの場など)

- 目的地であるデイサービスや通いの場等の運営団体が、当該施設等への送迎を一体的に行う場合、デイサービスや通いの場等の利用料を利用者から受け取るとは問題ありません。
- また、利用者間の公平性を図る観点から、送迎の利用の有無によって、「①ガソリン代等実費」の範囲で利用料に差を設けても問題ありません。
- また、利用者の依頼・要望に応じて、送迎途中で商店等に立ち寄っても問題ありません。

④ 生活支援サービスなどとの一体的な運送

- ここでの「生活支援サービスなどとの一体的な運送」には、2つのタイプがあります。
- 1つ目は、ゴミ出しや庭の草取りなど、様々な生活支援サービスを提供するボランティア団体等において、そのサービスの1つとして送迎が位置づけられており、他の生活支援サービスと一律の料金体系である場合です。
- 一律の料金体系とは、例えば1回あたり●●円や1時間あたり▲▲円といったものです。なお、生活支援サービスの利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、「送迎を行うボランティアの自宅と利用者の自宅の間の移動時間」、「利用者の自宅から目的地までの移動時間」も対象に含めて問題ありません。
- 2つ目は、例えば提供する生活支援サービスが「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」のみであるボランティア団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合です。
- また、これら2つのタイプにおいて、「①ガソリン代等実費」を追加で受け取ることも可能です。
- ただし、どちらのタイプでも、実態として送迎のみを行っている場合は、タクシーと同じであり、受け取っているお金は送迎部分に特定した反対給付と見なされ、許可・登録が必要になります。

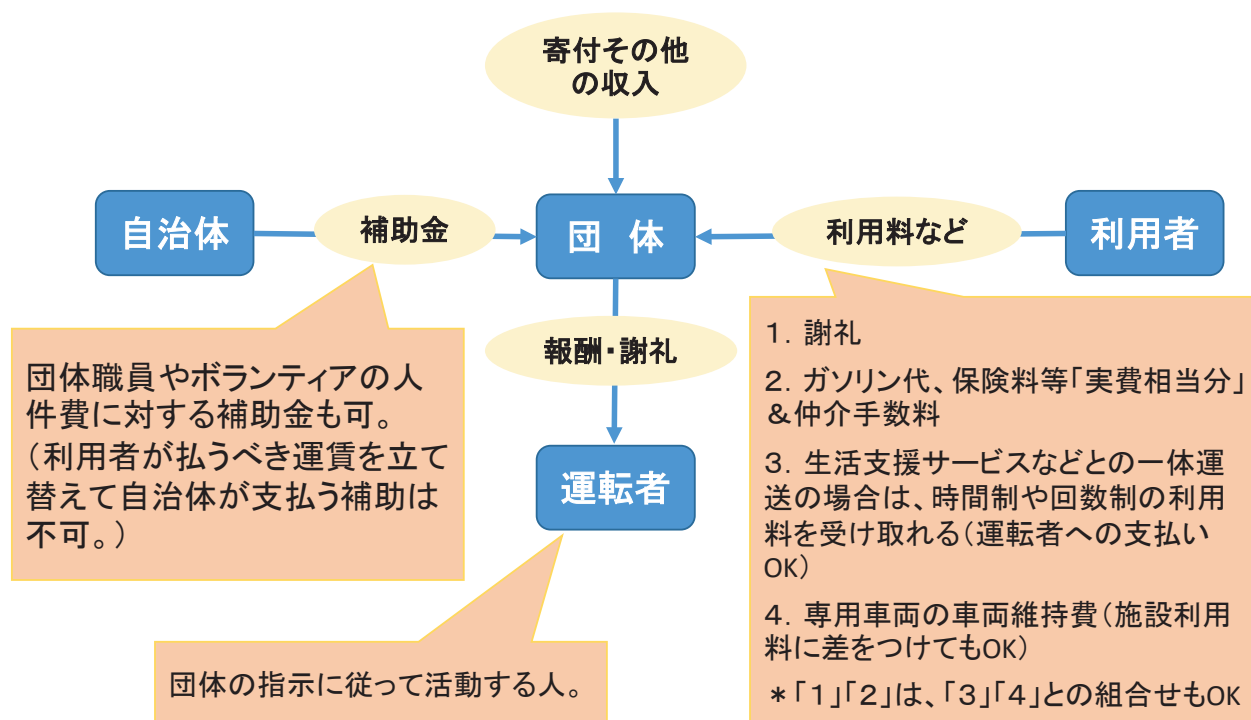
⑤ 国・地方公共団体からの補助金など(第三者からの給付)

- 運送主体が「利用者以外から収受するもの」については、原則として「運送サービスの提供に対する反対給付」とは見なされず、許可・登録は不要です。
- 例として、国・地方公共団体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、団体の職員(運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む)の人件費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の補助金を支出したとしても、許可・登録は不要です(なお、介護保険における通院等乗降介助についても、運送は介護報酬の対象外であるため同様の取り扱いとなる)。
- 運送主体が運送サービスのみを提供する団体等であったとしても問題ありません。
- また、当該運送サービスの提供を受ける利用者に対し、国・地方公共団体が運送利用券を直接又は間接的に給付する場合(利用者に対してタクシー券を配布する、利用料を補助する場合など)は、許可・登録が必要になります。
- 国・地方公共団体の補助以外にも、第三者からの給付の例として、個々の運送行為と紐づかない寄付金・協賛金についても同様の取り扱いとなります。

⑥ NPO法人等が同法人の管理下にある運転手に支払う報酬

- NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下にある運転手(職員、登録ボランティア等)が第三者を無償で運送し、当該業務を遂行したことに対して報酬が支払われたとしても、許可・登録は不要です。
- また、社会福祉法人等の運転手が、NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下で運送に協力する場合も同様です。
- NPO法人等から運転手へ支払われる謝礼・報酬の額等については、運送主体であるNPO法人等が自由に設定することができます。

道路運送法上の許可・登録を要しない運送の場合
(参考) 利用者から受け取れるお金 & ボランティアに渡せるお金の関係



総合事業で補助できる経費について

	訪問D		通所B・C/ 一般介護予防事業	訪問B	一般介護予防事業 (補助の場合)
	類型①	類型②	類型③	類型④	類型⑤
	通院・買い物等の移動 支援や送迎前後の生 活支援	通所型サービス・通い の場の運営主体と別 の主体による送迎	通所型サービス・通い の場の運営主体と同 一の主体による送迎	生活援助等と一体的 に提供される送迎	通院・買い物等をする 場合における、一般介 護予防事業による送 迎
ボランティア 奨励金 ※1	○	○	○	○	×
ガソリン代等 実費	○	○	○	○	○
自動車保険の 保険料 ※2	○	○	○	○	○
活動用の保険の 保険料 ※3	○	○	○	○	○
車両維持・ 購入費	○	○	○	○	○
コーディネーター 人件費	○	○	○	○	○
家賃・通信費	○	○	○	○	○

※1 ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)

※2 「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」

※3 自動車に乗車していない、乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険

(サービス・活動Aとして、実施に係る費用全額を市町村が委託費として団体等に支払い実施することも可能)

総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の主な5つの類型

主に「どのような料金を受け取ることができるか？」

	目的地	無償			有償	
		許可又は登録を要しない運送 (白ナンバ)			自家用有償 旅客運送 (白ナンバ)	旅客自動車 運送事業 (緑ナンバ)
		通いの場等の 利用料金 + ガソリン代等 実費	生活援助等 の利用料金 + ガソリン代等 実費	ガソリン代等 実費のみ	NPO等 送迎の料金 (営利とは認められない範囲の 対価)	交通事業者 送迎の料金 (営利)
訪問型サービスD ケース1)	① 病院・ 買い物等	類型①：通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援				
訪問型サービスD ケース2)	② 通所A	類型②：通所型サービス・通いの場の 運営主体と別の主体による送迎				
	③ 通所B					
	④ 通所C					
	⑤ 一般 介護予防					
通所型サービスB	⑥ 通所B	類型③： 通所型サービス・通い の場の運営主体と同一 の主体による 送迎				
通所型サービスC	⑦ 通所C					
一般介護 予防事業	⑧ 一般 介護予防					
	⑨ 病院・ 買い物等				類型⑤：通院・買い物等をする場合における、 一般介護予防事業による送迎	
訪問型サービスB	⑩ 病院・ 買い物等		類型④：生活援助等 と一体的に提供される 送迎			
総合事業による 補助等なし	制限なし	その他 (※道路運送法の観点にのみ留意)				

主に「何に補助することができるか？」

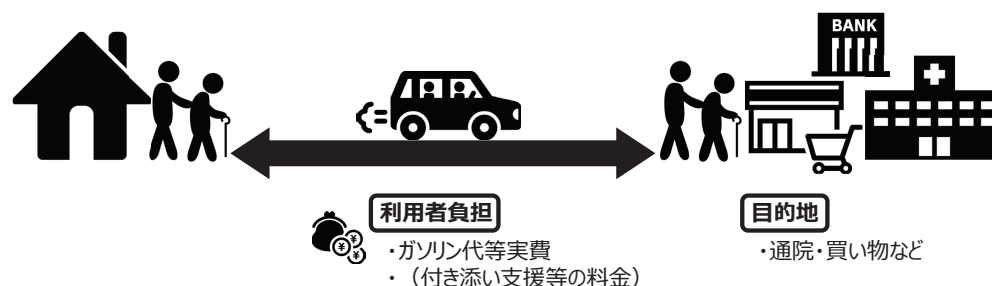
類型①:通院・買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援 (訪問D)

【特徴】

- 移動支援や送迎前後の生活支援を行うものです。
- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まり、医療機関への通院のほか、買い物等を支援することも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、「ガソリン代等実費」のみであれば、利用者から受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



10

MUFG

類型②:通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎 (訪問D)

【特徴】

- 通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」までの送迎を、「通所型サービス・通いの場の運営主体とは別の主体」が行うものです。
- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」ですが、その送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。



11

MUFG

類型③:通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎 (通所B・C/一般介護予防)

【特徴】

- 「通いの場」等の運営主体が、送迎も一体的に行うものです。
- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」ですが、送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 通いの場等の利用者からは、通いの場等の利用料金を受け取ることができます。さらに、送迎の有無によって、ガソリン代等実費の範囲で利用料金に差を付けることも可能です。
- 利用者ごとに、送迎の利用の有無で、通いの場等の利用料金の合計(通いの場等の利用料金+ガソリン代等実費)に差が生じることになりますが、問題ありません。



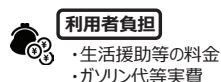
類型④:生活援助等と一体的に提供される送迎 (訪問B)

【特徴】

- 様々な生活援助等を行う団体等が、その1つとして送迎を一体的に行うものです。
- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まります。生活援助等の範囲内であれば、通院のみでなく買い物等において支援をすることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

【利用者負担(道路運送法上)】

- 利用者からは、一律の生活援助等の利用料金を受け取ることができます。さらに送迎の場合は、ガソリン代等実費を追加で受け取ることも可能です。その他の生活援助と送迎の間で、利用料金の合計(生活援助等の利用料金+ガソリン代等実費)に差が生じることになりますが、問題ありません。
- なお、生活援助等の利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、送迎を行うボランティアの自宅から利用者の自宅の間の移動時間、利用者の自宅から目的地までの移動時間を対象に含めることが可能です。



※ すべての生活援助等を、同じ人が提供する必要はない。
 ※ 実質的に送迎しか行っていないと判断された場合は、「生活援助等の料金」を「送迎の対価」と見なされる可能性があり、その場合は道路運送法に基づく「許可又は登録」が必要となる。

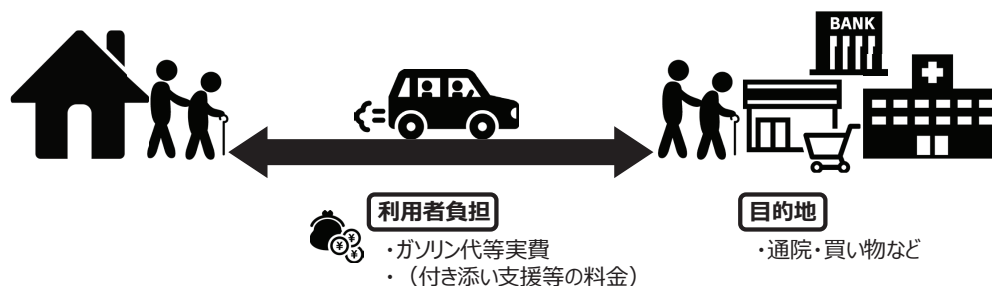
類型⑤:通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎 (一般介護予防事業)

【特徴】

- 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)であり、65歳以上の高齢者が担い手(運転者や添乗者、参加者等)として行う取組を支援するものです。
- 目的地は、市町村の判断によりますが、医療機関への通院や買い物等の送迎を行うことも可能です。
- 対象者は要支援者等に限定されません。

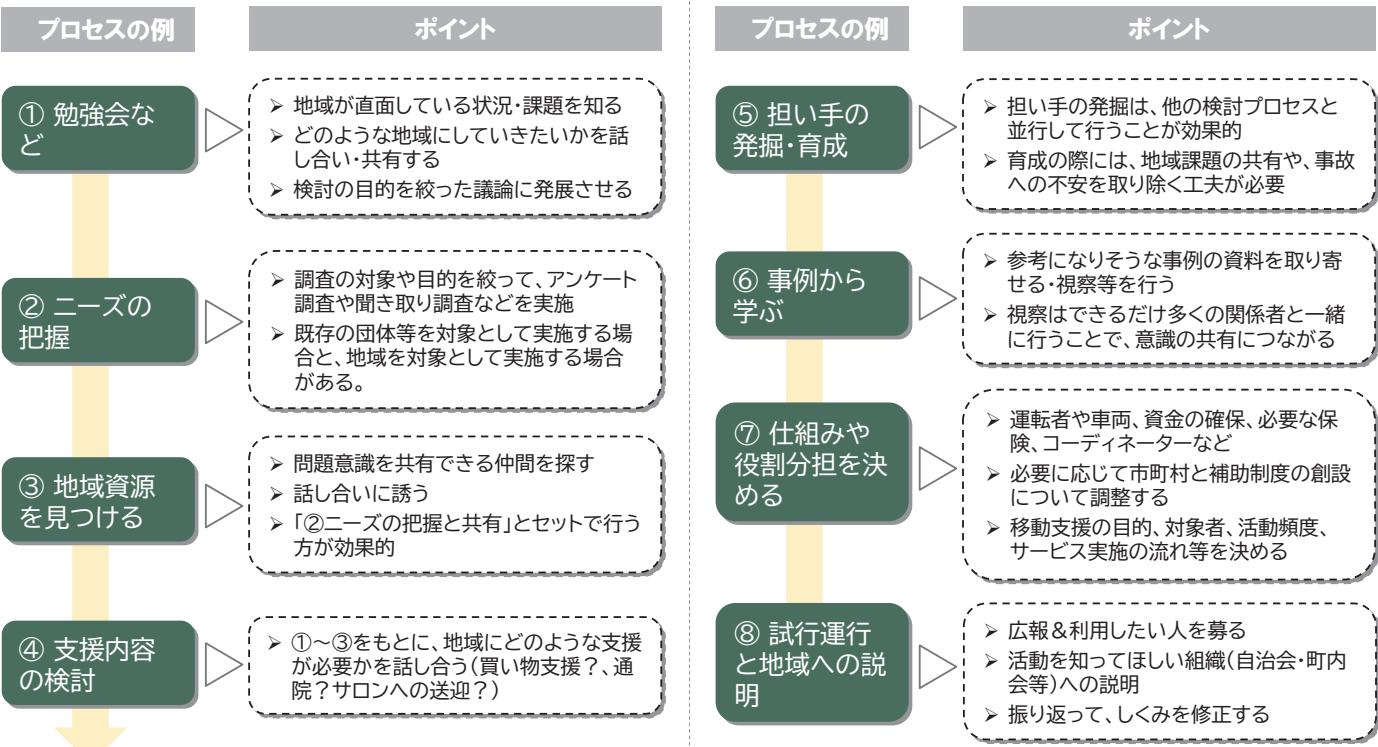
【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



Ⅱ. 地域における移動支援の取組の立ち上げプロセス

住民主体の移動支援の取組の立ち上げプロセス(例)



16 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



大阪府 太子町

町・包括・社協の職員で構成されたチームによる、地域でのキメの細かい丁寧な議論を通じて、住民主体の活動を創出

① 勉強会など

■ 町会・自治会単位でのキメの細かい丁寧な議論が、取組の実現に向けた強固な基盤となっている

- 太子町では、生活支援体制整備事業として、平成28年6月より、行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会の職員で構成されたチームが、町会・自治会ごとに「地域づくりからの支え合い勉強会」を開催した(計37回開催、約700名が参加)。
- 勉強会では、地域を「知る」、地域のことを「考える」ためのWSを実施するとともに、勉強会に参加した有志から構成される研究会を開催し、優先的な生活課題を「移動手段」、「集いの場」、「買い物支援」、「町会自治会の活性化」の4つに設定した。

<地域づくりからの支え合い勉強会の様子>



(太子町資料)

■ 目的意識を持った短期集中の検討場である「円卓会議」が、住民の意見を施策にストレートに反映

- さらに、その具体的な解決策を短期集中で検討する「移動・外出支援」円卓会議を設置し(平成29年7月)、先進事例の視察やモデル実施団体候補の選定、実施要項の作成などを行い、平成29年11月よりモデル事業を実施した。
- 円卓会議では、「補助要綱」や「公用车貸出事業」などの具体的な内容について議論するなど、実際に活動する地域住民の意見をストレートに反映できる仕組みとなっている。

<太子町で活動する3つの会議・勉強会>

名称	頻度	概要
① 地域づくりからの支え合い勉強会	通年	・ 町内に48ある町会・自治会で順番にWSを開催 ・ 勉強会では「知る」・「考える」の2つを実施 ・ 研究会(有志)で、優先的な生活課題を「移動手段」、「集いの場」、「買い物支援」、「町会自治会の活性化」の4つに設定
② SASAE 愛 太子	随時	・ 第1層協議体の位置付け(町営) ・ コアメンバーは約30名。第1層SCは社協に委託 ・ ①で把握された課題を共有し、③の円卓会議につなげる。
③ 円卓会議	短期集中	・ 「② SASAE 愛 太子」の中に、課題ごとに設置。共通の課題を抱えるメンバーに、外部から有識者や専門家を加えて構成 ・ 短期集中的に検討を行い、目標達成後に解散 ・ 同時に、最大3つまで設置することができる

<第2層協議体での会話から「便利なバスの使い方」の案内ができた例>

既存の資源を見直す『交通1』

《協議体での会話》

①私、ついこの前、運転免許を返したの。

②不自由になったやろう…。

③まあねえ。でも、ハギカを使えば病院も買い物も安く行けるし、安心してバスで行かれるよ。

④えー？どういこと…？

⑤知らないの？こんな良いこと！案外、便利なんよ。

既存の資源を見直す『交通2』

《協議体での会話》

①どんな乗り方してるか、みんなに教えてよ。

②ええよ！買い物に行く時はね〇〇〇〇市民病院は〇〇〇〇おでかけも

③踊り習いに行く時も使いよるんかね？

④少し時間はかかるけど、自分が運転することを思えばねえ…

⑤他の人にも教えてあげたいが…。

⑥じゃあ、次の協議体の時に、病院や買い物の行き方や、乗り継ぎ方など、調べましょう！

既存の資源を見直す『交通3』

《次の協議体で、時間調べ》

①時間表って、字は小さいし、見にくいねえ…

②どこで乗り継ぐかって、時間表じゃなくて路線図？

③こねーに見にくかったら、年取ったら無理やね…

④簡単に見れるものあったら良いんじゃない！

⑤そもそも、どこの病院によく行くんじやろ？

⑥市民病院、〇〇整形、〇〇眼科、歯医者も。その帰りに、サンリブに買い物も行ってよね。

⑦午前か？午後か？

⑧病院だけじゃない。津和野やら仙崎やら。乗せてはいかれないけど、バスでみんなで行くのは楽しいよ。

⑨では、次回までにまとめてくるね！！

⑩これ、サロンで教えてあげたいね

便利なバスの使い方 ~生活編~

ふれあい・いきいきサロンや老人クラブの集まりなど、高齢者が集まるところで紹介しました。

運転免許を持っていても、友達を乗せるのはちょっと…でも、お友達と一緒にミニ旅行気分。楽しいし、元気が出る。介護予防につながる！

楽しいバスの使い方 ~おでかけ編~

自分の時刻表をつくらう！

でも、バス停まで距離がある人は？

新たな課題

(萩市資料)

18 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



(山口県萩市 続き)

行政と連携して『交通5』

～大井地区～

次の課題

- ・自宅から、バス停までが行けない…
- ・地域内にある、郵便局、金融機関、支所（出張所）、駅、コンビニなどに行きたい。

現状の整理

- ・地域内をまわるバスはない
- ・地域内にはタクシー事業者もない
- ・地区社協が実施する訪問型サービスBでは、通院や買い物を支援する仕組みがある
- ・地区社協が実施する独自事業で市内中心部までの買い物支援バスを毎月1回運行している

課題解決に向けて

- ・市内の中山間地には、市役所が実施するデマンド式の車の運行があるけど、それと同じ仕組みで出来ないのかな？
- ・商工政策部（公共交通政策室）に相談しよう！
- ・協議体に来てもらおう！

(萩市資料)

総合事業の移動支援・送迎ではなく、「誰でも利用できる移動手段が欲しい」という意見があったことから、商工観光部（公共交通政策室）が協議体に参加し、自家用有償運送や許可・登録を要しない運送についての勉強会を開催したところ、「萩市コミュニティ交通モデル形成事業」（有償運送の実現に向けた2年間のモデル事業）が誕生

行政と連携して『交通6』

～大井地区～

《交通の仕組みについて説明》 * 公共交通政策室

- ・自家用有償旅客運送や公共交通空白地有償運送、福祉有償運送の違い
- ・許可・登録を要しない運送の検討（メリットやデメリット）

『萩市コミュニティ交通モデル形成事業』にのりませんか？

①路線図と時刻表作成からじゃね！

②定時定路線？デマンド式？

③ふるさとまつりの送迎車運行と同じような運行が良いんじゃない！

④でも…、駅にもJFにも寄らんと。

⑤そうよね… 悩むね… みんなが良いように…

⑥ここで考えるより、実際に生活支援車を走らせてみたらどうですか？

(萩市資料)

19 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

1. 「脈のありそうな団体」を探して、集中的にアプローチ

- 既存のボランティア団体等を対象に、ヒアリング調査やアンケート調査を実施。「移動支援・送迎のニーズはないか?」、「何があれば取組を始められるか?」、「総合事業等の枠組みで支援できることはないか?」などの検討を行い取組の創出につなげる。
- まずは、地域内に先進事例をつくり、他の地域への横展開を図る。

パターン①: 既存の通いの場等において、送迎のニーズはないか?

- ✓ 「送迎がないことで、来られない・来られなくなった人がいる」という経験や、「送迎をしたいと思っていたが、どうしたら良いか分からない」という悩みを抱えている人達を見つける。
- ✓ 団体の中で送迎が難しい場合は、社会福祉法人の協力を得るなど地域資源の活用を模索。

⇒ 類型②: 通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎
⇒ 類型③: 通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎

パターン②: 既存の生活援助等を行う団体等は、移動支援のニーズを把握していないか?

- ✓ 日頃、様々な生活援助等を行う中で、移動支援のニーズが多いと感じながら、「制度が複雑でわからない」、「事故が心配」などを理由に一歩が踏み出せていない人達を見つける。

⇒ 類型④: 生活援助等と一体的に提供される送迎送迎

2. 「既存の移動支援・送迎の取組」を対象にアプローチ

- 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等を含めた地域資源の把握を行い、市町村等が支援することにより「持続可能な活動が可能になる」、「安心・安全につながる」といった支援をすることができないか模索する。

パターン③: 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等が必要とする支援はないか?

- ✓ 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等も、「不安を抱えながら」活動をしているケースは多い。
以下のような不安に対して、「活動の妨げにならないような」支援を模索する。

< 既存の移動支援・送迎を行う個人・団体等が抱える不安(例) >

- マイカーを使用していて、送迎中に事故を起こすことが心配。ボランティアが行う移動支援について、どのような保険に入れば良いか?
- マイカーを使用することに慎重なボランティアがいる。車両を用意してもらうことはできないか?
- 運転技術や支援の方法に不安がある。講習を実施してもらえないか?
- このまま取組を持続していけるか不安がある。経費や担い手の確保について、市町村から支援を得られないか?
- どのような料金であれば、利用者からもらうことができるか?

3. 地域を対象としたアンケート調査でニーズと担い手を発掘

- 調査自体にも「地域のつながり」を生み出す効果が期待されるため、面接調査の実施や、調査票の配布・回収に係る作業については、町内会の協力などを得ながら実施するなどの工夫が考えられる。
- 調査は「本当に支援を必要としている人」や「本当に支援をしたいと考えている人」などを見つけることが大きな目的であることから、基本的には「① 対象地域の全戸を調査対象とすること」、「② 回収率が下がったとしても記名式の調査とすること」が効果的（※ 地域の実情に応じてご判断ください）。

パターン④：地域を対象としたアンケート調査の実施による、ニーズ等の把握と地域資源のマッチング

- ✓ 「地域の●●%の人がこう思っている」などの地域の「傾向」を知るためのアンケート調査ではなく、「ニーズと担い手を一本釣り」するためのアンケート調査とする場合は、調査後に直接連絡がとれるように連絡先を記載してもらうことを推奨。
- ✓ また、「アンケートを返送してくれない人」が問題を抱えているケースは多いため、できるだけ「訪問配布・訪問回収」とすることが望ましい。
- ✓ 手間のかかる調査であるため、市町村全域ではなく、地域の実情を踏まえながら、まずは特定の地域で実施。

※ 調査票は、「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）において、モデル市町の1つ栃木県さくら市が作成したものを

22 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

重要 喜連川地域のみなさまへ「アンケートのお願い」

市では、住居にとって大事な「住み慣れた地域で安心して暮らしている事」を目指して、地域づくりに取り組んでいます。

地域の中で助け合い・支え合いができると思える方を募集しています。そのためにはどうしたらいいかを考えるために、地域のみなさまの声を聞きたいとアンケートを取ることにしました。

お忙しいとは思いますが、ご協力いただければ幸いです。これからの自分達のためです。よろしくお願いいたします。

記入後は封筒に入れて封をして、担当の方に郵送をお願いします。

※ 返送期限は4月2日（金）までに返送をお願いします。

※ よろしければ返送の住所を記入して下さい。

性別	① 男	② 女	年齢	歳	お住いの行政区
氏名					
電話番号					

個人情報を今回の目的以外に使用することは一切ありません。守秘義務を遵守します。

③ 近所の誰かに「手助けをお願いしたいこと」と、近所の人を手助けできることを教えてください。（あなたの家族の中に、近所の人を手助けできるという方がいれば、家族が手助けできることを一緒に教えてください）
（あてはまるものがあれば、いくつものをつけてください）

助け合い・支え合い項目	手助けしてほしい	手助けできる
① 見守りや声かけ（安全確認、日中の話し相手）		
② 荷物、書類の送迎の相手		
③ ゴミ出し		
④ ちょっとした手助け（電話の交換や家賃移動など）		
⑤ 家電製品の設置		
⑥ 車いすや車椅子		
⑦ 庭木の剪定		
⑧ 室内の掃除や洗濯		
⑨ 買い物や送迎代行		
⑩ 送迎の送迎や付き添い		
⑪ 憩いの場づくり（食事のしたく）		
⑫ その他		
⑬ 特に無し		

※ 裏面もありますので、よろしくお願ひいたします。

神奈川県 秦野市

ドライバー養成研修や修了者へのフォローアップ、「就職説明・意見交換会」等を通じた、担い手の発掘・活動支援

⑤ 担い手の発掘・育成

<研修受講者の募集方法について>

■ 介護保険の被保険者証の送付等に合わせて担い手育成講習会を案内

- 65歳を迎えた市民の誕生月に送付する介護保険被保険者証や、65歳以上の人に送る介護保険料額の決定通知（6～7月）などを送付する際に、「ヘルパー研修」や「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」等の日程一覧表を同封している。
- これは、地域活動に興味を持っていると思われる、65歳以上の方々をターゲットにした担い手募集の取組であり、同封した日程一覧表をみて問い合わせをしてきた方を対象に、個別のチラシを送付している。

■ 地域支え合い型認定ドライバー研修の実施と、修了者へのフォローアップ

- 秦野市の「地域支え合い型ドライバー研修」は、3日コースで実施しており、最初の2日間は福祉有償運送の「国土交通大臣認定講習」の内容であり、3日目には「地域支え合い」をテーマに他市町村の事例紹介やGWを実施している。
- なお、認定ドライバー養成講座修了者に対するフォローアップとして、平成30年度から「地域支え合い運転ボランティア活動検討会」を実施している。これは、年に1回実施するもので、「地域の中で地域課題を解決していくことの意識づけ」や「ボランティア活動に対するイメージを付ける」こと、「具体的な活動に向けた検討」を行うことを目的としている。

周知方法

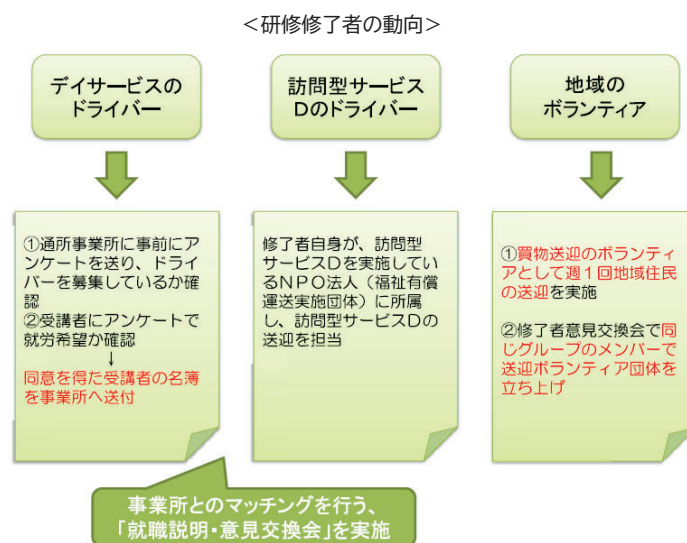
- ・ 広報はだの、秦野市ホームページへ掲載
- ・ チラシの設置（市内公施設等）
- ・ 介護保険料決定通知（※1）
- ・ 65歳到達者へ送付する介護保険証の同封チラシ（※2）



（秦野市資料）

■ ドライバー養成研修や活動検討会を通じて、新しい活動団体も立ち上がっている

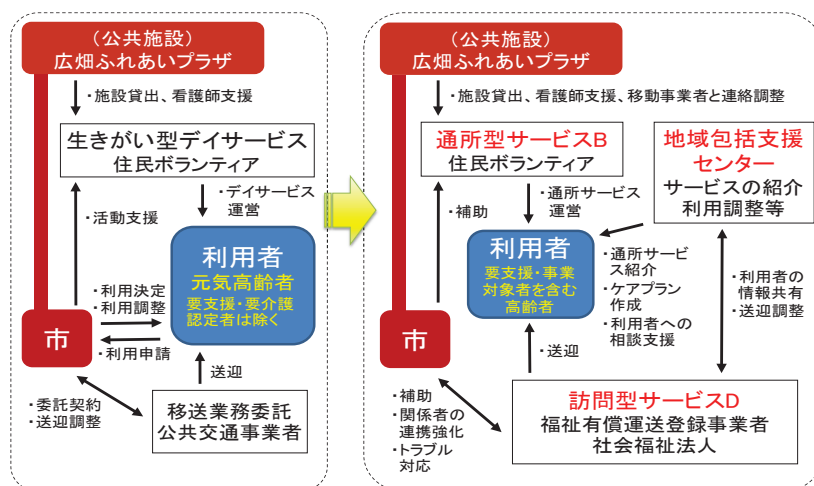
- 研修修了者について、デイサービスや訪問型サービスDなどの活躍の場を見つけるために、市が事業所とのマッチングを行う「就職説明・意見交換会」を実施している。
- その結果として、研修修了者がデイサービスや訪問型サービスDで活躍する場を得ることにつながっていると同時に、新たに地域のボランティアとして送迎を行う団体を立ち上げた例もみられる。



(秦野市資料)

■ 移動支援の主体は、住民ボランティアだけではない

- 「通所型サービスB」への送迎を「訪問型サービスD」として、近隣の福祉有償運送登録事業者へ送迎車両と運転者を提供を依頼。
- 送迎を行うNPO法人は、普段からデイサービスの送迎を行うプロ（福祉有償運送登録事業者でもある）であり、住民も安心して利用することができ、また他の社会福祉法人も車両と運転者の遊休時間帯の活用であったため快諾。
- その後も「通所B＋訪問D」の組み合わせを普及させていき、複数か所で通所型サービスBで同様の仕組みが稼働。



(秦野市資料)

■ 研修会や視察を通じた、地域の取組意欲の醸成

- 日野町では、「東桜谷地区おしゃべり会」による移動支援事業「おたすけカゴヤ」が展開されており、地区内に住む高齢者等の通院や買い物支援の足として活用されている(マイカーによる送迎)。
- 研修会(平成29年6月)では、「さわやか福祉財団」のインストラクターを招き「助け合い体験ゲーム」を実施し、視察(同年9月)については、「米原市大野木長寿村まちづくり会社」に視察に行っている。
- 視察については、当初は「全国的に有名な取組であることから、あまり参考にならない」という思いもありましたが、**実際の取組をみると「一番乗りやすい自分の軽トラで送迎をしているのを見て、これは絶対にやろうという気持ちになった」**など、地域で機運が高まる大きなきっかけとなった。
- 平成29年11月には、研修会の参加者から「特に地域の課題を感じ、意欲を持った有志」が集まり、概ね月1回話し合いをする**第1回「おしゃべり会」が開催された。**

<視察研修の様子(米原市大野木長寿村まちづくり会社)>



(日野町資料)

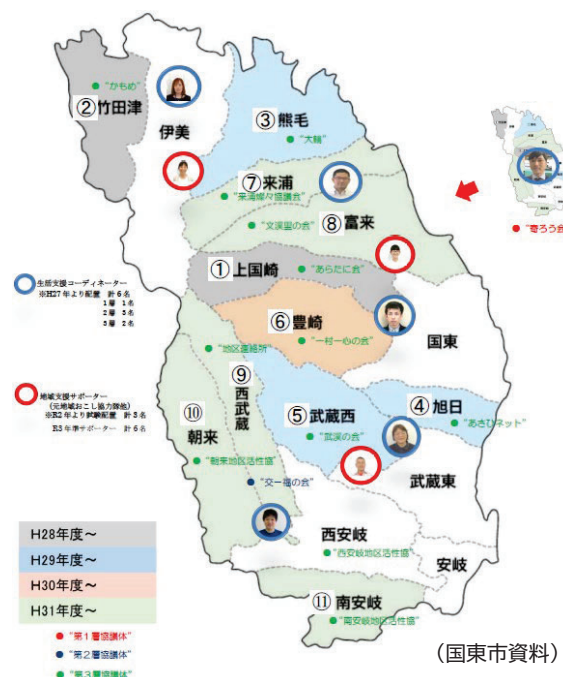
■ 外部のNPO法人の支援を受けながら、令和元年7月より「おたすけカゴヤ」の取組開始

- 移動支援の取組についてさらに勉強をするため、平成30年6月には「移動支援サービスについて」の研修会(講師:関西STS連絡会)を、同年7月と9月には他地域の取組の視察を行い、令和元年5~6月には運転ボランティア講習を実施し、令和元年7月より、東桜谷地区が実施する移動支援事業「おたすけカゴヤ」の取組が開始された。

■ モデル地区(2地区)に第3層SCを配置

- 「上国崎地区」と「竹田津地区」の2つのモデル地区を選定し、地域に訪問することで話し合いを重ねた。
- モデル地区からは、「やる気はあるが、事務作業をしてくれる人が欲しい」との声があったことから、地域における活動の立ち上げ支援を行う「第3層生活支援コーディネーター(各地区1名ずつ)」を配置した(ふるさと納税を活用)。

<国東市内の公民館区(全16地区)>



(国東市資料)

■ 先進地視察と講演会を通じた「成功体験」の共有

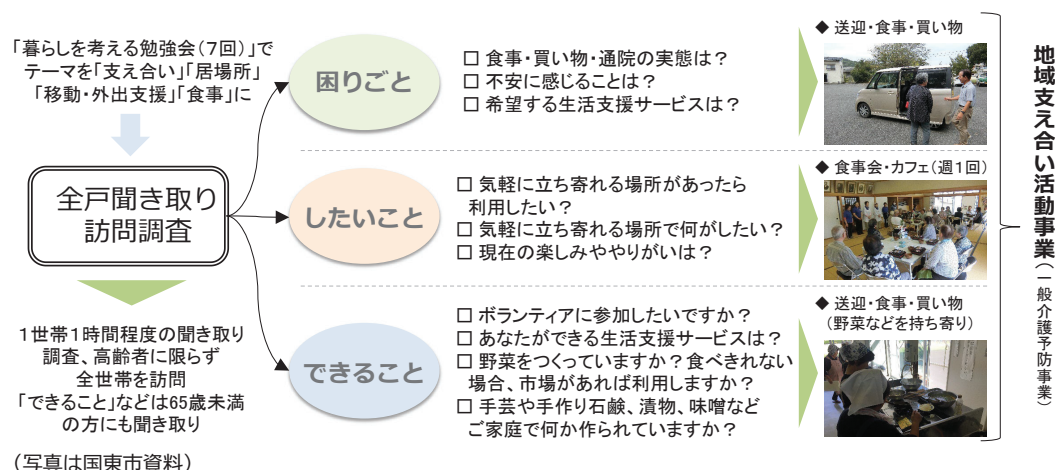
- モデル2地区で協力者を得たのち、平成28年3月には先進地視察と講演会を行った。その際に、協力者と一緒に実施した講演会に大勢の人が集まったことが地域住民にとって成功体験を共有する機会となった。
- 講演会の参加者にアンケート調査を行ったところ、特に勉強したい内容として「移動支援」と「居場所」と「食事」が挙げられたことから、各々のテーマについて5~6月に地域勉強会を開催しました(なお、講演会・勉強会の内容・成果は、全戸にフィードバック)。

(大分県国東市 続き)

■ 全戸訪問アンケート調査の実施

- 竹田津地区では、地区内の470世帯を対象に全戸聞き取りニーズ調査を実施しており、講演会や勉強会の参加者など全29名のスタッフが調査を実施している(県補助事業を活用し、有償で実施)。
- この際、作成した調査票は、「困りごと」だけでなく、「したいこと」、「できること」を把握するような調査となっている。そして、この時に、調査に協力したスタッフや、訪問時に聞き取り調査を行った住民が、居場所での調理や送迎を行うスタッフとして活動するようになるなど、ニーズ調査のみでなく、担い手確保のための活動としても機能している。

＜全戸訪問ニーズ調査と、竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」の取組＞



28 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



(大分県国東市 続き)

■ 地域全体を巻き込むようなストーリー性を意識したアプローチ

- ① 丁寧な訪問活動や第3層SCの配置など、市・社協の地域に寄り添う姿勢が協力者を生み出し、
- ② 協力者と一緒に実施した講演会に参加者が多く集まったという「成功体験」が、地域の主体的な活動の動機付けとなり、
- ③ 講演会後に参加者に対して行ったアンケート調査が、次の勉強会につながるテーマ設定となり、
- ④ 勉強会の内容・成果を全戸にフィードバックしたことが、取組を地域に周知することにつながり、
- ⑤ 取組が周知されていたことが、全戸訪問ニーズ調査に多くの住民が協力してくれたことにつながり、
- ⑥ ①～⑤の流れの中で参加する住民が徐々に増えことで、具体的な活動の創出につながっている。

29 Mitsubishi UFJ Research and Consulting





【令和6年度 老健事業 移動支援セミナー】

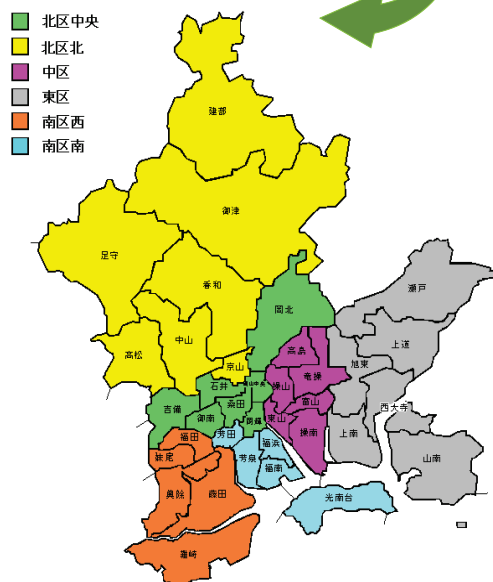
おでかけ応援隊事業について

令和7年3月13日

岡山市保健福祉局高齢福祉部
地域包括ケア推進課



岡山市の概要



【岡山市】

平成21年4月1日政令指定都市に移行
(全国で18番目)

人口：694,984人

面積：789.95平方キロメートル

65歳以上：188,928人

高齢化率：27.2%

ご当地体操：あつ晴れもも太郎体操
396カ所

(R7.1末現在)

デマンドタクシー：8カ所で導入

「政令指定都市で2番目に朝の渋滞がひどい」と言われるほどマイカーに依存している
(R7.2.18 山陽新聞)

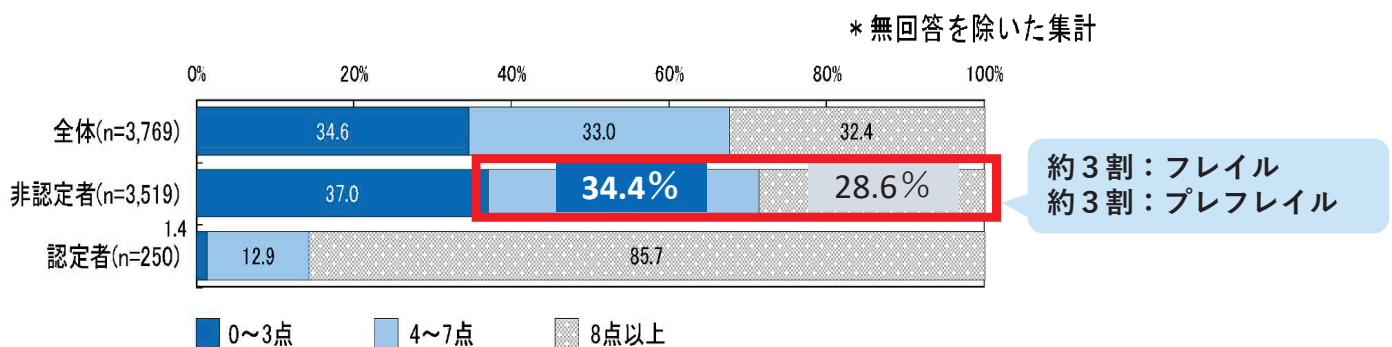
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果から

【ニーズ調査とは】

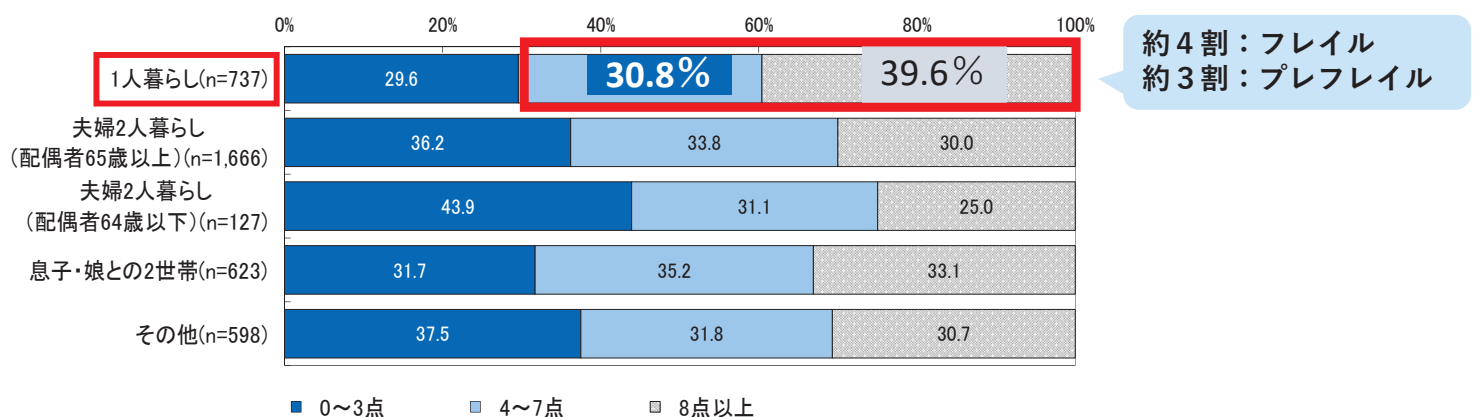
- ◆ 市内に居住する65歳以上の高齢者6,000人（無作為抽出）
：介護保険非認定者5,500人＋要支援1・2認定者（500人）
- ◆ 実施期間：R4.9.30～R4.10.31
- ◆ 実施方法：郵送配布・郵送回収
- ◆ 回収結果：4,574件 回収率76.2%
（有効回収数4,529件 有効回収率75.5%）

ニーズ調査結果）フレイル該当状況

【フレイル該当状況（認定状況別）】



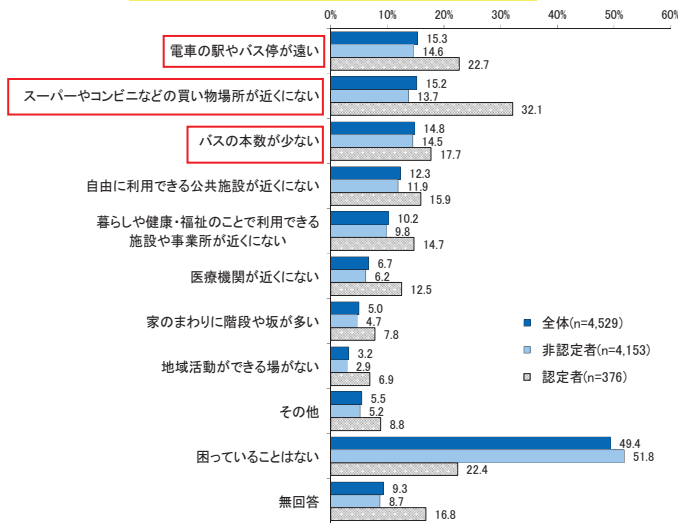
【家族構成別フレイル該当状況】



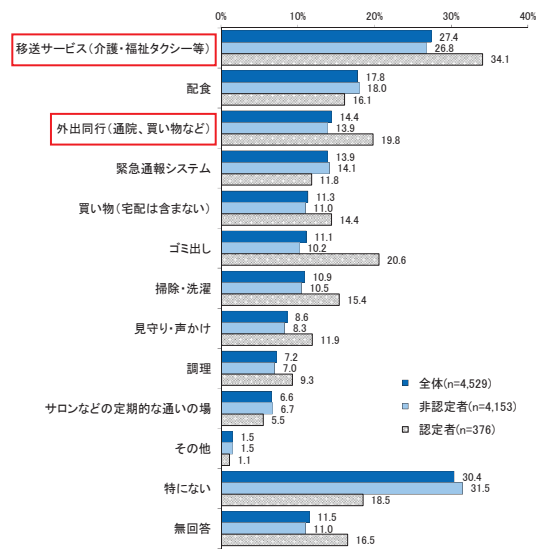
基本チェックリストを用いて評価、点数の範囲は0～25点であり、4～7点を「プレフレイル」、8点以上を「フレイル」状態であると定義

移動支援へのニーズの現状

居住地域の課題



介護保険サービス以外で利用したい支援・サービス



- ◆居住地域の課題について、「電車の駅やバス停が遠い」「スーパーやコンビニなどの買い物場が近くにない」「バスの本数が少ない」と移動を伴う理由のものが上位を占めている。
- ◆介護保険サービス以外で利用したい支援・サービスについて、「移送サービス」と回答した人の割合が最も高く、外出同行（通院、買い物など）も3番目に高い。
- ◆認定者、非認定者にかかわらず、移動に困難を感じている人が一定数おり、高齢者本人の外出への支援を望む声が多い。

令和4年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

岡山市の高齢者が利用できる移動支援事業の現状と課題

公共交通運賃助成

ハレカハーフ

高齢者対象。路線バス・路面電車の運賃が半額

おかやま愛カード(岡山県事業)

免許を返納した高齢者対象。路線バス半額、タクシー運賃1割引
R6.11.1より廃止する業者あり(下電観光バス・岡山両備タクシーなど)

誰でも使用できるが、基本的には公共交通機関を自力で利用できる人が中心

福祉有償運送(社福・NPO等)



実施団体の施設への送迎が多く、希望する場所へ随時依頼できる性質のものではない

障害者・要介護者等で事前登録必要。



公共交通が近くにあっても、バス停までの数百メートルが歩けない、買い物を持って帰れない、タクシーを呼ぶには近距離過ぎて言いにくいという声も...



デマンド乗合タクシー・生活バス等(生活交通不便地域のみ)

対象地区内での運行
ドアツードアではないため、決められた場所まで歩かないといけない



ケア課が広めたい活動

支え合い活動による移動支援(中区に2団体・南区西に1団体)

公共交通やタクシーを使っていくのが難しかった近距離の病院やスーパー、通いの場に行くことができる



軽度～重度者向け事業

福祉タクシー

身体障害者手帳1・2級または療育手帳A所持者で所得税非課税世帯の人に限られる

介護保険による訪問介護サービス(乗降者介助)

要介護1～5認定者で利用の必要性がケアプランで位置付けられた人
※行先は通院にほぼ限定

総合病院・大型スーパー等



地域の支え合い活動における移動支援の課題と支援方針

移動支援活動(支えあい活動)を行っている地域団体から
聞き取った意見

- ①**運転ボランティア不足**
事故の懸念から家族の反対等引き受け手が少ない
サポーターの高齢化
任意保険やガソリン代等の負担感
- ②**情報不足**
道路運送法許可不要の確認等専門的な知識が必要
他団体の好事例、デマンド交通等市の事業、地域資源、
補助金などの情報提供
- ③**運営資金不足**
継続した活動を支える市の補助金メニューがない
任意保険等の経費は個人持ちになっている

見えた課題

居場所づくり(サロン、あっ晴れ!もも太郎体操等)や生活支援(ゴミ出し、草取り等)、
見守り活動は広がってきているものの、
移動支援活動は広がっていない

- 運転ボランティアが安心して活動できるための支援が必要
- 支え合いの移動支援活動に精通した専門家の助言が必要
- 活動の立ち上げや継続に対する一定の知識を持った伴走者が
必要
- 移動支援に関する特殊経費を考慮した活動経費の支援が必要

**一般介護予防事業に
位置付け**

おでかけ応援隊事業補助金 アドバイザー派遣補助金

おでかけ応援隊事業補助金の内容(令和6年8月スタート)

移動支援を行っている団体へのヒアリングから見えた課題

課題1

運転ボランティア不足
事故への懸念

課題2

運営資金不足

課題3

情報不足

支援1

安全運転講習会の
受講費用を負担
(基礎講義+技能)

支援2

- 自動車保険の負担
感の解消
- 運転適性診断手
料助成

支援3

ステッカーの配布

**支えあい活動
実施中!**

支援4

活動費の補助

支援5

アドバイザー派遣
(専門家からの
助言)

- ◆移動支援活動の基礎知識等を学ぶ講習会への参加費用を助成(移動ネットおかやま主催講座など)

- ◆移動支援専用自動車保険の保険料を助成
- ◆(独)自動車事故対策機構が行う適性診断の受講料を助成

- ◆移動支援活動時に車のボディに貼るステッカーを配布
- ※白タクではないこと
自分たちの活動もアピール

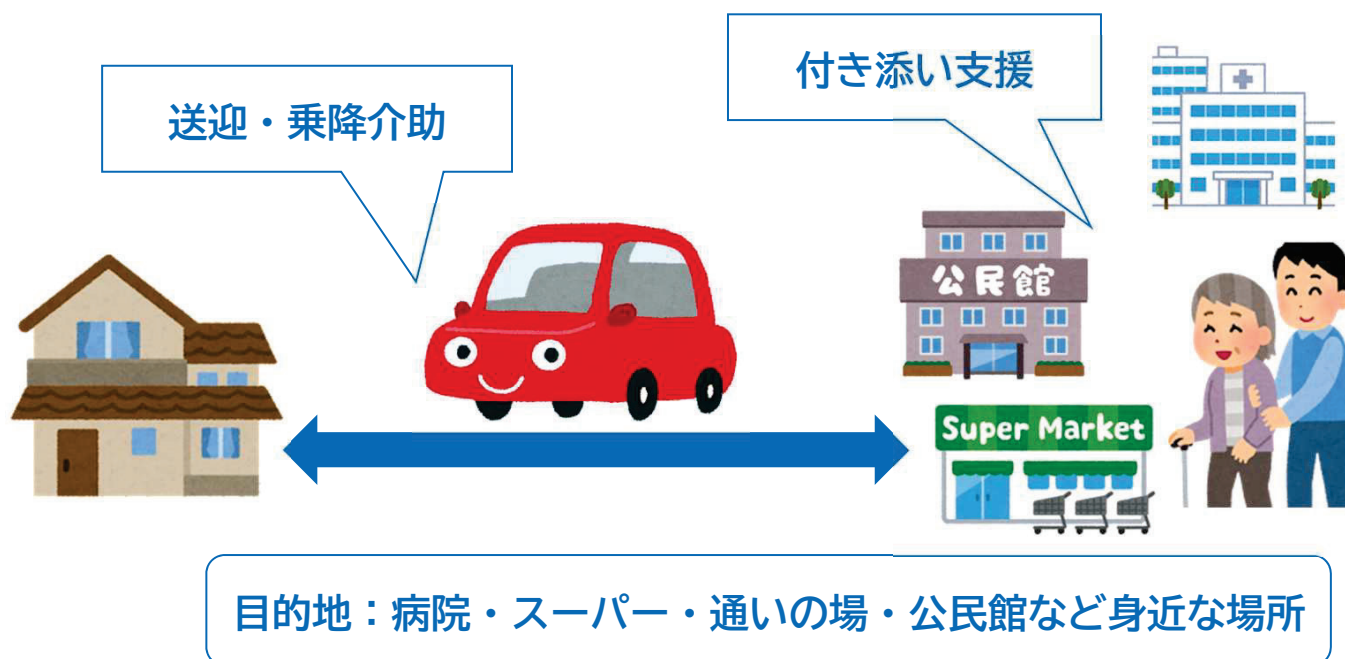
- ◆コーディネーター
人件費の助成
- ◆事務経費の助成

- ◆移動支援活動に精通したアドバイザーの派遣費用を助成

補助対象となる活動のイメージ



通院・買い物等の目的地までの送迎し、目的地での付き添い（買い物 同行や病院受付の手助けなど）と、乗降時の見守りや簡単な介助等を行う活動



R6年度の実績とR7年度の方針

地域住民等が主体の支え合いによる移動支援活動に対する補助を行うことにより、外出に課題を抱える高齢者等の日常生活に必要な外出や社会参加の促進を図る

R 6 年度

【1 団体あたりの補助上限額】

①おでかけ応援隊事業補助金 (1 団体あたり)

R6(4団体分)	
事務経費	50,000円
コーディネーター人件費	24,000円
自動車保険料	50,000円
運転適性診断受講料	25,000円
安全運転講習会受講料	50,000円
計	199,000円

②アドバイザー派遣補助金 20,000円 (10団体分)
(総事業費：1,117,000円)

【実績】

- ①おでかけ応援隊事業補助金 1 件 (南区西)
- ②アドバイザー派遣補助金 3 件 (北区北 1、東区 2)
- ③市内全域の地域住民を対象に勉強会を実施 1 回

成果と課題

【成果】

- ①勉強会を開催したことで、移動支援活動に関心のある地域を把握できた
(18の地域、32人の住民参加)
- ②勉強会のアンケート結果から個別にアプローチし、アドバイザー派遣につながった
- ③地域の中で、「高齢者の移動支援」について考える場をもつ機会が増えた

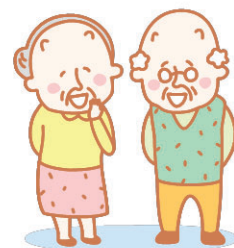
【課題】

- ①リスクや心理的負担の大きい運転ボランティア等、支え合い活動の担い手の確保をどうするか
- ②活動に関心のある地域に対して、地域住民の合意形成にいたるのに効果的な支援はどういったものか

今後の展開

- ①関心のうすい地域も巻き込んでいけるよう、働きかけを行っていく
- ②社会福祉法人と地域住民との連携を進めていく

三原市における移動支援の取組



三原市保健福祉部

高齢者福祉課 高齢者福祉係



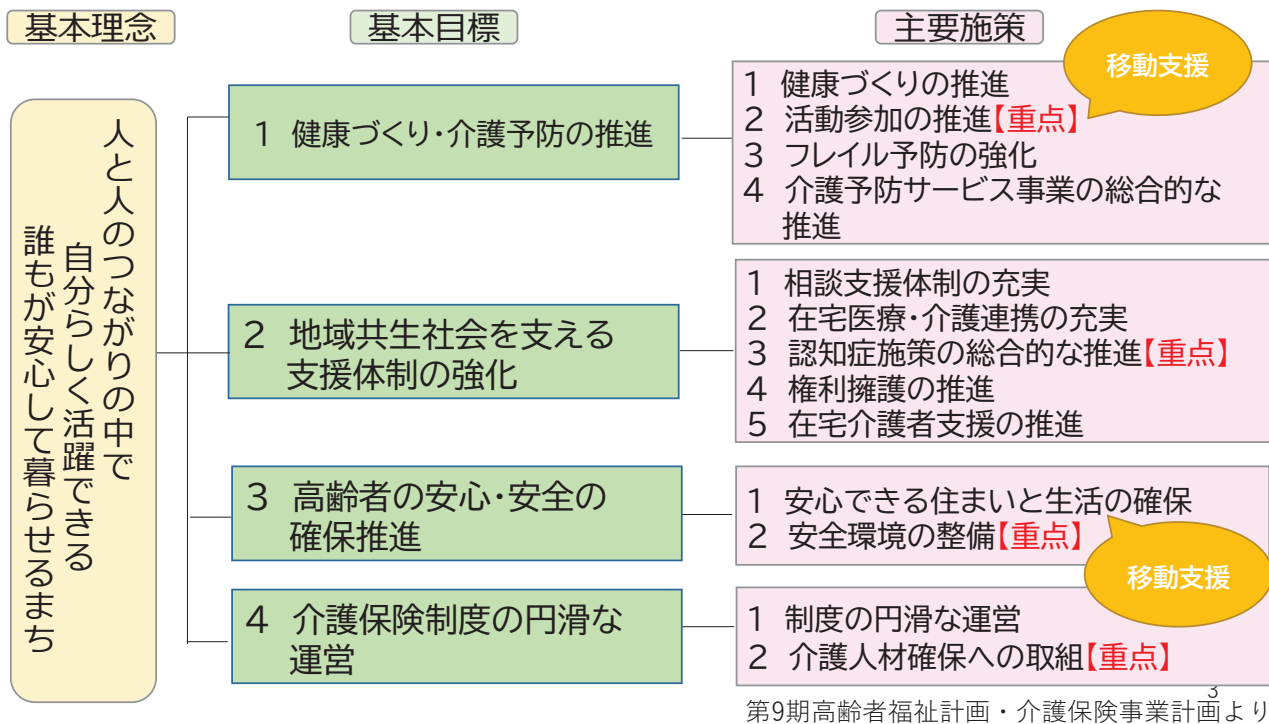
三原市について



三原市は、広島県中央東部に位置しており、南部には2級河川沼田川流域の平野に加えて瀬戸内海と山地に挟まれた帯状の平野が広がり、北部には世羅台地の一部の丘陵上の平野が広がっています。

面積 471km²
人口 87,061人
高齢者数 31,552人
高齢化率 36.2%
要介護認定率 20.2%
(1号被保険者のみ)
(令和6年12月末時点)
介護保険料 5,080円(第5段階)





三原市の総合事業

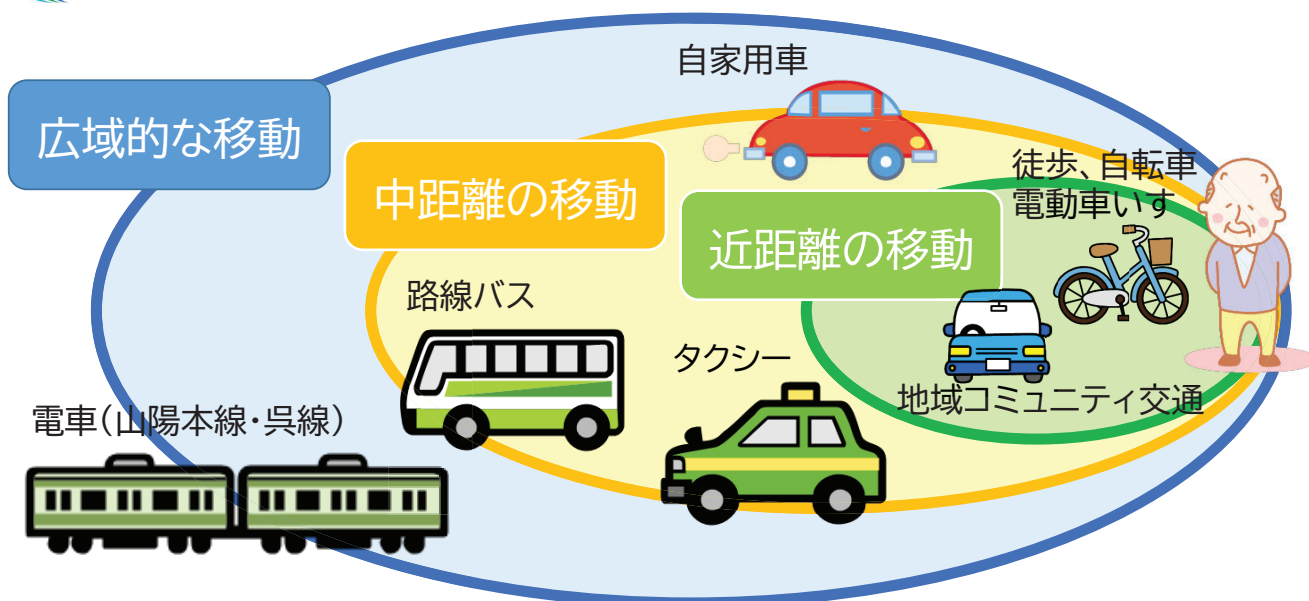
- 平成29年4月からスタート。
- 従前相当サービス、サービスA(指定・委託)、サービスB、サービスCを実施。
＜事業所数＞

	通所	訪問
従前相当サービス	32	27
サービスA(指定)	7	6
サービスA(委託)	1	1
サービスB	0	0

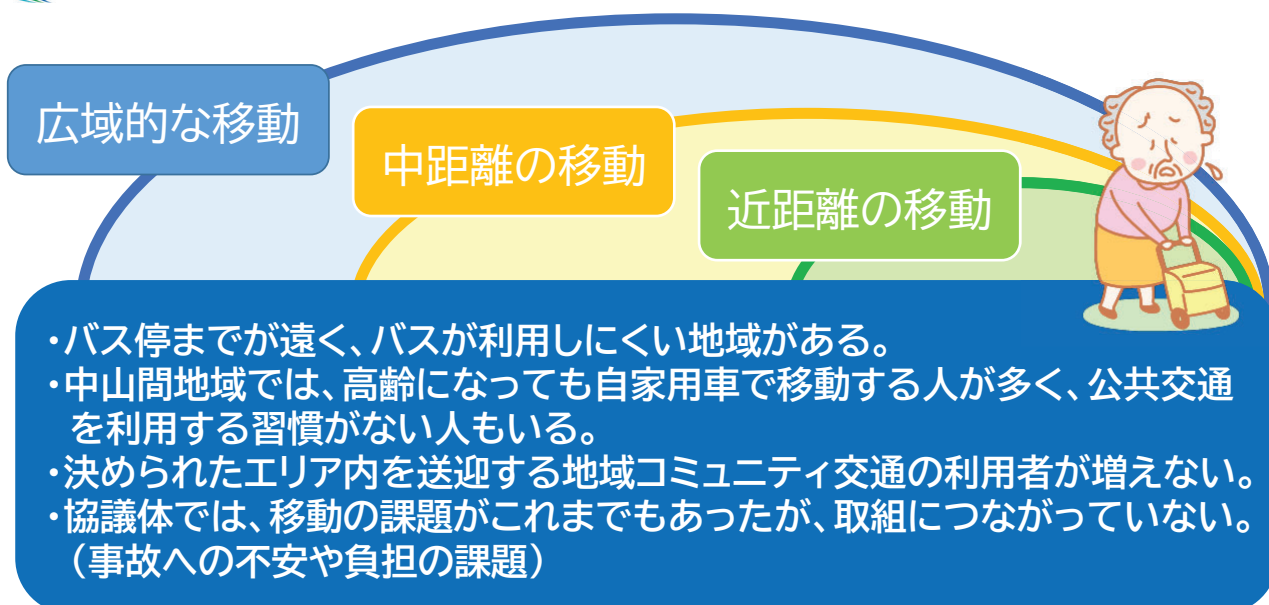
- 従前相当サービス利用率は、通所97%、訪問99%。
(令和4年度厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)」の実施状況に関する調査結果から)
- サービスBは、平成29年以降実績なし。



高齢者の移動



交通の課題





以前から実施している移動の取組

平成28年 約500世帯が住む団地で、通いの場の取組から家事・移動支援の取組が生まれた。



運用の現状 ドライバーの高齢化
新たな担い手がいない

「**地域のために**」という強い
思いで**有志で続けてきた活動**
だが、**継続するためには、新**
たな担い手の確保策が必要

移動支援活動の内容

- ・許可、登録を要さない運行
- ・対象者は、バスの利用が難しい人
- ・行き先、目的は問わない
- ・ドライバーへの謝金はなし
- ・実費(ガソリン代)を利用者から徴収
- ・車両はドライバーの自家用車
- ・社協の送迎保険に加入



第2層協議体から生まれた取組

課題 公共交通が無く、移動の手段が限られる中で、自力で移動することが
難しくなった人が、それまで参加していたサロン参加を諦めなければなら
ない現状がある。



協議体に参加する介護事業所から送迎の提案あり

令和6年5月～ 試験的に運用を開始



※介護事業所は自身を地域の資源として捉え、無報酬(完全なボランティア)
でも活動が続けたいとの意向を示している。



継続できる???他の地域でも可能???



今年度取り組んだこと

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
様々な地域で移動支援が展開できる補助要綱ができています。						
①制度設計に関わる行政、社会福祉協議会職員が、制度を理解する。	学習					
②現行の移動支援の取組について、情報収集し、仕組みに必要な要件等を整理する。	把握					
③三原市訪問型サービスD運営補助要綱（仮）を制定する。 （施行はR7年4月1日）		作業				
④地域の移動支援に関心がある人が、法律や制度を理解できるよう、学習の場を設ける。						



①実施団体へのヒアリング

■聞き取った現状

・運営方法

誰の車を使用するか

ドライバーの確保

予約の仕組み

利用料負担 → 道路運送法との兼ね合い

・どんな人がどこまで行くのに利用しているのか

・どんな費用が生じているか





②補助要綱の作成

- ・総合事業の要綱は、住民主体型訪問サービス、通所サービスに対し、それぞれ要綱を定めていたが、移動支援サービスDの要綱はなかった。
→サービス別に補助要綱を定めるのではなく、**生活支援に関わる事業をひとつの要綱で定める。**
→地域支援事業実施要綱、総合事業ガイドラインの改正を受け、利用対象者、補助対象団体、補助対象経費、補助額を整理。

第4条 利用対象者 要支援1、2認定者、事業対象者、継続利用要介護者

第5条 補助対象団体 ①住民組織

町内会、ボランティア活動団体

②住民の活動を支援する団体

特定非営利団体、共同労働組合、社会福祉法人等

※その他、協議体が適当と認めた団体、市長が適当と認める団体等

※いずれも、生活支援コーディネーターや地域包括支援センターとの連携は必要



②補助要綱の作成

第6条 補助対象経費

人件費	報酬、給料、賃金、共済費等(但し、サービスの利用調整に係るものに限る)
報償費	講師謝礼、ボランティア謝金等
研修費	研修会受講料等
需用費	消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕費、光熱水費、修理費等
役務費	郵便料、保険料、手数料、通信運搬費
使用料及び賃借料	家賃、自動車借上料、会場使用料等
備品購入費	物品の購入費

第7条 補助金の額

通所型	実施頻度に応じて 上限50～100万円/年
訪問型(生活支援)	
移動支援	



要綱作成に際して、難しかったこと

地域支援事業実施要綱、総合事業ガイドラインの改正

- ▶「対象者以外の人でも利用できる」ことをどう規定するか
- ▶「当該活動を支援する団体」の考え方
- ▶利用者のうち、対象者の把握(報告方法)
- ▶ケアプランのないマネジメント
- ▶利用要件の緩和や手続きの簡素化などにより活用のしやすさと、介護予防等の事業目的や質の確保とのバランス

Point

- ・市の仕様に沿った活動に補助するのではなく、地域の活動を後押しする制度にする
- ・いかに地域が活用しやすい制度にするか



要綱作成に際して、難しかったこと

補助額の設定

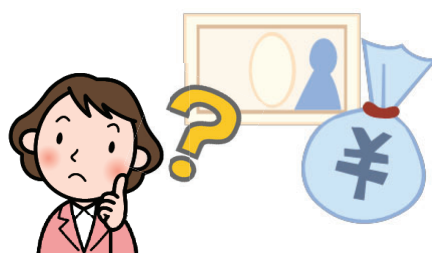
- ▶必要な費用
- ▶間接経費とは

道路運送法に関連すること

- ▶各運送制度の違い
- ▶実費の考え方
複数人乗ったら割り勘？
適正な実費の考え方

交通事業者との役割の棲み分け

- ▶安いタクシーにならないか



Point

- ・地域の人々の思いや地域の状況を知る
- ・交通部局、運輸局との連携



③アンケートの実施

目的 移動手段がなく困っている人を把握し、何らかの取組ができそうな団体を把握する

対象 ①地域ビジョン策定団体:20団体
(移動の課題をビジョンに記載している団体)
②送迎を実施しているふれあいいきいきサロン:22団体
(事務局である社会福祉協議会が取組を把握している団体)

※地域ビジョン

地域が中心になって取り組むことを総合的に示したもので、住民、関係団体などで地域づくりの方向性を共有するとともに、共通の指針とするもの。



今後に向けて

■アンケートで、制度について関心があると回答した団体へのアプローチ

- ・困っている人を多く把握しており、実施の可能性がある団体から、生活支援コーディネーターと連携して、働きかける

■具体的な実施方法の手引書の作成

- ・移動支援を実施するにあたり、何が必要なのか、どう確保できるか、どのくらい費用がかかるかなど

■実施団体の運営状況の把握

- ・既存の団体を参考にした制度なので、新たな団体の実施方法に合わせてアップデートしていく

広島県神石高原町 高齢者の社会参加に係る移動支援事業

広島県神石高原町

1

内容

- 1 神石高原町の概要
- 2 移動支援事業の概要
- 3 令和5年度の状況
 - (1) 現状と課題
 - (2) 目標
 - (3) 具体的な取組
- 4 令和6年度の状況
 - (1) 現状と課題
 - (2) 目標
 - (3) 具体的な取組
- 5 令和7年度の取組（予定）
- 6 取組の成果、所感

2

1 神石高原町の概要

■ 平成16年に 3 町 1 村が合併

- ・ 面積は広島県の約 1 / 20 (381.81km²)
- ・ 標高400m～500m
- ・ 合併時12,454人の人口が激減

■ 人口・世帯数（令和 7 年 1 月 1 日現在）

- ・ 人口 7,803人 …高齢化率 50.41%
後期高齢者 31.07%
- ・ 世帯数 3,718世帯 …(80歳以上のみ世帯 20.8%)
(80歳以上独居世帯 16.0%)

その他：地域包括支援センター直営 1 ケ所・ブランチ 4 ケ所。

- ・ 山並みに集落が点在し、隣家まで遠い地域や10戸未満の小規模・高齢化の限界集落も多い。
- ・ 自治振興会は30地区。
- ・ 旧町単位で協働支援センターがあり、自治振興会の取りまとめ役を担っている。独自の「まちづくり計画」を策定し地域活性化に取り組んでいる。



3

1 神石高原町の概要

■ 神石高原町の移動手段

≪神石高原町の高齢者外出支援（主なもの）≫

項目	内容等
路線バス ふれあいバス（町営バス）	・ 片道500円 ・ 便数が少ない（3便／日程度、日祝は運行なし）
<u>ふれあいタクシー事業</u>	・ 町内タクシー事業者及び介護タクシー事業者を利用し、町内であれば片道の自己負担900円／回（900円を超える料金を補助）、月20回上限、相乗り可能 ・ <u>往復1,800円は高齢者にとっては高額であり、週1回の通いの場への参加に使用するのは現実的ではない</u> また、<u>通いの場等への参加に限り自己負担部分の何割かを別事業で補助することを検討したが、二重補助になるため不可だった</u>
町外医療機関通院者支援制度	・ ふれあいタクシーを利用して町外医療機関へ通院する場合、1回につき3,000円を上限として半額補助
運転免許証自主返納者支援制度	・ 運転免許証を自主返納した高齢者にふれあいタクシーチケット50枚交付

出所：「神石高原町第9期高齢者プラン」（R6～R8年度）P50などをもとに作成

2 移動支援事業の概要

「神石高原町高齢者の社会参加に係る移動支援事業実施要領」に基づき実施します

(目的)

高齢者の社会参加を促進し、介護予防・健康づくりの推進を目的として、通いの場、サロン、認知症カフェの移動支援を実施します

(対象)

通いの場、サロン、認知症カフェの参加者のうち、次に該当する方

- ・ 参加者が運転する自家用車への同乗を希望する方【参加者同士の乗合せ】
- ・ 移動手段がタクシーに限られる方【タクシーの乗合せ】

(支援内容)

- ・ 町内の住民主体の通いの場への移動（往復）
- ・ 町内の住民主体のサロンへの移動（往復）
- ・ 町内の住民主体の認知症カフェへの移動（往復）

注意事項

- ※ 普段参加している通いの場、サロン、認知症カフェに参加するための移動に限ります
- ※ 他の場所への運行（途中下車を含む）は対象外です
- ※ 運行経路は合理的な経路（原則は最短距離の経路）とします

2 移動支援事業の概要

《 参加者同士の乗合せ 》

事前準備

- ・ 運転手・車両・同乗者を決め、送迎用保険に加入します
（※車両は運転手の自家用車に限る、運転手・同乗者に変更がある場合は町役場に要連絡）
- ・ 世話人さん及び運転手さんは手当の振込用の金融機関口座を町役場に登録します
- ・ 運転手さんは定期的に町が主催する運転講習会などを受講します

当日朝までに

- ・ 運転手さんが出欠確認をします

当日

- ・ 運転手さんが同乗者宅を回り、目的地まで行きます
- ・ 世話人さんは活動日誌に運転手氏名・同乗者氏名を記入します
- ・ 運転手さん・同乗者さん（どなたか1名）は運転チェックシートを記入します（※月1回以上）

～翌月10日まで

- ・ 世話人さんが活動日誌をまとめ、町役場に提出します

翌々月頃

- ・ 町役場が世話人さんに手当を口座振込します
- ・ 町役場が運転手さんに手当を口座振込します

2 移動支援事業の概要

《 タクシーの乗合せ 》

事前準備

- タクシーを利用する参加者を確認し、タクシー会社に運行ルートについて相談します
- タクシー利用者・運行ルートについて、町役場の了解を得ます
- 世話人さんは手当の振込用の金融機関口座を町役場に登録します

当日朝までに

- 世話人さんが出欠確認を行います
- 世話人さんがタクシーを予約します

当日

- タクシーが利用者宅を回り、目的地まで送ります
- 世話人さんは活動日誌に利用者氏名を記入します
(※タクシー料金は往路・復路ともに支払わない)

～翌月10日まで

- 世話人さんが1か月分の活動日誌をまとめ、町役場に提出します
- タクシー会社が1か月分の運行記録・請求書をまとめ、町役場に提出します

翌々月頃

- 町役場が世話人さんに手当を口座振込します
- 町役場がタクシー会社にタクシー料金を支払います

3 令和5年度の状況

(1) 現状と課題

① 通いの場等への移動手段の確保が必要

- 高齢者の社会参加の場である通いの場等への移動は、参加者の自家用車による自然発生的な乗り合いのしくみにより成り立っているが、ドライバーのフレイルの進行や免許返納等により、今後の確保・維持が難しい状況となっていた。
- 高齢者実態把握訪問調査事業等により、「通いの場」、「認知症（予防）カフェ」、「サロン」に繋げたい場合も、移動手段がネックとなって実現できないなどの事例がでてきていた。
- 一緒に連れてきてくれていた人（運転手）が病気などで運転できなくなることにより、同乗して参加できていた人が参加できなくなる、という事態が既に発生していた。

② タクシーを活用した送迎を検討したいが、 通いの場等で利用調整を行うことができるか不明

- 通いの場等への送迎の手段として、参加者同士で乗せる方法の他に、タクシーを活用した送迎方法も検討しているが、各通いの場等で研修や補助などがあれば送迎することができる人材がいるのか、また利用調整などを行うことができる人材がいるのか、タクシー会社の協力が得られるかなど、確認すべき点が多かった。

3 令和5年度の状況

(2) 目標

まずは、「通いの場」、「サロン」、「認知症（予防）カフェ」の世話人等と目線合わせができるように！

- ◆ 社会参加の場への移動手段のあり方について実態を把握できている
 - ・ 関係者で地域支援事業（生活支援体制整備事業）の整理及び方向性の協議
 - ・ 世話人を対象としたアンケート実施
 - ・ アンケート結果から移動支援のニーズ等を分析・検討
 - ・ 世話人や第1層・第2層協議体構成員を対象に研修会実施
 - ・ 研修会アンケート結果からモデル実施を検討

- ◆ R6年度下半期からのモデル実施に向けた準備が整っている
 - ・ 研修会アンケートからモデル候補の検討・打診
 - ・ モデル実施開始までの手順（ロードマップ）の作成
 - ・ タクシー業界との調整
 - ・ モデル候補との調整
 - ・ 生活支援体制整備 第1層協議体との調整

9

3 令和5年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 移動支援に関する基礎知識の整理、移動手段の実態把握（アンケート調査）

① 情報の整理

- ・ 移動支援の方法（有償運送か無償運送、地域支援事業のどの事業に当てはめるか等）について先進的に取り組んでいる自治体の取組事例を踏まえて情報を整理。

② アンケート作成・実施

- ・ 通いの場（34か所）、サロン（72か所）、認知症（予防）カフェ（5か所）の世話人を対象に、送迎の実態や町からの支援の必要性、移動ニーズ等を把握するアンケートを作成し、実施。

③ 移動支援ニーズ等の分析・検討

- ・ アンケート結果をとりまとめ、移動ニーズ等について分析・検討した。

令和5年12月8日

通いの場
サロン
認知症予防カフェ } お世話人様
神石高原町生活支援体制整備事業協議体

移動手段に関するアンケート調査
～ご協力をお願い～

神石高原町では、運転免許返納等で通いの場やサロン・カフェへの移動手段に困るという声が多く聞かれます。
こうした状況を受け、神石高原町生活支援体制整備事業では、皆様と協力して移動手段についての困りごとを解決していこうと検討しています。
この度、検討の参考にさせていただくため、皆様の移動実態、移動でお困りの内容などを把握するアンケート調査を実施する運びとなりました。
お忙しい中恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご記入にあたって

■アンケートの扱い

1) このアンケートは、通いの場世話人・サロン世話人・カフェ代表者の方に配布します。
2) このアンケートは、上記の目的以外に使用することはありません。

■記入上の注意

1) 質問ごとに、番号を○で囲むか、枠内に必要な事項の記入をお願いします。
2) 日頃把握されている範囲で、お世話人の方が御回答ください。

■アンケートの提出

ご記入いただきました「アンケート用紙」は、令和5年12月25日(月)(必着)までに同封の返信用封筒で社会福祉協議会へ返送ください。
ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

■アンケートの実施主体

神石高原町生活支援体制整備協議体

■アンケートについての問合せ先

神石高原町社会福祉協議会 電話：0847-85-2330 担当：●●
神石高原町 福祉課 高齢者福祉係 電話：0847-89-3377 担当：●●、●●

3 令和5年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 移動支援に関する基礎知識の整理、移動手段の実態把握（アンケート調査）

問6 あなたが担当している通いの場等において、移動支援が必要だと思いますか。
(これから先ではなく、今現在でお答えください。)

アンケート結果、**通いの場等の約5割が移動支援を必要としていることが判明！**

「移動支援が必要」と回答したのは、通いの場は15箇所（46.9%）、サロンは24箇所（43.6%）、認知症（予防）カフェは3箇所（60.0%）。

	通いの場 (32箇所)		サロン (55箇所)		認知症（予防）カフェ (5箇所)	
必要	15箇所	46.9%	24箇所	43.6%	3箇所	60.0%
必要ではない	14箇所	43.8%	28箇所	50.9%	0箇所	0.0%
その他	4箇所	12.5%	0箇所	0.0%	1箇所	20.0%

《その他の結果》

- ◆「乗合せの送迎」が必要と回答した人は約2割
- ◆「タクシーによる送迎」が必要と回答した人は約5割
- ◆「移動支援を行うとした場合の課題」について、約5割が「タクシー利用やガソリンの費用負担」、「事故の補償」、「送迎ボランティアの確保」が課題であると回答

3 令和5年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 移動支援研修会の実施

① 研修会の開催

- ・ アンケート結果を踏まえて、通いの場等の世話人と第1層、第2層協議体構成員を対象に移動支援に関する研修会を実施。
- ・ 移動手段の基礎知識や他自治体の取組事例を踏まえて、具体的な方法や、関係機関・住民の役割分担、費用等について講義。

⇒参加者アンケート結果

- ・ 約8割が「参考になった」と回答。
- ・ 約3割が「自分の地域で移動支援を実施できそう」と回答され、その内の多くが「住民主体の送迎（乗り合わせ）」に関心を持っていた。

② 移動支援モデル実施の検討

- ・ 研修会参加者アンケートの結果を踏まえ、モデル実施について検討した。

移動支援研修会の実施概要

- 1 趣旨
令和5年12月に実施した「移動手段に関するアンケート調査」の結果により、自分たちの地域の特徴やそれを踏まえた他自治体の取組事例を知ること、今後の通いの場等への移動手段について検討していくことができるよう、本研修会を実施した。
- 2 日時・場所
令和6年1月24日（水）13:30～15:30
神石高原町役場
- 3 対象
神石高原町 生活支援体制整備事業 第1層・第2層協議体構成員
神石高原町 通いの場（34箇所）、サロン（72箇所）、認知症カフェ（5箇所）の世話人等
- 4 講師
NPO法人 全国移動サービスネットワーク 事務局長 伊藤みどり 氏
- 5 講演
「移動支援について ～神石高原町移動支援アンケートをもとに～」
 - (1) アンケート結果の紹介
 - ・ 通いの場等の約5割（41箇所）が移動支援を必要としていること、そのうち、「運転できる人とその年齢構成」、「参加できなかった人・参加したくても参加できない人の状況」、「送迎の担い手の状況」、「移動支援を行う場合の課題」を紹介
 - (2) 移動支援の事例紹介
 - ・ タクシー会社への委託：3自治体（その他、委託しなくなった事例も別で紹介）
 - ・ 住民主体の移動支援（乗合せ）：5自治体
 - (3) 住民主体の移動支援（乗合せ）のしくみ
 - ・ 「利用者」、「担い手」、「車両」、「役割分担」、「実施の流れ」、「お金のやりくり」、「保険」、「の区分ごとに、それぞれどのような選択肢（方法）があり、どのような手間がかかるかを解説
 - (4) 神石高原町での事例紹介
 - ・ 地元の運転をしてくれる人に頼んで、参加者約10名を送迎。社協のボランティア保険を使用。R5.5月から生協の宅配を導入
 - ・ 近所で乗り合わせて、高齢者に限らず、また地区外からも計15名程度が参加。食堂も営んでおり、スタッフ4～5名で500円／食を提供
- 6 参加状況
生活支援体制整備事業 第1層・第2層協議体構成員：8名
通いの場、サロン、認知症カフェの世話人等：21名

3 令和5年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 令和6年度下半期からのモデル実施に向けたロードマップの作成

① ロードマップの作成

- モデル実施開始までの手順（ロードマップ）について関係者で協議した。

② タクシー業界との調整

- タクシー業界に、通いの場等の移動支援（タクシーの活用、参加者同士の車の乗合せ）を検討していることについて報告した。

③ モデル候補との調整

- モデル候補の通いの場等の世話人、各協働支援センター長と、「どのようなやり方であれば実施可能か」についてヒアリングし、話し合いを行った。

④ 生活支援体制整備 第1層協議体との調整

- 生活支援体制整備の第1層協議体で移動支援アンケート、研修会実施報告を行い、ヒアリング結果を踏まえたモデル実施の方向性等について協議した。

13

4 令和6年度の状況

(1) 現状と課題

① 令和6年度下半期からのモデル実施に向けた準備

- 令和5年度から実態把握のアンケート、移動支援研修会、令和6年度下半期からのモデル実施に向けたロードマップの検討、タクシー会社との調整、モデル候補へのヒアリング等を実施。モデル実施開始に向けて、事業形態を定める必要がある。

② 令和7年度からの本格実施に向けた準備

- 持続可能な事業とするために、本事業が介護予防に寄与することを示す必要がある。
- 本格実施後にタクシーの乗合せを希望する団体が増えた場合、タクシー会社が対応しきれない可能性がある。

14

4 令和6年度の状況

(2) 目標

◆ R6年度下半期からモデル実施を開始できている

- ・ 事業形態（参加者同士の乗合せ、タクシーの乗合せ）の検討
- ・ 事業形態の法的・財源的な検証
- ・ 利用見込みの把握
- ・ タクシー会社との調整
- ・ 運転手講習会実施
- ・ モデル候補の通いの場等への説明会実施

◆ R7年度からの本格実施に向けた準備が整っている

- ・ モデル実施の効果検証
- ・ 事業のブラッシュアップ（実施要領の見直し）
- ・ 「持続可能な移動支援」を目指すため、
 - ・ 本格実施後の効果検証の方向性の検討
 - ・ 参加者同士の乗合せの運転手確保に向けた取組の方向性の検討

15

4 令和6年度の状況

(3) 具体的な取組

■ モデル実施開始までの準備

○モデル実施開始までの準備について次のことを協議した。

【補助金交付要綱の準備】	・ 通いの場等の口座開設の準備（団体規約ひな形を作成し、金融機関に事前に確認） ・ 補助金交付要綱（たたき台）作成
【参加者同士の乗合せ】	・ 送迎サービスの保険の検討 ・ 運転講習会の検討 ・ フロー図の法的・財源的な検証をどのように行うか検討
【タクシーの乗合せ】	・ 利用見込みの把握 ・ タクシー会社との調整（地区ごと） ・ 自己負担の有無を検討 ・ フロー図の法的・財源的な検証をどのように行うか検討
【補正予算資料の作成】	・ 必要額試算 ・ 事業説明書作成

16

4 令和6年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 事業形態の再検討

○ 通いの場等への補助金交付は事務手続きが煩雑で世話人への負担が大きいため事業形態を再検討した。

【補助金交付要綱】	事業実施要領へ変更
【参加者同士の乗合せ】	- 運転手の声掛け・ガソリン代等（運送以外のもの）は実施主体から直接支払いに変更 - 調整役の世話人への謝金は実施主体から直接支払いに変更 - 送迎サービスの保険料は実施主体から直接支払いに変更
【タクシーの乗合せ】	- タクシー料金は実施主体から直接支払いへ変更 - 調整役の世話人への謝金は実施主体から直接支払いへ変更

17

4 令和6年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 法的・財源的な検証

- ① 【地域支援事業交付金に関する事】 中国四国厚生局へを相談
 - 検討している移動支援の事業内容等が地域支援事業（一般介護予防事業）に該当するものであるかどうか相談
- ② 【道路運送法に関する事】 中国運輸局へ相談
 - 「参加者同士の乗合せ」について、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」に関する相談
- ③ 【旅行業法に関する事】 広島県観光課へ相談
 - 「タクシーの乗合せ」について、タクシー依頼者（世話人）と利用者（参加者）が異なるため、旅行業法に関する相談

18

4 令和6年度の状況

(3) 具体的な取組

■ 運転講習会、モデル候補説明会

① 運転講習会の実施

- ・ 【参加者同士の乗合せ】の運転手等を対象に講習会を実施

② モデル候補説明会の実施

- ・ 説明資料について国アドバイザーから助言を受け作成
- ・ モデル候補8か所の世話人、協働支援センター長等を対象に説明会を実施

③ モデル実施の準備

- ・ 事業開始に向けた事務手続き
 - 【参加者同士の乗合せ】
 - ・ 名簿作成、保険の加入手続き
 - ・ 世話人、運転手の口座登録
 - 【タクシーの乗合せ】
 - ・ 名簿作成、タクシー会社との調整
 - ・ 世話人の口座登録



R6.10.2モデル実施説明会

19

4 令和6年度の状況

(3) 具体的な取組

■ モデル実施開始、効果検証

① モデル実施開始（※予定より1か所増え、モデル9か所で開始）

② モデル実施効果検証に係るアンケート実施

（目的）

- ・ 移動支援利用者の良い変化を把握する
- ・ 世話人、運転手からの意見を集約し、事業の改善が必要な点を把握する

（対象）

- ・ モデル9か所の移動支援利用者、世話人、運転手

■ 本格実施に向けた準備

① 本格実施開始後の効果検証の方向性の検討

- ・ 費用対効果の測定方法、移動支援利用者等の心身状態及び日常生活の変化等の把握方法について検討

② 本格実施に係る説明会、事務手続

- ・ 通いの場、サロン、認知症（予防）カフェの世話人等に事業概要、モデル実施の状況等を示し、事業参加希望を取りまとめ
- ・ 事業開始に向けた事務手続

③ 運転講習会の実施

- ・ 新たな運転手等を対象に講習会を実施

20

5 令和7年度の取組（予定）

◆ 「持続可能な移動支援」を目指すために

① 本格実施後の効果検証を実施

（費用対効果）

- 令和5年度に実施した公衆衛生学の専門家による神石高原町の介護予防事業に関するデータ分析の結果「1年前に通いの場に参加していた人は約5.5万円／年介護費が有意に低い」を引用し、費用対効果を示す。

（移動支援利用者等の変化）

- モデル実施の効果検証と同様のアンケートを毎年実施し、移動支援利用者の心身状態・意識・日常生活への良い変化を把握することで、移動支援が介護予防に寄与することを示す。

② 参加者同士の乗合せの運転手確保に向けた取組を実施

- 今後、移動支援利用者の増加、タクシー業界の人材不足が進むことを考えると、参加者同士の乗合せにおける運転手確保に向けた取組を行う必要がある。他団体の事例などを参考にしながら、令和7年度にモデル的に運転手確保に取り組む地域を決め、その地域の関係者、生活支援コーディネーター、町役場、県総合支援チームで方策を検討する。

21

6 取組の成果、所感

《 成果 》

- ① 移動支援に係るアンケート（R5年度）
- ② 移動支援に係る研修会（R5年度）
- ③ ロードマップの作成（R5年度）
- ④ モデル実施関係者との調整（R5年度）
- ⑤ モデル実施開始までの準備、役割分担の検討（R6年度）
- ⑥ 事業形態の再検討（R6年度）
- ⑦ 法的・財源的な検証（R6年度）
- ⑧ 運転講習会、モデル候補説明会の実施、事業開始に向けた準備（R6年度）
- ⑨ モデル実施開始、効果検証（R6年度）
- ⑩ 本格実施に向けた準備（R6年度）

《 所感 》

令和5年度からアドバイザーとして関わっていただき、現場レベルでは気が付かない部分のアドバイスや助言をいただき大変助かりました。特に法令関係や財源など調査・把握に時間がかかる部分や他市町村の事例など幅広い情報の提供もいただき、令和6年10月のモデル実施開始までスムーズに進めることができました。

伴走支援でアドバイザー派遣をいただいたことで本格実施まで早期に実現でき、町だけでここまで早く実現できなかったのではと感じています。

移動支援事業は高齢化の進んだ本町では必要な事業であり、今後は本番稼働に向け問題はまだまだありますが、引き続きご協力いただき進めていきたいと思っています。

2025年3月13日

セミナー「介護保険制度等を活用した移動支援と関係省庁施策との連携」

国の補助制度等を活用した 移動支援の取組事例

NPO法人 全国移動サービスネットワーク
事務局長 伊藤 みどり

1

地域課題の解決に向けた取組の支援策を、移動支援にも活用

- ・地域には様々な課題があり、高齢者の移動の支援が含まれることが多い。
- ・厚生労働省以外の省庁の支援策も少しずつ活用が進んでいる。

活用されている施策(例)

- **農村RMO形成支援事業【農林水産省】**
対象:協議会 農用地保全 & 地域資源の活用 & 生活支援 (3年間)
- **中山間地域等直接支払制度【農林水産省】**
対象:集落協定 各種加算あり(1期5年)
- **共創・MaaS実証プロジェクト【国土交通省】**
対象:交通事業者等を含む複数の共創主体による協議体等(1年間)
- **小さな拠点づくりの一環で行われている「デジタル田園都市国家構想交付金【内閣府】、「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」【総務省】**
※都道府県の単独事業もあり
- **組織づくり、人材の育成・確保支援の一環で行われている「特定地域づくり事業推進交付金【内閣府】【総務省】、「地域運営組織の設立・運営に関する地方財政措置」【総務省】**

2

私たちの地域をこうしたい！

ここに住みたい、住んでよかったと思えるまち・ふるさとづくりをしたい

地域の魅力を
発信したい

ぎりぎりまで住み続けられる高
齢者福祉サービスがほしい

一人ひとりの子どもたち
が抱えている課題を解
決したい

昼間に安心して仕事に出か
けられるように、高齢者の
集う場がほしい

住民同士の関係を強
化したい

耕作放棄地の再整備

農業の担い手確保と
収入の確保

祭りや農業で交流を
活発にしたい



鉾打ふるさとづくり協議会HPより



UMEプロジェクトHPより



知夫里島観光協会HPより 3

アプローチの仕方や地域資源によって、創出されるサービスは異なる

- ・担い手を確保して、交通サービスを創る
- ・ニーズを起点に、交通サービスではない移動手段を創る
- ・生活支援の一部として付添支援を行う
- ・移動手段でなく、移動販売を行う など



孤独孤立対策
(子どもから高齢者まで)



ボランティアによる困りごと支援
(互助型の移動支援)

農福連携
(集落＝農家＆非農家)



高齢者の暮らしの足
(住民による有償運送)

地域づくりの人材確保
(移住定住)



地域公共交通
(村営バス・タクシー)

地域の移動・外出を支える交通手段と道路運送法



5

事例① 一般社団法人 UME プロジェクト (尾道市浦崎町)

町内人口：2,797人 (1,369世帯) 高齢化率：45% 2024年9月現在

許可・登録不要の運送 (生活支援サービスとの一体運送)

開始時期 実施内容	・町内の少子高齢化に伴って、子どもの居場所が減少していることや高齢者の孤独死等の諸課題が発生している中で、2019年に子どもの居場所提供を行う「一般社団法人 UMEプロジェクト」を設立した。 ・2023年に高齢者の生活支援を行うための団体として、「高齢社会をよくなる女性の会」を発足し、電球の交換や草むしり等の生活支援を「ちょこっと応援サポート」として開始した。さらに高齢者のアンケート困りごと調査結果から移動支援に対するニーズが多かったため、町内の高齢者のみの世帯を対象として2024年に生活支援と一体型の移動支援を開始。
運行日時	曜日、時間等も応相談 (土日含む、8:00～18:00頃対応)
運行エリア及び主な目的地	浦崎町内、町外 (主に松永駅周辺) 主な利用目的は通院、続いて買い物
担い手 (運転、付添)	運転ボランティア8名 (運転者講習を受けた人) 付添ボランティア12名 (必要なときだけ) 全員が無償ボランティア
使用車両	運転ボランティアのマイカー、防犯パトロール用のワンボックスカー1台 (無償貸与)、社会福祉法人のデイサービスの車両 (無償貸与)
利用のしくみ	予約制。民生委員会の会長と高齢社会をよくなる女性の会のメンバーが受付。
利用者負担	ガソリン代や移動支援の保険料を含む付添支援の利用料。実績を元に、町内は往復500円、町外の場合は片道500円 (往復1000円) を利用者の同意を得て負担していただいている。

<実績>

2024年1月～11月

・実利用者：20名

・移動支援：60件

6

日常生活ささえあい支援

ちょこっと応援サービス

日常生活で、ちょっとした困りごとはありませんか？
そんな時に、お手伝いさせていただきます。
「あんなこと」から「こんなこと」まで何でも相談ください！

【対象者】町内在住の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯

【提供できるお手伝い】申請用紙は作業内容によります。

<例>

- 近所への買い物 ¥300-
- ゴミ出し ¥100-
- 電球、蛍光灯の交換 ¥100-
- その他（内容は応相談）

申請品等必要になった材料費等の実費は自己負担となります。

【お問い合わせ】一般社団法人 UME プロジェクト
（浦崎地区社会福祉協議会・浦崎地区民生委員会の協力を受けて活動しています。）
高齢社会をよくする女性の会

☎ 午前・岡田美智子（090-3633-6306）
午後・高橋真理子（090-4079-1539）

2023年度から高齢者の生活支援サービスが加わった

UME プロジェクトの活動（写真）UMEプロジェクトHPより
-U:うらしま M:みらい E:ええじゃん-

UMEhouseうらしまを拠点に、「学び・遊び・集う場」・「うらしまみんなの食堂」・「みんなで楽しむイベント」を展開。

- *うらしま塾:学習支援
- *うらしまみんなの食堂:毎月1回
- *イベント

お餅つき大会、空家倉庫リノベーション、卒業生を祝う会、本だなプロジェクト、浦崎の魅力発信ガイドブック作成など各種ワークショップ、キッズニア宿泊体験ツアー、田舎体験宿泊ツアー、夏祭り等々



内閣府の2024年度補助事業「地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル調査研究業務」や、子ども家庭庁「ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業」の補助も活用。居場所マップの作成やセミナー謝金等に充てている。民間事業者やきりん福祉財団や国民共済からの助成金も多数。

7

共創MaaS実証プロジェクト ～共創モデル実証運行事業～（R5年度）

ちょこっと応援サポート（広島県尾道市）

福祉×交通

事業実施主体

【共創プラットフォーム】
ちょこっと応援サポート
【実施主体】一般社団法人 UMEプロジェクト
【共創パートナー】社会福祉法人 浦崎会（福祉）
尾道市東部地域包括支援センター（介護）他



地域課題

交通空白地域である浦崎地区の高齢化率が現在44%（移動支援対象75歳以上約700名）であり、地域の特性としても尾道の飛び地という場所にあたるため、交通手段（タクシー業者・介護タクシー業者）が一つもない。

実証事業の内容

社会福祉事業分野の事業所や市内の社会福祉協議会・地区社協・区長会（自治会）・民生委員との連携かつ協働を図り、介護認定適応外の高齢者の移動支援に向けて、社会福祉法人などの車両を貸与し、ドライバーボランティアを募り、登録対象者の移動支援を行う。特に、車両が入れない地域へ、介助用電動車いすを用い、自宅から移動支援車両までの移動をサポートし、移動支援先においても、介助サポートを行う。

<UMEプロジェクトが受けた補助>

総額約94万円のうち、8割補助。
高齢者アンケートの実施、利用実績データ作成のためのPC購入費用、介助用の電動車いす、損保ジャパンのボランティア保険費用、スタッフのベスト購入費、事務局職員の人件費等に充てた。

実証運行事業は、対象交通事業者等を含む複数の共創主体による協議会や連携スキームが対象

地域区分	該当地域	補助率・上限額
A：主に中小都市、過疎地など	人口10万人未満の地方公共団体	補助対象経費500万円以下の部分については定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）
B：主に地方中心都市など	人口10万人以上の地方公共団体	2/3（上限1億円）
C：主に大都市など	東京23区三大都市圏の政令指定都市	1/2（上限1億円）

8

事例② 鉦打ふるさとづくり協議会（石川県七尾市中島町）

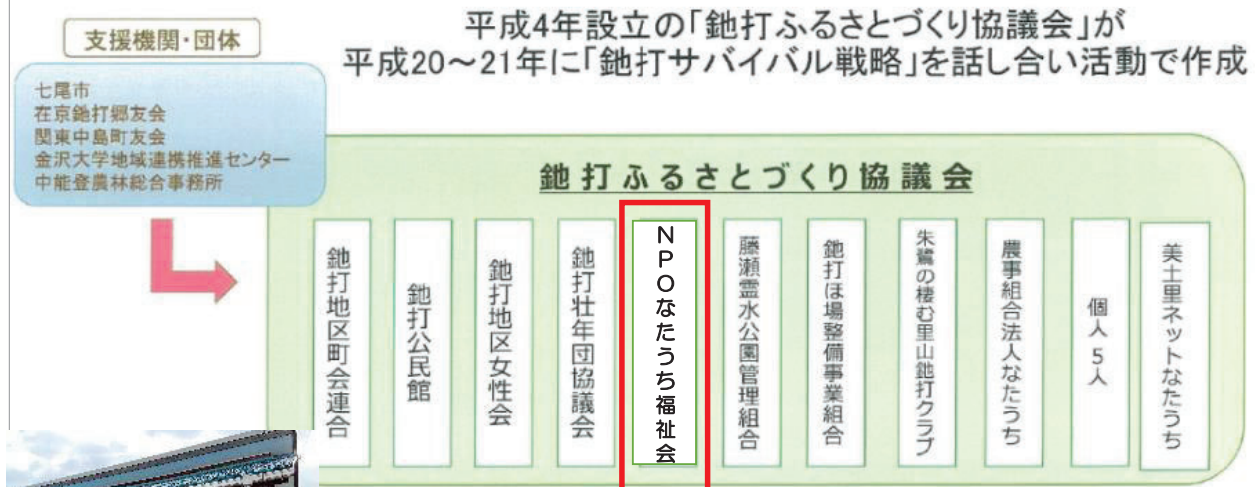
鉦打地区人口：約500人（約220世帯）、高齢化率：約50％（10集落）

許可・登録不要の運送 ⇒ 交通空白地有償運送へ

開始時期	人口減少によって農業の継続や地域の活力低下に危機感を覚えた有志が、1992年に10集落で構成する「鉦打ふるさとづくり協議会」を設立した。2008年、農水省の集落機能再編促進事業に手上げし、役割に応じて法人や組合を設置。高齢者向けサービスは「NPOなたち福祉会」が担うことになり、2010年に地区内の高齢者の買い物支援や安否確認を行う「ニコニコ便」を開始した。当初は許可・登録不要の運送として実施されていたが、2022年に交通空白地有償運送に移行した。	
実施主体	鉦打ふるさとづくり協議会	<実績> ・実利用者：約30名（震災前67名） ・1カ月の延利用人数：30～40人
運行日時	概ね週4日（月・火・木・金）	
運行エリア及び主な目的地	旧中島町内と旧田鶴浜町内。銀行や郵便局、スーパー、コンビニ、ドラッグストアなどの行先が登録されている。 ※複数か所を周っても、料金は同じ。	
担い手（運転、付添）	女性3名（送迎や付添のほか、安否確認も実施、地区内の専業主婦の自立を促進する位置付けもあった）	
使用車両	2台（軽自動車1台、5人乗りワゴン車1台）	
利用のしくみ事務局等	2～3日前までに行き先を指定して予約する。ドライバーが持ち回りで専用の携帯電話を持ち受け付けを行う。 ※1回の送迎で2～3人が相乗り	
利用者負担	旧中島町内が800円、町外が1,000円	

9

平成の合併によって取り残されていく「鉦打」
少子高齢化の進行から将来の農業継続や地域の活力低下に危機感



写真：なたち福祉会による「にこここホーム」

（出典）鉦打ふるさとづくり協議会資料

2012年より、小規模多機能型居宅介護「なたちニコニコホーム」を開設（旧保育園を活用）、行政OBが準備や運営の中心を担っている

10

「中山間地域等直接支払交付金」の「棚田地域振興活動加算」と「集落協定広域化加算」

「美土里ネットなたち振興協議会」(農家による集落協定)が申請者となり、570万円/年の交付金を受けている。ニコニコ便の運営や見守り、宅配弁当の調理などの生活支援サービスに係る費用の一部に活用。「棚田地域振興活動計画」には、「高齢者等の買物、通院支援サービス等を一層充実させるとともに地域住民の雇用を増やすことで地域住民が安心して暮らせる環境整備を図る」とされている。

農村型地域運営(農村RMO)と「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業」の連携

ニコニコ便の車両は、「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(総務省)」を受けて実施された「ニコニコ便の増便」の検討(R4)の際に、ワゴン車(5人乗り車両)をリースし、翌年に「なたち福祉会」が買い取った。「鉈打創生ビジョン」策定には「農村RMO形成推進事業(農村RMOモデル形成支援)」が活用されている。

ニコニコ便の運行 デマンドタクシー系・運行区域指定

ドライバー5名(主婦3人 男性2名) 補助乗客2名(高齢者2名) (地連協認定 北谷分第2号)

運行日：毎週 月・火・木・金、 土曜日は月末のみ (午前中)

令和4年 登録者：31名 延べ利用者：675人



買い物同行





買い物代行

安否確認サービス

ICTを活用した高齢者見守り事業

※24時間照明が点かないとき、民生委員のスマホに連絡が入る。

令和4年 登録者：31名 延べ確認数：413人



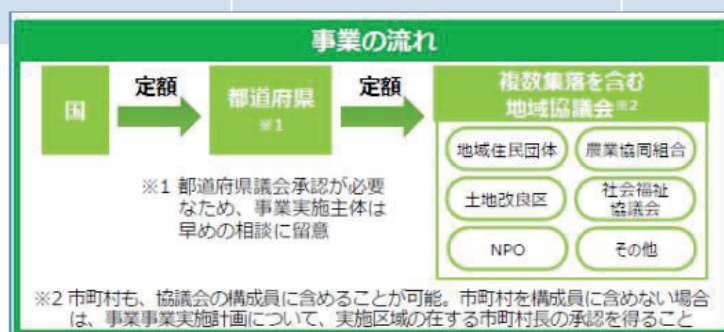
(出典)鉈打ふるさとづくり協議会資料

11

1. 農山漁村振興交付金のうち、移動支援へ活用可能な事業				移動支援への活用
中山間地域等	中山間地農業推進対策	中山間地農業ルネッサンス推進事業	中山間地農業ルネッサンス推進支援	
			元気な地域創出モデル支援	●
			地域レジリエンス強化支援	
			中山間地複合経営実践支援	
	最適土地利用総合対策	農村型地域運営組織(農村RMO)形成推進事業	農村RMOモデル形成支援	●
			農村RMO形成伴走支援	
	山村活性化対策	最適土地利用総合事業		
		最適土地利用推進サポート事業		

<農山漁村振興交付金と移動支援へ活用可能な事業> [\[1\]](#)
(出典)農林水産省資料より三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

(出典)農林水産省資料



12

事業内容：中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源（農地・水路等）の保全や生活環境（買い物・子育て等）など、集落維持に必要な取組を行う機能が弱体化しているため、地域コミュニティの維持に資する活動を行う農村RMOの形成を推進

対象地域：過疎、特定農山村、振興山村、離島、半島、沖縄、奄美、小笠原、特別豪雪地帯、指定棚田、旧急傾斜法の指定地域、農林統計上の中山間地域

実施主体：複数集落※を含む地域協議会
※ 集落の単位は、農林業センサスの農業集落

交付率（上限） **一般型：**定額（1,000万円※（年基準額）×事業年数）
活動着手支援型：定額（200万円（年基準額））
※ 地域計画連携タイプは年基準額1,200万円

実施期間 **一般型：**最大3年間
活動着手支援型：1年間

交付対象経費

旅費（調査等旅費、委員等旅費）、諸謝金、委託費、事務費（通信運搬費、報酬・給与等）、※土地基盤・機械・施設等整備費
（実証ほ場の整備等の簡易なハード整備を含む）

※土地基盤・機械
実証に必要な

生活支援に関する取組（農村地域における生活支援）※

※ 生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活用の取組を行っていること

生活支援



【集出荷と併せた買い物支援】



【貨客混載（農作物）】



【テレビ画面で買い物支援】

（出典）農林水産省資料

13

2. 中山間地域等直接支払（推進）交付金

移動支援への活用

農業生産活動等を継続するための活動	（8割単価）	
農業生産活動等の体制整備のための取組	（10割単価）	
加算措置	棚田地域振興活動加算	●
	超急傾斜農地保全管理加算	
	集落協定広域化加算	
	集落機能強化加算 ⇒廃止予定	●
	生産性向上加算	

農業の生産条件が不利な地域で農業生産活動を継続するための、国と地方自治体による支援制度

< 中国5県の加算の取得状況（令和5年度）>

（単位：件数、ha）

	棚田地域振興活動加算		集落機能強化加算	
	協定数	面積	協定数	面積
鳥取県	—	—	19	433
島根県	27	426	102	2,577
岡山県	11	228	30	423
広島県	3	44	12	438
山口県	3	15	11	297
中国四国厚生局管内計	44	713	174	4,168
全国計	366	7,070	555	24,586

（出典）中山間地域等直接支払交付金の実施状況（農林水産省）より、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

14

事例③ 協同組合 YADDO 知夫里島（島根県知夫村）

人口：約600人 高齢化率：約47% 2024年12月

村営バス・タクシーを運行する「一般社団法人 ぐるーり知夫里島」への運転者派遣

開始時期	近隣の海士町で「特定地域づくり事業協同組合」が設立されたことなどから、2021年5月に村内企業を対象とした制度説明会を実施。同年12月に、5社（ホテル、フェリー接岸業務、水産会社、商店、水産加工会社）の参加を得て「協同組合YADDO知夫里島」を設立した。 一方、知夫村ではコロナ禍の影響でタクシー会社が廃業したため、2021年4月から村が「（一社）ぐるーり知夫里島」に交通空白地有償運送（村営のバス・タクシー）の運行を委託することになった（村営バスは2018年度からあり）。「YADDO知夫里島」に参加した6名のうち、2名が「ぐるーり知夫里島」に派遣され、その後正社員となり、交通空白地有償運送の運転手として活躍している。
運送主体	一般社団法人 ぐるーり知夫里島
運行日時	タクシー：毎日運行、8:30～17:00。バス：平日運行。1日5便（5コース×1便）
運行コース	別紙の通り
運転者	10名登録、実働4名。YADDO知夫里島から派遣され、正規職員になった人を含む
使用車両	ハイエース2台、普通車8台（軽4台）を、バスとタクシーとして使用。
利用のしくみ 事務局等	当日受付は8:30～17:00に予約する 6:30～9:00に利用する場合、前日の17:00までに予約する
利用者負担	バス：1回100円（中学生以下、障がい者は無料）。 タクシー：10分あたり500円。主要な目的地で、500円または1,000円に区分される

令和5年2月1日～ 知夫村営バス運行時刻表

1便 ★は前日17:00までにご予約ください。											
地区名	来居	仁夫	薄毛	多沢	郡	来居	古海	来居	郡		
停留所	内航船	バス停	バス停	バス停	学校前	内航船	バス停	内航船	コミュニティ		
時間	7:15	7:24	7:35	7:40	7:43	7:47	★7:55	8:06	降車専用		
2便 ☆は30分前までに予約受付時のみ玄関まで送迎いたします。											
地区名	郡	仁夫	仁夫	大江	薄毛	多沢	多沢	郡	来居	古海	来居
停留所	コミュニティ	バス停	美田屋前	診療所	バス停	バス停	招福苑	学校前	内航船	バス停	内航船
時間	8:15	8:20	8:21	8:27	8:32	8:37	☆8:39	8:41	8:45	8:52	8:58
3便 ☆は30分前までに予約受付時のみ玄関まで送迎いたします。											
地区名	郡	多沢	多沢	薄毛	仁夫	来居	古海	来居			
停留所	コミュニティ	招福苑	バス停	バス停	バス停	学校前	フェリー	バス停	事務所		
時間	9:48	☆9:50	9:52	9:57	10:08	10:13	10:17	降車専用	降車専用		
4便											
地区名	郡	郡	来居	来居	古海	仁夫	多沢	薄毛	郡		
停留所	コミュニティ	学校前	フェリー	フェリー	バス停	バス停	バス停	バス停	コミュニティ		
時間	11:23	11:24	11:28	連絡	降車専用	降車専用	降車専用	降車専用	降車専用		
5便											
地区名	来居	郡	古海	仁夫	薄毛	多沢					
停留所	内航船	学校前	バス停	バス停	バス停	バス停					
時間	17:47	降車専用	降車専用	降車専用	降車専用	降車専用					

<実績>村営バス:2,409人
タクシー:4,461人
※R5年度
※ほかに観光利用1,203人



Youtube動画より 知夫村営タクシー



知夫里島観光協会HPより

移住・定住の促進に向け、多様な働き方を提案

- 「協同組合 YADDO知夫里島」は、設立運営の中心的な役割を担っている事務局長も、参加した職員 6 名も、全員が移住者である。
(うち 2 名は祖父母が島出身など所縁のある人)。20代～40代で、女性が 1 名、男性が 5 名。
- 組合で複数の業務に従事する期間を、移住者が様々な仕事を経験して自身の望む仕事を選択する(就職する)ことができる期間と位置付けている
＝事業所と移住者の両方が安心して働く＆雇用することができる。
- 2024年11月現在、組合に参加する企業は農協などを含め10社(ホテル、フェリー接岸業務、水産会社、商店、水産加工会社など)。
- 現在の派遣先は隠岐汽船(フェリー接岸業務)と社会福祉協議会の2か所のみ。
- YADDO知夫里島の2024年度の交付決定額は、2,777千円
※ほかに村による上限2,000千円の補助金あり



<https://www.youtube.com/watch?v=ENDs6VGJxW8>

上記のyoutube動画より、山本事務局長(写真)

2024年度全国計(109組合・112市町村)のうち、中国地方で交付決定を受けた組合は、22組合・22市町村

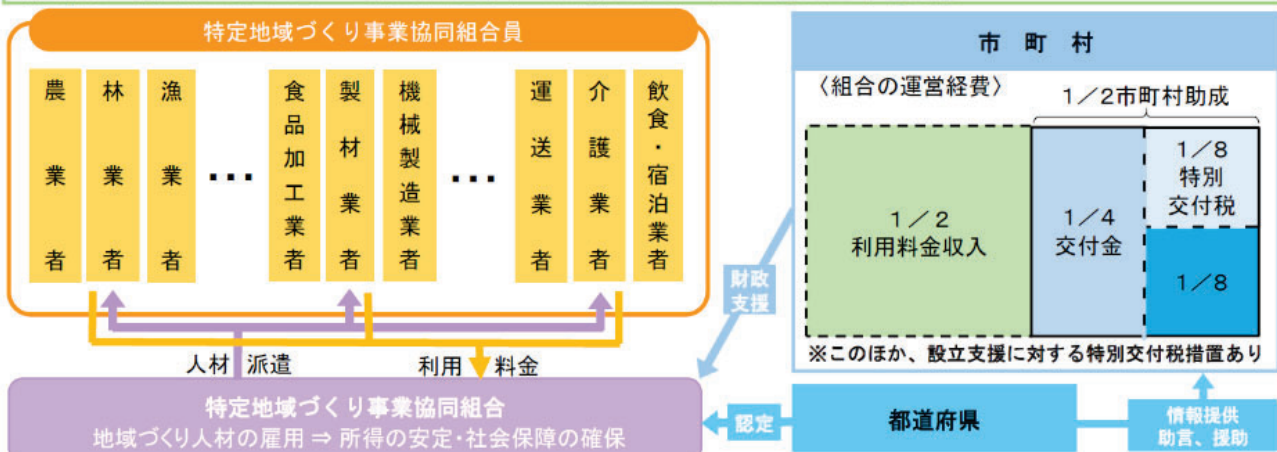
17

「特定地域づくり事業協同組合」

- 人口急減地域において、複数事業所で設立した組合で雇用した職員を、組合員である事業所に派遣する仕組み。地域の仕事を組み合わせることで、年間を通じた仕事を創出する(根拠法:地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律)。
- 組合の運営経費の1/2の範囲内での公費支援(国1/2、市町村1/2)があり、①派遣職員人件費(上限:400万円/年・人)と、②事務局運営費(上限:600万円/年)が対象。また、別途市町村負担分を対象とした特別交付税措置もある(措置率1/2、上限300万円)。

人口急減法の概要

対 象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない
認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定(10年更新制)
特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業(無期雇用職員に限る)を届出で実施可能



(出典)総務省資料

18

関係省庁の連携による中山間地域等における高齢者等の移動手段確保に向けた支援とは？

活用に至った団体から寄せられる声

- ・実施団体が国の情報を知り、市町村の担当課と相談して申請に至った。市町村の担当課に相談しても、支援策の情報を持っていない。
- ・手続きが難しく、実施団体だけでは申請や報告業務をこなせない。伴走支援者がいても、対象は市町村で、実施団体への具体的な支援はしてもらえない。
- ・単年度の補助でつないでいくのは難しい。市町村の支援策があればいいのに・・・。

⇒省庁が示した横断的な支援策を、実施団体が活用しているに過ぎない現状ではないか。市町村の複数の担当課が関わって支援を行うことは稀。

庁内連携や、移動支援を始めたいというご相談が地区住民や関係団体から寄せられた場合の役割分担や手順は？、岩手県の某市の回答は…

- 過去（コロナ前）には関係課、関係団体が参集して移動支援についての情報交換会を開催したことがある。現在は定期的に参集しての共有の場はなく、担当レベルでの相談や共有のみとなっている。移動手段について検討する地域ケア会議や地域からの相談に対しては、両課で対応することがある。
- 市内の企業から地域貢献として高齢者を対象にした移動サービスを検討しているという相談が長寿介護課にあった際、都市再生推進課に相談内容を共有し、両課で相談先の企業を訪問し一緒にヒアリングを実施した。
- 包括支援センター主催の地域ケア会議において、両課に加え地域づくり担当課が参加し、課題の共有を行った。

ご清聴、ありがとうございました。

19

地域交通施策と介護・福祉分野における連携について



中国運輸局交通政策部
交通企画課長 鎌田 隆聖



Chugoku Transport & Tourism Bureau

地域公共交通の「リ・デザイン」



- 地域公共交通の需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであるため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する「**交通DX**」、車両電動化や再エネ地産地消など「**交通GX**」、①**官民共創**、②**交通事業者間共創**、③**他分野共創の「3つの共創」**、すなわち、地域の関係者の**連携と協働**を通じて、**利便性・持続可能性・生産性**を高め、**地域公共交通の「リ・デザイン」**(再構築)を進める。

交通DX

自動運転

地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスについて、実証事業を支援



▲茨城県境町の自動運転バスの運行

MaaS

交通事業者等の連携高度化を後押しするデータ連携基盤の具体化・構築・普及を推進



交通GX

交通のコスト削減・地域のCN化

車両電動化と効率的な運行管理・エネルギー・マネジメント等の導入を一体的に推進



3つの共創

官民の共創

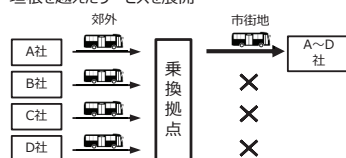
一定のエリアにおいて、地域でサービス水準を決定し、事業者が複数路線を一括して長期間運行

交通手段が重複 ▶ ネットワークの統合 ▶ エリア一括協定運行



交通事業者間の共創

複数の交通事業者が共同経営を行うことにより、垣根を越えたサービスを展開



他分野を含めた共創

地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現



目的

地域の交通の活性化と社会的課題解決を一体的に推進するため、関係省庁の連携の下、デジタルを活用しつつ、地域の公共交通の・デザインを促進する。

構成員

議長 国土交通大臣

構成員（関係省庁）

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 次長
内閣府 地方創生推進事務局 次長
警察庁 交通局長
こども家庭庁 成育局長
デジタル庁 統括官（国民向けサービスグループ長）
総務省 地域力創造審議官
文部科学省 総合教育政策局長
厚生労働省 政策統括官（総合政策担当）
農林水産省 農村振興局長
経済産業省 地域経済産業グループ長
製造産業局長
国土交通省 公共交通政策審議官
都市局長
道路局長
鉄道局長
物流・自動車局長
観光庁 次長
環境省 総合環境政策統括官

構成員（有識者）

阿部守一（長野県知事）
越 直美（三浦法律事務所弁護士）
富田哲郎（東日本旅客鉄道株式会社相談役）
増田寛也（日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長）
松本 順（株式会社みちのりホールディングス代表取締役グループCEO）
棕田昌夫（広島電鉄株式会社代表取締役社長）
森地 茂（政策研究大学院大学客員教授、名誉教授）
山内弘隆（一橋大学名誉教授）
吉田守孝（株式会社アイシン代表取締役社長）

（五十音順・敬称略）

スケジュール

令和5年9月6日（水）第1回 課題整理（国土交通省）
10月25日（水）第2回 連携・協働に関する取組の実態（関係省庁）
11月16日（木）第3回 連携・協働に関する課題（自治体・事業者）
令和6年2月9日（金）第4回 データ活用・司令塔機能（自治体・事業者）
4月5日（金）第5回 とりまとめ骨子（案）
5月17日（金）第6回 とりまとめ

地域の公共交通リ・デザイン実現会議とりまとめ

検討の背景・必要性

- 人口減少に伴う病院の統合・移転、学校の統合等のほか、高齢者の免許返上の自主返納等により、日常生活における「移動の問題が深刻化」
 - 交通分野だけでなく、様々な分野における人手不足等の課題が顕在化
 - 地域によっては公共交通事業者のみでは、旅客運送サービスを維持することが限界
- 関係省庁が連携し、交通リ・デザインと社会的課題の解決に向け、一体的な対応が必要

地域公共交通の状況

＜将来の人口増減状況＞
・全国の約半数の地域で人口が50%以上減少（2025年）
＜路線廃止の状況＞
・路線バス：約2,700kmの路線が廃止（2009年度～2022年度）
・鉄軌道：約589km、170の路線が廃止（2009年度～2022年度）
＜ドライバー数の状況＞
・乗合バス：約129人減少（2019年度～2022年度）
・タクシー：約159人減少（2019年度～2022年度）
＜居住地域に対する不安（地方部）＞
・公共交通が最良な移動手段でないと生活できない：約40%
・徒歩圏内のコンビニ、スーパー、病院などの施設が少なくない：約30%
（※2021年国勢調査に基づく推定値）

地域類型ごとの課題解決に向けた方向性

A：交通空白地など

- 公共交通事業者だけでは移動手段を十分に提供することが困難
- ⇒ 地域の輸送資源の総動員・公的関与の強化

B：地方中心都市など

- 提供されている公共交通と、各分野の送迎輸送との重複による需要の分散がみられ、将来的に公共交通の持続性が課題
- ⇒ 地域の公共交通の再評価・徹底活用

C：大都市など

- 内外から多くのビジネス客・旅行者が訪問（一部時間帯・エリアでは供給が不足）
- ⇒ 利便性・快適性に優れたサービス提供を質・量ともに拡充

D：地域間

- 人口減少等が進む中、広域での社会経済活動の活性化が重要
- ⇒ 幹線鉄道ネットワークの機能強化等の取組について地域の実情に応じた検討

連携・協働を推進し、移動手段の確保・持続可能な交通ネットワークの構築を図る必要

●自家用有償旅客運送制度の見直し及び活用（道路運送法78条2号関係）

- ・自治体为主体となった取組が各地で進展中
- ・道路運送法に基づく地域公共交通会議について、運営手法の柔軟化を検討

●地域の自家用車・ドライバーを活用した新制度の活用（道路運送法78条3号関係）

4月1日より取組開始

連携・協働の推進に向けた環境整備

環境の醸成

政府共通指針の策定

- 政府一丸として、「地域交通を再構築（リ・デザイン）していくための多様な関係者による連携・協働に係る指針」（仮称）を策定し、全自治体に取組を働きかけ
- 地方公共団体における交通部長及び関連部局との連携推進
- 部局間の情報・データ共有の推進及び新技術・デジタル技術の活用
- 自家用有償旅客運送の積極的な活用
- 地域の輸送資源の活用推進

各分野の指針・通知の策定

- 各分野の送迎について、地域住民の提案、公共交通への乗客・乗客、空室時間の活用等を推進するための事項を明確化
- ＜教育・子育て・スポーツ分野＞
・スクールバス
・放課後児童クラブの送迎
・介護・福祉分野
・へき地患者輸送車の送迎
＜医療分野＞
・へき地患者輸送車の送迎
＜分野共通＞
・自家用有償旅客運送への多様な関係者の参画
・送迎活用等に係る匿名輸送法が取組

カタログ化による支援

- 連携・協働のプロジェクトに対して、データ・支援措置を交えてカタログ化
- 連携体制
- 支援体制
- 関係者（行政担当者等）

取組の実装

法定協議会のアップデート

- 多様な関係者が参画し、課題に先手先手で地域全体を面的に捉えて取り組む計画へ
- 多様な関係者の協議会参加
- モニタリングチーム（自治体と事業者等）
- デジタル活用による運営効率化等
- ※地域の実情に応じて協議会

地域公共交通計画のアップデート

- データを活用し、可視化された課題に先手先手で地域全体を面的に捉えて取り組む計画へ
- 「モデルアーキテクチャ（標準計画）」に基づきシミュレーションで実効的な計画策定
- 移動に関わるデータ（人口・移動動向、交通サービス、居住需要等）の作成・共有・活用等

施策のアップデート

- 新たな制度、技術も活用し、地域公共交通計画に位置付ける施策の充実・強化へ
- 自家用有償旅客運送制度、自家用車活用事業の活用
- 新技術・デジタル技術の活用
- 貨客混載の推進
- モビリティの機能強化
- 交通事業者の共同経営
- エリア一括協定運行

都道府県によるサポート（中小市町村との連携・協働）

- リ・デザイン（データ共有・活用等の推進）
- デジタル（人材育成、ネットワークの構築）
- 旧ト＆プレイス（人材育成、ネットワークの構築）

国によるサポート

- 伴走体制の構築

取組の加速化

多様な分野の連携・協働による取組を、アップデートした地域公共交通計画・協議会等のもとで、段階的・先行的に自治体において、関係省庁による重点的な支援を行う取組を検討

継続的な連携・協働の取組の確保

- 連携・協働に向けた取組が継続的に行われるよう、KPIを位置付け、定期的に進捗状況のフォローアップを実施

KPI

目標年次：2027年度
（デジタル田園都市国家構想総合戦略の期間）

- ✓各施設の送迎の見直しに新たに取組む自治体数 100
- ✓各分野との連携・協働に先導して取組む自治体数 100
- ✓自動運転移動サービスの活用に取り組む箇所数 100
- ✓AIオンデマンド交通の活用に取り組む自治体数 500
- ✓自家用有償旅客運送に取り組む団体数 1,000

今後の課題として提示された意見

- 地域の交通事業者の集約・統合
- 国と自治体の役割分担
- 地域の実情に応じた自動運転の実装のあり方
- 地域交通の維持のための財源負担のあり方
- 鉄道における自然災害への対応

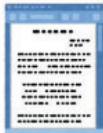
政府共通指針の策定（6/28発出）

政府一体として、「地域の公共交通・デザイン連携・協働指針」を策定し、全自治体に取り組む働きかけ

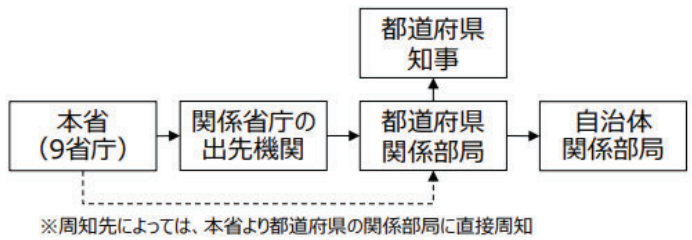
交通分野と各分野との連携・協働に係る方向性等を提示する、関係省庁連名による指針を策定し、全都道府県、全自治体等に周知

1. 交通部局及び関連部局との連携の推進
2. 部局間の情報・データ共有の推進及び新技術・デジタル技術の活用
3. 自家用有償旅客運送の積極的な活用
4. 地域の輸送資源の活用推進

国・自治体・関係者の意識改革を推進



周知ルート



発出元	周知先
1 総務省	地域活性化（RMO）、地財措置を担当している部局
2 こども家庭庁	子育て部局
3 文部科学省	教育部局、スポーツ・文化部局
4 厚生労働省	介護・福祉部局、医療部局
5 農林水産省	農林水産部局、農泊、JAを担当している部局
6 経済産業省	商工部局、商工会、商工会議所を担当している部局
7 国土交通省 公共交通政策審議官	交通部局
8 都市局	まちづくり部局
9 観光庁	観光部局、DMOを担当している部局

介護・福祉事業の分野別指針①

各分野別（教育・福祉・農泊等）の送迎について、

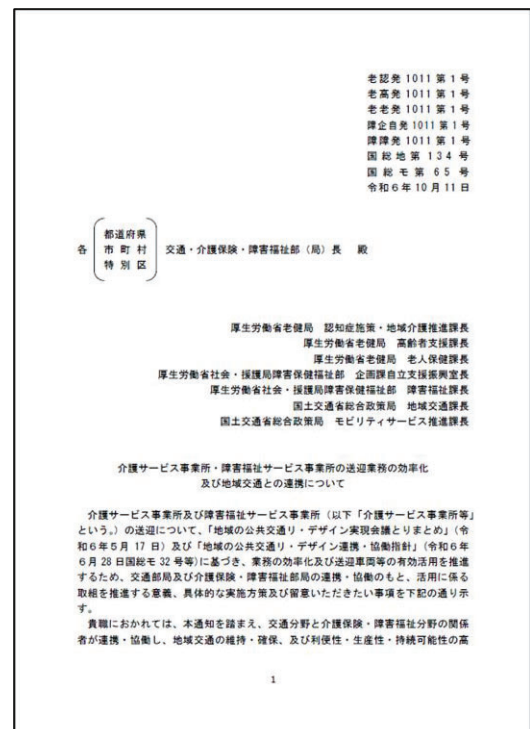
- ・地域住民の混乗
- ・公共交通への委託・集約
- ・空き時間の活用

等を推進するための事項を明確化するため
分野別の指針・通知を策定



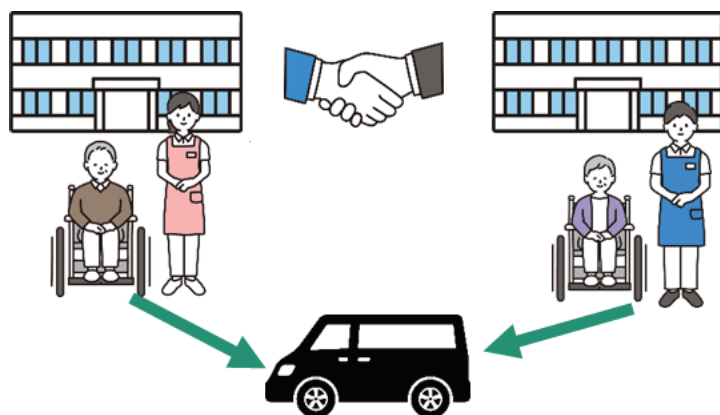
介護・福祉事業の分野別指針

「介護サービス事業所・障害福祉サービス事業所の
送迎業務の効率化及び地域交通との連携について」
を令和6年10月11日に発出



1) 運営主体が異なる介護サービス事業者等の利用者の同乗に係る取扱い

介護サービス事業所等の送迎車両に他法人の介護サービス事業所等の利用者が同乗しても、①両事業者間で、雇用契約又は委託契約を締結するなどして、同乗にかかる条件(費用負担や責任の所在等)を明確にし、②送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲であり、かつ、各事業所の通常の事業実施の範囲内であることを満たせば、**介護報酬及び障害福祉サービスに係る給付の支給対象となり、介護報酬については送迎減算が適用されず、障害福祉サービスに係る給付については送迎加算の対象となります。**



ポイント

複数の介護サービス事業者の利用者が同乗したとしても介護報酬や障害福祉サービスに係る給付の支給対象になり、障害福祉サービスに係る給付も送迎加算の対象になります。

2) 介護サービス事業所等と居住実態がある場所との送迎に係る取扱い

利用者の居住実態のある場所(親族の家等)と事業所間の送迎についても、①事業所のサービス提供範囲内である等、運営上支障がなく、②利用者と利用者家族それぞれの同意が得られている場合は、**介護報酬の支給対象となり、送迎減算が適用されません。**



3) 介護サービス事業所等の車両の空き時間活用に係る取扱い

地域の介護サービス事業所等の送迎車両及びドライバーの空き時間を利用して、地域住民等を送迎する取組みは、介護サービス提供時間外など施設利用者の利用に支障がない範囲で行われる場合には、**介護報酬及び障害福祉サービスに係る給付に影響なく実施可能**です。ただし、あくまでも車両の空き時間を利用することとしたもので、地域住民と介護・福祉サービス事業所の利用者との同乗を認めるものではありません。また、送迎サービスの提供にあたり利用者より実費を超えて対価を受け取る場合は、許可・登録が必要です。



送迎車両及びドライバーの空き時間の活用

4) 介護サービス事業所等による送迎の委託に係る取扱い

介護サービス事業所等が単独で交通事業者等に委託することに加え、運営法人が同一であるか否かに関わらず、複数の介護サービス事業所等が共同で、それぞれの送迎業務を一括して交通事業者へ委託しても、①事業者間で、同乗にかかる条件（費用負担や責任の所在等）を明確にし、②送迎範囲が利用者の利便性を損なうことのない範囲であり、かつ、各事業所の通常の事業実施の範囲内であることを満たせば、介護報酬及び障害福祉サービスに係る給付の支給対象となり、介護報酬については送迎減算が適用されず、障害福祉サービスに係る給付については送迎加算の対象となります。



5) 総合事業における通所型サービス等の送迎の委託に係る取扱い

総合事業における指定相当通所型サービス事業所への利用者の送迎について、総合事業の実施主体としての市町村が、地域全体で高齢者の移動手段を確保するという視点に立ち、地域の公共交通事業者等に外部委託を行うなど、様々な形で実施することも可能です。また、指定相当通所型サービス以外の通所型サービスにおける送迎についても、指定相当通所型サービスの内容を踏まえて市町村が定める基準等に従って柔軟に実施することが可能です。

6) 介護保険法等に基づく移動支援等に係る道路運送法の取扱い

移動支援等については、法制度上、運送サービスに対する報酬が支払われていないと扱われるものは、有償の運送に該当せず、道路運送法上の許可・登録は不要です。

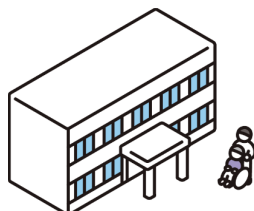
(1) 訪問介護等における運送

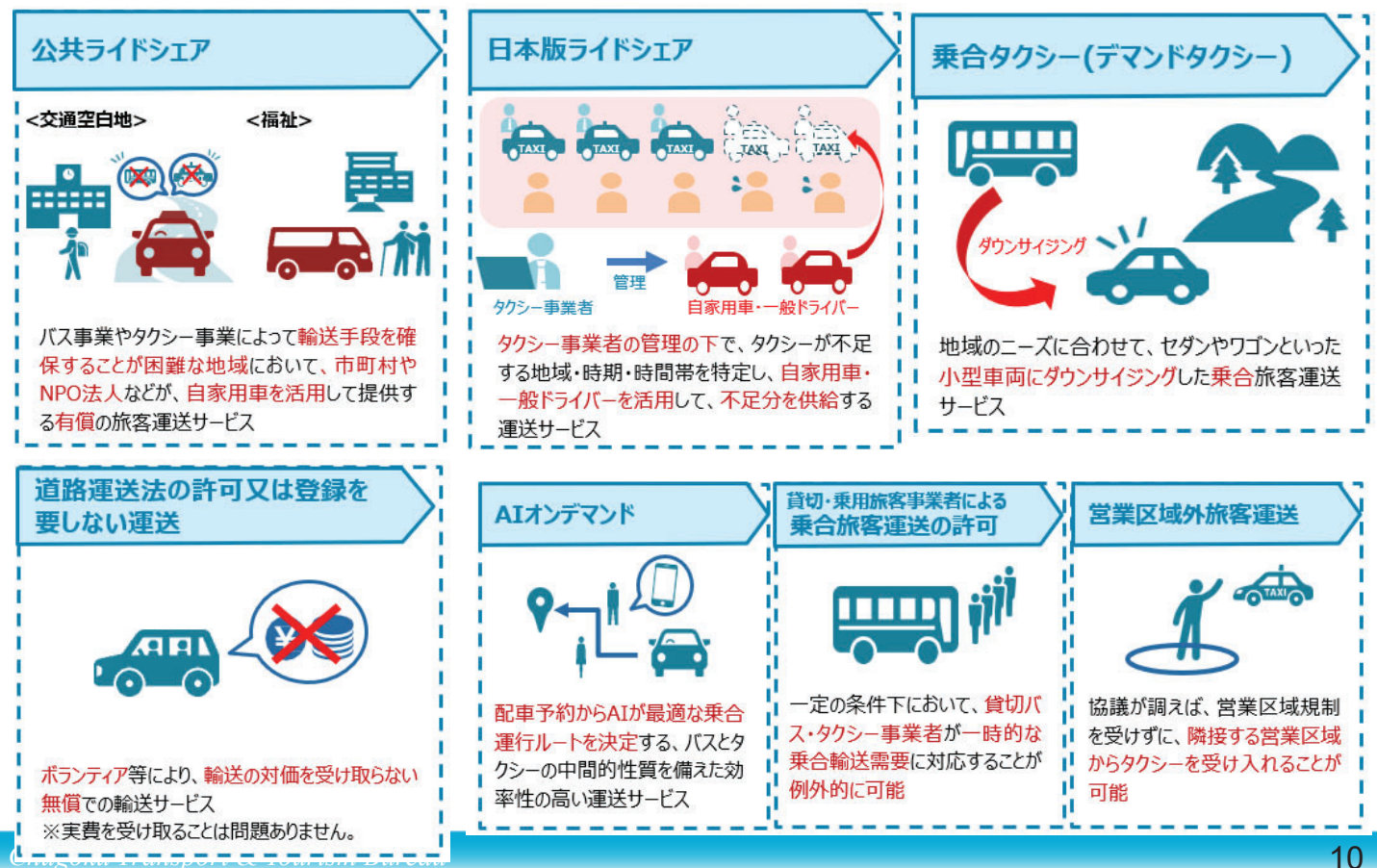
- ・乗降介助が介護報酬の対象となっている場合でも運送は介護報酬の対象外であり、利用者から運送の反対給付として金銭を収受しない場合は許可・登録は不要です。
- ・障害者総合支援法に基づく居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援及び地域生活支援事業の移動支援事業において運送を行うことがある場合についても同様です。

(2) 総合事業における訪問型サービスB・D及び一般介護予防事業の一環として行う運送

以下の場合、許可・登録は不要です。

- ・当該運送に特定した反対給付がない場合
- ・地域支援事業交付金等から補助されるガソリン代等の実費並びにボランティア（運送を行う者を含む。）に対するボランティアポイント及びボランティア奨励金のみを収受する場合





背景・必要性

- AI配車システムなどのDXの進展により、デマンド型で運行される乗合タクシーによる輸送サービスは、利便性・効率性の向上が見込まれており、ラストワンマイル・モビリティを担う交通手段として、今後益々期待が掛かる。
- 他方、乗合タクシー（区域運行型乗合事業）の導入が必要な交通不便地域において、交通事業者が十分に車両等を有していないケースが存在。

概要

- 過疎地域において、予め定められた地域を運行する乗合タクシーを展開するに当たって、地域公共交通会議等の協議が調った場合には、事業用自動車による輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用自動車を輸送力補完のために活用することができることとする。
- その際、運転者は乗合タクシー事業者と雇用契約を締結し、同事業者が運行管理を行う。

- ◆ U町では、地域公共交通会議で乗合タクシーによるサービスの導入が望ましいとされた。
- ◆ しかし、乗合タクシー事業者Xに十分な車両等がないため、C地区へのサービス提供は厳しかった。
- ◆ そこで、Xが保有する事業用自動車2台に加えて、自家用自動車1台を使用してサービス提供を行うこととした。

乗合タクシー事業者X



＜智頭町における交通課題＞

▶ドライバー不足・高齢化

- 住民や利用者のニーズを踏まえ、公共交通のサービス改善・向上を図りたくても、**担い手不足**等のサービス供給側の事情により実現できない。

▶地理的特性による公共交通不便地域の存在

- バス停が自宅から離れている世帯が存在し、公共交通を利用しにくい地域が多数ある。

▶公共交通利用者の減少・財政負担の悪化

- 自家用車の普及や人口減少に伴い、公共交通の利用者はごく一部に限られる。高齢者、児童・生徒、一部の観光客に限定されており、運行継続のためには**利用者層の拡大**が必要。

- 公的資金投入額の増加**（バス運行・タクシー助成）



公共ライドシェアにより移動需要に対応している事例～鳥取県智頭町～②

地域住民が自家用車を活用し、**ドライバーとして運行**を実施するAI乗合タクシー「のりりん」の運行を開始。地域住民主体の運行体制により、地域への貢献度アップ、やりがいづくりに貢献。また雇用の促進に寄与。（令和7年2月1日時点 町民ドライバー：26名）

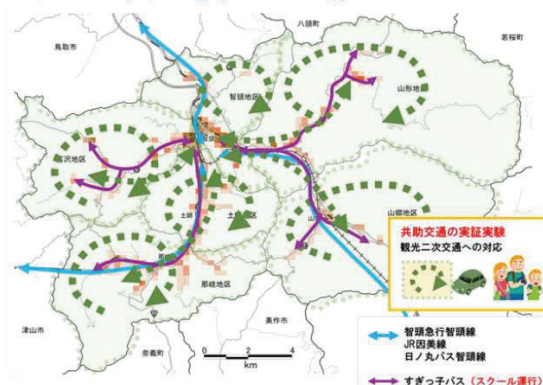
＜取り組み概要＞

- 運行エリア：智頭町全域
- 運用開始：令和5年度本格導入
- 運行時間：平日/土日祝/6時～19時
（※年末年始：12/30～1/3は運休）
- 車両について：
台数/10～12台程度で運行実施
運行車両/自家用車を活用
※普通車・軽自動車は問わない。ただし軽トラックは不可。
- 予約方法：IP告知端末、電話
- 運賃：500円/乗車（乗合時は400円）
- 決済方法：回数券または定期券
- 使用システム・関連企業：
AI運行バス（NTTドコモ）
IP告知端末（京セラみらいエンビジョン）
遠隔点呼（日野自動車）
- 運行事業者：智頭町共助交通運営協議会
（智頭町、智頭町観光協会、各地区振興協議会、
智頭町シルバー人材センターで構成）

＜運行車両・ドライバー＞



＜運行エリア（智頭町全域）＞

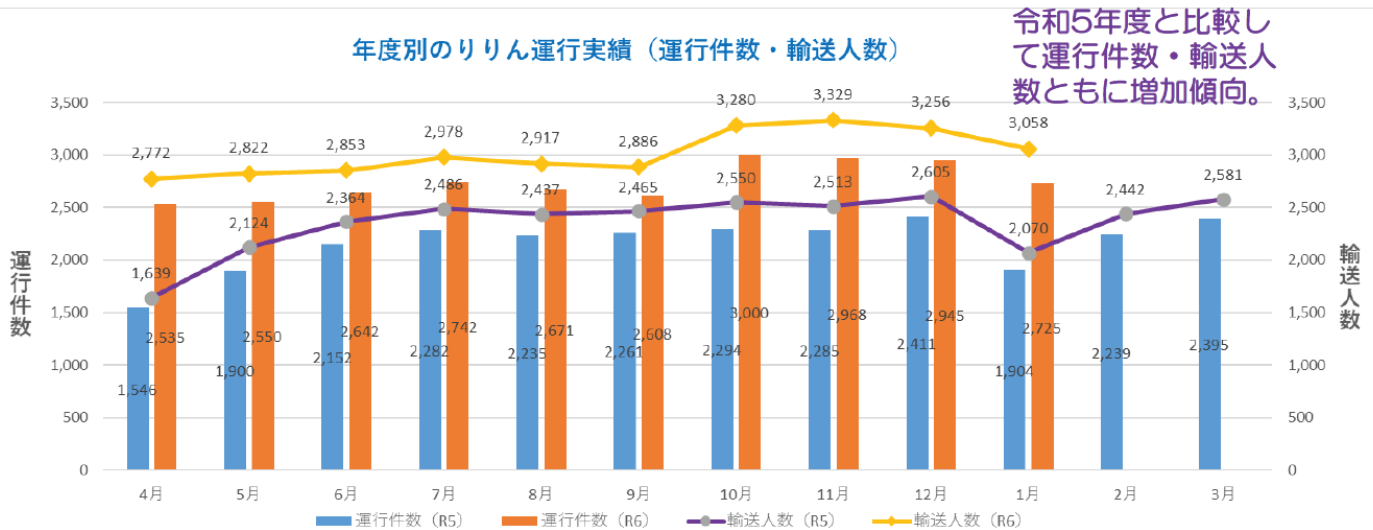


■ 運行開始からの実績（利用状況）

今の流れでいくと年度末時点の輸送実績（人数）は約35,000人にのぼる見込み！

年度別AI乗合タクシー「のりりん」月別運行・輸送実績一覧

年度	実績項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和5年度	運行件数	1,546	1,900	2,152	2,282	2,235	2,261	2,294	2,285	2,411	1,904	2,239	2,395	25,904
	輸送人数	1,639	2,124	2,364	2,486	2,437	2,465	2,550	2,513	2,605	2,070	2,442	2,581	28,276
令和6年度	運行件数	2,535	2,550	2,642	2,742	2,671	2,608	3,000	2,968	2,945	2,725			27,386
	輸送人数	2,772	2,822	2,853	2,978	2,917	2,886	3,280	3,329	3,256	3,058			30,151



運行開始から1年間の実績（利用状況・登録者数、経費など）

●登録者数：1,583人（令和7年2月1日時点） ※ちなみに4月1日時点は1,374人

●経費：（令和5年度ベース）

①運行管理業務：3,000,000円（日野自動車：7月～）

②運行業務：28,000,000円（共助交通運営協議会）

【内訳】運転手・オペレーター報酬（人件費）、消耗品費、通信運搬費、手数料、施設賃借料、備品購入費、光熱水費、共助交通保険等、認定講習費用

③AIデマンドバス使用料：12,500,000円（京セラみらいエンビジョン）

※AIデマンドバスシステムは京セラ整備のIP告知端末と外部連携させるため、契約相手は京セラとなる。

県補助制度あり！

合計（①+②+③）=43,500,000円

⇒運行収入：約7,000,000円（R4すぎっ子バスの2倍以上！）

※参考：R4すぎっ子バス運行管理委託：42,000,000円

⇒運行収入：約3,000,000円

■今後の展望について

●＜システム＞

現時点では当日予約のみの運用となっているため、今後住民ニーズに対応した予約体制の充実を図らなければならない。（前日予約等）

また、スマホ普及率も高くなってきていることから、スマホアプリの開発・運用による利用者登録やキャッシュレス決済など、利便性向上に努めなければならない。（観光客などの二次交通対応）

『のりりんスマートアプリ』

登録から利用・支払いまで、スマートフォンで完結



●＜全体＞

まだ運行開始から1年ということもあり、完成形ではないと考えている。今後多くの課題が浮き彫りになると思われるため、少しずつマイナーチェンジを繰り返しながら、住民ニーズに沿った智頭町らしい交通体系を構築・維持する必要性が今後の課題として挙げられる。

病院送迎と公共交通を統合した事例～山口県周防大島町～①

● 周防大島町の課題

- ・ 町内では民間バスと町営バスに加えて、町立病院への送迎バスやスクールバスが運行しているが、これらが**時間的・空間的に重複して運行しており、利用者を奪い合っている状態にある。**
- ・ また、**地域によっては送迎バスしか運行しておらず、移動環境が不十分な状況である。**



令和6年度共創・MaaS実証プロジェクトを活用し、路線バスと送迎交通の統合・再編に着手



周防大島町における公共交通・送迎交通の運行経路図

公共交通と送迎交通の運行ダイヤの一例(出典：周防大島町地域公共交通計画)

奥畑線乗合タクシー

- ・ 決められた**停留所(20カ所)**で乗降
- ・ **決められた時間**に運行
- ・ 運賃は乗車区間によって異なる
- ・ 一部半クローズ制のため、相互乗降利用できない区間がある

大島病院患者輸送バス

- ・ 決められた停留所で乗降
- ・ 決められた時間に運行
- ・ **無料で乗車できるが、通院する患者さんしか利用できない**
- ・ 帰りの便を利用する際は、他の患者さんが終わるのを待たなくてはならない

奥畑線乗合タクシーに統合・再編



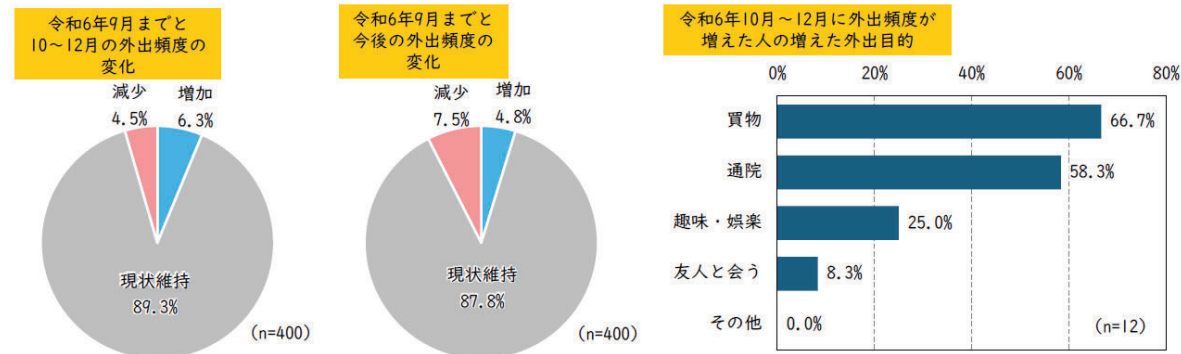
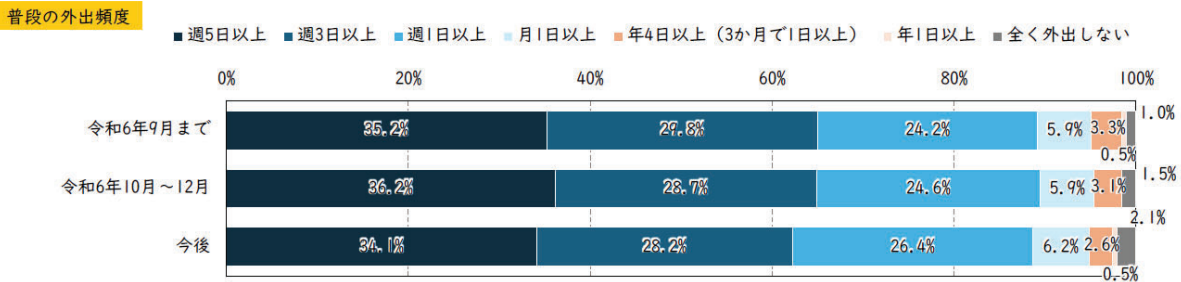
奥畑線乗合タクシー(2024年10月以降)

- ・ **予約に応じて運行**
- ・ **44カ所の乗降場所**で乗降可能
- ・ スーパー、町立病院の敷地内まで乗り入れ
- ・ 民間バスへの乗り継ぎにより、島外まで移動可能
- ・ 1乗車500円均一
- ・ 町立病院への**通院患者**は、今までどおり**無料**で利用可能

運行区域	小松港(町立大島病院)～西屋代地区～東屋代地区		
運行主体	大島観光タクシー株式会社		
運行日	毎日(12/29～1/3は運休)	運行車両	1台(現在の車両)
運行時間	【平日】9:00乗車～17:00降車 【土日祝日】9:00乗車～16:00降車 で利用者の予約に応じて運行 ※朝の1便目は大島庁舎(9:39発の防長バスに接続)経由大島病院行きとして運行します ※ただし 12:00～13:00はドライバーの昼休憩のため運行しません		
乗降場所	44カ所の乗降場所		
運賃	・ 1乗車 大人500円／小学生以下250円 ・ 定額乗り放題プラン 月額3,000円 (障害者手帳又は障害者手帳アプリ「ミライロID」の提示で半額) ※ いずれも車内にて乗務員へお支払い		
予約受付方法と時間	・ 1週間前～利用の1時間前まで に電話またはスマートフォンから予約 【電話受付時間】 平日のみ9:00～17:00 ※土日祝日利用の場合は直前の平日17:00まで 【WEB受付時間】 24時間 ※土日祝日利用の場合も当日1時間前まで予約可能		
事前登録	円滑な予約のため事前の会員登録を行う(WEBでも登録可能)		

● 統合後の住民アンケート調査結果(普段の外出頻度)

- 普段の外出頻度は時期別であり大きな違いはみられない。
- 増減の状況を見ると、令和6年9月までと、10月～12月の外出頻度の変化ならびに今後の外出頻度の変化の見通しについては、現状維持(回答項目に変化なし)の人が90%程度を占めており、減少と増加はほぼ同じ割合であった。
- 外出頻度が増えた人の外出目的は、買い物や通院と回答する人が多い。



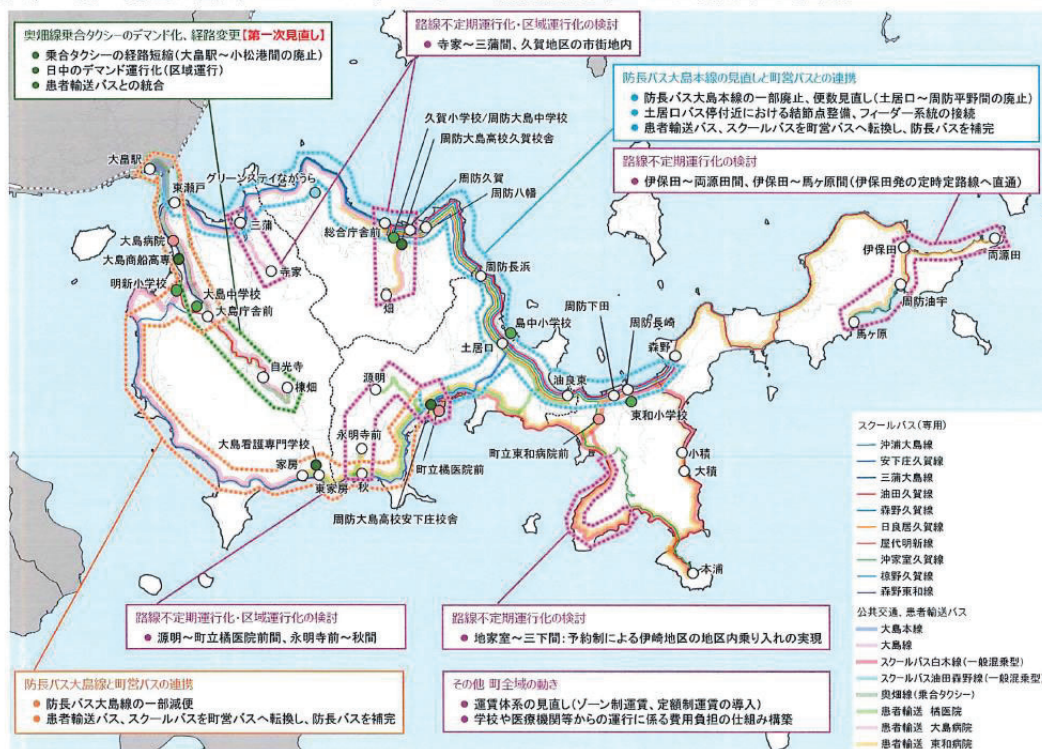
● 統合後の住民アンケート調査結果(改善点の具体例)

- 改善点の具体例として記載のあった内容はテーマ別に以下のとおり。
- ニーズの多かった予約や会員登録の改善点としては、会員登録の手続き簡素化や、スマホ等を持たない人への代理予約、ワンクリックでの予約等が挙げられている。
- 運行時間の拡大では、8時ごろから18時ごろまでを希望する意見が挙げられている。

乗降場所を増やす	- できるだけ自宅の近くにしてほしい。 - 県道沿いはフリー乗降にしてほしい。 - 日陰で待てる乗降場所をつくってほしい。	予約をしやすい	- スマホが無い、使用出来ない人向けに店舗の人が代わりに予約する。 - 予約締切時間の後ろ倒し。(配車までの時間を短く) - 急の場合に利用しやすいようにしてほしい。 - 予約時のTELで耳の悪い人が困っている話をよく聞く。TEL以外の申し込み方法を検討してほしい。 - よく使う予約内容を事前に登録しておき、使いたいときにワンクリックで使えるようにする機能。
運行開始時間を早くする	- 大島病院の受付開始時刻に間に合わない。 - 通院の時には、8時から利用したい。		
運行終了時間を遅くする	- PM6時ごろまで。 - 予約の時間を朝8:30～夕方5:30くらいにして貰いたい。		
乗降場所を分かりやすくする	- 邪魔にならない場所にボールの設置(みかん色)。 - 乗降場所に電話番号を記載してほしい。	その他	- 利用手順をもう一度分かりやすく表示してほしい。 - 奥畑線が大島駅まで乗り入れしなくなり、利用しにくくなった。 - 電子決済の導入。 - 料金値下げ、無料にする。 - 例えば大島病院からの帰りにマルキュウで買い物したり、役場で手続きができるなど。
利用登録をしやすいように	高齢者が利用しやすいように		
車両を小型化する	- 車両を小型化して細かく回れるようにしてほしい。 - 燃費の安い電気にしてほしい。 - あまり乗らないなら小型化してはどうか。		
会員登録を簡単に	高齢者に対応し、できるだけ簡単な手続きで利用できるほうがよい。		

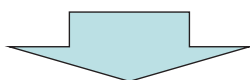
⇒丁寧な講習会を実施することで、90代の高齢者でもスマホから乗車予約ができるようになった事例もあり、デマンド化やオンライン予約自体は高齢者利用の妨げとならない可能性がある。

- 周防大島町の新たな交通体系へのリ・デザインの全体像は、以下を予定している。
- 町内全域にわたる広域の見直しであるため、3か年にわたって順次見直しをしていく。
- 第二次、第三次の見直し箇所については、地域との協議状況等により決定する予定。

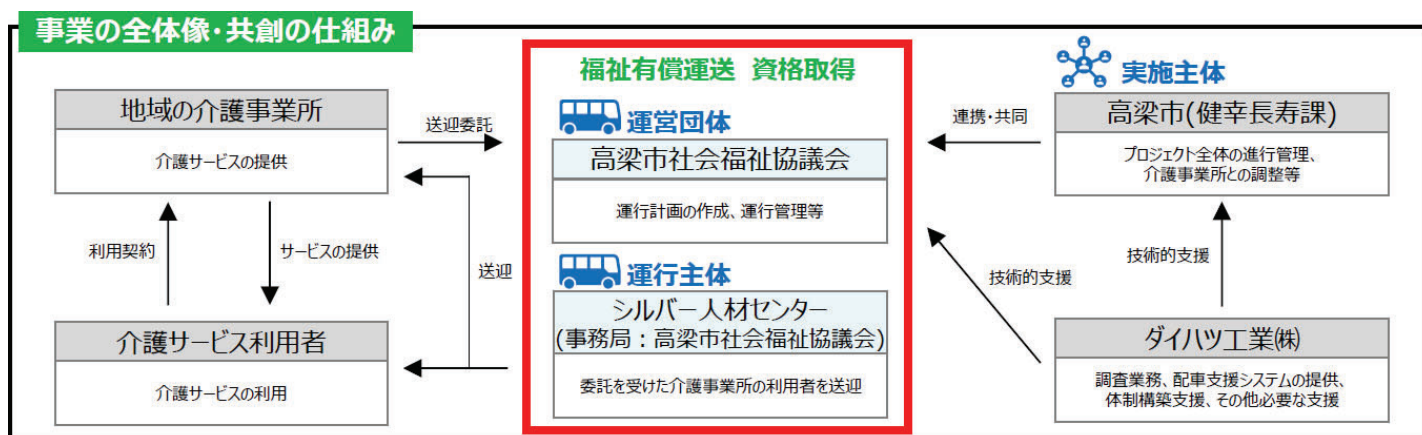


送迎業務の実情

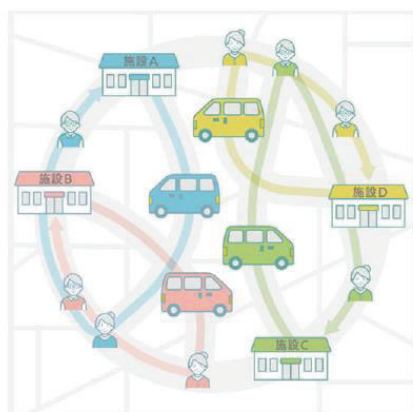
- ・ 介護士の業務時間のうち、**約3割**を送迎に費やしており、かつ4割の職員が負担を感じている。
- ・ 一方で、**送迎業務に関する悩み・苦労は顕在化しにくい。**



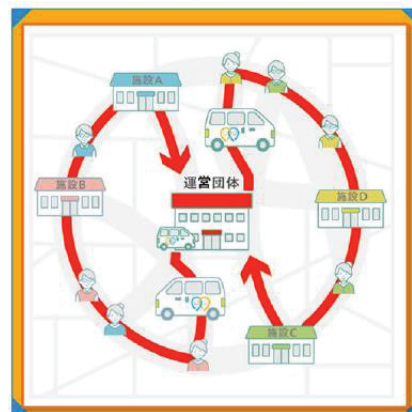
令和6年度共創・MaaS実証プロジェクトを活用し、通所施設の共同送迎サービスを実施



従来のデイサービスの送迎



共同送迎



効果1



介護現場から送迎業務を切り離すことで
介護職員の負担軽減に繋がる

効果2



送迎を地域一体で共同化することで
送迎業務の更なる効率化ができる

さらに！

送迎を行っていない時間帯での車両の有効活用

地域内の協議の上で
発展の可能性あり



病院への送迎



買物への送迎



食事のお届け



生活用品のお届け

● 共同送迎実証実験の概要（実施概要）

目的	25年度の本格運行に向け、実装を見据えた体制での運行を実施し、①運営体制、②安全性、③利用者満足度、④事業収支の評価を行い、実装に向けた課題の洗い出しと、ノウハウ獲得を行うことを目的とする
実証内容	介護事業所が単独で行っている送迎業務を集約し、地域一体で共同運行する
実施期間	2024年11月11日(月)～12月13日(金)（※日曜日を除く）
エリア・規模	市内2エリア 参加事業所：7事業所、登録利用者数：41名 送迎人数：約18名/日、運行車両：3～5台/日
利用者の条件	・手引きで自力歩行ができる方 ・送迎中、お一人で座席に座っていただける方 ・施設職員以外の送迎が受け入れてもらえる方 ・他施設の利用者と同乗が可能な方 など
送迎における諸条件	・杖、歩行器、シルバーカーの持ち込みは可能 ・玄関内までの歩行サポートは可能（自宅内には上がらない）
本事業で活用した制度	令和6年度共創・MaaS実証プロジェクト 共創モデル実証運行事業（国土交通省）

● 利用者満足度の評価アンケートまとめ

- 以下の項目について、経営層/職員/利用者/利用者家族にアンケートを実施した
- 本格運行の利用意向については、**おおむね前向きな回答**を得ることができた
- 職員アンケートでは、特に「**送迎の質**」について、多くのご意見(改善点など)をいただいた

項目	経営層	職員	利用者	利用者家族
業務負担の軽減度合 (※「負担軽減した」と回答した割合)	86% (6/7)	75% (27/36)		
送迎の質 (※「問題なし」と回答した割合)	86% (6/7)	28% (10/36)	97% (29/30)	94% (15/16)
本格運行の利用意向 (※「利用したい(条件付き含む)」もしくは「問題ない・どちらでもよい」と回答した割合)	100% (7/7)	50% (18/36)	87% (26/30)	94% (15/16)

● 本格運行に向けた課題

ドライバーの確保	今回、送迎業務を担ったシルバー人材センター会員の皆さんは、他の業務も兼務していることから、シフト調整が難しい状況が見られた。安定的にサービスを提供するため新規ドライバーの確保が必要。
接客技術の向上	施設職員からのアンケート結果から、施設送迎の質と比較した際に多くの課題点があるとの指摘を多くいただいた。利用者に安心・安全に利用していただくためドライバーの研修等を行い接客技術の向上を図る必要がある。
利用者の受け入れ条件	ドライバーの介助技術、福祉車両の不足などの理由から、利用者の安全確保の観点から「手引きで自力歩行ができる方」「送迎中、一人で座席に座っていただける方」等の受け入れ条件としたが、参加事業所から受け入れ条件の拡充を求める意見があった。
送迎車両の確保	今回の実証実験では既存の車両を使用した。他の移送事業との兼用によりシフト調整が難しい状況が見られた。安定的にサービスを提供するため専用車両の調達を検討する必要がある。
事業収支計画	今回の実証実験の結果から、持続可能な事業とするために必要となる「平均乗車人数」「車両コストの想定」「事業所からの委託単価」等を推測し、本運行に向けた事業収支計画の作成が必要。

● 事業の今後の方向性

実証実験の結果から

- ・ドライバー、専用車両の確保など解決すべき課題はあるものの、当市のような中山間地域においても、ダイハツ工業株式会社の提供するAIを活用して複数の事業所や多方面の利用者を対象とした送迎計画を作成することのできるシステムにより、仕組みとしては実装可能であると考えられる。
- ・実証実験参加事業所からも、引き続きの参加意向やご期待をいただいた。
- ・行政としても、市内通所事業所の安定的な運営確保・介護職の負担軽減や市民への支障のないサービス提供の観点から継続すべき事業と判断した。



今後の方針

- ・実証実験の結果で明らかになった課題・問題点について、引き続き、ダイハツ工業株式会社の助言・協力をいただきながら、運営団体である高梁市社会福祉協議会とともに対応策を検討し、令和7年度中の本運行開始に向けて調整を行う予定。

「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト（令和7年度）

「交通空白」解消緊急対策事業

【担当部署】
・総合政策局（地域交通課）
・物流・自動車局（旅客課）

何らかの対応が必要な「交通空白」を抱える地域において、「交通空白」の解消に向けたサービスを実施するための仕組みの構築を支援します！

補助対象事業者

公共ライドシェア・日本版ライドシェア等、新たに導入する交通サービスの運行主体（運行委託する場合を含む）となる地方自治体、交通事業者、NPO法人、観光協会、商工会、社会福祉協議会等又はそれらを含んだ協議会 ※

補助対象経費

- ①事業実施のための基礎データ収集・分析、協議会・説明会等開催に要する費用
（悉皆ヒアリング調査・利用予測シミュレーション、有識者謝金・会場使用料 等）
- ②サービス提供のために必要となる車両の導入、配車アプリ・運行管理等のシステム開発・導入、運転者募集等に要する費用（車両の購入・リースによる取得、仕切板、ドライブレコーダー等の設置、運転者を募集するための広告費用 等）
- ③実証事業に要する費用（運行経費、実証事業後の利用データ分析、路線・区域・料金設定等の検討 等）



【事業イメージ例】 以下のような検討段階から地域の合意形成までの取組みについて、ワンストップの支援を想定

- 公共ライドシェア等の導入にあたり、実証運行する地域・時間帯の特定に向けた調査、利用予測シミュレーション 等
- 実証運行の実施体制構築・合意形成に向けた地域内調整
- 実証運行に係る車両・配車アプリ等の導入、車両改装・ラッピング、運転者募集 等
- 実証運行経費・実証運行後の利用データの分析・検証 等
- 本格運行に向けた住民説明会



▲公共ライドシェアの立ち上げ（イメージ）

補助率

500万円まで定額、500万円を超える部分は2/3（上限1億円）

※車両購入に係る費用については定額補助の対象外（車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る）

※都道府県が主導するなど複数市町村が共同してサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①については定額の引き上げ（調整中）

※一度本補助を受けた同一自治体内において同一類型の別の事業（別地域での実施）への補助を受ける場合、2件目以降の補助については1/2

問合せ先 各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照）

公募期間

令和7年3月10日（月）～4月7日（月）

【採択時期目安：令和7年4月中（予定）（先着順）】

※応募にあたっては、自治体が「交通空白」と認める地域で実施することが要件となります。
※自治体については、「交通空白」官民・連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

※既存路線の廃止・減便等を受けた代替交通の導入であって、かつ緊急的な取組の必要性が高いものに限り、先んじて採択を行う場合があります 29

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)※によりその維持・活性化に取り組む
実証事業、人材育成を支援します！ ※「共創」:「官民共創」・「交通事業者間共創」・「他分野共創(交通と他分野の垣根を越えた連携)」

1. 共創モデル実証運行事業

補助対象事業者

交通事業者等※を含む複数主体で構成される協議会や連携スキーム等（共創プラットフォーム）

※交通事業者等:一般乗合・一般乗用旅客自動車運送事業者、鉄軌道事業者、一般旅客定期航路事業者、公共ライドシェアの実施主体、シェアサイクル等の事業実施主体、道路運送法上の許可・登録を要しない輸送サービスの実施主体 等

(注) 単一の事業者のみでは補助対象となりません。

補助対象経費

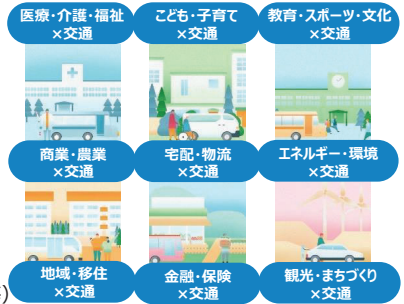
新たな事業の立ち上げ及び実証運行に係る以下の経費対して支援を実施

- ①基礎データ収集・分析、協議会開催に要する経費（有識者謝金・会場使用料 等）
- ②システム構築（配車・運行管理・AIオンデマンド 等）、実証運行に使用する車両導入（車両の購入・リース等）による取得・改造に要する経費
- ③実証事業に要する経費（新規運行に係る経費、実証環境の整備 等）

補助率

A 中小都市、過疎地など (人口10万人未満の自治体)	B 地方中心都市など (人口10万人以上の自治体)	C 大都市など (東京23区・三大都市圏の政令指定都市)
500万円以下は定額、 500万円超部分は2/3	補助率2/3	補助率1/3

▲ 他分野共創の分類例



【事業例】 ※R5年度:77事業、R6年度:256事業を支援

- スクールバス・介護輸送・商業施設送迎等の地域輸送資源の混乗化、遊休時間帯における地域路線への活用
- 介護予防プログラムの一環として公共交通を利用した外出を促進（介護予防財源の活用）
- 教育委員会との連携による児童の登下校・部活動送迎にあわせたデマンド交通等の実証運行
- 商工会議所・商工会や社会福祉協議会、観光協会、地域金融機関、農協等の地域経済界による取組 等



2. モビリティ人材育成事業

（定額：上限3,000万円）

補助対象事業者

地域における交通やまちづくりに取り組む人材の育成を行う都道府県、市町村・民間事業者等

補助対象経費

地域交通分野におけるモビリティ人材の育成に関する取組実施経費

(注) 市町村域を超えた広域的な取組に限ります。

問合せ先

各地方運輸局交通政策部交通企画課 等（別紙参照）

公募期間

令和7年3月10日（月）～4月7日（月）

【採択時期目安：令和7年5月上旬（予定）】

※応募にあたっては、自治体又は運輸局の推薦を受けていることが要件となります。

※自治体については、「交通空白」官民・連携プラットフォームに加入していることが要件となります。

30

参考となる資料

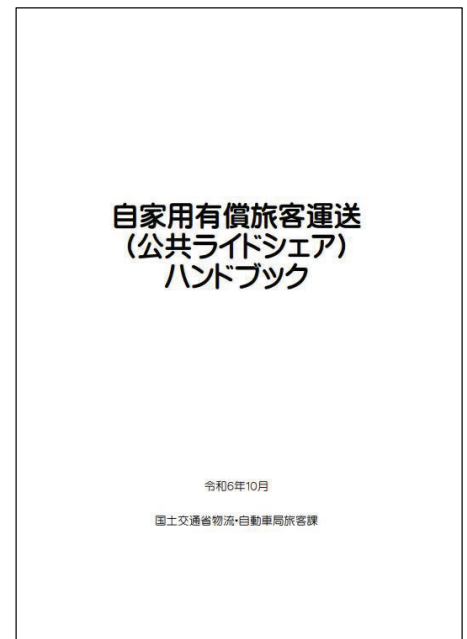


<https://www.mlit.go.jp/redesign/>



※昨今の制度改革等を反映した更新版を作成中

<https://www.mlit.go.jp/redesign/>



https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

令和6年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
関係省庁の連携による中山間地域等における高齢者等の
移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業

報 告 書

令和7（2025）年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2